

筑波法政叢書

学校トラブルと法の役割

The Role of Legal Perspective for Resolving the Troubles on School

星野 豊 著

筑波法政学会

学校トラブルと法の役割

The Role of Legal Perspective for Resolving the Troubles on School

星野 豊

序 本書の目的と課題 ---- 教育的対処と法的対処	2
第1章 生徒指導に関する学校及び教員の責任	4
第2章 いじめ防止に関する学校と教員の責任	24
第3章 教職員の不祥事に関する処分の相当性	41
第4章 PTA の法的地位と学校との相互関係	61
第5章 大規模災害に関する学校と教員の責任	75
第6章 学校と教員を攻撃する保護者への対応	91
第7章 教育的対処から法的対処に到る転換点	103
本書の結論 ---- 学校トラブルへの法的対処の意義	109

序 本書の目的と課題 ---- 教育的対処と法的対処

現在の学校が、種々の局面で種々のトラブルに対処すべき状況にあることは、少なくとも関係者の間では、周知の事実と言って差し支えない。また、かかる状況において、従来必ずしも明確に主張されてこなかった学校や教員の責任が、教育上のみならず法的にも主張され、訴訟等において争われるようになっていくことも、同じく周知の事実と言って差し支えないものと思われる。かかる状況は、学校において教育を受けようとする子どもにとって、およそ望ましいとは言い難く、学校にとっても、学校教育を円滑に進めるための阻害要因となっていることが明らかである。従って、そのような状況に到った原因を究明し、かかる事態の解消と抑止のための合理的対処が議論されるべきことは、当然であると考えられる。

ここで問題となるのは、学校や教員の責任が法的に追及されうる状況にある以上、学校が同様にトラブルに対して法的対処を以て臨むべきか、という点である。学校が学校教育を行うための機関であり、教員が学校教育を行うことの専門家である以上、学校が専門的知見を有しているのは、言うまでもなく教育的対処であって、専門的知見が必ずしも充分とは言えない法的対処を、いつ、何に対して、どのように行うべきかについては、慎重な検討が必要である。実際、教育的対処と法的対処との間では、例えば「関係者間の信頼」という概念の実質的に意味するところが、かなり大きく異なっているし、「子ども」の位置づけや捉え方についても、一致していない点が少なからずある¹。従って、教育的対処と法的対処とは、学校にとってある意味で真逆の対処とも言えるわけであり²、学校が、いつ、どのように法的対処を行うべきか、あるいは、そもそも学校は法的対処を行うべきでないのかは、単純には解決できない問題である。

一方で、学校の運営管理、さらには学校教育についても、現行法制度の下で、関係法令を遵守して行われているものである以上、学校が法的対処と全く無関係な存在であると言うことはできない。また、学校が子どもに社会の仕組みを教育する過程で、現行法制度を含む法的対処について教えることが、必要不可欠であることも明らかである。さらに、前述のとおり、学校におけるトラブルに関して、学校や教員が法的責任を訴訟等において追及されるようになっていくほか、学校で発生するトラブルの一部に直接対処するための立法も徐々に行われつつある現状の下では、教員の教育上の能力と裁量だけで全てのトラブルを解決することは困難であり、学校や教員が現状の存在のみを以て、子どもや保護者、さらには社会全体からの教育的対処に係る「信頼」を獲得できることは、やや期待し難いものと言わざるを得ず、やはり教育的対処と法的対処との相互関係について、検討する必要性が極めて高いように思われる。

本書は、以上のような問題意識を基に、学校トラブルに対する法的対処が、学校教育に対してどのような影響を与える可能性があるかを改めて検討することにより、今後の学校教育を円滑に進めるための、学校トラブルに対する「法の役割」について考えることを目的とするものである。以下では、学校トラブルとしての典型的な局面をいくつか取り上げ、それぞれの局面における法的対処の効用とその役割とについて、関連する裁判例を分析しつつ、主に理論的観点から検討を加えた後、教育的対処と法的対処との関係を再考したうえで、学校トラブル対処に係る今後の方向性について提言する。

1 教育的対処における「関係者間の信頼」は、学校教育を行うに際して、相互の能力及び人格と共に成長させるための、人格的能力的交流を行うに足りるための「信頼」である一方、法的対処における「関係者間の信頼」は、各関係者の利害が事実上一致しており、現状の安定した関係を破壊することはしない、という意味での「信頼」である。また、教育的対処における「子ども」は、言うまでもなく学校教育の対象者として能力的にも人格的にも「成長する」ことを期待される存在であるのに対し、法的対処における「子ども」は、要するに「若年のため能力あるいは思慮に欠ける大人」であって、「大人による代替ないし援助」を受けてはじめて「人」として他人と接することが可能となる存在である。

2 典型例として、法的対処においては、自己の有する情報は法的に対処するための重要な資源であり、相手方にみだりに開示することによって、自己の利益を著しく損なう可能性すら生じかねないものであるから、基本的に自己の有する情報を秘匿しつつ、必要に応じて情報の全部又は一部を公開することが、基本的な対応となるのに対し、教育的対処においては、自己の情報を相手方に開示すべきか否かは、自己の利益不利益という観点ではなく、子どもの成長を図るために必要有益であるか否かによって左右されることとなり、基本的にはほぼ全ての情報が開示され関係者間で共有される状況が、最も望ましい対応となることが多い。

なお、本書各章における議論は、2008年5月から開催している「教育と法研究会」における議論の成果であり、下記の初出一覧のとおり、筑波法政（筑波法政学会）及び末川民事法研究（末川民事法研究会）誌上において公表した各論稿に、必要な改訂ないし補訂を行ったものである³。

【初出一覧】

第1章 生徒指導に関する学校及び教員の責任

- ・「学校の指導と教員の責任（1）～（3・完）」筑波法政57号、59号、60号（2014年）

第2章 いじめ防止に関する学校と教員の責任

- ・「いじめ防止対策推進法と学校及び教員の責任」末川民事法研究5号（2019年）

第3章 教職員の不祥事に関する処分の相当性

- ・「教員の不祥事と処分の相当性（1）～（3・完）」筑波法政63号（2015年）、65号、66号（2016年）

第4章 PTAの法的地位と学校との相互関係

- ・「PTAの法的地位（1）～（3・完）」筑波法政67号、68号（2016年）、73号（2018年）

第5章 大規模災害に関する学校と教員の責任

- ・「大震災時の津波被害に関する学校の責任」筑波法政71号（2017年）
- ・「防災マニュアルと法的責任」筑波法政76号（2018年）

第6章 学校と教員を攻撃する保護者への対応

- ・「学校と教員を攻撃する保護者に対する民事訴訟の実効性」末川民事法研究3号（2018年）

第7章 教育的対処から法的対処に到る転換点

- ・「学校トラブルへの法的対処 ---- 教育的対処からの転換点」筑波法政69号（2017年）

3 同研究会における議論の成果は、本書に収録したもの以外にも、月刊高校教育（学事出版）誌上において、「総合研究・教育と法」として2009年4月以降、数多く公表しているほか、星野豊&教育と法研究会編著『学校のための法律救急箱 ---- 危機管理のためにすべきこと、してはいけないこと』（学事出版、2010年）、星野豊&教育と法研究会編著『先生のための学校トラブル相談所 ---- 59の事例で学ぶ危機管理』（学事出版、2016年）として上梓している。そのうち、特に、学校トラブルの各局面に関する裁判例に関する動向と特徴については、近い将来、別途総合的に検討を加え、書籍として公表することを目指している。この場を借りて、改めて同研究会の関係各位に対し、心より御礼を申し上げたい。

第1章 生徒指導に関する学校及び教員の責任

- 1 序 ---- 問題の所在
- 2 学校の指導の適切性に関する裁判例
 - (1) 授業への批判に対する個別的説得
 - (2) カンニングの疑いに基づいた事情聴取
 - (3) インターネット上の書き込みに対する指導
 - (4) 他の生徒に対する指導を含めた指導の適切性
- 3 学校と教員との法律関係の構造
 - (1) 国公立学校と私立学校との異同
 - (2) 在学契約上の責任と不法行為責任
 - (3) 学校の組織的責任と教員の個人責任
- 4 学校の指導と教員の責任

1 序 ---- 問題の所在

学校における生徒に対する指導の中で、体罰が法律上禁止されていることは広く知られているところであるが、現在では、教員が学校で行った生徒に対する指導全般について、その責任が問われる傾向が生じつつある。

学校における指導は、学校における教育の一環として行われ、その主要な目的が、指導を受ける生徒自身の人格的成長のほか、学校全体としての教育環境を向上させ、当該学校で学習する全ての生徒の健全な成長に寄与するためにあることは、改めて論ずるまでもない。従って、この指導の目的から考えるならば、学校において指導を受けた生徒が、当該指導を原因として心身の状態が不安定となったり、あるいは当該指導を苦にして自殺を図ったりした場合には、当該生徒に対する指導方法と指導内容とに、前記指導の目的との関係で問題があった可能性があることが、疑われる事態となりかねない。

実際、後に検討するとおり、近時の裁判例の中では、学校の種別や生徒の年齢等を問わず、学校において行われた指導を原因として損害賠償を請求される事案が増えていることが窺われる。そして、ごく最近の裁判例の中では、「学校」としての教育組織の責任が問われることと同時に、具体的な指導を行った教員に対しても、学校の責任とは別個の個人的な責任が追及される傾向が、徐々に生じている可能性があるように思われる。

しかしながら、以上のような傾向を、法律上の議論として検討しようとする際には、いくつかの問題点を併せて考えなければならない。第1に、同じく学校といっても、国公立学校と私立学校とでは、学校と教員との関係において法律構成に若干の違いがあることから、ほぼ同じ態様の指導が原因となって同じような事件が生じた場合であっても、学校ないし教員が法律上負うべき責任の種類と程度が異なってくる可能性がある⁴。第2に、学校の指導が原因となって生徒に何らかの被害が生じた場合、その責任を追及するための理論的な法律構成としては、在学契約に基づく契約上の責任と、不法行為に基づく損害賠償責任との2種類が少なくとも同時に発生する可能性があり、特に、これまでの議論や裁判例の中で、在学契約に関する法律構成は、基本的な事項を含めて、未だ厳密に検討されていない部分が少なからず存在すること

4 また、生徒の発達程度によって、学校による指導の適切性に関する判断基準は当然異なってくることが予測されるが、現時点では学校の種別ごとの個別具体的な指導の内容については深く立ち入らず、「学校の指導」として共通すると思われる部分を包括的に取り上げて議論の対象とする。なお、このこととの関連で、学校ごとに異なる「児童」「生徒」の表現については、引用対象となった判例等において用いられる部分を除いて、全て「生徒」と表現することとする。

から⁵、理論的にも実務的にも、具体的事案に対する解決指針が不安定なものとなる可能性がある。また、これらの問題点と関連して第3に、法律上の構成としては、組織としての学校と個人としての教員とは別個の法主体である以上、学校の指導が原因となって法律上の責任が発生する事態となった場合には、学校が負うべき組織的責任と教員が負うべき個人的責任との関係全般について、改めて検討を加える必要が生じてくる。

本章では、以上のような問題点を意識しながら、近時の裁判例における当事者等の主張において、学校での指導における学校ないし教員の責任がどのように追及される傾向が生じているかを明らかにしたうえで、学校における生徒に対する指導の基本的なあり方を、改めて考えてみることにする。

以下では、まず、学校の指導が原因となって生徒の心身の状態が悪化し、あるいは自殺をしたと主張された事案に関する裁判例を概観して、学校の指導に関する問題点の傾向を分析する(2(1)～(4))⁶。その後、学校の指導に関する学校の責任と教員の責任との関係を検討するため、学校と教員との法律関係の構造を、やや抽象的に分析したうえで(3(1)～(3))、学校での指導に起因して教員が責任を負うこととなるべき可能性と、今後における指導の基本的なあり方について考察する(4)。

2 学校の指導の適切性に関する裁判例

学校が生徒を指導する状況は、大きく分けて2つある。

第1には、当該生徒が何らかの事故ないし事件に参与した場合であり、この場合における「指導」は、当該生徒の人格的成長のために行われる「教育的指導」としての意味だけでなく、当該事故ないし事件の事実関係、発生原因ないし今後の対策を検討するための「調査」としての意味を事実上有していることが少なくない。もっとも、この2つの意味での「指導」は当該生徒に対する信頼関係を前提とするか否かにおいて明らかに異なる性格を有しているため、具体的な指導の際にこの2つの目的が曖昧になってしまうと、当該指導の妥当性に関する判断基準も半ば必然的に曖昧になる結果、当該指導の是非をめぐって紛争が生ずる虞が高くなる。

第2に、生徒が学校に対して意見ないし要望を述べ、かかる意見ないし要望が、当該学校の教育方針に照らして不相当と考えられた場合にも、当該生徒に対する指導が行われることがある。この場合における当該指導の性格は、当該意見ないし要望の前提としての事実関係等を調査する必要性があまり大きくないことから、指導自体の性格は専ら「教育的指導」に特化することとなる。しかしながら、当該指導が行われる前提には、生徒の表明してきた意見ないし要望が当該学校の教育方針と合致していない、という状況が存在するため、当該指導は多くの場合、当該生徒の意見を変えさせ、あるいは要望を撤回させることを事実上の目的として行われることとなりかねず、これが紛争を生じさせる大きな原因となることが避けられない。

以下では、概ね時系列に従い、学校での指導に対して生徒ないし保護者から損害賠償請求訴訟が提起された事例を取り上げ、各事件における学校の「指導」の性格と事実上の目的とに注意しながら、学校及び教員の「責任」について検討を加える⁷。

5 例えば、在学契約の当事者となる者は、教育を受ける生徒本人かあるいは学費を負担する保護者か、という問題について、判例による画一的な見解は示されていない状況にある。すなわち、京都地判平成15年7月16日平成14年(ワ)1789号を皮切りとする一連の学納金返還訴訟では、同じく大学入試に関する学納金の返還を求める当事者として、受験生本人からの訴えと、保護者からの訴えとの双方について、返還請求が認められている。また、最判平成21年12月10日平成20年(受)284号民集63巻10号2463頁は、学校の教育内容が校長の更迭に伴って予告なく変更されたことが在学契約上の債務不履行に当たらないとの判断に際し、「〔保護者〕らが在学契約の当事者であるとする〔保護者〕らの主張を前提としても」と判示して、在学契約の当事者が誰であるかについて明言を避けている。この点については後記3(2)参照。

6 本書第1章に関する初出論文である星野豊「学校の指導と教員の責任(2)」筑波法政59号(2014年)では、このほか、「(5)非違行為に係る事情聴取の必要性と相当性」として、佐賀地判平成25年12月13日平成22年(ワ)425号についても検討を加えているが、同事件については、本書第2章においていじめに対する学校の対処の適切性に関して検討する方が適切であると考え、前記論文で行った検討については、第2章における検討に統合した。

7 なお、後の章における事件を含めて、当事者等に係る記号表記は、特に注記した者でない限り、事件ごとに別人である。

(1) 授業への批判に対する個別的説得

大阪地判平成20年5月2日平成17年(ワ)9128号は、授業の内容に対して苦情を申し入れ、担当教員に謝罪を求めた小学校5年生の生徒に対する学校の対応が適切さを欠いたとして損害賠償請求が認容された事案である⁸。本件の事実関係は、当事者の主張が大きく異なる部分が多々あるが、裁判所が認定した事実は、概ね次のとおりである。

原告Xは、平成14年当時、本件小学校の5年生に在籍していた。被告Y1市は、本件小学校の設置管理者、被告Y2は本件小学校の校長、被告Y3はXの担任教諭、被告Y4は音楽担当の教諭であった。

平成14年9月13日、Y4は音楽の授業中、教科書に記載されている曲のCDを大音量で3回繰り返しかけたため、Xほか1名の生徒が保健室で休養をとる、ということが起こった。同日、Y3は、生徒から音楽の授業中CDがうるさかったことを申し立てられ、その事情を聞くこととした。同月15日夜、Y2、Y3、Y4がX宅を訪問して謝罪を行い、さらに同月17日には、臨時保護者会が開催され、Y3、Y4が再度授業について謝罪したが、いずれの際にも、Y2からとにかく謝罪するよう指示を受けたこともあって、授業の意図やCDを大音量でかけた理由については、明確な説明をしなかった。

Xは、Y4の説明に納得せず、他の生徒と共に、Y3に対して本件授業について話し合いたい旨を申し出た。そこで、Y3は、同月20日、Xと他の生徒Aを相談室に呼び、Y4と本件授業について話をさせたが、後日、Xがなお納得できない旨申し出てきたため、同月24日、午後1時頃より、同校内の空き教室である「ゆとり教室」において、Y3の立会のもと、Y4とXとに直接話をさせた。

しかしながら、Y4は、Xが自己の説明に納得しないために徐々に無言になり、他方でXは、Y4がXを納得させるだけの理由を述べないために徐々に興奮し始めた。このため、Y3は、Xを落ち着かせようとして顔を近づけて声をかけたり、肩をたたいて深呼吸するよう促したりしたが、Xの興奮は収まらなかった。このように、XとY4の話し合いが難航したため、途中からY2も話し合いに加わり、Xを相談室に移動させて、午後4時30分頃まで話し合いが続けられた。なお、この話し合いに用いられた「相談室」は、「指導室」とも呼ばれ、職員室横の教材等を保管してある部屋の奥にあり、生徒の指導等に使用されていたことから、外部から部屋の様子が見えないように、ドアの内側には衝立が立てられ、窓にはカーテンが引かれており、他の教室と比べてやや薄暗かった。Xは、Y2らからの説明や回答、注意に対して全く納得せず、興奮して相談室から出ようとし、Y3が肩を押えて静止させることがあった。他方、Xは、興奮して相談室から出られない心理状態に陥り、トイレに行くこともできなかった。

翌25日、Y2はY3に対してXを再度呼び出すよう指示し、Y2とY3とで、本件授業のことをこれ以上親に言ったり、クラスで話題にしたりしないようXを説得しようとしたが、Xは、Y4から納得ができる説明がない等としてY2らを激しく非難し、興奮して机を蹴ったりしたため、Y3はXの隣に座って声をかけてなだめたり、肩をたたいて落ち着かせようとした。なお、Y4は前日の話し合いにより体調を崩し、午後から年休を取っていた。

同年10月、Xは母から音楽の授業に出たくなければ出なくてよいといわれていたもので、4限目の音楽の授業には出席せず、教室で自習していたところ、Y2やY3から、音楽の授業に出るよう強く指導されたため、不満を感じた。

同月25日、道徳の時間において本件授業についてクラス全体で話し合いが行われたが、Y3は、人間は失敗することもあるなどといって、本件授業やY4のことを許すよう諭し、Xのようにいつまでも本件授業のことにこだわってはいけないという趣旨の話をした。Xは、他の生徒も同様に不満を持っているのに、自分だけが非難されていると感じ、Y3に対して不信感を抱いた。

同月28日、Xは、授業中に自席の後ろの生徒が私語をしていたので注意したところ、注意した声の方が大きかったため、Y3は大声を出したXのみを注意し、私語をしていた生徒には注意しなかった。これに対して、Xが早退して帰宅しようとしたため、Y3は、Xの腕を掴んだり、胴を羽交い締めにするように

8 本件に対する評釈として、伊東健次・自治体法務研究14号126頁(2008年)、星野豊・月刊高校教育2009年7月号72頁がある。

して押さえ込んだりしたが、結局、XはY3の制止を振り切り帰宅した。

同月31日、Y2は、Xを含む生徒数名と音楽の授業の内容について話をし、XらはY4を変えてほしいとか音楽の授業を楽しくしてほしいといった要望を出したが、その際、Y2は、他の生徒を話が筋道立っていてわかりやすいとほめた上で、Xに対し、「周りの人に頼り過ぎず、自分の考えで行動できるように。」等と注意をした。

Xは、同年11月ころから、寝ているとうなされたり、おねしょをしたり、両手の爪を噛むようになり、図工の授業で紙粘土を使った作業が、痛くてうまくできないことがあったが、Y3が特別の取扱をしなかったため、Xは痛みに耐えて作業をした。

同月1日、Xは、Y2に対し、Y3を同席させずにY4と本件クラスの生徒のみで話し合うことを確認したが、その際、Y2は、Xに対し、Xはすぐに興奮するので、冷静にみんなで話をするよう注意した。Y4と本件クラスとの生徒との話し合いを行う学級会は、同月6日に開かれる予定であったが、当日Xが遅刻をしたため延期となり、そのことを知ったXは激怒した。同月8日、Y3は、Y4との学級会の準備として、Y4に対する意見などを紙に書くよう指導をしたが、Xは、Y3が意見を書かせた紙を預かることに不信感を抱き、帰宅しようとしたため、止めようとした他の生徒との間でトラブルが起こった。

同月11日、Y2は、Xの両親を呼び出し、Y3とともに、Xが本件授業についてY3の対応に納得していないことを話し、Xの両親の協力を求めたが、後日行われたY4とX及びその両親との話し合いの席上、Y2は、Xの母に対し、あまりXに関わりすぎないようにという趣旨の発言をした。

同月13日、Y3を立ち会わずにY4に意見を述べる学級会が開かれ、数名の生徒が意見を述べたが、Xは、時間が来たとの理由で学級委員に発言を途中で遮られたことから不満を持ち、友人たちをつれて校長室を訪れ、Y2に対し、やはりY3がいた方がよかったと述べたが、Y2は、同月1日の話と違うことを言うXに対し、勝手なことを言うなと注意した。

同月15日に音楽の授業があり、Xは音楽室に一度入ったが、席に着こうとしなかったため、他の生徒がXを席に着かせようと手を引いていたところ、Y4はチャイムが鳴ったので「(手を)離しなさい。」と注意し、Xは帰ろうとして音楽室を出た。しかしながら、様子を見に来ていたY3が、帰る帰らないでXと言いつ争いのような状態となり、Y3は両手でXの両肩を押し止めた。Y4は、音楽室の外が騒がしいので、様子を見に来て、Xを叱責した。Xは、音楽の授業が終わるころ、友人に会おうと音楽室に戻ったが、Y4にまだ授業中であると叱責された。同日の夕刻、Xは、両親と友人らを連れて、Y4と話し合い、Xの両親が、本件授業のことはこれで終わりにすると宣言し、その日の話し合いは終わった。

同月20日、Xは、ドッジボール大会の審判の判断に納得いかず、Y2に抗議をしようとしたが止められたため、その後の授業中に大声でY2に対する不満を述べていた。Y3は、Xの要望を容れて学級会を開くこととしたが、Xは、学級委員やY2に対する不満を述べ、Y2に文句を言いにくいと他の生徒に呼びかけたため、Y3は、ますます事態が悪化すると考えて、Xについて行ってはいけなと言って、他の生徒を止めた。

同月21日、再度の学級会が開かれたが、この日もXが興奮して、大声で学級委員やY3を批判し、Y3は発言の真意を伝えてXを落ち着かせようとしたが、他の男子生徒が早く終わってほしい旨つぶやいたことからXがさらに興奮する結果になった。Y3は、同日夕方ころ、Xの母に電話をし、学級会の内容について報告をしたところ、Xの母は、Y2らの対応に不信感を抱き、Xをこれ以上本件小学校に通わせるわけにはいかないとY3に電話をした。

同月26日、Xは体調不良を訴えて早退し、同日以降、1日を除いて、本件小学校に卒業するまで登校しなかった。Y3は、Xの母に電話をしてXの容態について聞いたが、「登校できる状態ではない。」と言われ、具体的な容態については聞き出せなかった。又、Y2及びY3は、同年12月12日、X宅に家庭訪問をしたが、Xが不安神経症であるとの診断書を見せられ、Xに会うことも拒絶された。同月25日、Xの両親、Y2、Y3、Y4、及びY1市の教育委員会の担当者として協議が行われたが、物別れに終わった。

Y3は、平成15年1月、抑うつ神経症と診断されて本件小学校を休職し、同年4月から他の小学校に転勤した。又、Y4は、同年4月から産休を取り、Y2は、翌平成16年3月を以て本件小学校を定年退職した。

一方、Xの体調は、平成14年11月末頃よりさらに悪化し、発熱、食欲不振、嘔吐、血尿が出るなどの症状があり、体重も減った。また、夜寝ている時にうなされるようになり、「先生が出てくる」「追いかけてくる」と悲鳴のような声を上げるようになり、しばしば嘔吐、発熱、血尿、腹痛、下痢、腎炎、腸炎またはIgA腎症などにより体調を崩した。また、本件授業のことを思い出してパニック状態になったり、Y2やY3に似た男性をみると、極端におびえ、暗い場所を恐れるといった症状を見せたりするようになり、不安神経症で「心的外傷による心因反応」と診断されたほか、受診した病院では、Xの母親に対する問診に基づき、PTSD（心的外傷後ストレス傷害）と診断された。

その後、Xは、地元の中学校に入学して登校を開始し、中学2年時に県外の中学校に転校している。Xのその後の症状としては、慢性腎炎により複数回入院したり、時折精神的に不安定になったりする等のことはあったものの、現在は高校に進学し、落ち着きを見せているようである。

本件は、以上の事実関係の下で、XがY1ないしY4に対し、Y2等が本件授業に抗議したXを物置部屋に閉じこめ、クラスから孤立させるなどし、その結果としてPTSDないしDESNOS（その他に特定しうのない極端なストレス性障害）に罹患させたと主張して、1100万円の損害賠償を求めたものである。

大阪地裁は、次のように判示し、Y1市に対して170万円の損害賠償の支払いを命じ、その他の者に対する請求を棄却した。

「Y2らは、結果的には、Xがいつまでも納得しないことから、本件授業をめぐるXとの話し合いにおいて、狭い相談室の中で長時間に渡りXを留め置き、Xが興奮し泣きわめいたりしているにもかかわらず、話し合いを中断せず相談室の外に出さず、Xを始終興奮させることになり、Xを音楽の授業へ…出席させようとして言い争いのようになったこと、Xが早退しようとするところを止めようとして、Xの体を押さえるなどしたことなどが認められる。さらに、平成14年11月に度々開かれた学級会において、本件クラスの児童に対して、Xについて行ってはいけないと言ったり、Xの発言を遮るような行動を是認するなど、本件クラスの大多数の意見を代弁しているつもりであったXを孤立させる結果となったことが認められる。」

「確かに、Xの言動は、自分が納得できる回答が得られるまでは際限なく追及をやめないという未熟なものであり、気にいらなければ、泣いたり暴れたり、授業に出なかったり、無断で早退しようとするものであって、集団の学校生活の中では、対応の容易でない面もあったことは窺える。しかし、友人の女子児童とY4やY2に会いに行った時は、Xからは、余り発言をしていなかったことも認められ、Xの、X1だけが音楽の授業に疑問を持っているわけではないとの思いは誤っていたとはいえ、Xの言動だけを問題し、ついには、Xをクラスの児童らから孤立させるような発言をしたことは、不適切であったといえる。」

「Y2らが、Xに本件授業のことを両親に告げないよう説得したことも、Xの不信感を増大させるものであった。」

「以上の事情を総合すると、Y2らの行為は……、教師の児童に対する指導という域を超えて、不適切な行為であり、Y2らには、小学校の教師としての職務執行上の過失が認められるから、Y1市は、Xに生じた損害について、国家賠償法上の損害賠償責任を負う。」但し、本件でのXの症状がPTSDないしDESNOSであるとは認められず、これを前提とする賠償請求は認められない。

Y2ないしY4は公務員であるから、国家賠償責任を直接負うものでない。

本件は、学校に対して批判的意見を申し入れてきた生徒に対する指導が、国家賠償法上違法であるとされた事例であり、学校の行う指導に対する影響は少なくないものと思われる。

本件において、Y2らがXに対する「指導」においてとった対応は、関係当事者間で話し合いを重ねることにより信頼関係を回復しようとする、伝統的に学校が生徒指導において行ってきた方針に即したものである。また、Y2らがY2らなりに努力を重ねてきたことは、Y3やY4も相当体調を崩していることから、十分窺えるところではある。しかしながら、そのような伝統的な「話し合い」に基づく手法が、少なくともXに対して効を奏さないことは、最初に長時間話し合ったにもかかわらず関係が改善されなかったことを以て、ほぼ判明していたものと言わざるを得ず、結果論の部分が相当程度あるものの、第三者やX

の保護者を交えて信頼関係を回復する手段を検討すべきであったように思われる⁹。

なお、本判決は、学校の設置管理者である Y1市についてのみ損害賠償責任を認め、Y2ら教員個人については、国家賠償法の解釈として、公務員が個人責任を負わないことを理由に棄却している。本件では、民事訴訟と前後して Y3に対して X から刑事告訴がなされているようであり、教員個人の責任についてのどのように考えるべきかを含めて、本件を含む国家賠償法の解釈については、後に項を改めて検討することとしたい。

本判決に対しては、Y1市と X との双方から控訴がなされたが、控訴審において、平成21年3月末、「Y1市は、X に対し、X がつらい思いをしたことについて深謝し、遺憾の意を表す。X は、その余の請求を放棄する。」との内容の和解が成立している（大阪高裁平成20年(ネ)1526号・1960号）。

（2）カンニングの疑いに基づいた事情聴取

さいたま地判平成20年7月30日平成18年(ワ)1206号は、生徒が定期試験中の行為に対して学校から事情を聞かれた直後に死亡したことから、学校の指導が原因であるか否かが問題とされた事案である¹⁰。本件の事実関係も、当事者間で主張がかなり異なる部分があるが、裁判所の認定は次のとおりである。

原告 X の子 A は、本件が発生した平成16年当時、被告 Y 県の設置管理する B 高校3年生に在籍していた。同年5月26日、B 高校では定期考査が行われていたが、試験監督をしていた Z1教諭は、試験中、A が消しゴムに巻かれていたペーパーを見ていること、及び、当該ペーパーには試験実施中であった物理の公式らしきものが記されていることに気づいたため、注意しようとして近くに寄ったところ、A は消しゴムをポケットに入れた。そこで、Z1は、A に対して消しゴムを出すように促し、A がこれに応じてポケットから消しゴムを出して Z1に渡したため、試験をそのまま続行させたが、試験終了後に Z1が職員室で確認したところ、消しゴムに巻かれた紙には当該試験時間に実施された物理の内容ではなく、他の科目である日本史の内容が記されていたことが判明した。

Z1は、A の行為について事実を確認し、事情を聞くため、学年主任であり生活指導係であった Z2教諭と、A の担任であった Z3教諭とに協力を依頼したが、当日は体育祭の結団式が行われる予定であり、教諭らの都合が区々であったことから、結局、生活指導係である Z4教諭及び Z5教諭も加わり、A に対する事実確認は、合計5人の教諭が順次同席ないし離席しつつ行われることとなった。A に対する事実確認の内容は、Z1が回収したペーパーの内容、そのようなペーパーを試験中に見ていた事情について行われ、途中、食事やトイレ等の休憩を全く挟むことなく、午前11時50分頃より午後1時45分頃まで及んだ。Z3は、事実確認終了後、A に対し、「今回のことを反省して、これをステップにしてしっかり頑張るんだぞ。」と声をかけ、A は、「はい。」と答えた。

A の帰宅後、Z6教頭を含めて生徒指導委員会が開催され、A の行為は試験中に不必要なものを持ち込んだとして校長注意処分に該当するが、物理の試験でカンニングをしたとまでは認められないとの結論に達した。

A は、当日午後5時40分頃、X に対し、「ほんとにほんとに迷惑ばっかかけてごめんね」とのメールを送信し、また、同時刻に、友人の C に対しても、「ずっとずっと好きだった」とのメールを送信した。その後、A は、同日午後6時ころ、アスファルト舗装された立体駐車場付近で倒れているところを発見され、

9 もっとも、学校が生徒ないし保護者から苦情ないし要望を受け、それに対する適切な応答を柔軟に迫られるようになったのは、かなり最近のことであり、かつ、苦情や要望の方は、申し立てる側の事情によって限りなく多様化しているのが実情である。従って、学校としては、多様な申立に対し、どこまで個々の対応を図り、どこまで他の事案との公平を考え、かつ、どこまでかかる事実を第三者に対して公開するかという、およそ方向性の異なった対処を同時にこなさなければならぬわけであり、従来の教育活動や学校の管理運営業務の他に、このような事案解決の責任を現場の教員のみを負わせることは、いたずらに教員を疲弊させ、本来の業務にまで重大な支障を生じさせる危険すらないではない。その意味では、会社や官公庁と同様、学校もかかる対応の専門家（法律家のみに限らない）と柔軟に交流を持つことが必要有益であると思われるが、そのための制度や手続、さらに関係者の意識改革を図るためには、相当なエネルギーが費やされることであろう。

10 本件に関する評釈としては、星野豊・月刊高校教育2010年3月号72頁がある。また、本件の原告 X による本件についての説明及び意見が、大貫隆志編著『指導死』（2013年）120頁以下に掲載されている。

病院に搬送されたが、同日午後8時頃死亡するに到った。なお、死亡診断書には、Aの死因は「自殺」と記載された。

Aの死亡後、B高校は、Xらと数次に渡り話合いの機会を設け、事実確認が多人数かつ長時間に渡ったことに対して「配慮が足らなかった」等とする文書を渡したが、同時に、Aの行為にはカンニングの疑いがあった旨をXに告げた。

本件は、以上の経緯の下で、XがYに対し、Aの死はカンニングを疑われ、多人数のZ1らに長時間追及されたことに起因する自殺であると主張し、損害賠償8000万円(控訴審で4000万円に減縮)の支払を求めたものである。これに対してYは、そもそもAの死は自殺ではなく事故であるうえ、Aの行為に照らせばZ1らによる事実確認には違法性はないと反論した。

さいたま地裁は、次のように判示し、Xの請求を棄却した。

「Aは、本件試験中の上記行為を教師により発見されたこと等を苦にして、X及びCに対し、上記のメールを送信した後、本件駐車場2階部分から、フェンスを越えて自ら飛び降り、その結果死亡したと推認することができる。」

「Aは上記のようなペーパーを見ながら、本件試験の解答を記入していたのであるから、同人は本件試験において、カンニング行為を行ったか、少なくともその疑いが極めて濃厚と認めざるを得ない。」「本件事実確認の対象となったAの非違行為の内容は決して軽度なものとはいえない難いところ、その上で、本件事実確認実施に際し、教諭らが選択した場所、時間等は適切であり、その方法においても、事実確認の開始から終了に至るまで、威圧的ないし執拗にAを追及するものではなく、むしろAの意見を尊重しながら慎重に行われたものといえ、そのため、かえって長時間を要したとさえいえるものである。確かに、教師と生徒の間には、その立場の違いから潜在的に権力的関係が存在し、また、一般的に高校生が思春期の多感な時期にあることを考慮すると、5人の教諭が同時に立ち会ったことや、Aに休憩を全くとらせなかったことについては、結果としてみれば、配慮すべき余地がないとはいえないものの、上記のごとく、本件の非違行為が軽度とはいえないことからすると、自己の行為について認識し、考えることもまた、成長過程にある生徒にとって必要なことであり、本件事実確認が、教師の生徒に対する指導の一環として、合理的範囲を逸脱した違法なものということではできず、教諭らにAに対する安全配慮義務違反は認められない。」

本件では、Aが試験中に消しゴムに巻きつけたペーパーを見咎められ、当該ペーパーには、他の時間の試験範囲にかかる内容が記されていたことが認定されている以上、当該試験において不正を行っていたか否かにかかわらず、指導の対象となること自体はやむを得なかったものと思われる。しかしながら、本件の事実認定を見る限り、Z1らのAに対する事実確認においては、①各教員の役割があまり明確でなく、事実確認が長時間続く結果となったこと¹¹、②各教員の意図はともかくとして、少なくともAの立場から見れば、多人数の教員から交代で心理的圧迫を受けたと評価する余地も生じかねないこと¹²、③Aに対する規範的側面の指導について保護者との連携が十分でないと考えられること¹³から、問題となる点が少なくないと言わざるを得ない。

他方、本件事実確認の結果、B高校としてはAがカンニングをしたとの結論に達することができなかった以上、Aの死亡後にXに対してその疑いを告げたことについても、適切であったかはやや疑わしい。さらに、Aが過去に同様の方法によるカンニングの疑いをかけられたことがあったとしても、それを以て

11 例えば、本件のような状況における事実確認においては、試験監督(試験中のAの行為について事実を摘示する立場)、担任(日常の態度から善解してAを擁護する立場)、生徒指導係(規則等に照らしてAの行為に対する学校としてなすべき対処を判断する立場)等、各々Aとの関係における立場が微妙に異なっている以上、誰がどのような順序で何を確認するか、という点が、より慎重に検討されるべきであったと考えられる。

12 実際、多人数で順次事情を聴く場合には、学校として一貫した対応を図るためにも、事実確認に到る背景や原因事実、証拠関係などについて、教員間で情報を共有している必要があるわけであり、むしろ、Aと話をするのは担任のみとし、試験監督や生活指導係は別室で情報を共有させながら学校としての対応を同時進行で協議する、という手法をとることが、望ましかったように思われる。

13 実際、Z1らはAに対して若干でも不正行為の疑いを持っていただけであるから、なおさら、Xを呼び出して同席させるなり、Aの帰宅に担任が付き添ってXに事態を伝えるなりの対処をし、教育指導の事実と意図、及びその原因や背景について、Xに正確な認識を持たせることが、必要だったものと思われる。

本件事実確認が正統化されるとは言えず、不正受験が敢行される疑いがあるにもかかわらず通常の試験実施体制を以て臨んだB高校の側に、むしろ問題があったとの見解も成り立ち得ないではない。

結局、本件が訴訟にまで到った実質的な原因は、Aの死亡後における説明や話し合いの過程で、XがZ1らやB高校に対して不信感を抱き、それが増幅していったためと推測される。従って、学校としての法的な責任の問題から見た場合はもとより、学校と生徒ないしは保護者との信頼関係の維持や回復を図るという意味からしても、学校としてどのような立場を基にどのような説明を行い、保護者に正確な情報を伝達すべきかを、改めて検討する必要があるように思われる。

本判決に対してXは控訴したが、東京高判平成21年7月30日平成20年(ネ)4556号は、Xの控訴を棄却し、Xがこの控訴審判決に対して上告及び上告受理申立をしなかったため、この判断は確定した。

(3) インターネット上の書き込みに対する指導

札幌地判平成25年2月15日平成23年(ワ)909号は、インターネット上に不適切な書き込みをした生徒に対して学校が指導した後に停学処分を課したところ、当該生徒が自殺したため、生徒の保護者が学校を設置管理する地方自治体に損害賠償を求めた事案である¹⁴。

Aは、原告X1X2夫婦の子であり、平成20年当時、被告地方自治体Yが設置する本件B高校の2年生であった。同年7月、B高校の学校祭が開催され、クラスごとに行燈を引いて市内を練り歩く行燈行列が実施された。Aは、生徒会役員として本件行燈行列運行の責任者であったが、Aのクラスの生徒6名がこれに協力的でなかったことから不満を抱き、行燈行列の実施された日の午後10時頃、C社の運営する日記サイトに、「反省会。(B校生は見るな。)」と題して、以下のような書き込み(以下「本件書き込み」という)をした。

「死ぬ。DとEとFとGとHとIは死ぬ。投してやる。ペナでも追放でもしろ。粕ども。塵ども。リア充どもめ。B校潰れる。」

Aが本件書き込みをした日記サイトは、携帯電話向けのポータルサイト兼ソーシャルネットワーク・サービスであり、登録をすると、ゲーム、日記、伝言板、ミニメール等を利用することができる。また、この日記は、サイト又はメールから投稿することが可能で、登録している者であれば閲覧することができ、ある者に対する「友達登録」をしていれば、友達登録をした相手方が日記を更新した場合、当該更新状況を容易に確認できる仕組みになっていた。

本件書き込みは、翌日午前6時頃、C社によって削除されたが、上記の日記サイトの仕組みから、相当数の者が本件書き込みを閲覧できる状態にあった。

B高校のJ教諭は、本件書き込みが削除された7月20日の朝、生徒の会話から、本件書き込みの存在を知り、他の教員とともに、Aに対し、同日午後2時頃から午後5時頃までの間、学校内の教育相談室において、Aに対し、本件書き込みに関する事情聴取又は面接を行った(以下「本件事情聴取」という)が、裁判所により以下の①ないし⑤の事情が認定されている。

① 本件事情聴取の冒頭、Aが、携帯電話に書き込みをしていないかと指摘され、「友達に対して書き込みをした。」旨述べた後に「書いてある内容は自分宛に書いた。」などと述べたところ、K教頭の指示により事情聴取を担当していた生徒指導部のL教諭は、「嘘を付くな。」などと大きな声で一喝したが、事情聴取の終了時には、「初めから正直に話せば大きな声を出すことはなかった、熱くなってすまない。」と謝った。

② Aが、過去に自分の靴を隠されるという嫌がらせを受けたことについて、「犯人が見つかってなくて非常に不快だ。」などと述べたため確認したところ、既に犯人が判明しており、事情聴取を交代したM

14 本件についての評釈はないようである。なお、原告X1による本件についての説明及び意見が、大貫隆志編著『指導』(2013年)141頁以下に掲載されている。

教諭及びN助手が再度Aに確認したところ、Aもこの事実を認めたことから、N助手は、「なぜ、そんなに違う話になるんだ。どうしてそうなるんだ。嘘になるんだ。」と大きな声を出し、「何が嘘か本当か分からないよ、反省しているようには見えないよ。」と述べた。また、M教諭も、本件書き込みに対し、「新聞とかニュースとかでもやっているし、アホじゃないんだから良くないってことは分かるよな。」と述べた。

③ N助手は、Aに対し、「人と話をするときは人の目を見て話さない。」と指導したが、Aは本件事情聴取後の帰宅時、迎えに来たX2に対し、「最初、来た先生に人と話をするときは目を見て話を聞くもんだって言われた。次に来た先生に何にらんでるんだって言われたんだ。」と述べた。

④ 担任であるJ教諭に対し、Aは本件書き込みについて、「次の日の朝、まずいと思って、消そうと思ったけれども、ペナルティが課されていて消せなかった。」と述べ、行燈行列でクラスのローテーションが守られていなかったことについて不満を述べたが、J教諭は、今回の表現は行き過ぎであるなどと注意したほか、Aに対し、自らがAと6名の生徒との間に入り、良い人間関係が築けるように協力する旨話をした。

⑤ 午後5時頃、B高校からの連絡を受けたX2が来校し、J教諭は生徒指導室でX2に対し、事情聴取を行った経緯、反省日誌等の書き方、Aが停学処分になるであろうこと及び反省状況が良ければ学校に来られるようになることなどを説明した。その際、J教諭はAに対し、「なあ、A、先生、お前にチャンスやるからな。あと1年半、クラスの皆と仲良くやれよ。反省すれば学校に来れるから。」などと述べた。

B高校の規則では、学校の秩序を乱す行為、脅迫及びこれに類する行為については、校長訓戒または停学とする旨が定められており、賞罰の種類及び適用については校長が定め、懲戒の申し渡し及び解除については、本人及び保護者同席の上で校長が行う旨が定められていた。

B高校は、本件書き込みに対する懲戒処分として、無期停学（期間の目処としては10日間）とすることを決定し、同日午後6時頃、X1らに対し、電話で、Aが無期停学処分になったことを告げた。

Aは、同日夜、自宅で自殺を図り、約2週間後に死亡した。Aは、自殺を図る前に遺書を作成しており、同遺書には、次のような記載があった。

「先生たちにおまえは反省していないだろうとか言われたが、自分自身どれだけ不思議だったことか。自分は泣いていたよ。心から。」「涙が出ないとダメですか？土下座しないとダメですか？死なないとダメですか？」「日本で一番重い罪は何だと思うと聞かれた時、自分は無期ちょうえきと答えました。学校では無期でいがかが一番重いから。あなたは死刑と答えました。おまえの罪は重いと。死ねと。」「他の先生からは、お前はバカか？と言われました。アホか？とも言われました。自分は相手の心がわからない程頭はイカれていないはずだよ。もういいけどね。」「先生も味方にはなってくれないしさ。むしろ敵だらけだったんだ。」「iPodもってきても、かくれて酒のんでいても、タバコ吸っていても、かみをそめていても、ほかに書きこんでるやつがいても先生は気に入っている生徒には知らんふりか。いいよね。」「実際にじめたというなら他にもやってたやついたしね。」「成績良から汚点あると悪いから言わなかったけどね。どうせあの六人が自分の事気に入らなかつたんだろう。だから適当に悪いことをいえば先生に気に入られている自分たちは許されると思ったんだろう。」「単純に人数が多く自分たちの気に入った人たちの意見をのみこんで自分にあたるんだ。先生たちは。不公平だよね。」「僕に停学は重すぎる。」

本件は、以上の事実関係の下で、X1らがYに対し、AはB高校の不適切な発言を含む違法な指導により自殺した等と主張して、約8000万円の損害賠償を求めたものである。

札幌地裁は、次のように判示し、X1らの請求を棄却した。

「X1らは、本件遺書の記載に基づき、本件事情聴取の際、教師らから「お前の罪は重い、死ね。」「お前は馬鹿か。」などの不適切な発言があった旨主張する。」「しかしながら、かかる発言や、本件事情聴取の際に「お前の罪は重い、死ね。」との発言が仮にあったとして、本件遺書を含む本件全証拠によっても、これらの発言がなされる前後の文脈や言い方は不明といわざるを得ない。そして、これらの発言は、前後の文脈や言い方のいかんを問わずに、その発言がなされたことから直ちにX1ら主張の安全配慮義務に違反するなどして国家賠償法1条1項の適用上違法と評価することができるよ

うな内容のものであるとまではいえない。」「結局のところ、本件事情聴取に当たった教師らがAに対して違法というべき不適切な発言をしたことを認めるのに足りる証拠は存在しないものといわなければならない。』

「X1らは、本件事情聴取が、糾弾を目的とし、教師に対する不信感を増長させ、精神的に追い詰め、段取りがなく、思い込みに基づくものであったと主張する。」「本件事情聴取に当たった教師らの発言には、Aが虚偽の事実を述べたとの誤解に基づいて「嘘を付くな。」と叱責し、また、教師によって異なることを述べるなど、いささか妥当性を欠いた面もあるものと窺われる。そして、本件事情聴取が約2時間50分もの長時間にわたって行われたこと……などに照らすと、本件事情聴取は、Aに教師に対する不信感を増長させ、Aを精神的に追い詰めるものであり、また、段取りというべきものがなく、思い込みに基づく発言も見られるものであって、これらを指摘するX1らの主張には、首肯すべき点がある。』しかしながら、「本件書込みの重大性に照らすと、本件学校の教師らが、慎重を期して、代わる代わる事情聴取を行った結果、本件事情聴取が長時間にわたり、かつ、時機を逸することのないよう、段取りというべきものを立てる間もなく本件事情聴取を開始し、そのために思い込みに基づく発言もし、これらにより、Aに教師に対する不信感を増長させ、Aを精神的に追い詰めたとしても、やむを得ないというべき面がある。まして、本件事情聴取が、X1ら主張のような糾弾の目的でなされたことを認めるべき証拠は存在しない。」「そうすると、本件事情聴取の経過の中には種々問題があるものの、これが国家賠償法1条1項の適用上違法であるとは認められない。』

本件書込みが、本件日記サイト「に登録している者であれば閲覧可能であり……、現に相当数の者が本件書込みを閲覧しており、同級生の話題になっていたこと……などからして、Aは、どの程度意識したのかはともかく、本件学校の同級生らが閲覧するかも知れないと認識しながら、上記の趣旨の記載を含む本件書込みをしたものと推認することができるのであり、Aが本件書込みをしたことを知ったJ教諭ら本件学校の教師らがこれを問題視したのは、当然のことといわなければならない。』また、本件書き込みが行われた3日前に、「本件学校で開催された全校集会において、K教諭が生徒に対し、〔警察本部及び教委〕作成のチラシに基づき、インターネット掲示板への犯行予告の書込みが犯罪であり、本件学校でも誹謗中傷の書込みについて指導を受けた生徒がいること、誹謗中傷の書込みがされた場合は、内容によっては停学になることなどを説明したことが認められる。」「これらの事情に照らすと、仮に、本件書込みの主たる動機が、X1ら主張のように、行燈行列の際にルールを守らなかった生徒に対する不満にあったとしても、あるいは、Aが本件書込みを削除しようと試みていたこと……を考慮しても、本件書込みは、停学事由を定める本件学校の懲戒規程……に該当するというべきであり、」「本件停学処分が違法であるとするX1らの主張は、これを採用することができない。』

本件は、生徒が明確に校則ないし社会的規範に抵触する行為をした場合における、指導の適切性が問題となった事例である。Aの行った本件書き込みは、その前提となった本件行燈行列における他の生徒の行動に対してAが感情的になったことを考慮したとしても、対象となった他の生徒との関係では明らかに法律上の問題を生じさせる虞があると言わざるを得ないから、B高校がAに対して事実確認と共に教育的指導を行い、かつ、校則に照らして所定の処分を課したこと自体は、原則論としては肯定されうるものである。しかしながら、当該指導の過程で、Aに対して教員らがどのような言動をしたかによっては、当該指導の正統性と別に損害賠償責任を負うべき余地が生じ、さらには当該指導の正統性自体も覆る虞がないではない。

本判決は、Aに対する指導の過程における教員らの発言の内容について、X1らが専らAの遺書に基づいて主張する内容をほぼ全て退け、Aに対する指導において違法な点はなかったと判示しているが、これは単なる事実の立証の問題であるから、例えば生徒側が指導の状況を録音していたような場合には、指導にあたった各教員の個々の言動が問題とされる余地は、少なからず生ずる可能性がある。そうすると、むしろ学校の側が、指導を受ける生徒のプライバシー等に配慮しつつ、指導の状況を録音しておくことが有益であり、このような証拠の保全によって、後日の無用な紛争を避けることや、指導に際して教員が感情的な言動をしてしまうことを事実上抑制することも、相当程度期待できるかもしれない。この点は、指導に際してAの保護者を同席させるか否かに関わらず、将来検討すべき点であると思われる。

また、本件書き込みのように、単なる校則違反を超えた、法律上の問題点を生じさせかねない事態について、学校における指導と警察等における捜査との関係をどのように考えるべきかも、学校として困難な判断を迫られる問題である。もとより学校は、生徒に対する教育上の手段として指導ないし処分を行うこ

とができるのみであり、犯罪行為に対する捜査や処罰を行うことは、法律上予定されていない。従って、学校が事実関係を確認した後、犯罪行為に該当する虞があると判断した場合に、すべからず警察に対して、当該事実の存在を、当該生徒の情報を含めて通報すべきか否かが、当該生徒に対する「指導」としてどのような意味を持つかという点を含めて、改めて検討される必要があるように思われる。

なお、前記のとおり、本件の書き込みの中には、他の生徒に対する文言のほか、「B校潰れる。」との文言も含まれていたわけであるが、この文言に対してどのような指導が行われたかについて、本件訴訟記録の中には手掛かりがない。しかしながら、B高校を設置管理する地方自治体Yにおいては、管轄地域全体において、公立高校の改組再編が行われており、本件のB高校も近隣にある他の高校と統合の上、平成25年3月に閉校に到っていることが注目される。そして、このB高校に関する改組再編に関する議論をやや詳細に見てみると、B高校の閉校が具体的にY教育委員会より示されたのは、平成20年6月のことであり¹⁵、この配置計画案に対する学校関係者や市民を含めた地域別協議会が行われたのが、平成20年7月16日のことであった¹⁶。従って、平成20年7月19日夜に行われたAによる本件書き込みは、その3日前に開催された地域別協議会において、学校関係者からY教育委員会に対し、B高校の閉校という配置計画案に対する批判や意見が続出しつつ、それまでのY教育委員会が公立学校の統廃合に関して行ってきた実績からすれば、かなり高い確率で同年6月における配置計画案が実行される可能性がある、との関係者の予測が存在する中で、B高校に現に在籍する生徒自身の手によって行われたもの、ということができる。そうすると、「B校潰れる。」というAの書き込みそれ自体は、B高校に関するY教育委員会の配置計画案に対する1つの意見として成立することが明らかである以上、当該文言自体に法律上の問題があるということとはできないわけであるが、この意見に対してB高校関係者が、何も問題性を感じず、あるいは1つの意見として尊重すべきであると考えたかについては、あらゆる角度からの想像が働きうると思われる。しかしながら、前記のとおり、この文言に対するB高校教員の指導が行われたか否か自体が本件訴訟記録からは明らかでなく、本件書き込みが前述のような時期に行われたことと本件指導との関係についても本判決では一切触れられていない以上、この点について議論することは差し控えるべきであろう。

本判決に対して、X1らは控訴したが、札幌高裁は本判決の認定判断をほぼそのまま引用し、控訴を棄却し（札幌高判平成25年12月24日平成25年(ネ)127号）、これに対する上告等はなされなかったため、本判決の判断は確定した。

(4) 他の生徒に対する指導を含めた指導の適切性

札幌地判平成25年6月3日平成23年(ワ)2691号は、小学校6年生の生徒が、始業式の直前に自殺を図り、翌日死亡した事件について、保護者が、当該自殺は同生徒がその前年度に担任教諭から受けた不適切な指導が原因であったと主張し、小学校の設置管理及び教員の給与を負担する地方自治体に対して、損害賠償を請求した事案である¹⁷。

Aは、原告X1X2の子であり、平成19年当時、被告Y1市が設置管理する本件小学校の5年生であった。同学年は、13名の1クラスしかなく、この13名は、全員同じ保育所に通い、本件小学校入学後も1学年1クラス編成であったため、全員同じクラスで進級してきた。

Aらの担任であったB教諭は、5年生の生徒に対して、登校後、忘れ物がないかを点検し、忘れ物をした場合、朝の会が始まる前に、職員室に来てB教諭にその旨申告するよう指示しており、忘れ物をした生徒に対して厳しく叱責したほか、授業中に長時間にわたって忘れ物をした生徒を厳しく指導した後に、当該生徒に対して「皆に謝りなさい。」と言ったことがあった。

また、B教諭は、Aが5年生時の夏休みの宿題ドリル（以下「本件ドリル」という）で、指定された平

15 北海道教育委員会「公立高等学校配置計画案（平成21年度～23年度）」（2008年6月）。

16 北海道教育委員会「公立高等学校配置計画地域別検討協議会（宗谷会場第2回）会議記録」（2008年7月16日）。

17 本件に対する評釈としては、信澤久美子・判例地方自治396号79頁（2015年）、佐々木泉顕＝小山裕・判例地方自治386号4頁（2014年）がある。

行四辺形と同じ平行四辺形を作図する課題を1か所間違えたことに対して、できるようになるまでやり直すよう、図形の作成を繰り返し指導し、Aは夏休み後に毎日本件ドリルの再提出をしたが、B教諭は繰り返し訂正と再提出を要求し、Aに対して作図の指導をしたのは、X2から本件ドリルのチェックを依頼された後である同年11月中旬であった。

このほか、B教諭は、Aを含む一部の生徒に対し、学校行事に際して演奏する楽器の居残り練習を指示し、Aの個人練習は、7、8回行われた。

Aは、翌平成20年4月3日午前、自宅で縊首している状態で発見され（以下「本件事件」という）、病院に運ばれたが、翌4日夕方死亡した。なお、同日付けの死体検案書には、Aの直接の死因として多臓器不全、その原因として縊首と記載されており、「死因の種類」として「自殺」に丸が付けられていた。

本件小学校校長Cは、Aの死亡直後である平成20年4月上旬、X1らに対して、電話で、近日中に開催予定のPTA総会において、Aの死因は自殺ではなく、不慮の事故である旨説明を行うようにとの発言をした。また、C校長は、X1らに対して、B教諭が辞意を表明している旨を伝え、Aの死因は不慮の事故であってB教諭に責任はないとして、B教諭に辞意を撤回するよう、X1らからB教諭に慰留を求めるよう依頼した。

翌平成21年3月、本件小学校では、Aの同級生らの卒業式に向けた保護者説明会が予定されていたが、X1らが本件小学校を訪れたところ、C校長は、X1らに対して、「お母さんたち（Aの同級生の保護者ら）は、今、ナーバスになっているので、余計なことは言わないで下さい。」と述べた。

この間、C校長は、平成20年4月7日付け一般事故報告書において、「死亡の原因」として「多臓器不全」と記載していた。これに対してX1らは、平成22年7月、Y1町教育委員会に対し、前記の死体検案書を提出し、Aの死亡が事故という報告で処理されているが、自殺である旨異議を述べ、C校長の後任であるD校長により、死亡の原因を自殺と変更する旨の報告書が提出された。

Y1町教育委員会は、平成21年9月、「Aさんの事故及びご逝去に関わる学校（C校長・B教諭）の対応についての経過と指導について」と題する文書に、C校長の前記依頼に対する教育委員会の見解として、「当時、事故で亡くなった認識していたとはいえ、悲しみに打ちひしがれている保護者をお願いすることは、組織の維持や自分の立場しか考えの及ばない校長の思い上がりやおごりであって、言語道断といわなければなりません。これから将来のある若い教師を育て上げようとする校長の意思が強かったとしても重大な判断ミスであります。お願いされた時の、X1さんの驚きや困惑は極めて当然でご遺族の気持ちを逆なでされた思いであったことは想像に難くありません。」と記載して、X1らに交付した。

一方、B教諭は、平成21年3月に卒業式が終了した後、X1ら宅に呼び出され、X1らからAは事故で死亡したのではなく、自殺により死亡したとの見解を聞かされた後、同年4月ないし翌平成22年2月、次の内容の手紙をAの仏壇に供え、あるいはX1らに手渡した。

「この2年間、Aにとってとてもつらく悲しい時間にしてしまったこと、深く深く悩ませてしまったこと、本当にごめんなさい。あやまってもあやまってもゆるされることはありませんが、Aの希望にあふれる未来、無限の可能性を私がうばってしまったと思うと、言葉にならないほどのごんげの気持ちでいっぱいです。私の言うこと、行動でAのやさしい心をたくさん傷つけてしまいました。」「今振り返ると『子どもたちのために・・・』と思っていた言葉や行動も私のこうありたい、こうでありたいという思いが強過ぎたのではないかと思います。」「Aさんの気持ちを十分にわかってあげられなかったことを、今深く反省しています。心からお詫び申し上げます。」

また、X1らは、平成22年5月6日頃、B教諭に対して、「5年生担任時の言動・行動を自覚し、しっかりと受けとめて下さい。」「Aが亡くなったのはB先生の言葉の暴力であり、いじめです。名誉も人権も心も傷つけられました。B先生に対し5月10日までに書面にて謝罪を深く求めます。」などと記載した「Aの死去に関するB先生の言動・行動によるいじめについて」と題する書面を渡した。B教諭は、同月10日、X1らに対して、①Aが忘れ物をするをとても気にしていたことは、B教諭の言動に原因があったと思うこと、②授業時間外の器楽の練習は生徒にとって辛い時間だったと思うこと、③B教諭の言動が負

担で、辛く思い、悩みを抱えて過ごしたAのことを考えると申し訳ない気持ちでいっぱいであることなどを記載した謝罪文を渡した。

平成22年5月14日、D校長はX1ら宅を訪れ、X1らの執拗な追及によってB教諭が辞意を表明していることを報告し、これ以上の執拗な追及を止めてもらいたい旨述べた。

他方、Y1町教委は、本件事故後も、B教諭に対して何らかの処分をしたり、一般的な研修以外の研修を受けさせたりしたことはなく、Aの同級生だった生徒たちに対する6年生の担任から外したこともなかった。そして、同年度内に不登校児童が見られたものの、本件小学校の6年生は、特段の問題なくB教諭担任の下で卒業を迎えた。

Y1町教委教育長は、平成22年5月の町教委会議において、B教諭に対する聴取り結果を報告したうえで、①B教諭の指導は、児童の学習意欲を高めたり、児童を励ましたりという配慮が不十分で教師からの一方的な指導となっていたこと、児童の心情を受け止めるなど担任と学級の児童との好ましい人間関係が醸成されていたとはいえない状況にあったことを踏まえ、D教諭に対して、教師としての資質及び指導力を向上させるために校内研修、個人研修及び各種研修機関における研修を実施すること、②教育長が事実確認をした限りでは、X1らの主張するいじめ等は現段階で認定することはできなかったこと、③B教諭の指導は、訓戒処分や戒告処分、減給、停職、懲戒免職等には該当しないことを報告した。

同教育長は、平成22年6月、X1らに対して、Y1町教委の見解として、B教諭の言動・行動によるいじめがあったとする原告らの主張については、断定できる確証がないこと、厳しい指導があったとの指摘については、クラスにおける学級指導や学習指導の場面で、教師としての配慮にやや欠ける部分があったことを報告した。また、Y1町教委の処置として、B教諭が担任していた当時の指導は、児童の学習意欲を高めたり、励ましたりという配慮が不十分で、教師からの一方的な指導となっていたきらいがあったこと、児童の心情を受け止めるなど、担任と学級の児童との好ましい人間関係が醸成されているとはいえない学級の状況だったことから、B教諭には、教師としての資質及び指導力を向上させるために、校内研修、個人研修、さらに各種研修期間において研修するよう教育長及び校長から指導することとした旨を報告した。また、同教育長は、同年12月、X1らに対し、「5年生の時の(B教諭の)指導は子どもたちとの意思の疎通がなかった。教室の中、外の生活で生の声を聞き生き生きとのびのびした生活をしていなかった。おびえる心理状態で送っていたと実感できたので学級の児童にとっても苦痛であったろうと推察いたしますと言う言葉になったのだ。表情もそうだ。楽しいこと苦しいこと子どもたちと分かち合うということも極めて足りない。怒るといふことの勘違い、感情に任せておびえさせたりなどの仕打ちをする。怒った後の処置が悪い。自分中心で人の言うことを聞かない。大人でも傷つくことはもっと子どもは傷つくんだから、こんだけ分かっているのに処分できないのかとX1さんに言われるかもしれませんが研修指導をやっていくしかない。今現在も学校でやっているがその効果は上がっていない。Bには通じない。……私の36年の経験から縦、横、斜めいろいろな角度からこのようなときはどうするか演習を通して研修、指導したが通じていない。教員として生きていくのも人として生きていくのもB教諭次第だ。」「B教諭は、1つ1つ細かいことを確認しても言わないし、曖昧にするので事実確認はしない。それよりも研修指導する。」などと述べた。

さらに、同教育長は、翌平成23年3月、X1らに対して、B教諭に退職を促していたところ、同年2月下旬にB教諭から辞職の意向が伝えられたため、校長から退職の内示をすることにしたこと、辞職を最終的に判断したのはB教諭であることを報告した。B教諭は、同年3月31日に辞職した。

本件は、以上の事実関係の下で、X1らが、Y1町及び本件小学校の教員らの給与を負担する地方自治体Y2に対し、Aが自殺したのはB教諭による違法な指導が原因であり、さらに本件小学校及びY1町教委には、Aの自殺に関して真実解明調査・報告義務違反があったと主張して、Y1及びY2に対し、合計約7800万円の損害賠償の支払いを求めたものである。

札幌地裁は、次のように判示し、B教諭による指導には違法性がないとしたが、C校長及びY1町教委による調査報告については義務違反があるとして、慰謝料約100万円の支払いを命じた。

「確かに、B教諭が忘れ物をした児童に対して行っていた指導は、短いとはいえ時間にとつた叱責という、小学校5年生の児童に対して行うものとしては厳しいものだったことが認められるが、その指導は、一度でも忘れ物したら叱責をするというのではなく、複数回忘れ物をするなど改善の傾向の小さい児童に対するものであって、教育的効果を考慮すれば、ある程度厳しい指導が必要な状況にあったといえる。また、Aは、B教諭のこのような指導に対して、少なくとも自宅において過剰な反応を示していたことが認められ、13名しかいない学級において他の児童が叱責されれば、直接叱責されていないAもB教諭に対して多少の恐怖心を抱いていた可能性は否定できないものの、B教諭はA自身を強く叱責したことはなかったことや叱責を受けた児童以外も今後忘れ物をしないように気をつけるという教育的効果があるといえることからすれば、忘れ物に関する指導が教育的効果を期待し得る合理的な範囲を超えるものとは認め難い。」また、「B教諭が本件ドリルのやり直しを複数回命じた点については、初回の提出から作図の指導をして正解とするまでに約3か月を要しており、B教諭が自認しているとおり、13名の学級での対応としては作図の指導まで時間が経過し過ぎていること、指導の内容としてはいささか過剰であることは否定できないものの、できるようになるまで提出を求めること自体は、作図方法の習得や根気良く作業を続けることといった一定の教育的効果を期待できるものであって、当該作図がそれほど難しい作業ではないと思われることに加え、本件ドリルのチェックの依頼がなされた後は間を空けずに作図の指導をしていることからすれば、指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲を超えるものとは認め難い。」さらに、「Aの担当していた楽器は初めて演奏するアコーディオンであり、練習に一定時間必要であったことがうかがわれること、授業時間外の練習を指示されたのはAだけではないこと、Aの欠席理由が器楽の練習を苦にしたことであると認めるに足りる証拠はないこと、Aは器楽の練習を5年生で一番頑張ったこととして挙げ、また演奏してみたいとしており、達成感を得ていたことが認められることからすれば、授業時間外に拘束されたことや1人で帰宅する状況となったことがあった点を考慮しても、B教諭による器楽の練習の指示が、指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲を超えるものだったとはいえない。」「以上のとおり、B教諭の指導方法は、小学校5年生に対するものとしては、やや厳しいものだったことは否定できないものの、指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲内なものであるから、正当な指導として許容される。」

X1らは、B教諭が、Aの死亡直後からしばしば謝罪の言葉を述べ、あるいは謝罪文を作成していること「をもって、指導の違法性を自認している旨主張する。」「これに対し、B教諭は、B教諭がAに辛い思いをさせてきたのだというX1らの思いに沿って、謝罪をしてきたと述べているところ」、これらのB教諭の言動は、「X1らの要望に基づき、B教諭が、X1らの心情に沿う形でなされたものと認められる。」「また、B教諭は、上記……の発言は、Aが自殺するような悩みを抱いていたことを気付かなかったという気持ちで発した旨証言しているところ……、児童の状況を把握していなかったことや、本件事件を防止できなかったことについて申し訳ないと思うことは、担任の教諭として自然なことである。」「したがって、上記……の発言等をもって、B教諭が指導の違法性を自認していたとは認め難い。」「よって、B教諭の指導方法は、正当な指導として許容されるものであって、その指導に違法性は認められない。」

「在学中の児童が自殺し、それが学校生活上の問題に起因する疑いがある場合、当該児童の保護者がその原因を知りたいと思うのは当然のことであるが、保護者において、学校生活上の問題を調査することは困難である。他方、学校がその点を調査することは、学校が教育機関として他の児童の健全な成長やプライバシーについて配慮すべき立場にあり、その調査能力に一定の限界があることを考慮しても、保護者がこれを行う場合に比べてはるかに容易であり、その効果も期待できることは明らかである。」「学校設置者は、在学する児童の学校生活上の安全に配慮して、無事に学校生活を送ることができるように教育・指導をすべき立場にあるのであるから、児童の自殺が学校生活上の問題に起因する疑いがある場合、その原因を究明することは、健全な学校運営にとり必要な事柄である。したがって、このような場合、学校設置者は、他の児童の健全な成長やプライバシーに配慮した上、児童の自殺が学校生活に起因するのかどうかを解明可能な程度に適時に事実関係の調査をしてその原因を究明する一般的な義務を負う。」「また、自殺した児童の保護者から、自殺の原因についての報告を求められた場合、学校設置者は、信義則上、在学契約に付随して、当該児童の保護者に対し、上記調査義務に基づいた結果を報告する義務を負うというべきである。」

「本件小学校関係者は、本件事件発生日である平成20年4月3日の時点で、警察から、Aが自殺未遂をした可能性があるという通報が入った旨連絡を受けていた。さらに、」「発見されたCの状態からすれば、本件小学校関係者は、自殺の可能性が高いと容易に認識できた上、警察からも自殺の可能性があるととして、B教諭やE教頭は聴取りを受けていた。」「そして、同日の時点で、X1らがAは不注意でけがをして入院したとだけ言って下さいと言っていたとしても、これは、

他の児童や保護者に対する状況説明の仕方に関する要望に過ぎず、自殺の可能性を否定するものとはいえない。」「そうすると、被告Y1には、遅くともAが死亡した同年4月4日以降、その原因がB教諭の指導や本件小学校内でのいじめ等であるか否かについて事実関係の調査する義務（以下「本件調査義務」という。）があったというべきである」にもかかわらず、「本件小学校関係者は、原告らの状況説明の仕方に関する要望や、警察が本件事件についてこれ以上捜査することなく事故扱いとする旨説明した点を重視して、本件小学校のAの同級生や保護者に情報提供を呼びかけ、Aの日頃の生活の様子等、Aの自殺に結びつく可能性のある事情を調査することを怠った。」

「X1らは、平成21年3月31日、前記……のとおり、本件事件について事実確認するようY1町教育委員会に申入れをした。したがって、遅くとも同日以降、本件小学校の設置者であるY1町は、X1らに対し、Aの自殺の原因についての報告義務（以下「本件報告義務」という。）を負うに至ったと認められる。」しかしながら、Y1町教育委員会は、「X1らの言い分を確認し、B教諭とC校長に対する聴取りをしたのみで、X1らが主張する具体的事実について、B教諭に対して、事実の有無を確認することはおろか、本件小学校のAの同級生や保護者に対する聴取り調査もしていない。」「また、B教諭自身は、X1らからの口頭での問い合わせや書面の提出の要求に真摯に応じてきたことが認められるが、本件小学校関係者やY1町教育委員会は、適切な調査をすることなかった。」さらに、Y1町教育委員会教育長は、「B教諭の指導能力不足について、懲戒処分の対象とはならず、これに対する対処としては一般的に開催されている研修を受けさせることで足りると判断したにもかかわらず、X1らに対しては、基本的にX1らの主張に沿う形でB教諭に関する厳しい評価を伝えた」ほか、「実際にB教諭に対して行った処置とX1らに伝えたB教諭の評価の齟齬についてもX1らに対して何ら合理的な説明をしなかった。」「以上によれば、本件小学校関係者及びY1町教育委員会は、本件事故に関して適切な調査を行ったとは認められず、本件調査義務を果たしたとはいえず、「本件小学校関係者及びY1町教育委員会教育長以下委員らは、本件報告義務に違反したものとわざるを得ない。」

本件は、Aが何かの行動をした結果として特別の指導が行われたという事案ではなく、教員による日常の教育上の指導それ自体が、自殺の原因となった否かが争われた事例である。また、Aに対する指導のみならず、A以外の生徒に対する指導の態様を含めて、B教諭の指導のあり方が問題となったことは、本件小学校の生徒数が極めて少なく、事実上生徒達の感覚や行動基準が極めて密接なものであったという本件特有の事情を考慮したとしても、教員による「指導」のあり方について、基本的に考える機会となるべき事例であると考えられる。

本件では、Aの具体的な行動が特別な指導を誘発したわけでないため、これまで検討してきた3件と異なり、学校で行われる指導に対して、保護者が関与する機会が基本的に存在しない。また、現在の学校の体制の下では、特に初等中等教育の場合、生徒ないし保護者の側が担当教員を選択できる余地は原則として与えられていない。そうすると、学校での日常における指導の方法ないし態様については、事実上教員及び学校の広範な裁量に委ねられざるを得なくなるわけであり、本件のように、何らかのきっかけで生徒が教員に対して不信感、嫌悪感、あるいは恐怖感を抱いた場合に、生徒が学校内において精神的に極めて困難な状況に立たされる虞が生ずることが、一般論としては懸念される。

しかしながら、このような危険性は、あくまで一般論としての抽象的なものであり、生徒が24時間365日を学校敷地内で過ごすのでない限り、保護者が生徒の見解を通じて学校における状況を推測することも、同じく一般論としては可能な筈である。従って、保護者としても、「学校」ないし「教員」であるからという理由で生徒に対する指導を無条件に委ねることは望ましいことではなく、むしろ、生徒から積極的に情報を収集し、学校での日常的な指導の手法や態様について把握しておくことが、自己の保護する生徒を各種の危険に晒さないために、必要となってくるものと思われる。

結局、本件における実質的な紛争は、Aの死亡の原因を学校が自殺として報告しなかったことに対して、X1らが不信感を抱き、かつ、B教諭に対する評価がX1らに対して表明されるものと学校内部で行われているものと齟齬が生じたこと等を含め、学校側がX1らの抱いた不信感を払拭するための対応が適切でなかったことに起因するものと考えられる。但し、この点からすると、本件を以て「学校での指導」が問題とされた事例として位置づけることについては、慎重に検討する必要があると言えなくもない。

また、本件においてX1らは、途中から学校に対する責任追及というよりも、むしろB教諭個人に対し

て、Aの死亡の責任があるとの自認を求めていることが窺われるが、これに対して学校が、個々の教員の行動に対して「組織」としてどのような立場をとり、個々の教員の正当な利益を保護することが可能であるかも、検討を要すべき課題であると考えられる。

本判決に対してX1らは、B教諭の指導に関する責任を認めなかったことを不服として控訴したが、控訴審は第1審の判断をほぼそのまま是認して控訴を棄却し（札幌高判平成26年2月27日平成25年（ネ）273号）、これに対して上告等がなされなかったため、本判決の判断は確定した。

3 学校と教員との法律関係の構造

前項までで検討してきた学校の指導と教員の責任に関する各種の裁判例は、各事案における当事者の個性や事案の特殊性がかなり強いこととあいまち、理論的な一貫性よりもむしろ個別の事案ごとの解決の妥当性が、追求されてきた感がないではない。このような個別の事案ごとの妥当性の追求は、個々の当事者の利益を個別に図るという観点からは一定の効果を有するものであるが、かかる場合における「妥当性」の根拠や「当事者の利益」の具体的内容を直感のみに頼ることも問題であり、やはり理論的な観点から、各裁判所の判断における妥当性が検証されてしかるべきである。

そこで、以下では、学校における指導に関する学校ないし教員個人の責任の成否と解釈とについて、専ら理論的な観点からの検討を行う。具体的には、現行法制度の下で、教員個人の責任の成否や解釈が争われやすい局面として、（1）国公立学校と私立学校との異同について、次に、（2）学校ないし教員の責任が問われる際に理論上問題となりうる契約上の責任と不法行為責任との異同について、そして最後に、（3）本章の主要な検討課題である学校の責任と教員個人の責任との関係について、順次考察を加えることとする。

（1）国公立学校と私立学校との異同

周知のとおり、公権力の行使に係る公務員の行為が国家賠償法上の責任を生じさせる場合には、公務員個人に対する被害者からの責任追及は棄却され、国及び公共団体のみが責任を負うとされている¹⁸。そして、学校において教員の行う教育活動が、公権力の行使に該当することも確定した判例であるため¹⁹、国公立学校における教員個人の責任については、少なくとも被害者との関係では認められることがなく、ただ、被害者から国または公共団体に対する責任追及が行われる訴訟において、教員個人の加害行為の有無や過失の有無等が理由の重要部分として判断の対象となり、被害者との関係で国家賠償を命ぜられた国または公共団体が教員個人に対して求償されることがあるのみ、となる筈である。

しかしながら、現実の訴訟の中では、国公立学校における教員の責任についても、訴えられた教員個人が前記の最高裁判例等を引用せず、自己の責任の有無を直接争った場合には、教員個人の責任の成否が直接判断されることがある²⁰。また、2004年に国立大学法人となった国立大学の教員については、公務員でないとして前記の判例の対象とならないものとする解釈と、前記の判例との関係ではなお公務員に該当するとの解釈とがあり、裁判例は分かれている²¹。

これに対して、私立学校の教員については、当該教員が公務員でないことが明らかである以上、国家賠償法に関する前記の判例は当然適用されず、教員個人が民法709条の責任を負うと共に、当該教員を雇用する学校ないし学校法人が民法715条の使用人責任を負う、とするのが、確定した解釈となっている。そして、私人間の訴訟において、被告適格のある者のうち誰を被告として訴えるべきかは、原告の自由な判

18 最判昭和30年4月19日昭和28年（オ）625号民集9巻5号534頁。

19 最判昭和62年2月6日昭和59年（オ）1058号・1059号。

20 教員敗訴例として、東京地判平成11年12月13日平成9年（ワ）21577号（評釈として、星野豊・月刊高校教育2003年1月号52頁）、教員勝訴例として、長野地判平成21年3月6日平成18年（ワ）82号（関連事件を含めた評釈として、星野豊・月刊高校教育2014年6月号78頁参照）。

21 同一の訴訟で判断が分かれた事例として、岐阜地判平成21年12月16日平成19年（ワ）91号、名古屋高判平成22年11月4日平成22年（ネ）94号・473号。

断に委ねられるのが原則である以上、私立学校における教員と学校との責任関係が上記のように解釈されるか否かにかかわらず、教員のみ、あるいは学校のみが被害者からの責任追及の対象となることは、決して珍しいことではない。また、被害者から訴えられなかった学校ないし教員個人が、訴えられた教員個人ないし学校に係る訴訟に対して訴訟参加手続を行うか否かも、法律上は関係者の任意に依るものである。

以上のとおり、国家賠償法1条に関する最高裁判例に従う限り、国公立学校と私立学校とでは、学校の責任と教員個人の責任との関係に係る構造が、理論上明らかに異なっているにもかかわらず、現実の民事訴訟では、関係者の訴訟内外における行動によって、関係者間の責任関係に係る構造は、相当程度複雑なものとならざるを得ないのが実情である。

他方、国公立学校と私立学校とにおいて、学校が生徒に対して行う指導に関し、理論上明確な差異が生ずることが予測される局面は、当該私立学校の設立理念に係る非違行為が行われた場合に行われる指導のみであり²²、教科指導、生活指導の圧倒的多数の局面においては、国公立学校であると私立学校であるとを問わず、ほぼ同一の内容の指導が行われていると考える方が自然であると思われる。そうであるとする、学校が制度的に国公立学校であるか私立学校であるかによって、国家賠償法上の解釈に係る最高裁判例の適用の有無に基づき、学校の責任と教員個人の責任との関係構造に根本的な差異を生じさせることが妥当かは、なお議論の余地があるものと言うべきである。従って、将来においては、国公立学校であると私立学校であるとを問わず、「学校」ないし「教員」として一律の責任関係に服する制度設計を行うことが、必要かつ有益であると思われる²³。

(2) 在学契約上の責任と不法行為責任

学校の指導に関する学校ないし教員の責任の成否について、理論的観点からもう1つ検討を行うべきこととしては、かかる責任の「法的性質」は何か、という点が挙げられる。すなわち、義務教育である公立小学校及び中学校についてはやや議論が紛れる余地があるものの、一般に学校における教育指導関係の背景には、「在学契約」と称される無名契約関係が存在しているとの認識が、現在では一般的となっているが、学校ないし教員が生徒に対する指導教育において不適切ないし違法な行為をした場合、これを「在学契約違反」として捉えるべきか、あるいは、契約関係とは別の「不法行為」として捉えるべきかが、理論上の問題として存在するわけである。

もっとも、このような責任の法的性質に関する区別は、理論上は極めて基本的な問題点であるにもかかわらず、現実の局面では全く異なる評価を下すべき状況にあると考えて差し支えない。すなわち、学校ないし教員が不適切ないし違法な指導に基づいて生徒に損害を与えた場合、かかる責任の法的性質を在学契約違反と構成するか不法行為と構成するかは、時効期間に関する条文の文言を除けば実務上要件効果に差異はなく、かつ、学校内における学校ないし教員と生徒との関係において、いわゆる「安全配慮義務」を学校ないし教員が負うべきことについても争いがないと考えられる以上、実務上時効の解釈については債権一般の規定に従うこととなる筈であり²⁴、結局、責任の法的性質に関する議論の中では、実務上の差異は見出せないこととなるからである。

また、そもそも、「在学契約」関係それ自体についてやや厳密に考えてみると、法律関係としてはかなりあいまいな性格を持っていると言わなければならない。すなわち、在学契約の当事者として、指導教育

22 もっとも、これは、具体的な生徒の行為に対する学校としての評価と指導の必要性とが国公立学校と私立学校とで同一でないことがある、という意味に過ぎず、基本的な教育指導方針に基づいた指導が行われることそれ自体については、国公立学校でも私立学校でも重要性に差異がないから、そもそもこの点を以て国公立学校と私立学校との差異と考える必要性自体ないのかもしれない。

23 このような主張自体は、伝統的には、教員の行う教育活動が、一般的な公務員の業務と比べて広範な裁量があるため、国公立学校と私立学校とで差異を設けることが適切でない、と説明されてきた傾向があるが、本書では、教員個人の裁量に基づく行為のほか、学校としての一貫した方針に基づき、教員が学校からの指揮命令を受けて行動した場合についても、同様の結論が妥当するとの主張を、さらに追加するものである。詳細については後記(3)参照。

24 最判昭和50年2月25日昭和48年(オ)383号民集29巻2号143頁。

を行う側が「学校」であることは争いが無いが²⁵、学校の相手方当事者が誰であるかについては、現実に指導教育を受ける立場にある「生徒」であるのか、あるいは、指導教育の対価としての「学費を負担する者（多くの場合は当該生徒の「保護者」となると予測される）」であるのかは、理論上も実務上も不明確な状況にある。実際、過去の裁判例における「在学契約の当事者」については、入学試験に合格した後、当該大学に入学しなかった受験者からの大学に対するいわゆる「学納金返還訴訟」において、受験生個人が訴えた場合と、学資負担者である保護者が訴えた場合との、双方について学納金の返還請求が認められている²⁶。また、校長の解任と共に当該学校が特色として外部に標榜していた教育内容が実質的に変更されたことに対して、保護者が在学契約違反ないし不法行為に基づく責任を追及した訴訟においても、最高裁は、「〔保護者らが〕在学契約の当事者であるとする〔保護者ら〕の主張を前提としても」在学契約違反はない、との表現を用いており、在学契約の当事者が誰であるかについて、最高裁としての判断を示していない²⁷。

このように、学校における指導の責任に関する法的性質を検討しようとしても、在学契約の基本構造自体に理論的な不明確さがあることを前提とせざるを得ない以上、少なくとも現時点においては、あるべき解釈を1つに限定することが望ましいとは限らないように思われる²⁸。むしろ、在学契約上の責任と不法行為責任との理論的な異同について、さらに抽象化した理論的観点を比較検討し、今後における解釈の基準を慎重に探る作業を続けることが、必要かつ有益であると考えられる。

（3）学校の組織的責任と教員の個人責任

学校における指導に関する法律上の責任について、従来の議論では必ずしも明確に論じられてこなかった点としては、学校としての組織的な責任の成否と、具体的な指導に係る行為ないし不行為をした教員の個人責任との関係を、どのように捉えるべきかである。この問題は、国公立学校に関しては、本項（1）において前述した、国家賠償法の解釈における公務員の個人責任に関する議論の延長線上に位置づけることも不可能ではないが、これも前述のとおり、私立学校においては、国公立学校とは逆に、学校としての組織的責任と教員個人の責任とが制度上分離していることが原則となっているわけであるから、両者の責任の異同及び相互の関係についての一般的な分析検討は、常に必要となるべきである。

また、前項までで検討してきた各種の裁判例の分析検討を通じて観察できる兆候として特筆すべき点は、現在においては、国公立学校であると私立学校であるとを問わず、保護者ないし生徒が紛争の相手方として選択する者が、組織としての学校から、教員個人へと変化しつつあるように見受けられることである。このような現象が生ずる理由としては、次のような点が挙げられる。第1に、組織としての学校よりも、個々の教員の方が、現実に生徒ないし保護者との関係で「人」として接触しているために、現実の局面における、いわゆる「顔の見える相手方」として、具体的に認知することができる。第2に、組織としての学校は、個々の生徒ないし保護者と比較した場合、交渉力も社会的影響力も強く、かつ、紛争が終結した後における学校としての指導教育方針ないし体制をも考慮するならば、相手方ないし敵方とすることによって極めて大きなリスクが当該生徒に生ずる可能性があるのに対し、教員個人との間で紛争が生じた

25 但し、安全配慮義務を具体的に負う者が誰かという点を考える場合には、指導教育を現に行う教員個人が在学契約の当事者となるとの考え方も成り立ちうるところではある。

26 京都地判平成15年7月16日平成14年(ワ)1789号・1832号・2642号（評釈として、星野豊・ジュリ1318号187頁（2006年）、星野豊・月刊高校教育2004年7月号参照）。但し、同訴訟においては、応訴した大学側が在学契約関係の当事者の問題を積極的に争点としなかったことも、結論に影響しているように思われる。

27 最判平成21年12月10日平成20年（受）284号民集63巻10号2463頁（評釈として、星野豊・法律時報84巻9号118頁（2012年）、星野豊・月刊高校教育2011年9月号76頁参照）。なお、同事件における第1審及び控訴審では、在学契約の当事者は指導教育を現実を受ける生徒であるとの解釈に基づき、在学契約違反に基づく学校の責任を否定している。東京地判平成18年9月26日平成17年(ワ)4299号、東京高判平成19年10月31日平成18年(ネ)5308号。

28 また、本文中では議論を複雑にすることを避けるため明確に記述していないが、同じく教育を現に受ける立場にある「生徒」としても、心身双方の発達段階によって、自己の意思を表示する能力、自己の利益を冷静に判断する能力、相手方の属性や特徴等を把握する能力等については、著しい格差があるものと考えざるを得ないから、理論的に唯一の望ましい解釈が果たして存在するかについても、やや否定的な予測をせざるを得ないところがあるように思われる。

としても、当該教員が何らかの原因によって極めて大きな影響力を有しているのではない限り、当該教員を当該学校から排除することにさえ成功すれば、生徒が具体的な教育を今後受けていく過程において負うべきリスクは、極めて小さくなる可能性が高い。そして第3に、現在の学校実務においては徐々に小さくなっているとしても、未だ日常的な指導教育に関しては教員個人に相当程度の裁量権が残されている以上、具体的な指導教育の過程で紛争が生じた場合には、組織としての学校の責任関係や指揮命令系統がともすると不明確になりがちであることとあいまち、裁量権を保持する教員個人の責任として訴訟を提起する方が、理論的に優っている側面があることが否定できない。このように、賠償資力の多寡という点だけからすれば、学校の組織的責任を追及する方が、教員個人の責任を追及することよりも生徒ないし保護者に「有利」であるにもかかわらず、現実的な観点のみならず一部の理論的観点からしても、教員個人に対して責任追及が行われる傾向が生じてくることには、それなりの理由があるものと言わざるを得ないわけである。

これに対して学校が、より組織としての結束力と指揮命令関係を整備し、教員個人を具体的な案件においてどこまで組織として保護することが妥当か否かについては、未だ確立した見解が存在しないものと思われる。実際、現在の学校においては、組織としての指導教育体制の整備が徐々に強化され、教員個人の保持する裁量の範囲が相対的に狭くなっているため、そのことに起因する別の問題点が種々指摘されているのは周知のとおりである²⁹。しかしながら逆に、教員個人の裁量が小さくなればなるほど、教員個人の依って立つ具体的な立場については、少なくとも教員相互間では明確な互換性が保たれるわけであるから、上記のような生徒ないし保護者側の擁する事情ないし背景との関係では、教員個人の立場や利益が不当に損なわれる虞を、最小限に抑制することが可能となる。

以上のとおり、学校としての組織的責任と教員の個人責任との関係は、必ずしも単純なものではなく、かつ、個々の事件における個々の当事者の、その時々状況に基づいた任意の選択に委ねておくべきものでもないように思われる。従って、学校における指導に関して、教員個人がどのような理由に基づいてどのような責任を負うことがありうるかについて、また、組織としての学校が個々の教員の正当な利益をどのようにして保護すべきかについて、改めて考える必要があるであろう。

4 学校の指導と教員の責任

これまでの検討から、学校における指導に関して教員が負うことあるべき責任については、次のように要約することが可能であるように思われる。

第1に、学校として行う指導教育の不適切さを原因として、教員個人に責任が発生すること自体については、国公立学校を問わず、理論的には認める事が妥当であると思われる。これは、学校において行われる指導教育に関しては、指導教育を受けるべき個々の生徒の多様性に応じた裁量を与えられることが必要であり、具体的に指導教育を行う全ての教員には、大なり小なりかかる裁量を与えられていると考えられるからであるが、ここでいう「教員の裁量」が、相当程度あいまいな概念であることは否定できない。また、管理職の具体的な指示監督の下に行動した場合や、会議体での合議の結論として具体的な行為を担当した場合については、当該教員の行動は、組織としての学校が行動の一部として位置づけられ、かかる場合に当該教員にかかる行為に関する裁量があるものと考えすることは困難であるから、当該教員が指示監督ないし合議の結論に反した行動をした結果生徒に損害を与えた場合でない限り、教員個人の責任が追及されることは、合理的な範囲で制限されてしかるべきである。

第2に、現在の民事訴訟制度の下では、被害を受けたことを主張する原告が、当該被害に係る責任追及

29 最も典型的な問題点としては、各種の業務の進行や順序について、複数の教員間での協議が必要となったり、情報管理上の理由で自宅への業務の持ち帰りができなくなったりしているため、教員が学校内において業務を行う必要が著しく増加し、時間外勤務、休日勤務等についての法規定が、従来のような合理性を保てなくなっていることが挙げられる。近時の最高裁判例として、最判平成23年7月12日平成22年(受)9号(評釈として、星野豊・法律時報85巻4号129頁(2013年)、星野豊・月刊高校教育2012年2月号76頁参照)。

を行う相手方としての被告を、訴訟提起に際して自由に選択できることが原則として可能である以上、上記で議論した教員の裁量を与えられていたか否かにかかわらず、組織としての学校が訴えられることなく、個人としての教員のみが責任追及の対象となることは、避けることができないものというべきである。なぜなら、民事訴訟は、私人としての関係当事者間における紛争を解決するために存在する制度であり、訴訟において法的責任の有無を裁判所が認定判断することも、結局は当事者間における紛争を法的に解決するためであるから、原告が紛争の相手方とすることを望まない者を訴訟の相手方としなければならないとすることは、関係当事者間における紛争の解決を終局的に導かないものとなる可能性が高く、民事訴訟制度の基本的な目的を損なうものとなりかねないからである。そうすると、この点に関して、現在の最高裁判例を前提とする国家賠償法の解釈は、国公立学校と私立学校とで、教員が個人として訴訟上追及される責任の有無に事実上の差異を生じさせるものであるのみならず、当事者が責任追及を行うべき相手方を、国公立学校の教員についてのみ偏って保護しているとの評価を免れない可能性が高いと言わなければならない³⁰。実際、既に議論したとおり、国公立学校と私立学校とでは、生徒に対する関係で行われるべき指導教育の内容に理論的な差異はなく、また、上記で議論した教員に与えられる裁量の点から見た場合でも、理論上も事実上もほぼ同一というべきであるから、国家賠償法の解釈を無造作に教員に対しても適用し、国公立学校の教員についてのみ法律上の責任を一律に免れるべきものとするのは、民事訴訟制度の基本的な目的である当事者間の紛争解決を、明らかに妨げるものというべきである。

以上のとおり、本章では、当事者が相手方を自由に選択することが事実上早期の紛争解決に貢献するとこの観点から、現在の最高裁判例を前提とした国家賠償法の解釈を教員に対して適用することには問題があると考え、教員個人の責任の有無及び範囲に関する基準としては、具体的な指導教育に際して個々の教員に与えられた裁量の有無と範囲とによって決せられるべきである、との結論を暫定的に提示したわけであるが、これらの基準のみによって全ての指導教育に関する紛争が適切に解決されるかについては、不確定要素が多々あることが明らかである。望ましいか否かは別として、学校に関する紛争や訴訟は、今後増加する可能性はあっても減少する可能性は極めて小さいと予測せざるを得ないから、今後における裁判例を典型とした学校における紛争の実情を多様な観点から解析し、訴訟に依る場合と依らない場合との双方を含めて、かかる紛争の解決のためにはどのような責任配分を行うことが望ましいか、また、組織としての学校と教員個人とのあるべき関係とはどのようなものかについて、さらに考察を深める必要があることは言うまでもない。

30 この点に関し、公立高校の部活動中に熱中症に罹患した生徒が、部活動顧問教員らの不適切な指導及び対処のため死亡するに至った事件について、生徒の遺族が、学校を設置管理する地方公共団体に対する国家賠償請求と共に、同顧問教員の個人としての責任を追及した事案がある。しかしながら、大分地判平成25年3月21日平成22年(ワ)222号、及びその控訴審である福岡高判平成26年6月16日平成25年(ネ)433号は、地方自治体の国家賠償責任を認容する一方、いずれも前記最高裁判例を引用して教員の個人責任を否定したため、遺族は最高裁に上告及び上告受理申立を行ったが、最高裁は上告棄却・上告不受理決定をし、原審の判断が確定した(最決平成27年7月28日平成26年(オ)1335号・平成26年(受)1727号)。これに対して遺族は、国家賠償を支払った県に対し、当該顧問教員に対して国家賠償法上規定された故意または重過失がある場合における求償を行うことを求める住民訴訟を提起したところ、裁判所は国家賠償の一部について、当該教員に対する求償を命じ、この判決が控訴審で確定することとなった(大分地判平成28年12月22日平成27年(行ウ)6号、福岡高判平成29年10月2日平成29年(行コ)6号)。以上により、最高裁判例における「国家賠償法上の教員の個人責任」については、国家賠償法上の被害者が当該教員個人に対して直接賠償請求を行うことはなお認められていないものの、国または公共団体が被害者に対して履行した国家賠償に関する求償権行使を介した、実質的な教員個人に対する「責任追及」の途が拓かれることとなったものと評価することが可能である。もっとも、かかる実質的な責任追及のための住民訴訟は、当初の国家賠償請求訴訟が完結した後でなければ提起することができないわけであるから、かかる住民訴訟を含めて事件が最終的に「完結」するまでは、両訴訟が共に最高裁まで争われる事態になった場合等においては、優に10年を超える極めて長年月を要することが明らかである。このことは、被害者の早期救済の必要性の観点からしても、教員側における法的地位の早期確定という観点からしても、問題となりうる状況を多分に残しているものと言わざるを得ない。

第2章 いじめ防止に関する学校と教員の責任

- 1 序 ---- 問題の所在
- 2 いじめ防止対策推進法の構造
 - (1) いじめ防止対策推進法の基本構造
 - (2) いじめ防止対策推進法の改正論議
- 3 従来のいじめ対応に係る学校及び教員の責任
 - (1) 事実と異なるいじめ報告
 - (2) いじめ調査の手法と限界
 - (3) 重大事件発生の予測範囲
- 4 いじめ防止対策推進法と学校及び教員の責任
 - (1) いじめ防止に関する学校の責任の本質
 - (2) いじめ防止対策推進法の今後の方向性

1 序 ---- 問題の所在

学校において、いじめの防止対策が必要不可欠であることについては、異論のないところと思われるが、かかる防止対策の推進をどのように行うか、特に、法律を以てかかる防止対策を規制し、あるいは事実上強制すべきかについては、様々な考え方がありうる。

平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法(平成25年法71号)は、制定後3年間を目途として法律の内容の見直しを規定しており(附則2条)、同法をどのように改正すべきかについて、各界からの意見が交錯している現状にあるが³¹、かかる議論のうち最も重要な争点は、いじめ防止対策を充分に行わなかったとされた学校あるいは教員が、どのような法的責任を負うべきか、であると思われる。実際、いじめ防止対策推進法は、いじめそれ自体の抑止については一般的な規定を宣言的に置くに留まり(4条)、学校がいじめ防止対策を行うべきことについて、より詳細に規定しているわけであるから、いじめ防止対策推進法の改正論議の中で、学校の法的責任が取り上げられることや、さらに進んで、必要ないし有効ないじめ防止対策を行わなかった学校や教員に対して法的な制裁を加えるべきであるとの見解が生じてくることは、特段不自然なことではない。

しかしながら、いじめ防止対策推進法が、学校や教員の責任を規定し、いじめ防止対策が十分でなかったことを以て制裁の対象とすること自体に、どのような効果あるいは副作用があるか、特に、かかる法的責任の所在や制裁の可能性が、いじめ防止対策推進法が究極の目的としていると予測される「いじめの防止」に資するものであるかについては、法律学の理論的及び実務的双方の観点から、慎重に検討する必要がある。また、単に「学校の責任」あるいは「学校及び教員への制裁」と言っても、法制度上の責任や制裁には複数の種類があり、それぞれについて要件、効果及び手続が異なっている以上、いじめ防止対策推進法により「いじめの防止」を実効的なものとするために、どのような制度、規制、あるいは手続が必要ないし有効であるかについても、議論を整理してみる必要がある。

本章では、以上の観点に基づき、「いじめの防止」に向けてのいじめ防止対策推進法のあり方について、

31 いじめ防止対策推進法の現状及び改正に関する主な論稿として、文部科学省いじめ防止対策協議会「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」政策特報1513号96頁(2017年)、坂田仰「いじめ防止対策推進法の施行から6年: 見えてきた学校現場への「負荷」」日本女子大学教職教育開発センター年報5号41頁(2018年)、市川須美子「いじめ防止対策推進法といじめ裁判の現段階」独協法学105号21頁(2018年)、松澤一真「いじめ防止対策推進法の立法過程に関する研究—前決定過程(pre-decision making process)に焦点を当てて—」共栄大学教育学部研究紀要3号59頁(2018年)。

特に学校及び教員の負うべき法的責任との関係から、考えてみることにする。

以下では、まず、現行のいじめ防止対策推進法の構造について概観し（2（1）～（2））、次いで、いじめ防止対策と学校及び教員の法的責任について、従来の裁判例を参照しながら検討を加える（3（1）～（3））。そのうえで、いじめ防止対策推進法の求める「いじめ防止対策」の趣旨とその本質について、現行法の問題点を含めて再考し、今後におけるいじめ防止対策推進法改正の方向性について私見を述べる（4（1）～（2））。

2 いじめ防止対策推進法の構造

（1）いじめ防止対策推進法の基本構造

いじめ防止対策推進法は、いじめが、①いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、②いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、③いじめを受けた児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる虞がある、ということから、いじめ防止対策、すなわち、①いじめの防止、②いじめの早期発見及び③いじめの対処のために、いじめ防止対策の基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止対策の基本的な事項を規定することを目的とする、とされている（1条）。

同法にいう「いじめ」とは、他の生徒から行われる心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ行われるものを含む）で、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう、と定義されている（2条）。また、「いじめ防止対策の理念」とは、①いじめが全ての生徒の学校生活に影響を及ぼすものであることから、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行うべきこと、②全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われるべきこと、③いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われるべきこと、とされている（3条）。

一方、関係者に対する規律としては、生徒がいじめを行ってはならないこと（4条）、国が本法の基本理念に則ったいじめ防止対策を総合的に策定し実施する責務を負うこと（5条、11条）、地方公共団体が地域の実情に応じて国と協力していじめ防止対策を策定し実施する責務を負うこと（6条、12条）、学校の設置者がいじめ防止対策に必要な措置を講ずる責務を負うこと（7条、13条）、学校及び教職員が、保護者、地域住民、児童相談所等との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止対策に取り組み、適切かつ迅速にいじめに対処すること（第8条）、保護者が子にいじめを行わせず、いじめを受けた子を保護し、学校等のいじめ防止対策に協力するよう務めること（9条）、がそれぞれ規定されている³²。このほか、前述した基本理念に則り、いじめ防止対策推進法は、学校に対して、いじめの防止、早期発見及び対処に関して、15条から32条までの多数の条文を以て、各種の措置を講ずることを求めている³³。

32 さらに、関連する措置として、国及び地方公共団体が必要な財政上の措置を講ずるよう務めること（10条）、地方公共団体が、必要に応じていじめ問題対策連絡協議会を設置できること（14条）、もそれぞれ規定されている。

33 まず、学校は、生徒の情操と道徳心、対人交流能力の素地を養うため、道徳教育及び体験活動の充実を図り（15条1項）、地域住民や保護者に対して、いじめ防止対策の重要性に対する啓発等を行わなければならない（同条2項）。次に、学校は、いじめの早期発見のための定期的な調査等適切な措置を講じ（16条1項）、相談体制を確立し（同条3項）、関係機関との連携体制整備に努め（17条）、教職員に対する知識向上のための研修、必要教員の確保、専門家からの助言を得られる体制を整えなければならないほか（18条）、インターネットを通じたいじめの防止対策及び啓発活動について、整備検討しなければならない（19条）。また、学校は、いじめ防止対策を実効的に行うため、教職員及び心理・福祉等の専門家を含めたいじめ防止対策のための組織を置き（22条）、いじめの兆候を発見した者は、学校へその旨を通報し（23条1項）、学校は速やかに事実関係の有無を確認してその結果を設置者に報告し（同条2項）、専門家の助言を受けつつ必要な措置を講ずる必要があるほか（同条3項及び4項）、いじめの加害者と被害者との間で紛争の発生することのないよう情報等の共有に務め（同条5項）、犯罪及び重大な被害が生ずる虞がある場合には、警察に通報し、適切に援助を求めなければならない（同条6項）。さらに、いじめの加害者に対して教育上必要がある場合には、学校長は学校教育法に基づ

以上から明らかなおと、いじめ防止対策推進法は、「いじめ」の定義をやや広範に設定したうえで、いじめの被害者が学校で学習する権利を確保するために、いじめの加害者への措置を含めたいじめ防止対策を学校に対して行うよう命ずる、という構造を持っている。すなわち、同法の下では、いじめの被害者がいじめの加害者に対して、損害賠償その他の法的責任を既存の法制度に基づいて追及することに加え³⁴、学校が適切ないじめ防止対策を行わなかったことを理由として、いじめにより被害者に生じた損害の賠償等を典型とする法的責任を、学校に対して追及することが、同法自体を根拠として認められる可能性が生じたわけである。そして、同法がいじめの定義をやや広範に設定していることからすると、いじめの態様によっては、いじめの加害者に対して被害者が民法等の既存の法に基づく法的責任を追及できない場合であっても、いじめ防止対策推進法に基づいて学校に対するいじめ防止対策を求めることは可能である以上、かかる対策を行わなかったことによる損害の賠償等の法的責任を、学校に対して追及することが可能となってくるかもしれない。

このように、同法は、既存の法体系が認めているいじめの被害者の利益保護と法的責任の追及先を、「適切ないじめ防止対策を行わなかった責任」という形に変容させて、学校に対して既存の法制度に基づく責任追及の可能性よりも拡大しているものと考えられる。

(2) いじめ防止対策推進法の改正論議

冒頭で述べたとおり、いじめ防止対策推進法は、平成25年に制定された際、3年間をめぐりに改正のための検討が加えられるべきとされていた。このため、文部科学省は、「「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）」（平成29年3月16日、28文科初第1648号）³⁵として、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止対策及び同法に規定された「重大事態」に係る手続等を具体的に示し、解釈の徹底を図ろうとした。また、平成30年に、総務省から、「いじめ防止対策の推進に関する調査＜結果に基づく勧告＞」（平成30年3月16日）³⁶が発表され、①いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すこと、②法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底、③重大事態の発生報告など法等に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底、及び、④いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底、が関係官庁³⁷に対して勧告された。

もっとも、文部科学省のガイドラインにせよ、総務省の勧告にせよ、基本的には現行のいじめ防止対策推進法に関する解釈の「周知徹底」を図り、現行法に基づく「効果的な措置」を行うことを所轄の行政官庁に求めたに過ぎず、現行法に対する「改正案の提示」を求めたものでは必ずしもなかったわけであるが、いじめ防止対策推進法に関する改正論議が急に活発となり、日弁連を初めとしていくつかの意見が出されるに到った³⁸。このうち、社会的に最も注目されるに到ったのは、超党派の国会議員で構成されているいじめ防止対策推進法の「勉強会（座長・馳浩元文部科学大臣）」の策定した改正素案及び改正試案であり³⁹、平成30年秋に同勉強会が示した「素案」の中では、①「いじめ」の定義を限定的に解釈してはならないこと、②学校の教職員がいじめを放置したり助長したりしてはならないこと、③各学校に「いじめ対

き加害生徒に懲戒を加え（25条）、被害生徒との関係で必要があれば加害生徒に出席停止等の措置を講じ（26条）、加害生徒と被害生徒との在籍校が異なる場合には、学校相互間の連携体制を整備する必要がある（27条）。なお、いじめが「重大事態」、すなわち、①被害生徒の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、②被害生徒が長期間欠席を余儀なくされているとき、を生じさせている場合には、学校は速やかに対策組織を設置して事態を調査し（28条）、設置管理者ないし監督機関に対して、調査結果を報告しなければならない（29条ないし32条）。

34 近時の著名な事案として、大津地判平成31年2月19日平成24年(ワ)121号、同控訴審：大阪高判令和2年2月27日平成31年(ネ)784号（いわゆる「大津中2いじめ自殺事件」）。

35 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm（2020年2月9日1時45分閲覧）

36 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0316.html（2020年2月9日1時50分閲覧）

37 ①ないし③については文部科学省、④については法務省に対する勧告である。

38 日本弁護士連合会「いじめ防止対策推進法「3年後見直し」に関する意見書」https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180118_05.pdf（2020年2月9日1時55分閲覧）。

39 この改正素案及び改正試案については、本書執筆時点で公表されていないものが確認できなかったため、後記注40記載の新聞報道による要約を参考とした。

策主任」を置くこと、及び、④いじめ防止対策推進法の規定に反した教員への懲戒規定を設けること、といった項目が挙げられており、改正案の目玉とされていた。しかしながら、それから約半年を経過した令和元年5月に公表された改正試案においては、上記の項目はいずれも削除されるに到っており、いじめの被害者に対する救済手段や配慮が不十分であるとして、試案に対する批判的な見解が報道等で紹介されている⁴⁰。

以上のとおり、いじめ防止対策推進法の改正に係る議論は、必ずしも学校や教員の法的責任を加重する方向にのみ進んでいるわけではないが、その理由は、端的に言えば、いじめ防止対策推進法での規制を強化するだけではいじめ防止の実効性がないとの考え方が、論者間で共有されているためと推測して差し支えない。特に、法的責任の強化と教員に対する制裁を制度化することについては、いじめの対処に当たる教員を萎縮させる虞があるという見解が有力に主張されているようである。

実際、かかる法的責任の強化と教員に対する制裁を制度化することは、発生したいじめ事案を学校が極力表面化させないように策動させる動機となりかねず、結果としていじめ防止対策を表面的なものに留めることとなる可能性が高いように思われる。また、素案における他の改正案についても、例えばいじめの定義の解釈については、法的責任の成否に関する解釈との連動をするのでなければかかる解釈がどのような意味を持つこととなるのかかなり不安定であるし、予算措置や人員の新規配置を伴わない「いじめ対策主任」を学校管理者の他に設置することの意味も明らかでない。さらに、教員に対するいじめ防止対策推進法違反を理由とする制裁については、「いじめが発覚した後の法的責任」の強化による制裁可能性を以て、「いじめ防止対策」の実効性が図れるか自体、論証としてかなり不安定な面があると言わざるを得ず、具体的な事案の検討を行う必要が高いものと言わなければならない⁴¹。

従って、以下では項を改め、いじめ防止対策に関する裁判例を検討することにより、学校あるいは教員の負うべき法的責任について、いじめ防止対策推進法との関係を含めて考えてみる。

3 従来のいじめ対応に係る学校及び教員の責任

いじめにより児童生徒が被害を受ける問題は、いじめ防止対策推進法が制定されるはるか前から学校における重要な課題となってきたところであるが、いじめの定義がやや曖昧であることが与り、学校による適切な対処が困難となるような状況も少なくない。以下では、いじめの被害が訴えられた際に学校が対処を誤りやすい典型的な状況が生じた裁判例を検討し、同様の状況がいじめ防止対策推進法の下で生じた場合における学校の法的責任について考えてみる。

(1) 事実と異なるいじめ報告

札幌地判平成18年11月22日平成16年(ワ)2149号、及び、その控訴審である札幌高判平成19年11月9日平成18年(ネ)362号は、生徒が学校内で負傷したことに對し、保護者がいじめによる被害であると申し入れてきたことに對し、けんかであると認識していた学校の対応の適切性が争われた事案である⁴²。

原告X1は、被告地方自治体Yの設置管理するA中学校に在籍している生徒であり、原告X2は、X1の保護者である。

X1は、A中学校において、同級生であったB及びCから暴行を受け、左眼窩底骨折の傷害を負った（以下、「本件傷害事件」という）。X1及びX2は、本件傷害事件は、B及びCを含む同級生からの継続的ない

40 産経新聞2019年5月9日18時21分配信「いじめ対策法案が暗礁に 超党派議員の試案に被害者ら反発「大人の都合より子供の命を」」<https://www.sankei.com/life/news/190509/lif1905090032-n1.html> (2020年2月9日2時00分閲覧)。

41 そもそも学校は、いじめ防止対策推進法があってもなくても、児童生徒がいじめの被害を受け、あるいは受ける虞があると認められるときは、いじめ防止対策を講じなければならない筈であり、また、いじめ防止対策を行わなかった学校あるいは教員の責任についても、民法あるいは国家賠償法の規定がいじめ防止対策推進法制定前から存在する以上、いじめ防止対策推進法自体が、学校あるいは教員の責任を特に規定する理論上あるいは実務上の必要が、果たしてあるか自体が問題となるわけである。

42 本件に関する評釈として、星野豊・月刊高校教育2011年4月号78頁がある。

じめの一環として発生したものであると主張して、A中学校に対し、事態の調査と誠実な対応を繰り返し求めた。X1の担任であったD教諭は、X1に関する小学校からの申し送り事項や、本件傷害事件が発生するまでのX1及び周囲の生徒の行動から、本件傷害事件はいじめを原因とするものではなく、偶発的な事故であるとの認識を持っていたが、A中学校は、X2の抗議や要請が度重なり、授業中であるD教諭を廊下に呼び出して大声で難詰するなどの行動が続いたことから、X1らに謝罪に赴いた際、「今後に向けて」と題する次の内容の文書（以下「本件文書」という）を、X1らに交付した。

- 「1 いじめの実態やけがに至った事実関係を明確にし、該当生徒への指導と保護者への協力要請をするとともに、謝罪と情報交換の機会を設け、再発防止に務めます。」
- 「2 再発防止の観点から学級や学年PTA、PTA運営委員会などを通して、今回の事故やいじめの実態について知らせ、併せて保護者のみなさんへ生徒たちが生活しやすい環境づくりのために協力をお願いします。」
- 「3 これからX1君が元気に登校できるよう、思いやりのあるあたたかい学級・学年づくりのために学活や学年集会を通していじめについて考えさせ、のぞましい集団づくりに努めていきたいと思います。」
- 「4 担任中心にX1君との信頼関係回復のために連絡ノートや相談活動を継続的に進め併せてお母さんとの連絡を密にしていきたいと思います。」
- 「5 入院加療中の学習内容については、学級の生徒による授業ノートづくりを進め、X1君が後で活用できるようにしたり、X1君の実状に応じて担任や教科担任がサポートできるように努めます。」
- 「6 いじめの早期発見・指導のためにいじめアンケートの実施回数を増やし、迅速な集約や対応を係を中心に、学年全体で行っていきます。また、生徒への指導や支援をするための教育相談活動を日常的に進めていきます。」
- 「7 安心して生活できる環境づくりや生徒との信頼関係を充実させていくためにコミュニケーションづくりに努めていきます。」
- 「8 いじめの小さな兆候を見逃さないためにも保護者のみなさんとの日常の連携協力を心がけていきたいと思います。」

本件は、X1らが、本件文書をいじめがあったことの証拠の一部としつつ、Yが本件傷害事件の前提となるいじめの調査義務や防止義務を怠ったと主張して、X1の損害として約2200万円の国家賠償ないし損害賠償の支払を求めたほか、X2の慰謝料として550万円の支払を求めたものである。Yは、本件傷害事件はいじめを原因とするものでなく、けんかによる偶発的な事故であるとして、X1らの主張を正面から争った。

第1審は、本件傷害事件はいじめによるものとは認められず、Yが本件文書をX1らに交付したとしても、いじめがあったということにはならないと判示して、X1らの請求を全て棄却した⁴³。これに対して、X1らは控訴し、仮に前記の国家賠償等が認められない場合でも、A中学校が、同事故はいじめにより発生したと考えて差し障りないとX1らに虚偽の説明をしたこと自体が、報告義務違反として独立の違法行為であるとして、国家賠償ないし損害賠償100万円の支払を求める請求を、予備的に追加した。

控訴審は、次のとおり判示し、X1らの予備的請求を一部（5万円）認容した。

「D教諭は、本件傷害事件がいじめの結果ではなく偶発的な事故であると考えていたにもかかわらず、「X2の振り上げた拳を下ろしてもらおう」という学校関係者による事前の協議の結果に基づいて、上記訪問の際に、事故はいじめの延長線上の事故と言って差し障りがないとの趣旨の発言をしたことが認められる。そして、上記訪問の際、D教諭は、いじめの実態や本件傷害事件に至った事実関係を明確にし、再発防止に努める事の記載された書面まで手渡している。以上によれば、D教諭は、本件事故がいじめとは関係のない事故であるとの以前の発言を撤回し、本件傷害事件は従前からX1になされていた同級生によるいじめの一環であると認めたと解するほかなく、X1らもそのような趣旨としてD教諭の上記発言を受け止めたと認めることができる。」「そして、上記報告は、X1に対する集団的継続的な暴行等のいじめは存

43 なお、加害者であるB及びCとの関係では、BらがX1らに対して150万円ないし300万円を支払い、謝罪するとの内容の和解が第1審で成立している。

在せず、本件傷害事件は偶発的な事故であったとの前記認定に明らかに反しており、また、当時における学校関係者の認識も前記認定のとおりであったのであるから、虚偽報告というほかに、かかる発言は、X1らに対する報告義務違反として、不法行為を構成するといわざるを得ない。」

「Yは、本件傷害事件がいじめに基づくと考えて学校側に対する不信感を露わにしていたX2の感情を沈静化させるため、学校側とX1らとの信頼関係を維持するためになされた発言であるから、違法性はない旨主張する。しかしながら、かかる説明によって一時的に被害生徒や保護者の気持ちが収まったとしても、学校側説明からすれば、本来学校側が防止すべきいじめによりX1が重大なけがを負ったといわざるを得なくなる以上、当然そのことを前提とする責任問題がX1らとの間で発生することが予想され、実際本件傷害事件がいじめによるものかどうかを巡って本件訴訟が提起されていること、X1らにとっては、本件傷害事件が本来あってはならないいじめにより起こったと学校側が認識していることこそが重大であったといえることからすれば、学校側としては、当時の調査結果に基づく本件傷害事件に対する認識を正確にX1ら側に伝えた上で、その認識がX1ら側と異なるならば、学校側が上記認識に至った経緯を丁寧に説明してその理解を得よう努め、それでもX1ら側の理解が得られないようであれば、紛争解決機関に問題を委ねるという態度をとるべきだったのであり、上記事情が違法性を阻却する事由となり得ないことは明らかである。」

上記の事案からも明らかなおおりの、児童生徒相互間における「いじめ」と「けんか」との区別は、外形上判別しにくい場合が多いが、「いじめ」であれば被害者の利益を保護するために加害者に対する措置を取ることが原則となる一方、「けんか」であれば原則として両成敗となり、双方当事者が同様に指導の対象となるというように、取扱に明らかに差異が生ずるため、学校が判断や対応を「誤った」場合には、学校の責任が問題とされやすい状況が生ずることとなる。

いじめ防止対策推進法上は、児童生徒が相互に攻撃している状況については、双方向の「いじめ」が複数交錯していると理解すべきこととなり、各事件について、「被害者の保護と加害者の制裁」がそれぞれ行われることとなるが、各児童生徒にとっては、自己がいじめの被害者として扱われるのか加害者として扱われるのかが判明しないという事態が生じうる。一方、「けんか」と認知された場合には、両成敗的に双方共に指導の対象となり、両者の取扱の公平がむしろ重視されることとなるほか、そもそもいじめ防止対策推進法上の「いじめ」に該当する状況ではなくなる筈であるが、同法上のいじめの定義が広範である以上、既存の法制度の下で「けんか」とされていた事案が「いじめ」として認定され、学校が「いじめ防止対策」を行うべきとされる事案が増加する可能性が否定できない。

このように、いじめ防止対策推進法は、いじめの定義を広範なものとしているために、従来いじめに該当しなかった筈の事案が「いじめ事案」として含まれてくる可能性が生じてくる。そして、いじめ防止対策推進法改正論議の中では、従来のいじめの定義をさらに拡大することが主張されているところ、かかる論議に従って学校あるいは教員の法的責任の範囲を広げることは、本来いじめの範疇に属するとは考えられない筈の事案が「いじめ」事案として対処されることとなりかねない。このことは、外形上は「いじめの被害者」として救済される者が増えるように見えるが、実際には、双方の子どもに対する指導が必要な「けんか」であって、被害者が加害者から精神的な圧迫を受けている「いじめ」ではない事案に対し、「いじめ防止対策」を法に則って行うことから生ずる関係者相互間の法律関係や教育関係の混乱を招く虞が極めて高い。要するに、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義は、同法が究極の目的としていると考えられる「いじめ防止」の観点に照らして、「いじめ」の定義を混乱させるという、本末転倒の事態が生ずる虞すらあるものと言わざるを得ないわけである。

(2) いじめ調査の手法と限界

佐賀地判平成25年12月13日平成22年(ワ)425号は、公立中学校において、いじめの加害行為を疑われた生徒が教員から長時間にわたって違法な事情聴取を受けたことにより、解離性人格障害等に罹患したとされ、学校を設置管理する地方自治体に、国家賠償が命ぜられた事案である⁴⁴。

44 本件についての評釈は、ないようである。なお、本書第1章に関する初出論文である星野豊「学校の指導と教員の責

原告Xは、平成19年当時14歳であり、被告地方自治体Y市の設置管理するA中学校の3年生に在籍する女子生徒であった。Xは、教員にしてもきちんと挨拶をする真面目な生徒であり、日常的に問題行動を起こす生徒ではなかった。

平成19年5月末頃、A中学校において、Xと同じクラスに在籍していた女子生徒であるBの上靴の底が一部分切り取られ、画鋲が入られた上、接着剤で下駄箱に固定される、という事件が発生した。A中学校の教員らは、本件事件の発生の翌日から翌々日にかけて、各日約2時間から3時間程度、主にBから聴取した事実や加害者が誰である可能性があるか等に関する推測を踏まえて、Xを含む数名の生徒に対して事情聴取を行った。この事情聴取の具体的態様に関しては、両当事者間で主張に大きく隔たりが存在するが、裁判所による認定は、概ね以下のとおりである。

本件事件の翌日昼頃より、A中学校の男性教諭であるCは、Xを含む3名の女子生徒に事情聴取をしたが、Xを除く2名のうち1名が、事情聴取開始後比較的短時間で本件事件に関与したことを認め、同人は、Xも本件事件に関与している、との供述を行った。これに対しXは、前記供述の存在を知らされた後においても、本件事件に対する関与を全く認めなかった。このため、C教諭は、X及び事情聴取を受けた他の2名の生徒の面前で、「お前はこんな薄情か友達を持つとぞ。」「Bが不登校になったり自殺したり高校に行けなかったら責任とれるとか。」「警察を呼んで指紋を採ってもらおうか。」「お前が認めるまで続くぞ。」などと発言した。なお、この際、XはC教諭に対し、本件事件があったとされる時には別の生徒D及びEと一緒にあったと主張し、同人らに確認すれば自分が本件事件に関与していないことが分かる筈である旨を伝えたが、CはD及びEに対してXの言い分が真実であるかを確認しようとしなかった。

Xは、事情聴取が開始されてから約40分後、初めて本件事件について知っていることがあると述べ、これに対してC教諭は、「何で早く言わんやっただか。」などと大声で語気を強めて発言した後、約1時間半にわたって職員室で紙と鉛筆を持たせて本件に関する供述をするよう命じ、Xが本件事件に関する供述書を提出したため、午後3時頃Xを帰宅させた。

Xの母は、同日午後7時頃、Xが怯えた様子で自分の許から離れないため事情を聞いたところ、Xが本件事情聴取のことを話したため、同日午後9時頃、A中学校の女性教諭であるFからの電話を受け、近日中に学校に来るよう伝えられた際、担任でもない男性教諭にXの事情聴取をさせるべきではないこと、及び、事情聴取において、警察を呼んで指紋を取ってもらおうかと発言したり、怒鳴ったり脅したりしないでほしいことを伝えた。

Xは、その翌日朝、玄関先に座って、今日も事情聴取されるから登校したくないと言ったが、Xの母は、昨晚F教諭に要望を伝えたから大丈夫だ等と励ましてXをA中学校に送り出した。また、C教諭は、F教諭から、Xの母からの要望を伝えられ、その内容を知っていた。

C教諭及びF教諭は、同日、X及び他の2名の生徒を呼び出し、事情聴取を再開した。Xを除く他の2名のうち、前記のとおり1名は前日のうちに本件事件への関与を認めており、残る1名も同日に本件事件への関与を認めるに到ったため、この2名の供述内容は筋において一致していたが、Xだけは前日に続いて本件事件への関与を否定したため、供述内容に大きな開きがあった。F教諭は、事情聴取開始後40分程で席を外したが、C教諭は、Xらの供述内容に一致しない点があると言って単独で事情聴取を継続し、Xに対して、「[画鋲を誰が入れたかについて、他の2名の生徒はX]って書いて、Xは知らんって書いて。やっけん、お前が一番怪しか。」「お前が画鋲入れたっちなかとか。」「お前が認めんとまだ続くぞ。」「しらばっくれるな。」「そぎゃん自分がかわいかとか。お前は酷か奴だな。」などと発言した上で、Xら3名で話し合うように促したため、XはC教諭のみならず、他の2名の生徒からも本件事件に関与したことを認めるように詰め寄られることとなった。結局、Xは、事情聴取が開始されてから約2時間半が経過した後、本件事件に関与したことを認め、同日の事情聴取は終了した。

Xは、本件事情聴取が終了してから約1週間が経過した6月半ば頃より、A中学校のことを考えたり登

任(2)筑波法政59号(2014年)でも、本件について、生徒指導の妥当性に関する側面から検討を加えているが、本書に収録するに当たり、本章でBの受けたいじめに対する学校の対処の適切性に関して検討する方が適切であると考え、前記論文で行った検討については、本章における検討に統合した。

校したりすると、吐き気がする、頭痛がする、胸が苦しくなる、足が震える、咳が止まらなくなる、などの症状が出始め、同月下旬頃、教諭から殺される夢や自分が教諭を刺す夢を繰り返し見るといった再体験の症状、A中学校の近くを通ると足が震えて胸が苦しくなって動悸がするためA中学校を避けて通るなどの回避症状、教諭から怒鳴られる夢を繰り返し見て目を覚ますといった過覚醒症状がみられるようになった。さらに、7月頃からは、過呼吸発作やA中学校ないしA中学校教諭に関する自分の行動についての健忘症状が現れるようになり、9月頃には、頭痛や記憶の欠損、10月頃に到っては人格交代（Xの母を「お手伝いさん」と呼んだり、自分のことを「俺」と言ったり、下着だけで家の中を歩き回ったりする）等の症状が現れるようになり、解離性多重人格障害に罹患していると診断された⁴⁵。

本件は、以上の状況の下で、XがY市に対し、後遺症による逸失利益約4300万円、慰謝料約1400万円、弁護士費用約500万円、計約6200万円の国家賠償を求めたものである。

裁判所は、次のように判示し、Y市に対して約1750万円の支払を命じた。

「教諭は、教育上必要があると認めるときは、問題行動をしたことがうかがわれる生徒から任意で事情聴取をすることかできるが、このような事情聴取は、生徒の身体又は精神に対して負担となり得るものであり、教諭は当該生徒の心身の健康が損なわれることのないように配慮すべき義務を負っているのであるから、事案の性質、生徒が問題行動をしたことがうかがわれる程度、生徒の心身の状態等諸般の事情を堪案して、教諭が生徒に対して行う事情聴取として社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容されるものと解すべきである。」

「本件事件は、……Bに怪我を負わせる危険性のある行為であるというだけでなく、刑法上の〔罪〕にも当たり得る悪質な行為であり、継続のないじめが行われていた可能性等もうかがわせるものであるから、本件事件に係る問題行動をしたことがうかがわれる生徒から事情を聴取する教育上の必要性は高かったといえる。」しかし、Xが「本件事件に対する関与を否定していたこと、Xが真面目な生徒であり、少なくとも日常的に問題行動を繰り返しているような生徒ではなかったこと等に照らすと、Xに対して事情聴取をする際には、Xの心身の健康状態に配慮しつつ、Xの言い分にも真摯に耳を傾けるなど、事情聴取の方法、態様及び限度に細心の注意を払う必要があったといえる。」

ところが、C教諭は、前記のとおり、Xの恐怖心をあおって本件事件に関与したことを認めさせようとしたほか、Xが挙げた別の複数の生徒に対して事情聴取を試みようとしなかった。さらに、翌日の事情聴取に到っては、Xの母からの要望を伝え聞いていたにもかかわらず、F教諭が席を外した後も単独で事情聴取を継続しており、その内容が前記のようなものであったことからすると、「C教諭のXに対する事情聴取は、Xに対する事情聴取は、Xの言い分に真摯に耳を傾けることなく、一貫して、Xが本件事件に関与したことを前提として、Xの恐怖心をあおるなどしながら行われたものであって、相当な態様において行われたものとはいえない。」また、Xと共に事情聴取を受けた他の2名の生徒との間で供述内容を一致させようとしたことも、Xらの友人関係に悪影響を及ぼしたり、Xにとって大きな精神的負担となったりする危険性の高い方法であるほか、本件事事情聴取が長時間にわたって行われたことも、Xにとって身体的及び精神的に大きな負担となり得るものであったといえる。「以上の事情を総合堪案すると、本件事事情聴取は、その必要性は首肯できるとしても、その方法ないし態様及び限度において、教諭が生徒に対して行う事情聴取として社会通念上相当と認められる範囲を明らかに逸脱しているから、国家賠償法上違法と言わざるを得ない。」

「本件事事情聴取は心身がまだまだ十分発達していない中学3年生の女子にとって極めてストレスの強い出来事に当たるといえること、Xが本件事事情聴取を受けてから解離性障害に罹患していると判断されるまでの間学校から逃げる夢やC教諭に殺される夢を見続けていたこと、Xの別人格の1人が本件事事情聴取を契機として別人格が現れた旨を述べたこと等に照らすと、本件事事情聴取とXが解離性障害に罹患したこととの間には相当因果関係があると認めるのが相当である。」なお、Xと家族との間で葛藤があった可能性があることや、幼少期にいじめを受けていた可能性があることは、上記因果関係の判断を左右しない。以上のことから、逸失利益を約850万円、慰謝料を約1150万円と認め、ここから、解離性障害の発症や継続に関してX自身に起因する部分として2割を減額し、減額後の額の1割を弁護士費用として認め、合計

45 その後、本件事事情聴取から約3年を経過した平成22年に本件訴訟が提起された後も、Xの解離性人格障害の症状は継続しており、家族に関する葛藤を医師に対して述べたりすることもあった。翌平成23年末頃、Xは自動車の運転免許を取って仕事に就きたいと医師に対して述べたが、医師は、Xの解離性障害の症状が不安定であり、軽い労務以外に服することのできない状態が続いているとの意見書を裁判所に提出している。

約1750万円を認容する⁴⁶。

上記の事案から明らかなおり、取調や裁判の専門家でない学校や教員が、いじめに関する調査を学校内部で行うに際しては、極めて慎重な対応が必要である。実際、いじめに対する調査に限らず、学校や教員が行う調査は、建前上も実態上も「学校教育」のために行われるものであるところ、かかる調査は、法的責任の解明のための事実の確認ないし認定とは大きく目的や性格が異なり、事情聴取の対象となる子どもを含めた、関係する子どもに対する「指導教育」としての意味を持つものであり、関係者間でどのような事実があったか等の確認も、関係者の法的責任の有無を判断するための材料ではなく、関係する子どもの今後の成長のために、どのような教育的対処が必要であるかを考慮するための資料として行われるものである。以上の観点からすれば、いじめ防止対策推進法が学校に対して求めているいじめの事実を確認するための調査についても、いじめ加害者の法的責任を追及するためではなく、被害者と加害者の双方を含めた子どもの成長のための指導として行われる必要がある筈である⁴⁷。

しかしながら、いじめ防止対策推進法が学校ないし教員に対して求めているいじめ防止対策が厳格になればなるほど、学校ないし教員が対処しなければならない「いじめ事案」は当然増加することが予測される。そうすると、教員が事態を誤認したことに基づく、調査による「冤罪被害事案」も、半ば必然的に増加する虞があるほか⁴⁸、いじめ防止対策推進法上、子どもが「被害者」と「加害者」とに法律上の用語として区分される関係で、学校や教員がともすると関係する子どもの「指導教育」ではなく、「加害者の法的責任」を追及することを事実上の目的として調査を行うこととなる虞も、無視できないものと言わなければならない⁴⁹。

46 本判決に対しては、どちらの当事者からも控訴がなされなかったため、本件の判断は確定した。

47 但し、本件事情聴取の違法性の判断に関して議論が紛れる虞があるのは、Xが本件事件に関与していなかったか否かという結果の部分と、本件事情聴取の態様ないし手法が相当性を欠くか否かとの判断とが、理論的には直結するものでない、という点である。すなわち、本件において、Xは、長時間にわたる本件事情聴取の大半の時間、本件事件に対する関与を否定し続けており、かつ、自己の行動を証言する他の生徒D及びEの存在をC教諭に述べていたわけであり、これを、C教諭が無視して事情聴取を継続したことは、本件事情聴取の違法性を基礎づける大きな要因として考えられる。しかしながら、この部分を違法性の判断に際して強調することは、仮にXが本件事件に関与していたことが最終的に明らかになった場合を想定すると、本件事情聴取の違法性の評価を大きく揺らがせる可能性が生じ、結果としての事件に対する関与の供述を得ようとして、不相当な態様及び手法による事情聴取が行われる虞が高くなってしまふ。実際、本判決も、C教諭がD及びEに対してXの申し述べた内容が真実であるか否かを確認しようとなかった、という点を判断の事情の1つとして挙げているわけであり、要するに、この部分についても、事情聴取の態様及び手法の相当性に関する判断が示されたものと考えて差し支えない。従って、本判決において、本件事情聴取が違法と評価された実質的な要因は、あくまで本件事情聴取の行われた態様と手法の部分に重点が置かれるべきであり、具体的には、本件事情聴取が長時間にわたっていたこと、C教諭がXの恐怖心をあおるような発言を繰り返したり、大声を出してXを脅したりしたこと、Xと他の生徒との供述内容を一致させるため、Xと他の生徒とを話し合わせるなどして、Xに身体的及び精神的負担をかけたこと等、「教育上の必要性」という観点との関係から、判断が下されたものと考えべきである。

48 このとき、かかる誤認自体が誤認された者に対する不法行為となることは極めて明らかなことであり、かかる誤認が生じた原因が、いじめ防止対策推進法上の措置であるということだけで、誤認をした学校ないし教員が不法行為責任を免責されることは、原則としてないと考えざるを得ない。そうすると、従来の裁判例で必ずしも認められているわけではない、教員の指導によって生徒が自殺等するに到ったと主張される、いわゆる「指導死」の事案についても、関連する事実の一部に「いじめ」に該当する部分があれば、いじめ防止対策推進法の実質的な適用対象となり、いじめ防止対策を行う際に学校が指導した内容の不備について、学校の法的責任を追及することが、法律上も事実上も可能となる、という状況が生ずることもあり得ないではない。しかしながら、かかる状況をもいじめ防止対策推進法が包含し、かつ、学校の法的責任として追及されることが妥当であると解釈されるべきかについては、極めて慎重な検討が必要であるように思われる。学校の指導と教員の責任との関係については、本書第1章参照。

49 むしろ、現在の一般的な傾向からすれば、ある程度重大な結果が生じた事故ないし事件の発生に際しては、学校は警察機関による捜査を待たずに独自に調査を行うべきであり、かかる調査が十分に行わなかったことそれ自体を以て、「学校の責任」が問題とされる場合が増加しているということが出来る。しかしながら、法律上の観点からすれば、学校は必ずしも「第三者」としての立場にあるわけではなく、多くの状況においては「一方当事者」として法律上の責任を負う可能性のある立場にある以上、事件や事故の発生に際して学校の行う調査結果をどこまで重視すべきかは、何とも言いえない部分があるように思われる。また、かかる調査の内容が、単なる関係事実の確認に留まらず、例えばいじめと自殺との間の因果関係等、法律上の評価にまで及ぶ場合がありうることまで考えるならば、法制度上の建前としては、かかる評価は裁判所により最終的に確定されるべきものであり、一方当事者である場合が少なくない学校が、早期の段階で結論を出すことが果たして妥当か、という議論にも、一定の合理性がある可能性がある。このようなことから、近時に

このように、いじめ防止対策推進法が学校あるいは教員に対して求めているいじめ防止対策について、現行法の規定を改正してさらに学校や教員に対してより厳格ないじめ防止対策を求めるものとしてしまうと、学校ないし教員としては、いじめに関する調査の目的が、子どもの成長のための教育であるという点を見失って、警察や裁判所が本来行うべき「真実の発見」を求められているものと錯覚してしまうことにより、強引に事実関係を確定して関係者の法的責任を追及しようとするあまり、結果として対処に失敗することによって法的責任を問われうるといふ、極めて問題のある状況が生じかねないわけである⁵⁰。

(3) 重大事件発生の予測範囲

神戸地判平成28年3月30日平成25年(ワ)2446号は、同級生からいじめを受けた高校2年生の生徒が自殺したことについて、いじめの加害者である同級生と学校関係者の責任の有無及びその範囲が争われた事案である⁵¹。

亡Aは、本件B高校の2年に在籍する男子生徒であったが、平成24年9月の新学期開始直前に、自宅で自殺した。裁判所の認定によると、Aは、B高校の同級生であるY1ないしY3から、概ね次のような行為を受けていた。

- ① Y1らは、平成24年4月下旬頃から、Aを「ムシ」と呼んでいた。
- ② Y3は、同年5月半ば頃、教室内にあった蛾の死体を教室内のAの椅子の上に置き、その上に座ったAのズボンに蛾がついた。
- ③ Y1及びY2は、同年度の1学期中、教室内で、Aに対し金平糖や消しゴムのかすを投げつけた。
- ④ Y2及びY1は、同年6月上旬頃、コーラス大会の練習に際して、「エキスが付く」などと言いながら、Aの周りの生徒を押し、Aにぶつからせようとした。
- ⑤ Y2は、同年6月中旬までの間、世界史の授業で自らが使用することになるAの席の机や椅子を、空席になっている机や椅子と入れ替える行為を複数回行った。

他方、Aは、同年4月、個人面談用のアンケートである個人懇談資料をほぼ白紙で提出し、担任であったY4から再提出を求められた。また、同年5月8日、Aは、学校へ行くのを嫌がったが、父親であるX1がこれを許さず、登校を強く求めたため、Aは自宅から出たものの学校へは行かず、そのまま無断欠席をし、同年7月7日にも再度無断欠席をした。さらに、同年7月末頃、Y4は、A及びAの母であるX2とで三者面談を行い、Aの一部科目の成績に相当程度課題があることが、Y4からA及びX2に告げられた。同年8月、Aは、自分のスマートフォンで、20回以上自殺の方法等を検索した。なお、Aは、前年である平成23年10月末頃に、自宅でリストカットをしたことがあった。

さらに、Aが自殺した後、B高校関係者とX1らとの間では、次のような事実があった。

- ⑥ 校長であったY5は、X1及びX2に対し、生徒による自殺が続くことを防止するため、Aの死を「不慮の事故」と表現したい旨を申し入れたが、X1らは「自殺」とすべきことを県教委に回答した。

おいては、学校自体に調査を行わせるのではなく、学校関係者以外の者による「第三者委員会」を組織して、当事者でない者により事実関係等の解明に当たらせるべきである、との見解も、極めて有力になりつつある。もっとも、現実の局面において、かかる調査結果が信頼に足りるものとなるか否かは、調査を行った者の立場のみならず、調査に際して与えられた権限や、調査を行った者の社会的利益がどの程度制度上保護されているかに依るところが大きいわけであり、理論上は、警察ないし裁判所が本来の権限を行使して行うべき捜査や判断の過程を「民間警察」ないし「民間裁判所」を組織して代用しているに過ぎない、との評価も、成り立たないではないように思われる。

50 その意味では、利害関係の全く存在しない者の間で行われることが前提となる警察機関の捜査と比べて、学校における教育上の必要性に基づいた事情聴取は、従前の人間関係を十分に活かしたものである必要があることとなるが、このような点も、場合によっては指導が違法性を帯びる一因となることがある。すなわち、本件の場合、A中学校が設置されていた地域における人口や環境等からすると、生徒相互間においても教員と生徒間においても、日常の人間関係が極めて密接であった可能性が高く、だからこそC教諭がBから提供を受けた情報を基にXを疑い続けたことが推測されるわけであるが、このような前提の誤りは、日常の人間関係を基盤とした「相互理解」への過信から生じたものと言わざるを得ない。従って、学校の行う調査や事情聴取が、法律上の捜査や処罰を目的としたものでなく、当該生徒に関する教育上の目的を持つものであるとしても、他人間で行うことを前提とする法律上の事情聴取における手法の相当性や手続を参照する必要は、ある程度高いものと考えらるべきであろう。

51 本件に対する評釈として、橋口賢一・判評713号2頁(2018年)、星野豊・月刊高校教育2017年2月号84頁がある。

⑦ X1らは、Aの葬儀に際して、葬儀会社の従業員を介してAの同級生からの手紙を受け取り、AがY1らから上記のようなことをされていたことを知ったため、B高校に対してこの手紙を渡してきた生徒の連絡先を知りたい旨申し入れたところ、Y5は「時間をください」と回答し、連絡先を即答しなかった。

⑧ B高校は、Aの自殺がいじめによるものである可能性がある旨の情報を入手し、調査等を行った結果、Y1らを無期の家庭謹慎としたが、かかる謹慎において通常書くことを求める反省文について、情報公開請求の虞があるとして、より一般的な内容の課題について作文するよう指導した。

⑨ X1らは、教室内のAが使用していた机の上に供花及び遺影を置いたが、Y5は、後日、X1らの了解を得ることなくこれらを撤去した。

⑩ B高校の生徒指導部長であったY6は、他の生徒からの今後の行事の実施の見通しについて尋ねられた際に、「遺族は全然理解してくれない、マスコミも同じことを何度も繰り返す、このままでは学校が潰れる、修学旅行も行けるかどうか分からない」等と発言したが、この発言は不適切だったとして後日X1らに謝罪した。

⑪ B高校は、第三者委員会を設置してAの自殺に至る事態の経緯について報告をまとめた。一方、X1らは、B高校が所在する市の子供の人権オンブズパーソンに対してAの人権擁護及び救済の申立をし、オンブズパーソンの調査報告書が作成されたが、オンブズパーソンは同報告書の中で、B高校の許可が得られなかったため同級生に対する聞き取り調査等を行うことができず、オンブズパーソンの調査には自ずから限界がある旨を述べた。

本件は、以上の経緯の下で、X1らがY1ないしY6及びB高校を管掌するY7県に対し、Y1らがいじめを行い、学校がこれを認識できなかったことが不法行為あるいは安全配慮義務違反に当たる、Aの自殺後のB高校関係者の言動にX1らに対する配慮義務違反がある、と主張して、合計約4500万円の損害賠償ないしは国家賠償の支払いを求めたものである。Y1らは、Aに対してした本件各行為の存在については、行為の頻度と程度を除いて概ね争わなかったが、Aが自殺することに対する予見可能性はなかったとして、損害賠償ないし国家賠償請求の大部分について争った。

裁判所は、次のように判示し、X1らの請求を一部(約200万円)認容した。

「本件各行為のうちY1らの本件行為①②④及び⑤は上記「いじめ」に該当し、民法709条の不法行為を構成する。かかるY1らの不法行為としての「いじめ」行為は、Y1らが、その意思を通じ合って、席替えのあった平成24年6月18日までは、ほぼ毎日複数回にわたって、亡Aを「ムシ」呼ばわりすることにより敢行されたものであり、その中には単に「ムシ」呼ばわりするだけでなく、亡Aを見下し、その容姿をあざ笑うかのような発言のほか、同人が「虫」のような存在であることを本人はもとより他の生徒にも強く印象づける言動も含まれていたこと、そして、そのY1らの言動は1学期が終了するまでの約3か月間にわたって、機会ある毎に、とりわけ上記席替えまでは執拗に繰り返され、その間、亡Aは、かかる一連の「いじめ」行為に不快感(苦痛)を感じつつも、これに抵抗することはできず、多くの場合なす術もなく俯くばかりであったことが認められる。そうだとするとY1らの上記「いじめ」行為(以下「本件いじめ行為」という。)は、極端な有形力の行使を伴うものではなかったにせよ、同人の人格を深く傷付け、大きな精神的苦痛を生じさせる共同不法行為に該当するものといえることができ、その違法性の程度は、この種の類型の「いじめ」としては大きいものというべきである。」

「Y5は、遅くともAから本件行為⑧の一部につき申告を受け、Y2に事実確認を行った時点において、Y7県が負う上記安全配慮義務の履行補助者として、本件いじめ行為の存在を具体的に把握した上、これを防止し、亡Aの苦痛を取り除くための適切な措置を講ずるべき注意義務を負っていたものと解されるところ、Y5は、Y2のAに対する机及び椅子の入替え行為を重大な問題であるとして定例の学年会議に報告したにもかかわらず、その際、亡Aのことは報告をしなかったばかりか、Y2だけでなく、亡A自身やX1らに対しても然るべき調査を実施することなく、漫然と本件いじめ行為を発見するための措置を講じなかったものと認められ、そうだとすると、かかるY5の対応は、上記安全配慮義務に違反し、かつ、国賠法上も「違法」評価を免れないものというべきである。」

「Y1らにおいて亡Aの自殺を「予見し、又は予見することができた」か否かにつき検討するに、……本件においてY1らは、亡Aの自殺後に開催された学年集会の始まる前から、亡Aに生じた異変を察知して、Y1はY3に対し「ムシのこ

とやったら、おまえのせいにするぞ」と言ったり、Y2はY1に対し「ヤバ、俺らのせいや」などと述べたりしていたことが認められる。しかし……本件いじめ行為の態様は、執拗で、亡Aの人格を大きく傷付ける悪質なものであったとはいえ、苛烈な暴行等を長期間にわたって反復継続し、肉体的・精神的に重大な苦痛を与え続けるといった性質のものではなく、むしろ……本件いじめ行為は、席替えの効果もあって平成24年6月18日より後は減少し下火になっていたこと、亡Aは、Y1らから「ムシ」と呼ばれた際これに言い返したこともあったこと、亡Aの成績が振るわないことや自宅等で虫を怖がるようになったこと、1年次にリストカットをしていたことなどはY1らにとって知る由もないことなどの事情を総合考慮すると本件いじめ行為が終了した時点（同年7月20日の終業式の時点）においてY1らが亡Aの上記自殺を具体的に予見することができたものとはいいい難い。」従って、Y1らはAの自殺に関連する損害を賠償する責を負わず、いじめにより人格的侮辱を受けたことに対する慰謝料のみを認容する。

他方、Y4及びY5については、「確かに本件いじめ行為は、それに関する何らかの僅かな徴表を捉えさえすれば、これを容易に認識することが可能であったものと認められる。しかし、……本件いじめ行為をしたY1らにおいてさえも亡Aの自殺までこれを予見し、又は予見することができたとは認められない事案であるところ、……亡Aは、Y1らからいじめを受けていなかった1年次においても無断欠席をしたり文化祭を休んだりしていたこと、……2年次1学期の終了後（平成24年7月31日）に行われた三者面談において亡Aは、学業が振るわないことや友人が出来ないことについて深く悩み苦しんでいることをうかがわせる発言等はしていないことに加え、Y5及びY4は、亡Aがリストカットをしたことがあったことや、自宅で虫を怖がっていたことなどを知る由もなかったこと等も考慮すれば、Y5及びY4において、同年9月2日の亡Aの自殺を具体的に予見することができたとはいいい難い。」

「Y6発言は、「遺族は全然理解してくれない」との言辞から始まるもので、これを聞いた生徒の一般的な理解からすれば、X1らの対応が原因で恒例となっている修学旅行や体育祭を実施することができず、B高校それ自体が潰れかねない状況が発生しているとも受け取れる内容のものであって、その真意はともかく、これを社会通念に照らし客観的にみる限り、遺族であるX1らの感情を逆なでする著しく不適切な発言であるといわざるを得ない。」

本件は、学校内でのいじめが存在すると認定した代表的な事案であるが、日常的に行われていたいじめ自体に基づく慰謝料請求の一部を認容したものの、いじめの加害者である同級生や、学校関係者にとって、いじめの被害者の自殺を予見することができなかつたとして、自殺に起因する法的責任を否定している点に注意が必要である。また、本件については、Aの自殺以降、B高校関係者に対するマスコミによる報道が相当詳細に行われ、Y1らによるいじめの事実や、Y6による発言等も、報道により明らかにされた側面がある⁵²。

このように、事件に対する報道は、事実関係の立証責任を負う側にとってはかなりの程度事実関係の解明に資することとなるが、かかる報道が過熱してしまうと、当事者等に対して行われる虞のある誹謗中傷行為や、当事者以外の生徒に係る日常的な学習への支障等についても、合理的に対処する必要が生じてくる。また、いわゆる「第三者委員会」等の機関は、法律上の独立性や強制的な権限を有しているわけではなく、かつ、その人選を行った者との関係が大きく作用する可能性を否定できない以上、事実関係の解明についてあまり期待をすることができないのが現状である。

さらに、本件では、いじめの事実とAの自殺との間に事実的因果関係があったと認定しつつ、そのようなAの兆候の一部が家庭内において生じていたことを実質的な理由として、Y1らの責任をいずれも否定している点も特徴的である。しかしながら、民事上の賠償責任は、刑事責任と異なり、原因となった行為の悪質性の軽重と発生した結果の大小とを均衡させる必要がない以上、本件の判断に対しては、いじめ加害者らに対する刑事事件との均衡をも考えると、批判的な見解が生じうるものと思われる⁵³。

52 本件において、Y1らがいじめの事実関係をそれ程争わなかつたことは、既に報道された事実が大半であったことが与えているものと考えられるし、逆に、Y1らが否定ないし争った事実関係については、必ずしもX1らの主張する事実が認定されていないことが窺われる。

53 言葉のみによる些細ないじめであっても、それが自殺等を典型とする重大な結果に結びつきかねないことは、一般論としては常に認識しておく必要があるとの見解は、過去の多くの自殺事案から容易に想定が可能であると思われるし、Aの家庭内で生じたことが起因している部分について、いじめ加害者である生徒や学校はAの自殺に到る結果を予見できなかった、とする本判決の判断には、異論が生ずる可能性がかなり高いものと思われる。仮に、行為と結果との均衡を

他方、本件のような明確ないじめの存在が認定された場合とは別に、日常指導の範囲内では、重大事件を発生させる兆候が感じられなかった生徒について、後に学校の内外で発生した重大事件を学校が日常指導の延長として予測できたか否かについては、さらに問題が複雑となる。一般論として、重大事件が発生したのが学校内であれば、生徒によるかかる事態への移行の虞を学校が日常指導の範囲内で防止できたか否かという観点から、学校の責任の成否及び範囲を判断することが可能となる余地があるものの⁵⁴、学校内でごく一部生ずることのあった生徒間の紛争行動が、学校の日常指導によって抑制されていた分、学校外で重大事件として発生したような事案⁵⁵においては、学校の生徒に対する監督が学校外のどの範囲まで及ぶと考えるべきかについて、かなり微妙な判断を要するものと思われる。

実際、重大事件の発生を防止するために最も効果的と思われる対処は、要するに重大事件を発生させる虞のある関係者同士を極力接触させないこと、端的に言えば、かかる虞のある生徒の出席を停止させて自宅に謹慎させておくことであるが、かかる対処は、学校内で重大事件が発生する虞についてはほぼ完全に防止できることが期待されるものの、学校外で当該生徒同士が敢えて接触して重大事件を生じさせる虞がある意味で増加させることにつながりかねないから、重大事件の発生を防止するための対処としては、実効的であるとは言い難いものと言わざるを得ない⁵⁶。

以上の点について、いじめ防止対策推進法は、いじめの加害者に対する対処として、被害者の出席の安全確保のための手段として出席をさせない措置を認めており(26条)、これは、学校種を問わず適用することが可能な条文となっていることから、退学ないし停学という対処を行うことが制度上予定されていない公立の小中学校においても、かかる対処に事実上代わるものとして、採用することが不可能ではない。しかしながら、既に明確ないじめの発生が認められ、かかるいじめの存在が重大事件の発生に直結することが強く推測される状況が確認できる場合であればともかく、過去に生徒相互間の紛争ないしその兆候が存在し、重大事件が発生する抽象的な懸念があるというだけで、上記のようないじめ防止対策推進法上規定された対処が可能と留保なく断言できるかは、定かでないものと考えざるを得ず、しかも、子どもが学校と各家庭とに分離して学習している状況が生じた後に、各々の子どもに対して学校教育を適切に施すためには、学校や教員に相当の負担ないし労力がかかることが明らかである。

このように、いじめ防止対策推進法が、学校に対して重大事件の発生防止のための対処の可能性について明文を以て規定しているとしても、その前提としての重大事件の発生それ自体を学校が日常指導の中で覚知することは、保護者からの事前の相談や通報等の情報提供がない限り、一般論としてやや困難と言わざるを得ないように思われる。しかも、同法の規定に従っていじめにかかる重大事態の発生を防止するために、子ども同士を学校と各家庭とに分離する措置をとったうえで、各々の子どもに対してそれぞれ適切な学校教育を施すことは、学校や教員に対して極めて重い負担を課すこととなる。以上の点において、同法は、学校に対して、理想論としてはともかく、かなり実現が難しい「いじめ防止対策」を要求している

図るべきとすると、本件については、X1らが刑事告訴したことによって、Y1ないしY3は侮辱罪として保護観察処分が付されており(神戸家裁平成25年(少)888号ないし890号)、この刑事処分と民事上の責任の成否との均衡が適切に図られているかが、逆に問題となってくる。なお、本判決は、全ての当事者が上訴をしなかったため確定している。

54 学校内で殺人事件が発生した事案として、長野地飯田支判平成10年4月14日平成4年(ワ)19号、その控訴審である東京高判平成11年9月28日平成10年(ネ)1872号、その上告審である最決平成13年6月8日平成11年(オ)1830号・平成11年(受)1525号。但し、この事件は、素行に問題がある可能性があった生徒が、他の生徒との対立から相手を刺殺した事件であり、いわゆる「いじめ」に該当するものかは直観的に疑問が生じうるものであるが、この事件を承けて県が発表した提言の中には、「いじめ」の撲滅が強調されており、教育政策的に「いじめ」問題が現実には発生する事件を超えて政治的な意味を持つことがある場合の典型例と考えることも可能であるように思われる。

55 典型的な事案のうち、いじめを認定して損害賠償請求を認容したものとして、さいたま地川越支判平成28年12月22日平成24年(ワ)1071号(控訴審である東京高裁平成29年(ネ)486号で和解成立(平成29年7月10日))。逆に、生徒が自殺した事案につき遺族からの請求を棄却したものとして、横浜地横須賀支判平成28年11月7日平成27年(ワ)80号、その控訴審である東京高判平成29年5月11日平成28年(ネ)5551号、その上告審である最決平成29年11月16日平成29年(オ)1232号・平成29年(受)1533号。

56 そもそも、全ての生徒を学校に出席させることを法律も社会も求めていると考えられる現状の下で、かかる方法により重大事件の発生を防止しようとしても、採用することに対して支持が得られる可能性は極めて小さいものと予測される。

ものと評価せざるを得ないわけである。

4 いじめ防止対策推進法と学校及び教員の責任

(1) いじめ防止に関する学校の責任の本質

前項の検討から明らかになったとおり、学校が適切ないじめ防止対策を行うためには、いくつか解決しなければならない問題がある。そして、以下に述べるとおり、かかる問題点の一部については、文部科学省のガイドラインや総務省の勧告に従って、いじめ防止対策推進法の趣旨と解釈とを「周知徹底」させることにより解決することが可能であるが、その他に、いじめ防止対策推進法に規定が置かれていなかったり、仮に規定があってもその趣旨が必ずしも明確でなかったりするために、学校や教員が適切な解釈や対応を行うことが難しくなっている場合や、そもそもいじめ防止対策推進法の規定それ自体が、実効性のあるいじめ防止対策を行うことの障害となっている場合すら存在していると言わなければならない。

例えば、いじめ防止対策推進法は、「いじめ」の定義として、要するに「いじめられた当事者」が「心身の苦痛」を感じることと規定しているが、かかる「いじめ」の加害者に関する責任については何も規定していない以上、刑事にせよ民事にせよ法的責任の成否については、既存の法体系の中の法的責任に係る要件に委ねていることが明らかである。要するに、いじめ防止対策推進法は、「いじめ」の定義を極力広くすることによって、「いじめ」を受けたと感じた者が「いじめ」の被害を訴えてきた場合、学校がとりあえず当該「いじめ」の事実の有無と当該「いじめ」に係る当事者への「教育的配慮」を行うことを規定しているのみであり、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義に該当することが、「いじめ」の当事者相互間あるいはかかる当事者と学校との間で、何らかの法的責任を発生させるものではないわけである。これは、同法にいう「重大事態」の解釈についても同様であって、子どもが死亡する等の事態が発生し、かかる事態の発生に関していじめの存在が疑われた場合には、学校はかかる「いじめ」の事実の有無及び重大事態との関連性について調査を行う必要があることは同法の趣旨から明らかであるが、同法にいう「重大事態」に該当することを以て、かかる「重大事態」の当事者相互間あるいはかかる当事者と学校との間で、何らかの法的責任が常に成立するわけでは全くない。

しかしながら、いじめ防止対策推進法は、「いじめ」あるいは「重大事態」という、それ自体に加害性や当事者の法的責任を含意させるような文言を不用意に用いているために、「いじめ」をした者を「加害者」、いじめを訴えた者が「被害者」という、法的責任の成否が直ちに判断できるわけではない筈の関係について、予め「加害者」が「被害者」に対して法的責任を常に負うべきであるかのような、「解釈の誤り」を誘発させる結果となっていることは否めない。実際、学校が「重大事態」に該当することを避けようとするあまり、重大事態に法律上該当する状況が生じた場合であっても、十分な調査を行うことなく「重大事態に該当しない」との結論を急ごうとする傾向がないではなく、結果としていじめ防止対策推進法上の手続が法の規定どおりに進行しない場合が続発するという、法律としては決して適切な運用が行われていない状況を生じさせてしまっているというほかない。

また、これと真逆の傾向として、いじめ防止対策推進法上のいじめに該当する事実が生じた場合に、冷静な調査を行うことなく、一方当事者を「加害者」と決めつけて「責任を追及」という事態も少なからず生じており、かかる行き過ぎた対応が別の被害を発生させるという、これも法の趣旨に明らかに反する状況が生じていることは、前項で検討してきた事案のとおりである。以上のとおり、いじめ防止対策推進法は、その条文の文言自体において、解釈の誤りや法の趣旨を没却させかねない対応を事実上誘発しているものと評価せざるを得ず、この点については、現在行われている改正案の中でも、改めて検討の対象となるべきであるように思われる。

次に、いじめ防止対策推進法の趣旨に従っていじめ防止対策あるいは訴えられたいじめの事実に係る調査を学校が行おうとした場合についても、学校が適切にいじめ防止対策を行い、あるいは正確な事実の認定に到るためには、多数の障害があることが明らかである。すなわち、いじめ防止対策を行う学校は、言うまでもなく教育機関であって捜査機関や司法機関ではない以上、捜査機関や司法機関が現行法体系の下

で付与されている権限や強制力を一切持っていないため、いじめ防止対策の前提となるべき事実の有無を確認すること自体が、困難を極めることとなる。

実際、強制捜査を行う権限のある機関が行う取調においてすら、関係者の任意の供述のみから真実を発見することは至難の業であり、相手方の身体を拘束することも相手方の私的領域に立ち入って証拠を収集することも認められていない学校が、いじめ防止対策としての「事実の発見」をできると考えること自体、大きな誤りであると考えざるを得ない。また、学校は子どもに関して多数の情報を取得しているが、これはあくまで当該子どもの能力的・人格的な成長を、学校教育を通じて行うことを目的として取得されているものであり、「真実の発見」のためにかかる情報の全部又は一部を流用することが現行法上果たして認められるべきかについては、これまでほとんど議論がなされていない。

そうすると、学校が自らの能力的特性を発揮していじめ防止対策を実効的に行うためには、そもそもいじめ防止対策自体も「学校教育」の一部と考える必要があり、従って、かかる防止対策の中には、「法的責任の有無及び範囲」を確定するためには適切でないものであったとしても、それが当該子どもの成長のために必要あるいは有益な「教育上の効果」を生じさせることが期待できるのであれば、かかる防止対策は充分いじめ防止対策推進法の趣旨に適するものと評価されてしかるべきである。従って、「いじめの加害者」に該当すると判断された子どもに対して、学校が常に「法的責任の追及」としての「懲戒」を行うことは必ずしも適切とは言えず、むしろ、学校は、当該子どもの人格的な成長を促すために必要あるいは有益と考えられる措置を行ったり、当該子どもの成長によって自律的に行動の抑制あるいは合理的な判断を行うことができるようになることを期待して、当分の間観察対象とするに留めたりする等、学校教育としての趣旨に則った教育的対応を以て、いじめ防止対策推進法の趣旨を貫徹させるべきである。

さらに、いじめ防止対策が学校教育の一環として位置づけられることから考えていけば、学校がいじめ防止対策を適切に行うことができなかつた場合における学校や教員の負うべき責任の本質は、「子どもにいじめに基づく被害が生じていることに対する法的責任」ではなく、むしろ「いじめの当事者として関与することとなった全ての子どもに対する適切な学校教育を行うことに失敗したことに対する教育上の責任」と位置づけられるべきである。従って、いじめ防止対策の対象は、単なる「被害者の保護」ではなく、「加害者」「関係者」を含めた「全ての子どもの成長」なのであり、いじめ防止対策推進法上のいじめの定義が子ども相互間で行われるものに限定して規定されていることも、かかる解釈を補強するものと考えて差し支えないように思われる。

このように、いじめ防止対策推進法上、学校が行わなければならない「いじめ防止対策」は、あくまで「学校教育の一部」である以上、学校の教育上の裁量が広く認められるのでなければ、その実効性を図ることが困難となる可能性が高いものと言わざるを得ない。そうすると、「いじめの被害者」が、自己の利益を拡大しようとして「いじめの加害者」に対する処遇について自己の希望を学校に対して強制したり、学校教育の中核部分に対して自己の利益を図る観点から学校の裁量的判断に介入したりすることは、いずれもいじめ防止対策推進法の趣旨に反する行為として、許されないものと解釈すべきこととなる。

以上述べてきた観点は、いじめ防止対策推進法がいじめの定義を広く設定して学校による裁量的な対応を促していること、いじめ防止対策推進法がいじめによって生じうる法的責任については特に規定せず、既存の法体系の下で生じうる法的責任に関する解釈に委ねていること、また、法的責任の前提としての事実の認定等に関する強制力や権限を学校に認めていないことを、より合理的に説明できるものと考えられる筈であり、文部科学省のガイドラインも、総務省の勧告も、以上の観点に従って、合理的に解釈がなされるべきである。

(2) いじめ防止対策推進法の今後の方向性

いじめ防止対策推進法と学校及び教員の法的責任との関係に係る基本的な考え方はこれまで述べてきたとおりであるが、かかる観点に従って考えるならば、いじめ防止対策推進法の改正に関する議論についても、以下のような点に留意することが、必要かつ有益であると考えられる。

第1に、いじめの定義といじめ防止対策に関する学校の責任の有無及び範囲については、可能な限り

両者を一致させることが望ましい。前項までで議論してきたことから明らかとなり、現行のいじめ防止対策推進法や、現在の改正論議のように、いじめの定義ばかりを広範にしたとしても、いじめ自体についての法的責任を裁判上問うことができない状況が生じてしまう。そうすると、かかる状況の下では、当該いじめに係る法的責任について、いじめの加害者が事実上野放しとなる一方で、いじめ防止対策を行わなければならない学校のみが、全ての責任を引き受けることを余儀なくされる結果となりかねない。

仮に、学校の法的責任を、現行のいじめ防止対策推進法が求める以上に広範なものとしようとするのであれば、かかる責任の範囲に相応しいいじめ防止対策に係る権限と裁量とを学校に法律上付与するものでなければ、理論上も実務上も均衡が取れない筈であり、そうすると、現代の学校教育に関してここ数十年の間に推進されてきた、学校あるいは教員の教育上の権限や裁量を徐々に縮小させてきた傾向自体が政策判断として誤りであったことを、正面から認めることが必要である。

第2に、いじめ調査の手法と証拠について、主に法律実務上の観点から、教育現場の現状を加味した上で、適切な対応が検討されてしかるべきである。いじめ防止対策の前提として、いじめの事実関係を確定しなければならないことは当然であり、かつ、その際には、被害を訴えている者のみならず、加害者と疑われた者に対しても、法的紛争に係る対等な当事者として、同様の配慮と擁護がなされなければならない筈である。しかしながら、現行のいじめ防止対策推進法の規定及び同法の改正論議においては、同法の制定経緯や制定の背景事情について最大限の考慮をしたとしても、被害を訴える者の利益保護に偏り過ぎていと評価せざるを得ず、いじめの被害を訴える者といじめの加害者と疑われた者との間で、法的な平等に欠ける取扱いをしている虞があるものと考えざるを得ない⁵⁷。

従って、仮に、いじめ防止を目的とした事実関係調査を学校の責任において行うべきであるのなら、法律に基づいて行われるべき調査として、証拠の保全や手続の応答に係る強制力を、当該手続に最小限度付与することが必要であると考えられる。但し、かかる手続の遂行に際して同時に考慮すべき問題としては、当該調査に関与する者、特に学校関係者における法律及び手続に関する専門的知見や当該手続遂行のための能力的資質の確保に加え、特に学校の保持している情報を当該手続において開示ないし利用することに関する、個人情報保護やプライバシーについて学校が当該情報に係る本人に対して負うべき法律上の義務ないし配慮との調整を、どのように図るべきかを慎重に検討すべきことが挙げられる。

第3に、いじめ防止に関与する教員に対して、いじめ防止対策が充分でないことを理由として制裁を加えようとすることは、いじめ防止対策を実効的なものとする観点からは完全に逆効果であり、理論的にも破綻している。すなわち、いじめの被害が訴えられた時点においては、当該訴えにおいて主張されているいじめの事実は、理論上も実務上も真偽不明の状態にある筈であり、上記で示したような適切な調査を遂行することを通じて、事実関係が解明されることにより、初めて適切な防止対策の内容が明らかになるものである。しかしながら、現行のいじめ防止対策推進法は、訴えられたいじめの事実が果たしてあったか否か自体について不明であるため、いじめの被害を訴えてきた者が存在するという事実を唯一の根拠とし、訴えられたいじめの事実があったことを前提として、学校及び教員に「適切な」防止対策を求めるものとなってしまっており、理論的に破綻していると評価せざるを得ないわけである⁵⁸。

57 現状では、いじめ調査に限らず、学校において発生した事故ないし事件に関して学校の行う調査については、強制的な手続参加や証拠収集が一切認められていないため、いじめの加害者であることを疑われた者が手続に非協力であったり、いじめとされた事実を否認したりした場合には、それ以上の手続を進めることができず、事実上真偽不明との結論を出さざるを得ないこととなる。しかしながら同時に、いじめ防止対策推進法の制定理念に従うならば、いじめがあると主張する者の意向にできる限り沿った事実の認定を学校が行うことを求められる傾向が事実上強調される結果となつていかに加え、調査において提出されてくる証拠についても、事実上被害を訴えた者が有している範囲のものに限られざるを得ないことから、学校の行う調査は、「調査に基づく真実の解明」とはいささか離れた結果となりかねない危険を包含しているのが、実情であるように思われる。

58 実際、自殺を典型とするいじめが背景として疑われる事件が発生した場合において、いじめが存在した可能性自体を適切に調査することが必要であることは明らかとしても、当該調査が定められた手続に従って行われた以上、後日の他の調査により当初の調査の結果が否定されたような場合に、当初の調査結果が「誤っていた」ことを以て調査に関与した学校ないし教員に対する責任追及が行われる可能性があることは、かかる調査に関与する学校ないし教員の判断や裁量の合理性に対して重大な制約を加えることとなりかねず、不必要に「被害者の利益保護」に偏った判断を誘発するこ

そもそも、学校や教員の中で、生徒によるいじめに自ら加担し、あるいは生徒の行ったいじめを隠蔽した者がいたような場合については、いじめ防止対策推進法の規定を待つまでもなく、既存の法制度に基づいて民事刑事行政各分野における法的責任を追及することが充分可能である筈であり、かかる責任追及の体系や手続に加えて、いじめ防止対策推進法独自の責任追及の可能性を新たに規定として設けようとすることは、法律ごとの責任の有無ないし範囲の関係が必要以上に複雑になることにより、かえって混乱が生ずる虞すらある⁵⁹。実際、いじめの防止、特にいじめの再発防止という観点からすれば、発生したいじめへの対処と共に、今後における児童生徒の人格的成長に専ら期待しなければならない部分も少なからずある以上、いじめ防止対策を学校教育と切り離して法的責任のみを追及しようとする制度を設計することには、明らかな限界があると言わなければならない。従って、発生したいじめ事件の解決として、学校の行ってたいじめの防止対策に係る法的責任の追及を必要以上に強化することには、制度設計として問題があるというべきである。

但し、以上の議論にもかかわらず、現実には発生するいじめの中に、教育的対処よりも法的対処を行う方が合理的であるものが、含まれていることは否定できない。また、いじめ防止対策全般において、教育的対処と法的対処との合理的な均衡が保たれる必要があることも当然である。従って、学校教育であることのみに基づいて、学校や教員にいじめ対処に係る裁量が無制限に与え、法的責任を追及する可能性を一切排除することは、本書で批判してきたいじめ防止対策推進法やその改正論議に内包される問題点とは別の問題点を含むものであり、いじめ事件の対処として適切でないことが明らかである。

以上のことからすると、今後において、いじめ防止対策をより実効的なものとするためには、現行法よりも学校や教員の権限や裁量を拡大させると共に、かかる権限や裁量との均衡上、学校や教員の負うべき法的責任をより厳重なものとする、という制度設計を行うことが、改めて検討されるべきであり、その際には、いじめ対処に係る手続の中で、学校教育の専門家と法的対処の専門家とが、それぞれの専門的知見を背景とした合理的な協議ないし判断を行う体制を確立させることが有益であると考えられる。但し、同時に、一般的な法的手続と比較して、手続の公開性と関係当事者の利益保護とをどのようにして確保するかが、かなり困難な課題として、慎重な検討を必要とするものと思われる。

とによって、かえってかかる調査や判断に対する公正さへの信頼性を失わせる結果となりかねない。

59 教員は、事件対処に係る法的対応の専門家ではない以上、現行制度の下で学校や教員にいじめ防止対策の法的責任を過剰に追及することは、要するに専門家でない者に専門家としての責任を追及することに外ならず、不必要な業務と負担が不規則に課されることによって、学校教育それ自体を崩壊させる危険性すらあるように思われる。

第3章 教職員の不祥事に関する処分の相当性

- 1 序 ---- 問題の所在
- 2 裁判例の検討
 - (1) 飲酒運転
 - (2) 性的問題行為
 - (3) その他の犯罪行為
- 3 不祥事に対する処分の相当性
 - (1) 処分の裁量と規定の文言
 - (2) 処分の手続と処分の相当性
 - (3) 処分の妥当性の判断基準

1 序 ---- 問題の所在

教員が、犯罪その他の不祥事を起こす事案は、残念ながら跡を絶たない。かつ、最近では、処分を受けた教員が、処分の相当性を争って訴訟を提起することも、必ずしも珍しくなくなっている。

犯罪その他の不祥事は、それ自体行われるべきでないことは明らかであるから、教員に限らず、不祥事を起こした者に対して、犯罪としての処罰、及び、被害者からの民事責任の追及が行われるべきであることについては、改めて論ずるまでもない。また、教員は、その主要な職務である授業ないし日常指導を通じて、児童ないし生徒に対して、知識のみならず人格的な教育を行うべき立場にある以上、一般的な社会人と比べて、不祥事を起こしたことに対する非難可能性が、より高くなるものと考えて差し支えない⁶⁰。そうすると、教員の不祥事に対しては、刑事責任及び民事責任の追及に加えて、当該教員の勤務する設置管理者ないし雇用者からの、当該教員に対する行政処分ないし就業規則上の処分が下されることが、かかる不祥事の再発防止のためにも、また、教育機関としての学校の対外的な名誉ないし信用を維持するためにも、必要であると言えることができる⁶¹。

しかしながら同時に、かかる処分については、刑事責任及び民事責任の追及と異なり、当該教員が所属する組織内において審理判断がなされたうえで下されるものであるから、具体的事案に対してどの程度の処分が下されるべきかについて、そもそも公平かつ妥当な判断基準が存在しているかが問題となる。また、組織内部での処分においては、当該不祥事に関する事実関係をどの程度正確に認定することができるか、さらには、当該不祥事と直接関係がないと評価される他の事実を、処分に際してどの程度考慮すべきかについても、争われうるところである⁶²。

一般論としての法律上の位置づけとして、かかる組織内における処分は、当該処分に関する法律、条例、規則ないしは就業規則あるいは契約があればそれらに従うべきであり、かかる規則等に従っている限り、当該処分の具体的内容については設置管理者ないし雇用者には相当の裁量が確保されるが、かかる裁量が

60 同一内容の犯罪であっても、教員が敢行した場合についてのみ特に報道の対象とされることについても、本文のように理解することは不可能ではない。

61 なお、この点について、免職処分とそれ以外の処分とは、被処分者が以後その組織内に留まる可能性があるか否かについて、決定的な差異があることに注意すべきである。また、教員については、児童生徒と異なり、当該組織内で「成長」することに主な存在意義があるわけでないから、いわゆる「更正可能性」についても、かかる教員が組織内に存在するという事実が児童生徒に対する教育に悪影響を及ぼし得る虞との比較考量からして、組織内における教育・更正可能性に配慮する余地が極めて小さくなる点で、異なる特徴を持つこととなる。

62 当該事案に直接関連しない事項を「総合考慮」したうえで処分の相当性を考えることは、社会全体から基本的に支持を受けていることができるが、この考え方の下では、処分の対象となるべき行為と処分の内容とを定めた規則の文言とは異なる処分が下されることを一般論として容認すべきこととなるから、特に処分される者から見た場合における「予測可能性」をどのように確保すべきかが、新たな問題として生ずることとなる。

濫用されたと評価された場合には、裁判所の判断により処分が無効とされる構造となっている。この構造は、全ての法律上の問題に関する最終的な判断を裁判所が担うとする現行法体系の当然の帰結であるが、具体的な不祥事の内容や背景事情が事案ごとに区々である以上、処分に関する規定と裁判所の判断との関係を、理論的に一貫したものとして捉えることができるかについては、慎重な検討が必要である。

本章では、以上の問題意識を基に、教員の不祥事に対する処分の相当性が争われた裁判例を分析検討することによって、教員の不祥事に対する処分の特徴と問題点を明らかにし、かかる処分の法律上の位置づけについて、改めて考えてみることにする。以下では、教員の不祥事に対する処分の妥当性が争われた裁判例を、特に悪質性が高いと考えられる犯罪行為に限定して、不祥事の種類ごとに概観する(2(1)～(3))。そのうえで、かかる処分における裁量、及びかかる処分における手続の特徴と問題点とについて検討し、不祥事に対する処分の相当性に係る判断基準について考察する(3(1)～(3))。

2 裁判例の検討

(1) 飲酒運転

学校に限らず、近年において処分の相当性が大きく揺れ動いている問題は、飲酒運転に対する処分についてである。周知のとおり、かつての日本は、職務上であると私的な交友関係であるとを問わず、ある意味で不必要なまでに飲酒による人的関係の円滑化を奨励する文化慣行が根強く存在していたことに加え、車がなければ通勤や日常生活に支障が生ずる場所が多かったことも相まって、交通事故さえ起こさなければ、飲酒運転についてはいわゆる「必要悪」とする見方が、社会全体において潜在的な支持を受けてきた感すらないではない。

ところが、平成18年8月に発生した福岡市職員による交通事故において、追突された被害車両が海中に転落し、乗車していた幼児3名が車中に取り残されて溺死するという重大事故が発生した⁶³。この事故を契機として、公私を問わずほとんど全ての組織が、飲酒運転に対して懲戒免職・懲戒解雇を含む厳罰規定を一斉に採用するに到り、また、この事故の直後に行われた道路交通法改正によって、飲酒運転に対する罰金が正に「桁違い」に増額され、飲酒運転車両の同乗者や運転者に飲酒を勧めた者についても、刑法上の共同正犯として同様の刑罰を科すとの見解が公にされたことから、飲酒運転に対する処分の相当性に関する判断は、大きな転機を迎えることとなった。

上記の事故よりも前に違反が行われた事案である、熊本地判平成18年3月27日平成16年(行ウ)16号、及び、福岡高判平成18年11月9日平成18年(行コ)16号は、第1審と控訴審とで、飲酒運転に対する処分の相当性に関して判断が分かれた事案である⁶⁴。

原告Xは、被告Y県教委に採用され、A町立中学校に勤務していた教員である。Y県においては、教職員による飲酒運転に基づく処分例が跡を絶たなかったことから、Y県教委は平成15年10月、懲戒処分の指針(以下、「本件指針」という)を変更し、知事部局による指針よりも厳格な処分を以て臨むこととした。改正された本件指針においては、「酒気帯び運転による人身事故を起こした職員は、免職又は停職とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の必要な措置を講じなかった職員は免職とする。」「上記以外の場合で、酒気帯び運転をした職員は、停職とする。」との各規定があったほか、「重要な児童生徒の個人情報を持ち出して、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難にあった職員は、減給又は戒告とする。」との規定があった。

Xは、平成15年11月中旬頃、平均的な睡眠時間を2-3時間しか取れていない勤務状況の中で、人権学習公開授業の担当者として急遽指名され、同授業を準備のうえ実施したが、その直前である同月18日、Y県B市内の入浴施設に赴いた後に、生徒の成績や名簿等を保存して自宅に持ち帰っていた光磁気ディスク

63 福岡地判平成20年1月8日平成18年(わ)1191号、福岡高判平成21年5月15日平成20年(う)91号、最決平成23年10月31日平成21年(あ)1060号。

64 本件に関しては、羽根一成・地方自治職員研修40巻2号60頁(2007年)、俵正市・公務員関係判決速報372号1頁(2008年)、星野豊・月刊高校教育2012年1月号76頁がある。

(以下、「本件 MO」という)を紛失しているのを発見した(以下、「本件紛失」という)が、このことを校長である C らに直ちには告げなかった。

X は、同月21日、B 市から約20km 離れた Y 県 D 市において前記公開授業を実施し、同日夜に同市において開催された「反省会」と題する宴会に出席していたが、宴会の最中、前記の入浴施設から、本件 MO について拾得の届出があったとの連絡を受け、同日深夜に同施設において本件 MO を受け渡す旨の約束を取り付けた。そして X は、宴会終了後、飲酒していたにもかかわらず、自家用車で B 市に向かったが、途中で警察の検問を受け、飲酒運転の現行犯として検挙された。その後、X は、警察による事情聴取を受けた後、警察官によって前記入浴施設まで送ってもらい、本件 MO を拾得者より回収したが、同時間帯が深夜にかかり、運転代行業者の手配ができなかったことから、2 時間程度の仮眠の後、再び運転を行ったところ、再度警察に飲酒運転の現行犯として検挙され、計 2 件の飲酒運転について、罰金計 50 万円の刑事処分を受けた(以下、「本件飲酒運転」という)。

X から上記について報告を受けた C らにより、本件に関する事情聴取が行われ、Y 県教委は、本件飲酒運転が一夜のうちに 2 度にわたって行われていることに加え、本件 MO の紛失を合わせ、X の行為は県職員全体の信用を著しく傷つけたとして、X を懲戒免職処分に付した(以下、「本件処分」という)。本件は、X が Y 県教委に対し、本件処分が違法であると主張して、処分の取消を求めて提訴した事案である。

第 1 審である熊本地裁は、次のように判示して、X の請求を棄却した。

「本件処分は、X が本件酒気帯び運転に及んだこと及び本件紛失に対して下されたものであるところ、X が本件第 1 酒気帯び運転で一度検挙されたにもかかわらず、更に同一夜間の近接した時間において敢えて再度本件第 2 酒気帯び運転に及んだことからすると、その非違性は高いものといえる。さらに、本件第 1 酒気帯び運転は宴会終了直後になされていること、及び本件第 2 酒気帯び運転は本件第 1 酒気帯び運転から約 2 時間経過後のものであり、また、運転代行業者に電話し、代行運転を拒否された直後になされたものであることからすると、本件酒気帯び運転は故意に基づくものと認定でき、その悪質性は高いものと認めざるを得ない。」

「Y 県教委が、平成 15 年 10 月 15 日以降、通達や新聞紙上を通じて教職員が飲酒運転を行った場合、知事部局より重い処分を課するという方針を明らかにしていた折から、高速道路等を相当の長距離飲酒運転した上、警察に一度検挙されながら再び酒気帯び運転を敢行した X の態度は、Y 県教職員に対する県民一般の信頼を裏切ったものであり、かかる X の行為に対する責任は、軽々に評価することはできないというべきである。」

以上からすると、「本件処分に際し、Y 県教委が X について停職にとどまらず懲戒免職処分を選択したことについては相応の合理性が認められ、本件処分が社会観念上著しく妥当を欠き、Y 県教委が裁量権を濫用したと認めることはできない。」

この判決に対して X が控訴したところ、控訴審である福岡高裁は、次のとおり判示し、本件懲戒免職処分を違法であるとして取り消した。

「免職処分は、当該職員の職員としての身分を失わせ、職場から永久に放逐するというこれ以上ない厳しい処分なのであるから、当該非違行為自体が免職に相当するという場合であればともかく、〔規定上停職に当たるとされている非違行為が複数あった場合に〕加重処分として免職を選択するについては、当該非違行為そのものの行状はもとより、それに至る経緯、動機及びその後の経過をはじめ日ごろの勤務実績に至るまで、当該職員をめぐるあらゆる事情を総合考慮した上で、なお当該職員を職員としての地位にとどめ置くことを前提とした懲戒処分(すなわち停職以下)では足りないという場合に、はじめてその相当性が肯定されるものというべきである。」

「本件における X の飲酒運転が、従前の疲労が重なった状態において、その場の状況から相当量の飲酒を行うことが予測されていた状況の下で行われたことからすると、強い非難に値すべきものであり、かつ、Y 県教委が指導していた飲酒運転禁止の方針に真っ向から反するものであることからすれば、教師としての X に対する生徒や保護者からの信頼のほか、Y 県職員としての県民一般からの信頼をも裏切るものであって、X の責任は極めて重いというべきである。また、本件 MO の紛失についても、本件飲酒運転による検挙の後に初めて管理者の知るところとなったものであって、報告を

遷延していたと言われても仕方がなく、この点についても相応の非難を受けてしかるべきである。」

「しかしながら、本件の事実関係からすれば、本件飲酒運転は偶発的な事情の下に行われたものであること、本件各飲酒運転は事実上同一機会において行われたものであり、Xに飲酒運転の常習性が認められる事情があるわけでないこと、本件飲酒運転に際して物損及び人身事故が発生していないこと、本件MOは短期間に回収され、情報が外部に漏洩していないこと、本件飲酒運転及び本件紛失についてはXは自ら管理者に申告しているという、Xに有利な事情が存在する。」さらに、Xに対する教師としての評価が極めて高く、「本件酒気帯び運転及び本件紛失を除けば、Xは、教師としての資質、能力、意欲及び勤務態度のいずれの点においても欠ける点が無かったというにとどまらず、むしろY県教委にとって有為な人材の一人であったとさえいっても過言ではない。」

「以上の諸事情を総合的に考慮するならば、Xを免職にした本件処分は、上記……で見た加重処分の判断基準に照らしていかにも厳しすぎ、重きに失するものといわざるを得」ず、「違法なものとして取消しを免れない。」

なお、「懲戒処分のような不利益処分、なかんずく免職処分をする場合には、適正手続の保障に十分意を用いるべきであって、中でもその中核である弁明の機会については例外なく保障することが必要であるものというべきである」が、「本件処分に先立ち、C校長、E教育長及びF教頭らがXに対し、本件酒気帯び運転及び本件紛失について事情聴取を数度行っていることは認められるものの、これはあくまで処分をする側の必要からする事実調査の域を出ないものであって、Xに対して弁明の機会を付与したもとはいえない。また、そのほかに、Xに弁明の機会が与えられた形跡はない。」「そうであれば、本件処分は、適正手続の保障という意味においても重大な問題を含んでいるものといわざるを得ない。」

この控訴審に対してYは上告受理申立をしたが、最高裁は上告不受理決定をし、控訴審の判断が確定した(最決平成19年7月12日平成19年(行ヒ)50号)。

本件は、勤務成績が優秀であるとして将来を期待されていた教員が、一夜のうちに2度にわたって飲酒運転で検挙され、かつ、その原因となった事情が、生徒の情報を含むMOの紛失であったことから、県教委が懲戒規定に定めた基準を超える処分を行ったことに相当性があるかが争われた事案である。本件は、本件指針上「免職」とは規定されていない、事故を伴わない飲酒運転及び本件MOの紛失が、同一人について極めて近接した時期に複数回生じた場合について、いわゆる「合わせ技」として、より重い処分を下すことができるかが争われたものであり、事案としてやや複雑なものである。

前記のとおり、第1審は、本件飲酒運転の態様が悪質であることを強調し、本件処分に裁量権の濫用はないと判断したのに対し、控訴審は、本件に関する諸事情のほか、Xの従前の勤務成績等をも含めて「総合考慮」を行い、結論として本件処分には裁量権の濫用があると判断しており、結論自体は正反対である。しかしながら、両判決とも、本件に関する具体的事情を考慮したうえでの「実質的判断」を行っている点では共通しているため、解釈が難しくなっている部分がある。

すなわち、本件指針において、事故を伴わない飲酒運転に対する処分として免職が規定されていない以上、いかに態様が悪質でも、無条件に免職処分を行うことは困難であり、第1審のように、本件飲酒運転が近接した時間に連続して行われたことを以て、果たして規則を超える処分が裁量の範囲内と考えられるかは、必ずしも明らかでないと断言しなければならない。従って、本件飲酒運転の具体的状況、例えば、代行業者の手配態様や、飲酒運転が行われた経路等から、Xが本件飲酒運転をどの程度自覚的に行い、検挙されないための手段を講じようとしていたか否か、また、Xが本件以外にも飲酒運転を恒常的に行っていた疑いがあるか否か等が、判断の背後に組み込まれているものと考えべきであろう。

他方、処分の相当性は、対象とされた不祥事それ自体の態様によって基本的に定まるものである以上、控訴審のように、Xの従前における教員としての優秀さを処分の軽重を分けるべき判断基準として考慮することについては、一般論として微妙な問題が生じないではない。不祥事に対する処分の理由が職員としての信頼性を傷つけたことにあるのであれば、優秀であると評価されていた職員が不祥事を行った場合の方が、より大きく職員全体に対する信頼を傷つける可能性があると言えなくもないからである。

以上の事案は、処分に関する規則等に懲戒免職とする旨の規定がない一方、飲酒運転を行った事実自体は、警察の現行犯逮捕により争いがないというものであったが、近時においては、そもそも飲酒運転を行っていたか否かという事実自体について、処分者の判断の裁量が争われる事案が生じている。佐賀地判

平成20年12月12日平成19年（行ウ）5号は、次のような事案である⁶⁵。

原告Xは、教員歴約15年の中堅教員であり、これまで特に処分歴はなかった。Xは、平成18年7月中旬、A市内のホテルにおいて開催された勤務先高校の反省会に出席し、反省会において飲酒した。その後、Xは、同僚と共に市内のスナックにタクシーで移動してさらに飲酒した後、運転代行業者を依頼しようとしたが見つからず、ホテルまで来る際に乗車してきた自家用車内で仮眠を取った後、帰宅するために運転中、信号待ちの際に一瞬居眠りをして青信号で発車しなかったところ、後ろの車から降りてきた暴力団関係者風の運転者から、飲酒運転であることを指摘され、名刺等を渡すよう要求された。Xは恐怖を感じて車を運転して逃げたが、行き止まりの所で逃げられなくなって停車したところ、前記の男からさらに執拗に名刺を出すように要求され、「車のボンネットの上にあんたが勝手にお金を置いていく分には、俺は止める権利はない。」と述べたため、相手車両のボンネットの上に現金3万円と診察券及び迷惑料と書いた紙を置いたところ、解放されたため、自宅へ自動車を走らせ、2~3km走行した後、途中から父親に迎えに来てもらって自宅に戻り、就寝した。

翌日朝、警察からXに対して出頭要請があり、Xは父親の運転する車で警察に出頭し、警察から事情聴取を受けた。この際に行われた飲酒運転の検査結果は、呼気にアルコールが含まれていたものの、道路交通法上の飲酒運転に該当する数値ではなかった。なお、Xが運転の翌日に警察から出頭要請をされたのは、前夜、警察官が暴力団関係者風の者に職務質問をしたところ、自分は何もしていない、飲酒運転をしていた男が勝手に置いていっただけ等と述べつつ、Xが相手方車両上に置いた現金と診察券とを警察官に提出したことに依るものであった。

Xが勤務していたY県の規則では、飲酒運転に対する処分として、懲戒免職とする旨が規定されていた。Y県教委は、Xが前夜反省会等で飲酒したと申告した飲酒量からして、翌日朝に酒気帯び運転に達しない程度のアルコールしか検値されなかったとしても、前夜において酒気帯び運転に該当する状態で運転したことが推測される、として、Xを懲戒免職処分とした。本件は、Xがこの処分の取消を求めて提訴したものである。

佐賀地裁は、次のように判示して、Xの懲戒免職処分を取り消した。

「Yは、本件指針における「飲酒運転」とは、「通常の状態と身体に保有する程度以上にアルコールを保有している状態で自動車を運転すること」であり、道路交通法における酒気帯び運転に至らない程度のアルコールを保有して運転した場合を含むと主張している。」「なるほど、「飲酒運転」という文言は、「酒気帯び運転」や「酒酔い運転」とは異なっており、文字通り解釈すると、「酒を飲んだ上自動車を運転すること」という意味であることは明らかであるし、道路交通法65条1項は、「通常の状態と身体に保有する程度以上にアルコールを保有している状態で自動車を運転すること」を一般的に禁止しているのであるから、これとの対比からも、本件指針における「飲酒運転」については、Y主張のように解釈するのが相当であると解される。」「そして、上記の意味での「飲酒運転」は、上記のとおり、違法行為である以上、前記で説示したとおり、これが地方公務員法29条1項1号及び3号に該当することは明らかであり、また教員については、児童生徒と直接接し指導する立場にあるから、とりわけ高いモラルと法及び社会規範遵守の姿勢が強く求められているから、これを非違行為として、これに懲戒処分を科すこと自体は、社会通念上著しく妥当性を欠くとは到底いえないことも明らかである。」

「しかしながら、他方、懲戒免職処分は、当該職員としての身分を失わせ、職場から永久に放逐するというものであり、停職以下の処分とは質的に異なり、公務員にとっていわば「死刑宣告」にも等しい究極の処分であるから、その選択が慎重にされるべきこともまた当然である。」「さらに、懲戒処分の対象となる非違行為自体も、同じ違法行為とはいえ、刑罰法規に触れる犯罪行為とそれ以外の違法行為との間には質的な差違が存在することも明らかである。」「そうすると、本件指針における「飲酒運転」に関する条項は、職務外の刑罰法規には触れない違法行為についても、標準例とはいえ、懲戒免職処分のみを科すという指針になるが、この基準は、今日における飲酒運転に対する社会的非難の度合いの高まりという社会情勢や教員が一般の公務員に比してもより高いモラルを求められていることを考慮しても、あまりに苛酷

65 本件に関する評釈はないようである。

というべきであって、重きに失し、社会通念上妥当性を欠くものというべきであり、本件指針の「飲酒運転」の意義については、少なくとも刑罰法規に触れる「酒気帯び運転」以上のアルコール分（呼気1リットル中、0.15mg以上）を身体に保有した状態で自動車を運転することと限定的に解釈しない以上、本件指針における上記条項自体、裁量権を逸脱・濫用したものといわざるを得ない。この点は、……酒気帯び運転に至らない程度のアルコールを身体に保有した状態による運転で、公務員が懲戒免職処分を受けた例は見当たらないことから根拠づけられ、この結論は、本件指針の上記条項が周知徹底されていたとしても異なるものではない。

「Yは、本件訴訟において、いわゆるウイドマーク法を用いた私的鑑定書を提出し、同鑑定書の結果に基づいて、Xが本件運転行為をした時点におけるアルコール濃度は、酒気帯び運転におけるアルコール濃度の基準を超えるものであるとも主張している。」「しかしながら、上記鑑定書は、……ウイドマーク法において極めて重要な飲酒量や飲酒時間及び運転開始時間自体が……、いずれも裏付証拠が全くない、Xの記憶に基づく推定である以上、その結果の信用性には重大な疑問がある。」「したがって、上記鑑定書を根拠に、Xの本件運転行為をした時点におけるアルコール濃度が酒気帯び運転におけるアルコール濃度の基準を超えるものと認めることはできない。」

この判決に対してYは上訴したが、控訴審である福岡高判平成21年8月5日平成21年（行コ）6号は、第1審とほぼ同一の理由でYの控訴を棄却し、上告審である最決平成22年2月18日平成21年（行ツ）322号・平成21年（行ヒ）418号は、上告棄却・上告不受理の決定をしたため、第1審の判断が確定した。

本件は、懲戒免職処分の相当性が争われた事案というよりも、むしろ処分の前提となる事実の確定の部分について、処分権者による裁量の濫用が指摘された事案である。もっとも、本件においては、Yの調査に対してXがホテルその他における飲酒の量を申告しており、Yはこの申告に基づいて運転当時のアルコール量を推測した結果、飲酒運転をしていた可能性が高いと主張したところ、裁判所は、その前提となっているXの申告自体が信用できないと判示している。そうすると、警察等による飲酒運転であるとの検査結果等が示されない限り、飲酒運転を理由とする処分を下すことは、事実上困難となる虞がある⁶⁶。

しかしながら、そもそも教育委員会を含む公的機関や企業において、関係者の意思に反して強制的な調査を行うことは、現行法上予定されていない。しかしながら、逆に、全ての犯罪行為がその軽重を問わず起訴されているわけではない現状の下で、刑事処分が下されない限り不祥事に対する組織としての処分が事実上行えないとすることもまた、妥当でない結果を導く虞が高いことは明らかである。従って、X自身の申告に基づく飲酒量について「適正」に取扱うための方法としては、申告が任意であることの十分な確認と、申告に基づく不利益処分の可能性について十分告知することのほか、Xにより任意に選任された代理人により、X自身の利益を主張させる機会を設けるといふ、専ら手続上の適正さに頼るほかないことになるであろう。

他方、長野地判平成24年11月30日平成23年（行ウ）4号は、本人の体質・健康状態等の事情により、翌日までアルコールが体内に残存したまま運転をした事案に対する、懲戒免職処分の相当性が争われた事案である⁶⁷。

原告Xは、勤続18年の教員である。Xは、過去に、授業中のテストの成績が良好だった生徒に対して物品を配るなどした行為が新聞紙上で取り上げられ、これを撤回したことがあったが、懲戒処分を受けたことはなかった。Xは、平成21年4月中旬、知人と自宅付近で飲食し、同日深夜に徒歩で帰宅したが、翌朝目覚めた際、財布が手元にないことに気付いた。そこで、Xは、車を運転して、昨晚帰宅した道の付近で財布を探したが発見できず、警察署に遺失物の届出をしたが、警察官からアルコール臭がする旨を指摘され、検査を実施したところ、酒気帯び運転に相当する量のアルコールが検出され、その場で検挙された。

66 もっとも、Xに再度申告したものと同種同量の飲酒を行わせ、所定時間の経過後にアルコール検査を実施して、本件運転当時における体内のアルコール量を推測することは不可能ではないが、X自身が任意に協力しなければ実験は不可能であり、同一人であっても健康状態や環境によりアルコール代謝が異なる可能性があるとするれば、推測結果の信頼性がどの程度あると考えるべきかは、かなり微妙であるように思われる。

67 本件に対する評釈等としては、伊東健次・自治体法務研究35号118頁（2013年）、蔡秀卿・判例地方自治391号42頁（2015年）がある。

なお、Xが探していた財布は、Xの普段の癖である、自家用車のカウルトップに置かれており、Xが帰宅時に無意識に置いたものと考えられた。また、当時Xは、親族が病気で倒れて精神的にも肉体的にも万全でない状態であり、知人と飲食したのは、知人がXを気遣い、元気づけようとしたためであった。

Xが勤務するY県では、平成18年11月に改定された指針によって、酒気帯び運転は原則として懲戒免職としていたが、飲酒後相当時間を経過した後における運転については3カ月以上の停職とする旨が、併せて規定されていた。Y県教委は、前記のXが検挙された酒気帯び運転に対して、教育への信頼を著しく失墜させたとして懲戒免職処分を下した。Xは、本件酒気帯び運転行為は、明らかに「飲酒後相当時間を経過した後」であり、これに対して懲戒免職処分とすることは違法であるとして、本件訴訟を提起したが、Y県教委は、本件訴訟が提起された後、本件規定には内部指針があり、「飲酒後相当時間を経過した後」に該当する場合とは、道路交通法上酒気帯び運転となる下限程度のアルコールが残存していたに過ぎない場合を意味するから、本件のように明らかに酒気帯び運転に該当する程度のアルコールが残存していた場合については懲戒免職とする運用が行われてきた、と主張して争った。

長野地裁は、次のように判示し、Xの懲戒免職処分を取消した。

「Yは、本件内部規範が、本件指針策定の際に、Y県教育委員会の事務局によって取りまとめられた旨主張し、Y県教育委員会教育総務課課長であるAは、本件内部規範について前任の課長から引き継いだメモがある等証言するが、Y県教育委員会は、従前の酒気帯び運転の懲戒処分に対する審査請求において本件内部規範が存在することを前提とする主張をしておらず、Xの審査請求事件においてもそのような主張をしていないことからして、本件処分以前に本件内部規範が定められており、これに基づいてY県教育委員会が本件非違行為についての懲戒処分を検討していたということは疑わしい」。

「懲戒免職処分は、公務員にとって職を失う上に退職金の受給資格も失うものであり、さらに、教職員にとっては、教職に復帰することが事実上極めて困難となるものであって、停職処分等他の懲戒処分と比して著しく重い処分であることは明らかであるから、上記故意又は故意に等しい重過失による酒気帯び運転に該当するか否かは慎重に判断すべきである。」

飲酒当日のXの体調が優れていなかったこと、Xが会計時に既に記憶が曖昧であること、徒歩で帰宅した道を直接徒歩で辿らず車を運転していること、普段の癖である車のカウルトップを確認していないこと、警察署に到着した段階で相当量のアルコールが検査により検出されていることからすると、「Xは、客観的には、本件非違行為の時点で、いまだにアルコールの影響を受けている状態にあったのではないかと考えられるところである。」もっとも、Xが警察に財布の紛失を届け出に行ったことからして、確定的な故意により飲酒運転をしたとは認められず、また、「本件非違行為で検挙された際には、酒臭が強い他は、一般的にアルコールを保有していることの徴表となる項目についていずれも「普通」等とされており、酒臭については、自らでは気付きにくいものであること及びアルコールの代謝時間は、個人差が大きい上、当該個人の状況によっても異なるものであり、平均的なアルコール代謝の目安時間が一般的にも広く認識されているとはいいたいことからすれば、Xの本件非違行為は、……極めて軽率な行為であり非難されるべきものといわざるを得ないものの、未必の故意のもとにあるいは故意に等しい重過失によって行われたものとはまではいえない。」「したがって、Xの本件非違行為は、本件通知における「飲酒後相当の時間経過後に運転した場合等」に該当するというべきである。」

そうすると、Xに対する処分は、原則として3カ月以上の停職となるべきであり、Y県教委に処分に関する裁量権があるとしても、Xがはるか過去に問題とされた事案を過度に強調すべきではなく、本件においてXを懲戒免職とすべき事情があったと言うことはできない。

この判決に対してYは控訴したが、控訴審である東京高判平成25年5月29日平成24年（行コ）486号は、第1審とほぼ同様の理由で控訴を棄却し、Yが上告等をしなかったため、第1審の判断が確定した。

本件は、前述した佐賀地判とは逆に、体質や健康状態等の理由により、常識的な感覚よりも長くアルコールが体内に残存していた場合において、懲戒免職処分の相当性が争われた事案である。また、本件では、Yの規則上、飲酒運転の処分について、「飲酒後相当の時間が経過している場合」と単に「飲酒運転

をした場合」とで処分の標準に差が設けられており、本件におけるXの運転が、このどちらに該当するかが争われた過程で、Yによる内規が訴訟上主張されたことが、やや特徴的な点であると言える。Yは、この「飲酒後相当の時間が経過した場合」の解釈について、当該規則の文言に加えて、体内のアルコール濃度が一定以下の場合を指すと解釈して運用が行われてきた旨を主張したが、Yがかかる指針に従って従来から処分の判断を行ってきたかについては、他の処分案件や本件訴訟に前置された審査請求との関係で、裁判所からかなり明確に疑問が示されている。それでも裁判所は、規則上で示された処分内容はあくまで標準であり、処分権者は規定されたよりも重い処分を裁量により行うことができるとしつつ、本件における事情をやや詳細に認定して、Xにおいては飲酒運転について故意又は重過失がなく、他にXの教員としての資質に非難されるべき点が見当たらず、結局本件懲戒免職処分は裁量権の濫用であると判示している。

懲戒処分が、被処分者に対して種々の不利益を与えるものである以上、公開された規則における処分内容に係る文言は、当該規則を適用する際の処分の相当性の、重要な基準となることが明らかである。本件において、Yが主張した本件規定に係る運用指針は、本件規定の文言から相当の隔たりがあるうえ、当該運用指針について明確な文書を以て管理していなかった可能性が高いことからすれば、本件においてXを処分するために作成された可能性があるとの疑いを裁判所に抱かせ、結果として本件懲戒免職処分が違法であるとの判断を導きやすくしたものと言わざるを得ない。従って、仮にYが、Xにおける過去の教員としての問題行動をより明確に立証し、信用失墜行為の一環として本件飲酒運転を位置づけていた場合には、裁判所の判断の次元が異なっていたと思われる⁶⁸。

以上見てきたとおり、不祥事として比較的明確な印象が強い飲酒運転についても、懲戒処分を下す場合には、限界的な事例が少なからずあることが明らかである。これに加えて、前述のとおり、飲酒運転に対する懲戒処分の軽重は、平成18年に発生した交通事故を契機として一気に厳格となった後、やや時間をかけて、徐々に緩和されている傾向が認められるため、全体としての処分の相当性に関する判断基準が必ずしも一定していない点も、併せて指摘すべきであろう。

そもそも、飲酒運転の犯罪としての位置づけについて考えてみると、飲酒運転によって引き起こされる事故の可能性が、通常の運転時よりも格段に高いことが科学的に立証されていることから、事故の有無に関わらず、行為としての飲酒運転をすべからく処罰の対象とし、飲酒運転において事故を起こした場合については、事故の責任を飲酒運転の責任にさらに加重しているものということができる。従って、飲酒運転における基本的な悪性は、結果としての事故の有無というよりも、飲酒運転を行った運転者の主観について判断されるべきものであり、その意味では、運転者の従前における行状等をも考慮の対象として、総合的に運転者の「主観的悪性」の程度を判断することが、理論的にむしろ妥当であることとなる。

このような観点から、飲酒運転に対する処分の相当性に関する判断を再考してみると、例えば、飲酒運転の事実や背景事情を自己に有利なものも不利なものも含めて自主的に処分権者に申告したか否か⁶⁹、被処分者の健康状態が考慮されたか否か⁷⁰、といった事情も、処分の相当性を判断するために考慮されることが合理的である。これに対して、飲酒運転により事故を起こした場合について、懲戒免職処分の相当性が肯定される傾向があることは⁷¹、被処分者の主観の問題とは別次元の、重大な結果を引き起こしたこと

68 本件の裁判所は、一般論として文言に規定されていない処分を処分権者が裁量により課しうることを認めているわけであるから、個人が具体的に認識することの困難なアルコールに関する細かな数値に基づく運用を主張するよりも、Xの過去の行為に基づくXの教員としての資質を主張立証する方が、より「総合考慮」になじみやすかった可能性があるわけである。

69 裁判例として、津地判平成25年3月28日平成24年(行ウ)6号、その控訴審である名古屋高判平成25年9月5日平成25年(行コ)44号(酒気帯び運転が不申告であった事例で、第1審は懲戒免職処分の取消請求を棄却したが、退職金については支給すべき旨を判示したのに対し、控訴審では、退職金の支給を含む全ての請求を棄却した)。大阪地判平成21年7月1日平成20年(行ウ)31号(酒気帯び運転を自主的に申告した事案で、懲戒免職処分を取り消した)。同様の事案として、秋田地判平成24年3月23日平成23年(行ウ)11号。

70 裁判例として、うつ病に罹患していたとされる者についての処分に関する手続について、仙台地判平成23年10月27日平成22年(行ウ)22号参照(結論としては処分取消請求棄却)。

71 裁判例として、名古屋地判平成19年4月26日平成17年(行ウ)17号・18号、その控訴審である名古屋高判平成20年2

に関する、組織全体の信用失墜の程度に応じた、より客観的な判断基準であり、いわば社会全体から受けるべき非難の可能性を考慮した結果と考えるべきであろう。また、処分の軽減を求める関係者の嘆願が多数出されているか否かについても⁷²、社会全体から見た場合における非難の程度の強弱に関わるものであり、被処分者の主観とは理論的に別次元のものとする方が、妥当であるように思われる。

(2) 性的問題行為

前項の飲酒と並んで、学校における最も大きな不祥事が性的問題行為であることは、改めて論ずるまでもないであろう。学校は、児童生徒として若年者が多数集合する場所であり、そこで発生する性的問題行為が、児童生徒本人は言うに及ばず、児童生徒を学校に通わせる保護者からの学校に対する信頼を大きく損なう結果となるのは想像に難くない。従って、教員が性的問題行為を起こした場合、大半の学校は、懲戒免職をはじめとする極めて厳しい処分を以て臨んでおり、かかる処分を受けた教員が、その妥当性を争って訴訟を提起したとしても、裁判所は処分の相当性を原則として肯定する傾向がある⁷³。

もっとも、処分の妥当性が訴訟で争われる事案の中には、処分された教員が一方的に加害者として犯罪行為を敢行したとは必ずしも評価しきれない場合も含まれているほか、当該事案が報道されるなどして社会的に注目を集めたか否かによっても学校の対処が異ならざるを得ず、さらに、事案によっては、学校が教員に対して下した処分が軽すぎるとして被害者あるいは保護者が提訴する場合も生じているため⁷⁴、問題の構造がかなり複雑となっているのが実情である。

宮崎地判平成22年2月5日平成21年（行ウ）6号は、Y県下の公立中学校の部活動顧問教員Xが、部員であった女子生徒Aに対する、下記の行為をしたことを理由とする懲戒免職処分に対し、事実誤認及び処分の妥当性を争った事案である⁷⁵。この種の事案で予測されるとおり、関係者の主張が重要部分について対立する中で、裁判所は次のとおり判示し、Xは懲戒事由に相当するセクハラ行為をしたものと認定し、これに対する懲戒免職処分には裁量権の濫用はないと判示した。

懲戒事由①：「平成20年3月30日午後6時半ころから、Aの自宅2階で、同人の兄の送別会が開催され、Xのほか、3組の生徒及びその親に加え、かつて本件中学校に勤務していた教師がもう1名参加した。」「Aは、宴席の途中で1階にある居間に行き、2人の弟が寝ているコタツに入って横になっていたが、同じころ、Xも、1階に下りてトイレに行った後、同居間のコタツに入り、Aと同コタツの足を隔てて隣り合う形で横になった。その際、Xは、左半身を下にして体の正面をXの方にに向けた体勢であった。」「Xは、Aに対し、「ファーストキスは誰としたい。」と尋ね、同人が「B君。」と答えると、仰向けになっていた同人に覆い被さるような体勢になって同人の唇にキスをするとともに、「俺でよかったか。」

月20日平成19年（行コ）21号（第1審、控訴審とも処分取消請求棄却）。京都地判平成24年2月23日平成22年（行ウ）35号、大阪高判平成24年8月24日平成24年（行コ）61号（退職金不支給処分に対して、第1審は処分を取り消したが、控訴審は裁量の範囲内であるとして請求を棄却）参照。なお、条件付採用期間中の教員が飲酒運転のうえ事故を起こした車に同乗していた場合の処遇に関し、那覇地判平成21年3月11日平成19年（行ウ）3号、その控訴審である福岡高那覇支判平成21年11月24日平成21年（行コ）6号（評釈として、星野豊・月刊高校教育2012年10月号）参照。

72 裁判例として、秋田地判平成24年3月23日平成23年（行ウ）10号参照。

73 近時の裁判例として、東京地判平成25年2月27日平成23年（行ウ）708号（同僚教員へのわいせつ行為を理由とする懲戒免職処分が相当であるとされた事例。第1審で確定）、東京地判平成25年4月25日平成23年（行ウ）614号（児童に対する複数回にわたるわいせつ行為を理由とする懲戒免職が相当であるとされた事例。東京高判平成25年7月26日平成25年（行コ）212号で控訴棄却、最決平成26年2月4日平成25年（行ツ）444号・平成25年（行ヒ）478号で上告棄却、上告不受理により確定）がある。

74 典型的な事案として、高松地判平成27年3月25日平成23年（ワ）9号がある。この事案は、高校の卒業生が大学の卒業研究のための調査に協力を依頼した後、教員と卒業生との間で性的関係が形成され、後に教員と卒業生との間で示談が成立した後、訓告処分が下されたところ、卒業生が処分に不満を述べたうえで自殺したことから、卒業生の保護者が教員及び学校を管理する県を相手取り、約4000万円の損害賠償を求めて提訴した事例である。第1審である高松地裁は、教員の卒業生に対するセクハラ行為や性的関係の形成に関して、教員個人に対して約750万円の支払を命ずる一方、かかる行為は外形的にも実質的にも公務の範囲に含まれない、と判示して、県に対する保護者の責任を棄却した。これに対して教員が控訴し、保護者も附帯控訴して請求を拡張したが、後に教員が控訴を取り下げたため、第1審の判断が確定した（高松高裁平成27年（ネ）139号・227号）。

75 本件に対する評釈はないようである。

と笑いながら言った。」「その後、XとAはそのままコタツで眠ったが、Aは他の生徒から起こされて、Xの顔に落書きをした。翌日、Xが目覚めると、Xの左腕の上にAの頭が乗っている状態であった。」

懲戒事由②：「Aは、振替休日であった同年4月18日の午前中、部活をするために本件中学校に登校した。Xは、Aが同月16日に体育館に置き忘れていた2本のバトンを職員室で保管していたため、Aに会った際、職員室までバトンを取りに来よう指示した。」「Aが一人でバトンを取りに行くと、Xは、職員室の前の廊下でAに上記バトンを渡したが、その際、自分の顔をAの顔に近付けて、Aの唇にキスをした。」

懲戒事由③：「Xは、同日の正午ころに部活が終わると、Aに対し、宿題を見て欲しければ午後にはコンピューター教室に来るように伝えた。」「午後2時ころ、Xがコンピューター教室に向かったところ、室内にAの荷物が置かれていたものの、A本人は不在であった。Xは、Aを探して本件中学校内を見て回ったところ、同人は3年生の教室で学級文庫を読んでいたので、Aに対し、宿題をする気があるならコンピューター教室に来るように告げ、Aと一緒にコンピューター教室に向かった。」「Aは、コンピューター教室の机で宿題をしていたが、後ろで作業をしていたXから、「30日のことは誰にも言っていないよね。」と尋ねられたため、「はい。」と答えた。」「その後、Xは床に座って印刷等の作業を行っていたが、そのころ、Aも机を離れてXの横に並んで座り、印刷物の中に、「めあて」と記載すべきところを誤って「めだて」と記載していたものがあったのを見て笑ったりした。その後、XはAに顔を近付けてAの唇にキスをし、「足は痛くないか。」などと尋ねた。これに対し、Aは、「どこも痛くありません。」と答えたところ、Xは、Aのウインドブレーカーの下を脱がせ、Aを短パンの状態にしたが、そのとき、C講師がコンピューター教室に入ってきた。」「Aは、XとC講師とが話をしている間に帰る支度をし、Xが職員室に戻った後、帰宅した。」

「本件セクハラ行為に関するA供述は、前記……のとおり、いずれも十分に具体的かつ詳細であり、格別不自然・不合理な点は見当たらない。また、X自身、懲戒事由②及び③に関しては、Xの顔ないし口がAの顔と接触したこと自体は認めているが、これは、XからキスをされたというA供述の核心部分にも沿う内容であるから、A供述の信用性を補強するものといえることができる。」

「Xは、A供述には作為的な変遷が存在する旨主張する」が、本件に関して学校の行った「事実確認は、A自身が具体的な事実経過を自発的に語るという形式ではなく、D教諭が回答を示唆した上で、Aにその当否を確認するという誘導的な質問が多く含まれていたことや、Aはその質問の多くに対し、ただ「はい。」や「うん。」「ない。」などと答えていたことが認められるから、13歳というAの当時の年齢を併せ考えた場合、Aは、本件各事実確認の際、多少自己の記憶と異なる部分や、又は明確に記憶していない部分があっても、D教諭の示唆した回答に迎合して返答していたものと推認することができる。そうしたところ、Aは、証人尋問においては、記憶にある点とない点を区別した上で、各質問に対し明確に返答しており、その供述態度に格別問題は認められない上、Xからキスをされたという点については、本件各事実確認の段階から一貫していることが認められるから、上記程度のA供述の変遷も、XからキスをされたというA供述の核心部分についての信用性を減殺するものと評価することはできない。」

「Xは、Aが主張するようなセクハラ行為が真実存在したのであれば、当然大人に対して被害申告をするはずであるところ、Aがそのような行動に出なかったことは不自然・不合理である旨主張する。しかしながら、……Aは父子家庭であることや、XはAの父親や兄とも懇意にしていたことが認められるところ、13歳の思春期にある女子生徒が、先生であり、かつ家族全体が懇意にしていたXからキスをされたという事実を、自分の父親に報告することに心理的な抵抗を感じるであろうことは想像に難くない。また、……、Aは、本件セクハラ行為の直後から、生徒Eや生徒Bに対しては、自ら本件セクハラ行為の事実を告げていることが認められるところ、Aの年齢や性別等を考慮すると、教師らに対し直接訴え出る前に、まず友人に相談するというのはむしろ一般的で自然な対応ともいえ、十分に首肯できるものである。したがって、Aが父親や教師といった成人に対し、本件セクハラ行為について被害申告をしなかったことも、格別不合理、不自然とはいえない。」

「Xは、A供述は、C講師にXとの身体的接触を目撃されたことを受けて、自らの体面を保つために、従来から擬似的恋愛感情の対象であったXの積極的な態度をことさらに強調した作為的な虚偽である旨主張する。しかしながら、……AがXに対し、一般に生徒が教師に対して抱く以上の好意を抱いていたことは認められるものの、そのような好意の存在も、中学生であるAが、教諭であるXを窮地に陥れるような虚偽の供述を作出する動機としては不十分であるといわざるを得ないし、……X自身、本件各事実確認の段階から、自分の口ないし顔がAの顔と接触したことは認めていることに照らしても、Aが、Xのいう擬似的恋愛感情に基づき、ありもしない虚偽の事実を作出したと考えることは困難で

あるというほかない。」

「Xは、懲戒事由②及び③に関して、結果的に自分の口ないし顔がAの顔に接触したことは認めた上で、そのような接触に至った経緯として、(1)懲戒事由②に関しては、バトンを渡す際に、Aの左手を自分の左手で掴むとともに、Aの右肩を自分の右手で引き寄せ、「そんな態度を取るなら、いい加減噛みつくぞ。」と冗談で言ったところ、Aが笑いながら反時計回りに回転し、自分の右下をくぐり抜けたため、その際にAの顔に自分の顔が触れたものであり、(2)懲戒事由③に関しては、コンピューター教室で作業をしていると、自分の背中にAが後ろからしなだれかかってくるため、自分の体を右横に倒すようにしながら反時計回りに回転させてAの方を向いたところ、Aも右横に倒れたため、一瞬だけAの右腕が自分の体の下になり、顔と顔が向き合う体勢になったが、その瞬間、Aの顔に自分の口が当たったものであると各供述する。」「しかしながら、一般に日常生活において、意図せずして顔と顔が接触するような状況が一日に2度も生じるということ自体、経験則に照らして極めて不自然、不合理であるといわざるを得ず、このことは、教師が生徒に対し指導や注意をするという局面においても全く同様であるといえる。子細に見ても、男性の教師が13歳の女子生徒を注意をする際に、手と肩を掴んで体を引き寄せた上で、耳で「噛みつくぞ。」などと告げるということは、それ自体不適切ともいえる、非常に不自然かつ奇妙な言動であるといわざるを得ない。また、懲戒事由③に関しては、仮にXが供述するように、座っていたXの背中にAがもたれかかってくるという事実があったにせよ、13歳の女子生徒をふりほどくためであれば、座った状態のまま単に背中を傾ければ足りるはずであり、わざわざ体を一回転させながら床に寝転がり、右隣に倒れ込んだAの方に顔を向け、Aに覆い被さるような体勢になるというXの供述する経緯は、人間の動作として非常に不自然であるというほかない。加えて、自分の唇がAの顔に当たったかもしれないが、どこに当たったかはわからないというのも極めて不合理であるが、このように、X供述に、不自然な点、不合理な点が多数存在すること自体、X供述が、Xの顔とAの顔が接触したことが偶然であったことを説明するために、後から辻褄を合わせようとしたものではないかと強く疑わせるものといえる。」「加えて、Xは、送別会での出来事については人に言わないようにAに告げたのは、A宅の居間で、自分の腕枕でAが寝てしまった状況は好ましいものではないと考えたためである旨供述する。しかしながら、XがA宅の居間でAと隣り合って寝ていたこと自体は、Aを起こしてXの顔に落書きをした生徒達によっても当然知られているはずであるから、腕枕をしていたことに限定して、わざわざ後日、人に言わないよう改めてAに念を押すまでの必要があったとも考え難いし、Aが腕枕の事実を認識し、不適切であると感じているかどうかも分からないのに、「30日のこと」などという表現を用いるというのも非常に不自然である。また、……Xは、同年4月19日に校長から注意を受けた後、Aに対し、「多分クビになるだろう。」「クビになったら、死ぬことしか考えられない。」などと、Aを怖がらせるような発言はしているものの、自分から何をされたという認識なのかや、なぜありもしないことを人に言うのかといった点を、明確にAに問い正した形跡は認められない。さらには、Xは、同月26日には、Aの父親との協議の後、自殺を考えて家を飛び出し、県外まで行くという行動に出ているが、当時まだ本件中学校においても事実関係を調査している段階であり、処分の可能性すら客観的には未確定な状態であったのであるから、Aの話が事実無根であると仮定した場合、Xの上記のような行動は、Xの心理的混乱を考慮してもなお、過剰で常軌を逸した対応であるといわざるを得ず、以上のような同月19日以降のXの一連の言動は、X自身本件セクハラ行為の事実を十分認識していたという前提に立たなければ、合理的に説明することができない。」

「Xは、計3回にわたり、自身が顧問を務める陸上部に所属する女子生徒に対し、本件セクハラ行為に及んだものであるが、このような行為は、教育公務員の信用を失墜させるものとして地方公務員法33条に反するとともに、全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない非行に当たるといえるから、Xには、地方公務員法29条1号及び3号に該当する懲戒事由が存するといえる。」「そして、……Xは中学校教諭という立場にあるところ、本件セクハラ行為のうち、特に懲戒事由②及び③については、同立場を離れた私的領域における行為ではなく、Xは、自らが顧問を務める部活に所属する女子生徒に対し、バトンを取りに来るように指示したり、宿題を見るからコンピューター教室に来るように指示したりするなど、教諭としての指導に託けて本件セクハラ行為に及んだものとみることができる。したがって、その態様は、教師としての立場を悪用した悪質なものであるといわざるを得ないし、安心して子供を中学校に通わせたいという親の期待や、学校に対する信頼を根本から覆すものであるから、地域社会に与えた影響を軽視することもできない。また、Xは、本件セクハラ行為を否定し、前示のように不合理な弁解に終始していることに照らせば、未だ真摯に反省をしているとはいえず、……Aに対し、口止めと受け取られてもやむを得ないような行為に出るなど、本件セクハラ行為が公になった後も、自己中心的な行動に終始し、AやAの父親に対し、誠意を尽くした対応を取っているとは認められない。」

これらの事実にかんがみると、XはこれまでY県教育委員会から懲戒処分を受けたことはなく、勤務態度にも格別問題があったとは認められないこと等、Xに有利な事情を考慮してもなお、Y県教育委員会による本件処分が、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したものであるとまでは認められない。

「Xは、AはXに対し擬似的恋愛感情を抱いており、Xとの身体接触を嫌がっていなかった以上、Xの行為はセクシュアル・ハラスメント行為には該当しない旨主張する。」「この点、確かに、……AはXに対し一定の好意を抱いていたことに加え、送別会でXからキスをされた後も、Xの顔に落書きをして遊んだり、Xの左腕の上に頭を乗せた状態で眠ったりしていたことに照らせば、Aは本件セクハラ行為をある程度受容していたことも窺われ、他方で、Aが本件セクハラ行為によって深刻な肉体的・精神的苦痛を直接受けたことを認めるに足る証拠は存在しない。」「しかしながら、Y県が本件処分に際し依拠した本件基準は、セクシュアル・ハラスメントの相手方が児童・生徒である場合には、相手方が成人である場合とは異なり、相手方の同意の有無を問わずセクシュアル・ハラスメントに該当すると規定するとともに、相手方が児童・生徒である場合には、より重い罰則を規定しているところ、これは、児童・生徒は、その心身の未成熟さゆえに、成人と比較して必ずしも合理的な判断が期待できず、思慮の欠如に乗じられる危険性が高い上、いったん精神的・肉体的な打撃を受けてしまうと、その回復が成人よりも困難であり、以後の成長に看過できない悪影響が生じかねないことにかんがみて、児童・生徒に対する性的な言動については、当該児童・生徒の同意の有無を問わず、一律に禁止する趣旨であると解されるから、上記のような本件基準の規定には十分な合理性があるといえる。したがって、Aが本件セクハラ行為をある程度受容していたからといって、その事実を懲戒事由の該当性を否定する事情としてみたり、本件セクハラ行為の量定を判断するに当たって、原告に有利な情状としてみたりすることは相当ではない」。

本件は、教員が生徒に対してセクハラ行為を行ったか否かの認定判断に関する、典型的な事案と考えることができる。本件も含めて、この種の事案では、関係者の主張が根本的に対立することが通常であり、当事者の供述以外に証拠が存在しない場合も珍しくないため、裁判所の認定判断においても、要するにどちらの当事者の主張の方に高い信頼性が認められるか、具体的には、どちらの主張がより一貫しているか、あるいは矛盾ないし不自然な点がないか、という一種の比較衡量を行わざるを得なくなってくる。この部分だけを取り出しても、民事事件の認定判断としては、十分紛れが大きいものとなることが避けられないし、立証責任との関係では、訴訟の構造がどのようになっているかによって立証責任の配分に結論として差異が生ずるに到ることも無視できない⁷⁶。さらに加えて、学校において生じた事件の関係者の中には、成人のみならず児童生徒という子どもが半ば必然的に含まれてくることとなるから、各自の供述に関する信頼性の判断と、児童生徒が発達途上であることに起因する合理的対処が不十分であった点に関する判断とが複雑に交錯することとなり⁷⁷、客観的な評価が極めて難しくなっているものと言わざるを得ない。

結局のところ、本件でXに対する処分が妥当であると判断された決定的な要因は、Xの行為の相手方とされたAが学校における事実確認から裁判所における証人尋問までの全ての手続の中で、一貫してXからキスされたことを第三者に対して供述し、これを以てセクハラ行為に該当すると考える旨の主張を維持したことにあって考えて差し支えない。実際、教員が成人であり、対する児童生徒が発達途上の子どもであることを議論の前提とするならば、成人としての教員の側に子どもの感情的な暴走を鎮める役割を負わせることには一定の合理性があると考えられるし、児童生徒の教員に対する感情を適切に解釈できなかったことから生ずる不利益の可能性を考慮して行動すべきことは、多数の児童生徒を相手として教育活動を行う教員の基本的な資質の問題と言って差し支えないから、本件に関する裁判所の判断は、支持されてしかるべきものと思われる。もっとも、本件の解釈から逆に考えると、社会的に見て不適切と考える者がどの程度多いかは別として、教員と生徒との間に恋愛関係が成立し、生徒が一貫して教員からされた行

76 例えば、児童生徒が性的問題行為の被害に遭ったとして教員を提訴した場合には、当該問題行為の重要部分に係る事実については原告である児童生徒が立証責任を負うこととなるのに対し、児童生徒から被害の申立を受けた学校が教員を処分し、教員がかかる処分の相当性を争って提訴した場合には、当該教員の側が事実上かかる問題行為が存在しなかったことを含め、処分に係る学校の裁量権の濫用を立証する必要が生ずることとなる。

77 実際、子どもの供述の信頼性が高いとの判断は、当該子どもが問題行為の被害を受けた際に合理的な行動をする能力を持っていたことを事実上推測させるものとなるから、子どもが発達途上であり問題行為に対する合理的対処が十分でなかったとの判断との間で、矛盾が生ずることとなりかねない。

為を受容している旨を供述した場合には、仮に教員と生徒との間に性交渉等の関係が存在したとしても、当該行為を以て犯罪あるいは懲戒事由とすることは法律上できないこととなり、この場合に、生徒が発達途上であることに起因する合理的対処が不十分であることを強調することには、事実上限界があるものと考えなければならないであろう⁷⁸。

他方、学校外で行われた犯罪としての性的問題行為に関しては、同じく教員職に対する信頼の失墜が問題となるものとしても、これまで述べてきた学校内での事件と、判断における事実上の考慮要素において、やや異なる様相を呈してくる。横浜地判平成24年8月30日平成22年（行ウ）62号・63号、及び、その控訴審である東京高判平成25年4月11日平成24年（行コ）371号は、次のような事案である⁷⁹。

教員Xは、やや混雑した午前中のデパートの食品売場で、複数の者に対する痴漢行為をしたと疑われ、現場から逃走しようとして逮捕された。Xは、取調べの段階から刑事公判まで一貫して起訴事実を否認したが、刑事裁判において第1審では懲役4月執行猶予2年、高裁において罰金40万円の刑が下され、上告棄却によって高裁での罰金刑が確定した。これに対してY市教育委員会は、Xに懲戒免職処分を課し、この処分の妥当性をXが争って提訴したのが本件である。第1審である横浜地裁は、Y市教育委員会の処分に裁量権の濫用はないとしてXの請求を棄却したが、控訴審である東京高裁は次のように判示し、Xに対する懲戒免職処分を取消した⁸⁰。

「本件非違行為は、本件高裁〔刑事〕判決が説示するとおり、白昼、デパートの地下食品売場において、通行中の第1被害者に対し、すれ違いざまに第1被害者が着用していたジーンズの上からその股間付近を手で触り、さらに、その後、第2被害者に対し、すれ違いざまに第2被害者のスカートの上からその臀部を手で触ったというものである。」「その犯行は、大胆で悪質なものであるというほかなく、第1被害者及び第2被害者の羞恥心や不安感は大きかったというべきであり、Xの刑事責任を軽くすることはできない。」「また、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない義務がある……、また、その職の信用を傷付け、又は地方公務員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない義務がある……など、その地位の特殊性や職務の公共性があるところ、我が国の将来を担う児童・生徒の健全な育成を図るべく、同人らに社会一般のルールやモラルを教え導く立場にあり、公務員の中でも高度の倫理的責任を負うことを期待されている教育公務員が、白昼堂々、痴漢行為を行い、有罪判決が確定したという事実は、生徒や保護者のみならず、市民にも少なからぬ衝撃を与えたことが窺われ、Xのみならず、Y市の教職員全体に対する信頼を損なったものとして、社会に与えた影響も決して小さくなく、とりわけ、教育公務員は、日常的に女子児童及び生徒と接する機会の多いことから、男性の教育公務員の女性への痴漢行為が、女子児童及び生徒及びその保護者らに与える不安感は大きいというべきである。」

「一方で、痴漢行為は、本件量定一覧において「わいせつ等行為」と分類される非違行為の類型の中では軽い部類に属するものであるところ、本件非違行為（本件痴漢行為）は、計画的にされたものとはみられないこと、その態様も、着衣の上から一瞬触るという程度のものであって執拗なものではないことからすれば、痴漢行為としてみても比較的軽微なものにとどまるというべきである。」「また、Xには、本件刑事事件以外に前科はなく、教員として任用された後、本件処分以外に懲戒処分を受けた経歴もない。」

「次に、本件方針の定める加重事由の有無について検討する」と、「①の「児童・生徒の良好な教育環境や市民・保護者の信頼を著しく損なう事態を招いたとき」に関しては、本件非違行為が、生徒、保護者、市民の信頼を損なう事態を

78 教員が処分された事例ではないが、教員と生徒とがラブホテルに入ったことを理由として淫行条例違反で逮捕されたことに対し、教員が県を相手取って逮捕の不当性を争った事案である、那覇地判平成21年3月3日平成19年(ワ)780号では、当該生徒と教員とが恋愛関係にあったとして教員側が生徒に証言させることを強く求めたのに対し、県側は生徒の心身の状況に不安があるとして証言をさせることを断固拒否した。実際、当該事案にかかる取調べでは、生徒は教員の主張に沿う供述をしていたようであり、裁判所は、県に対する教員の国家賠償請求は棄却したものの、理由中の判断で、当該事案は淫行条例違反で逮捕すべき事案ではなかった旨を判示し、この第1審判決後、教員は原職に復帰したとのことである。

79 本件に対する評釈として、田淵大輔・季刊労働者の権利309号56頁（2015年）がある。

80 本判決に対して、Y市は上告受理申立をしたが、最高裁は上告不受理決定をし、控訴審の判断が確定している。最決平成25年11月27日平成25年（行ヒ）310号。

招いたとは認められるものの、高裁〔刑事〕判決の確定後も、生徒、卒業生、保護者、同僚その他の学校関係者、友人、近隣住民等の相当数が、Xに対する信頼を失っておらず、支援、協力等を申し出るなどしていることからすれば、少なくとも、本件非違行為のような行為一般に想定されている影響以上に「信頼を著しく損なう事態を招いた」とまでは認められない。」「また、②の「教育公務員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき」に関しては、本件非違行為（本件痴漢行為）は、大胆で悪質なもので、Xの刑事責任を軽くみることはできないことは前記のとおりであるが、他方で、……行為の態様からすれば、「極めて悪質」ということはできない。」「③の「教育公務員が違法行為を継続した期間が長期に渡るとき」、④の「教育公務員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が高いとき」及び⑤の「教育公務員が過去に処分等を受けたことがあるとき」に関しては、いずれも該当するとは認められず、⑥の「自らの不適切若しくは違法な行為を隠ぺいしたとき」に関しても、Xが本件非違行為（本件痴漢行為）を一貫して否認していることが直ちに「隠ぺい」に該当するということとはできない。」「そうすると、本件非違行為については、本件指針に想定されている加重事由が存在するとは認められない。」

「さらに、本件方針の定める軽減事由（不処分事由）の有無について検討する」と、「Xは、昭和52年4月にY市公立学校教員として任用され、以後、逮捕されるまでの約29年間、同市内の公立高校において社会科教諭として勤務してきたものであるが、この間、教科指導の指導能力につき良い評価を得ていたことが窺われるとともに、……社会科の教科書や教材の編集に携わり、定時制高校存続のために新聞への論稿の投稿や記録ビデオの編集に関与するなど、研究活動や社会的な活動等にも取り組み、公務内外において実績を積み重ねていたことが認められる。」「また、その勤務態度や指導能力等から、上司や同僚、教え子である生徒から一定の信頼を得ていたことは、本件審査請求及び本件で提出されている、多数の陳述書等からも窺うことができ、少なくとも①の「教育公務員の日頃の勤務態度又は教育実践が極めて良好であるとき」に該当するということができる。」「したがって、……本件非違行為の態様、その具体的な影響、Xには、本件刑事事件以外に前科前歴がないことなどに加え、前記の軽減事由も認められることに照らせば、教育公務員の痴漢行為が、一般的に、Y市の教職員全体に対する信頼を損なうとともに、社会に大きな影響を与え、とりわけ、女子児童及び生徒並びにその保護者らに与える不安感は大いなることを考慮に入れても、教育委員会が、本件非違行為に対する処分として、Xに重大な不利益をもたらす懲戒処分を選択したことは重きに失し、その内容は社会通念上著しく妥当性を欠くと認めるのが相当である。」

「なお、……県内における教育公務員の懲戒処分について、①電車内で痴漢行為を行い逮捕され、停職処分とされた事例が2件、②電車内で痴漢行為を行い逮捕された後、被害者との示談が成立し処分保留となったが、3年前にも同様の行為を行っていたことが発覚し懲戒免職処分とされた事例が1件、③書店内で女子中学生の下半身を3回にわたり触ったとして県迷惑防止条例違反で逮捕され、起訴猶予処分後、懲戒免職処分とされた事例が1件認められる。また、他県の事例において、電車内等の公共の場所で痴漢行為を行い停職処分とされたものが9件、懲戒免職処分とされたものが10件あることが認められる。」「しかし、これによれば、痴漢行為を行った教育公務員に対する懲戒処分として、免職が選択された事例の方が、停職が選択された事例よりも多いと認められるが、停職が選択された事例も相当数あるということができ、さらに、個々の事案の詳細な内容や被懲戒者の経歴等が明らかではなく、単純に比較することは相当でないから、上記のような懲戒処分の状況は、……判断を左右しないというべきである。」

「本件処分は、……〔Y市〕分限懲戒審査委員会において、事案の概要及び処置案等が記載された処分案、処分量定一覧及び類似事案の処分例が配布され、本件刑事事件の経過、Xの言い分、処分を相当とする理由や他の類似案件との均衡等が説明され、これらの点について議論を経た上で、教育委員会に対して懲戒免職処分を提案することが決定され、……臨時教育委員会において、各委員に対し、辞令書、処分説明書及び事案説明のための資料……が配布され、教職員人事課担当職員から、Xが否認していることや本件刑事事件の経緯、判決内容に加え、提案する処分量定の理由や他の処分事例との均衡等の詳細が口頭で説明され、全員一致でXに対する懲戒免職処分が決定されたというものである。」「しかしながら、上記の分限懲戒審査委員会において類似例として配布された「わいせつ・セクハラ行為により懲戒処分を受けた事件の概要」には、わいせつ・セクハラ行為により懲戒処分を受けた8件の事例が紹介され、その処分内容は、7件が懲戒免職、1件が停職となっていることが示されているが、そのうちの4件は、本件量定一覧において免職しか予定されていない「淫行」の事例であり、他の4件は「その他わいせつな行為（盗撮・のぞき等）」の事例であって、これらの8件のうちの3件については、同種行為の反復も併せて指摘されている。」「このように、類似例とされた上記の事例には、本件非違行為のような痴漢行為の事例は1件もなく、また、本件指針に示されたいずれかの軽減事由が存在する

とされた事例も全く含まれていない。」「また、上記のその他の各資料をみても、本件量定一覧及び本件指針に定められた基準による加重事由及び軽減事由の存否や上記基準に照らして類似すると認められる事例との処分の均衡について、検討が加えられたものとは認められない。」「したがって、本件処分は、その判断の過程において、教育委員会が自ら考慮すべきものと定めた軽減事由の存在や適切な類似事例との均衡などを考慮していないといわざるを得ず、その内容は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる。」「以上によれば、本件懲戒処分は、本件非違行為に対する評価として重きに失し、明らかに合理性を欠き、かつ、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しない点において、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められ、裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものとして違法というべきである。」

本判決は、学校外で犯罪行為をしたとして有罪判決が確定した事案に対する処分に関して、裁判所から裁量権の濫用があったと判断された事案である。本件に関する裁判所の判断構造はやや複雑であり、Xが行ったとされる本件行為自体がどの程度重いものであるかという判断と、Y市教育委員会が処分に際して行った手続上の問題点に関する判断とが、複合して最終的な結論が導かれている。性犯罪の中でも、電車内を典型とする混雑時における痴漢行為は、周囲に多数の者が存在しているにもかかわらず、被害を主張する者の供述と被疑者の供述以外に証拠がない場合が通常であり、この点でも、前述した学校内でのセクハラ事案に対する判断と同様、関係者の供述の信頼性を、相互に比較衡量して判断が下される構造となることが避けられない状況にある⁸¹。

本件の場合、Xにとって決定的に不利であったのは、疑われた直後に現場から逃走しようとして逮捕された点にあり、刑事裁判においても本判決においても、Xの犯罪事実に関する認定が維持された理由は、事実上この部分に原因があると考えて差し支えない。しかしながら、本判決は、Xが痴漢行為をしたという事実を前提としつつ、Y市における懲戒基準からして痴漢行為は重大犯罪とは扱われていないこと、及び、Xに懲戒加重事由が存在しない一方で、懲戒軽減事由が存在することから、Xに対する過重な処分は妥当でないと判示し、さらに、Xに対して懲戒免職処分を決定したY市教育委員会における資料中の参照事例を取り上げ、これらの参照事例に痴漢行為の事案が含まれておらず、懲戒軽減事由についても検討されていないことを指摘して、本件懲戒免職処分が裁量権の濫用であると結論づけている。

本判決のかかる立論は、ある観点からすれば合理的であるとも考えられるが、見方を変えれば、非違行為の処分に関する処分権者の裁量を極めて限定的に捉えていると評価することも可能であり、また、参照事例において痴漢行為の事例や懲戒軽減事由を適用された事例が存在しなかったことが、教育委員会の裁量に影響を与えたか否かについても、必ずしも十分な理由が示されていないとの評価も成り立ち得ないではない⁸²。もっとも、本判決に先立つ刑事判決が、最終的に罰金刑を科した際に理由中の判断として、懲役刑が確定すれば法律上懲戒免職処分が避けられなくなり、Xにとって極めて苛酷な事態となる旨が述べられていたことからすると、裁判所としては、他の犯罪行為との均衡上、Xの本件行為については懲戒免職処分が適当でない旨が刑事判決の段階から示唆されていたにもかかわらず、Y市教育委員会が敢えて懲戒免職処分を課したことに対する、裁判所の再度の妥当性の判断が示されたものとも考えられる。

以上見てきたとおり、性的問題行為に関しては、そもそも事実認定の部分で真実が明らかにならない場合が極めて多く、かなり曖昧な形で事実認定が行われたうえでの処分が下される場合が避けられないことから、裁判所において処分の妥当性が争われるに際しても、そもそも事実関係の部分から対立が生ずるこ

81 この判断構造の問題点については、星野豊「痴漢行為の有無に関する民事事件の事実認定（1）～（3・完）」筑波法政50号～52号（2011年～2012年）参照。

82 実際、教育委員に一般的に要求されるべき知見からすれば、完全に同種の事案が参考事例として挙げられていなかったとしても、参考事例における行為の悪性との比較検討を行うことは不可能でない筈であり、処分加重事由や処分軽減事由について、具体的な条文や参考事例が示されていないにもかかわらず、一般論として処分の軽重に影響を及ぼすべき事由として当然に認識されている筈であると考えられることから、本件処分を決定した教育委員らが、不十分あるいは誤った情報により結論を誤導されたと言えるか否かについては、なお評価が分かれる可能性がある。従って、本判決がY市に対して要求しているものは、処分に関する裁量権が市側にあることを前提とした、懲戒処分に係る手続上の適正であると考えて差し支えないように思われる。

ととなる。一方で、本項の冒頭で述べたとおり、若年者である児童生徒が多数集合する学校においては、性犯罪に対する厳罰要求が特に強くなる傾向があり、教員に対する信頼失墜の程度においても、他の犯罪に増して性犯罪の場合は特に著しくなることが明らかである以上、事実関係に争いがあり、教員の問題行為を確実に認定できない場合について、一律に処分を軽くすることが、社会全体から一般的な支持が常に得られるとは必ずしも言えない状況が存在している。また、学校外の機関であり、かつ、社会的に信頼性が高い裁判所において犯罪事実が認定された事案に対しても、懲戒処分を課した手続について、なお裁判所から裁量権濫用の指摘を受けることがありうることは、具体的事案として既に見てきたとおりである。要するに、およそ教職員に不利益処分を課す場合には、慎重の上にも慎重を期すべく、あらゆる参照事例と関係者の供述とを「総合的に考慮」した結果として行うことが、処分権者に与えられた処分の「裁量権」の具体的帰結として、求められているといえることができる。

(3) その他の犯罪行為

前項までで検討してきた飲酒運転や性的問題行為については、不祥事を起こした教員に対して、懲戒免職とすべきか否かについてはやや判断が紛れる余地があるものの、何らかの処分を行うべきこと自体については、特に異論が生じないことが明らかであった。これに対して、教員の犯罪行為一般に検討の対象を広げてみると、当該教員がかかる不祥事を起こすに至った背景や、起こした不祥事と処分により教員が受ける不利益との関係が、いわゆる「総合的に」考慮される結果、犯罪行為であることの一事を以て厳格な処分を下すことが、必ずしも肯定されるわけではないことが窺える。

例えば、大阪地判平成24年1月16日平成22年(行ウ)213号では、精神的な不調により休職していた教員が、復職直後にスーパーマーケットで食材等を万引きしたことに対して、犯罪行為の性質と比較して懲戒免職により退職金を失う等教員が受ける打撃が大きすぎる等の理由により、懲戒免職処分が取消されている⁸³。この事案では、窃盗に対する処分として懲戒免職処分が規定されていたため、処分権者の裁量の行使に一般的な濫用があったとは言えない事案であったわけであるが、教員の家族が休職中の行動と周囲の注意の対象、その後の本人に対する処遇と監督体制とについて明確に証言をした⁸⁴ことが、裁判所の判断に事実上影響を与えた可能性が高いものと考えられる。

また、大阪地判平成22年5月14日平成20年(ワ)6033号は、私立高校の書道部顧問教諭が、部活動の一環として外部の施設を利用する際、特別料金を不要とする優遇措置を受けていたにもかかわらず、活動費用を補助する学校のPTAに対して特別料金を含めた費用請求をし、PTA会費の詐取に当たるとして懲戒解雇となったため、解雇の妥当性を争って提訴した事案であるが、裁判所は、本件行為は懲戒処分に該当する不適切な行為であると認定しつつ、活動が当該施設で現に行われ、積極的な詐取の意図があったとは認め難く、教員自身が利益を得ていたこともなく、本件が問題となるまでは学校における経理監査体制が必ずしも確立されておらず、処分に当たって参考とされた事案との比較においても悪質性が高くない、との理由を挙げて、懲戒解雇は懲戒権の濫用であると判示した⁸⁵。

83 この事件については、控訴審で和解が成立し、懲戒免職処分が取消されたうえで、退職金が支払われたようである。大阪高裁平成24年(行コ)17号。

84 同事件の訴訟記録における家族の証言によると、当該教員は、休職中において、発作的に自殺しようしたり、面識のない通行人に危害を加えようしたりしたことがあり、家族としては自殺と傷害について注意を払っていたが、万引きを行うような兆候はなかったとのことであり、さらに、家族としては無理に復職せずにそのまま退職することを勧めていたこと、及び、退職後の行動については責任を持って監督する意思があるとのことであった。

85 本件については、控訴審において、学校が教員に対する懲戒解雇を撤回し、年度末まで約4カ月間の停職処分とすること、教員は過剰請求分の金員をPTAに返還すること、PTA関係者が教員に対して行っていた刑事告訴を取り下げるよう学校は口添えすること、停職期間終了後においては、双方共に相手方に対する非難等を行わないこと等を内容とする和解が成立した。大阪高裁平成22年(ネ)1873号。なお、この事件では、教員側の主張によると、個々の教員がそれぞれ所属している組合相互の対立から教員間でも対立が生じており、過剰請求についても以前から行われてきたものが、かかる請求にかつて関与したこともある元顧問教諭により告発され、かつ、当該元顧問については何の処分も行われていない、とのことである。もっとも、これは一方当事者の主張であり、どこまで議論の前提とできるかは何とも言えないところであるが、同事件に関して関係者が双方の立場からそれぞれ陳述書等を提出して、相手方を人格的に非難していること、及び、教員復職後においては双方共に相手方に対する非難を行わないことが和解条項中に含まれていることか

他方、東京地判平成23年10月31日平成22年（行ウ）738号では、音楽を専門とする教員が、複数回にわたり入場券を不正に利用して音楽鑑賞をしていたことから警察に逮捕され、信用失墜行為を理由に懲戒免職処分を受けたことに対し、約4カ月の間に複数回の不正入場をし、被害届こそ出ていないが詐欺に該当すること、かかる犯罪は公演料金の支払を免れるという私利私欲の性質を否定できないこと、逮捕時に自供した複数回の不正入場についてその後供述を翻して否認し、かつ不合理な弁解を繰り返していることからして、真摯な反省の態度を示しているとは言えない、と判示して、処分権者に裁量権の濫用はないと結論づけている⁸⁶。この事件は、犯罪としては上記の大阪地判と同様詐欺の事案であるが、教員個人が利益を得ていることに加え、逮捕時の警察における供述を翻したことが、裁判所の心証に影響を与えた可能性があるように思われる。

また、東京地判平成26年2月26日平成24年（行ウ）827号は、教員が校長に対してパイプ椅子を打ち降ろすなどの暴行をふるい、全治2カ月の傷害を負わせたことを理由として懲戒免職処分が下された事案に対し、犯罪行為の重大性と、校長側に教員の主張するような落ち度が認められないことからすれば、懲戒免職処分は有効であると判示している⁸⁷。この事件では、教員側の精神状態に若干不安定な部分があったようであり、当該教員と他の教員との間で職務遂行上の人的関係にやや問題が生じていたとの主張もなされているが、かかる主張に基づく事実関係を仮に前提としたとしても、パイプ椅子を打ち降ろして重傷を負わせる行為に正当性が認められないことは明らかであるから、懲戒免職処分が有効であるとされた判断自体は、支持されるべきである。もっとも、同種事案の再発を未然に防止するためには、かかる精神的な不安定要因を教員が抱えている点について対処を検討しておくことが、別途必要であると思われる。

なお、教育者であると同時に研究者を兼ねていることが一般である大学教員に特有の不祥事として、論文の剽窃を理由とする懲戒処分の事案がある。東京地判平成24年4月17日平成22年（ワ）44742号は、私立大学の教授職にあった者が、複数の書籍における重要部分を他の著作から剽窃していたことが判明したとして、懲戒解雇された事案に対し、類似すると指摘されている部分の記述内容や、類似している部分の分量からして、剽窃は故意に行われたものと考えざるを得ないこと、剽窃対象となった著作の原著者からの宥恕が得られているとは言えないこと、及び、かかる剽窃行為はコンプライアンスの観点から学部全体の信用を失墜させるものであることからして、懲戒解雇は有効であると判示している⁸⁸。

以上のとおり、教員の不祥事に対する処分の妥当性については、犯罪行為それ自体としての軽重に加えて、社会全体からの教員に対する信頼をどの程度失墜させたかが検討の対象となり、さらに、当該教員のいわゆる「人」としての悪性が多様な観点から考慮されたうえで、判断されていることが窺えるが、これを「総合考慮」として肯定的に評価すべきであるか、あるいは、既存の人間関係を基盤とする人的評価が入り込むことを重視し、判断の客観性が不安定となると否定的に評価すべきであるかは、理論上も実務上も問題となるところである。

しかしながら、教員の本来の職務が、人格発達途上にある子どもの教育を担うものであり、その教授する知識のみならず、人格的にも子どもの範となるべきことが社会全体から期待されていることは、基本的な前提として差し支えない。従って、教員の不祥事ないし犯罪行為に対しては、一般的な不祥事ないし犯罪行為と比べて、より重大な非難可能性があるとの議論にも相当の合理性があり、かつ、当該教員から教育を受けていた子ども及びその保護者にとって、その後の教育における教員に対する信頼関係の形成と維持とに大きな不安を持たざるを得なくなることも明らかである。

以上のことからすると、教員の不祥事に対する処分の妥当性の判断に際して、当該行為に対する社会全

ら推測すると、かなり複雑な背景が存在していた可能性があるように思われる。

86 同事件については、東京高判平成24年5月31日平成23年（行コ）373号で教員からの控訴が棄却され、教員からの上告及び上告受理申立についても、最決平成24年11月27日平成24年（行ツ）318号・平成24年（行ヒ）365号により、上告棄却・上告不受理決定が下され、懲戒免職処分の有効性が確定している。

87 同事件については、東京高判平成26年7月23日平成26年（行コ）107号により控訴が棄却され、最決平成26年12月9日平成26年（行ヒ）443号によって上告不受理決定が下され、懲戒免職処分の有効性が確定している。

88 同事件については、東京高判平成24年10月31日平成24年（ネ）3583号により教員の控訴が棄却され、教員側が上告及び上告受理申立を行わなかったため、懲戒解雇の有効性が確定している。

体からの信頼失墜の程度を検討したり、教員の「人」としての評価を考慮の対象としたりすることは、原則として肯定されてよいものと思われる⁸⁹。

3 不祥事に対する処分の相当性

(1) 処分の裁量と規定の文言

前項で検討してきた裁判例において、特に飲酒運転の事案で見られたとおり、処分の裁量が濫用であるか否かの重要な判断基準の1つは、当該処分を科すべきことが明文の規定として存在するか否かであった。これは、教員に対する処分に限らず、一般論として処分による不利益を与えられる際、処分の対象となる行為と処分の内容とを予め告知することによって、一方では処分権者の裁量が合法であることの根拠となり、他方では処分される者にとって処分の可能性が具体的に予測できることにより、場合によっては不祥事が行われることの抑制につながることを期待できることに基づくものといえることができる。もっとも、これも既に見てきたとおり、飲酒運転以外の不祥事においては、規定上懲戒免職処分が科されうる不祥事であっても、諸般の事情が考慮されることにより、処分権者の裁量が濫用に当たると評価される事案も少なからず存在しており、当該処分が科されうる旨の規定が存在することは、処分の有効性にとって必要条件ではあるが十分条件ではないものとなっている。

そもそも、現実が発生する事案は千差万別であるうえ、一律に厳格な処分を行うべき規則の下では、厳罰を避けるために事件自体を認知しないという、より重大な非違行為を誘発させかねない面がある。従って、通常の規則においては、処分の対象となる不祥事に係る事実が同一の場合であっても、具体的な処分を下す際には、諸般の事情を総合的に考慮することができるよう、科しうる処分の内容については一定の幅を保たせているものであり、この規定の範囲で処分権者が具体的にどのような処分を下すこととなるかも、処分権者の行使する裁量の種類となっている。従って、処分権者が規定された範囲内で完全に自由に処分を決定できるわけではなく、同種の事案との均衡や、当該処分を受ける者に対する従前の評価、さらには、当該処分を下すことによる組織全体に及ぼす影響をも「総合考慮」して、具体的な処分を決定すべきこととなり、この点に係る裁量が濫用に当たるか否かが、裁判所による判断の対象となるわけである。

(2) 処分の手続と処分の相当性

教員の不祥事に対する処分の相当性が争われる事案において、処分自体の相当性と共に必ず争われる点は、当該処分を下した際の手続の適正さについてである。具体的には、事実関係の調査に際して被処分者の主張を聴取したか否か、処分の可能性と意見陳述の機会について被処分者に告知したか否か、処分を決定する手続において被処分者の主張ないし意見を聴取したか否か等、およそ全ての局面において手続の適正さは争われうるものであり、結論としての処分それ自体が適正妥当なものであったか否かに関係なく、手続上の適正さが確保されていない処分に対しては、裁判所から裁量権の濫用に当たるとの判断を受ける可能性が、極めて高くなると考えて差し支えない。

理論的な観点からすれば、事実関係の確定にせよ、処分の相当性にせよ、実体としての正義衡平の判断は、手続上の適正さとは必ずしも一致しておらず、むしろ、手続上の適正さの要求は、実体としての正義

89 もっとも、このように教員の「人」としての評価を考慮の対象とすることを肯定してしまうと、事件の背景に存在する学校内外の人間関係が、不祥事に対する処分の妥当性の判断に大なり小なり影響してくることは避けられなくなる。しかしながら、もともと教員の不祥事に対する処分それ自体が、処分権者による広範な裁量に委ねられている以上、かかる処分が下される考慮要素の中に、当該教員の「人」としての評価が全く入り込んでいないと前提することは、現実的感覚として不自然というほかない。また、処分の妥当性に関する判断が硬直的に過ぎ、具体的な事案における個別の事情を一切考慮できないものとする、事件自体を存在しなかったものとするより重大な裁量権濫用が、かえって誘発される危険も否定できない。従って、多少の不安定要因があることは十分自覚したうえで、教員の「人」としての評価を処分の妥当性の判断に際して考慮の対象とすることは、現実的に妥当な解決を導くためにも、必要有益であると考えられる。

ないし真実から僅かながら遠ざかる局面すらないではない⁹⁰。また、手続上の適正さを求める理論的観点とは要するに、客観的真実は通常的手法によっては発見できないものであり、手続上の適正さが確保されたことを以て、客観的真実と合致しているか否かにかかわらず、処分対象となる事実を確定する権限が判断権者に与えられる、との一種の約定にはかならないから、客観的真実との合致を最重視する立場からすれば、手続上の適正さは、ある意味での「不正の温床」として批判の対象となることがある⁹¹。

もっとも、手続上の適正さは、多くの場合、処分権者の裁量が合法であることを側面から補強するものとなる筈であり⁹²、被処分者の主張や意見を十分聴取検討することは、全ての処分において必要不可欠な前提であると評価することができる。また、処分の正当性ないし妥当性を基礎づけるための証拠を処分権者の責任において確保すべきことも、処分が被処分者にとって不利益を負わせるものであることからして当然であり、証拠が不十分であることにより処分が下せないことの問題を、被処分者に対する非難材料として用いることは、被処分者にとって酷に過ぎるものと言わざるを得ない⁹³。

(3) 処分の妥当性の判断基準

これまでの議論から、教員の不祥事に対する処分の相当性の判断基準には、単に事実関係や犯罪としての法律の規定以外に、実に多様な要素が含まれていることが明らかになったものと思われる。そして、この諸要素の中には、明文としての規定の存在や、手続上の適正さの要求という法律学的なもののほか、当該教員に係る「人」としての評価等、やや法律学とは次元の異なる要素までが含まれており、これらが「総合考慮」されて、個別の事案に対する判断が形成されているものといえることができる。

理論的観点からすれば、処分自体がかかる諸要素を総合して下されるものである以上、その妥当性に対する評価についても、同様の諸要素を総合考慮することが必要不可欠であるということもできるし、逆に、処分の妥当性を評価する場合において、処分が下された際に考慮された諸要素の全てが考慮されるものとするれば、それは同様の処分が重複して複数回行われているに過ぎず、当初の処分の存在意義が失われる虞があるとの批判も、生じかねないところである。特に、処分権者の多くが、必ずしも裁判所と同様の法律の専門家というわけではない事実を強調するならば、特に手続上の適正さについて、裁判所と同様の厳格さを要求することは、手続の迅速な進行を妨げる原因となりかねない。

結局、この点については、組織内で行われる処分が、果たして「法律的観点を含めた社会正義」の一環として行われているのか、あるいは、「当該組織における平穏円滑な業務の遂行」の達成手段として行われているのか、いずれかによって評価が異なるものとならざるを得ないであろう⁹⁴。要するに、本章で考

90 具体例として、被処分者が特に争わなかった事実や、被処分者が任意に供述した事実に基づいて処分を決定することは、手続上の適正さは確保されているが、かかる事実が客観的な真実と合致している保障はないわけであり、処分を一定範囲で留めることと引き換えに処分対象となる事実関係を認めるという状況は、容易に想像することが可能である。

91 実際、手続上の適正さの具体的な内容には、当該手続及びそこにおける判断基準の原則が公開されていることが含まれているから、技術や知識、証拠方法等を駆使して、「手続上」処分を免れることは、理論的のみならず実務的にも可能であることとなる。これに対して、「不祥事の疑い」が生じたこと自体を以て別途処分対象とすることが果たして妥当であるか否かは、再び手続上の適正さではなく実体としての正義衡平の問題となり、問題の構造がかなり複雑となっている。

92 実際、手続が適正であったこと自体が、処分の合法性の直接的な基礎となる以上、前述した被処分者に対する「人」としての評価に係る妥当性に関する疑いも、相当程度減少することが期待できるものと考えられる。

93 現実の局面では、教員の不祥事が発覚した直後を中心に、報道機関が当該教員のその後の処遇を含めて極めて明快な意見を報道することはしばしば行われることから、処分権者にとっては、かかる報道の存在自体が社会全体からの信頼関係の失墜の一種と認知せざるを得ないわけであるが、処分の妥当性が後に裁判で争われうるか否かにかかわらず、処分の妥当性を側面から基礎づけるための法的手段の一環として、手続の適正さを厳守すべきことは、全ての処分権者が肝に銘ずべきものと言えよう。

94 一般論として、公的機関であればともかく、私人により構成される組織においては、当該組織の結成の目的と合致している限り、法律上公的機関に要請されるある種の判断基準に従わないことが認められるわけであるから、組織内部の処分においても、当該組織の目的との関係で一貫性が保たれている限り、裁判所において依拠されるべき判断基準とは異なる結果となることも、十分予測されるところである。但し、学校に関しては、当該学校内における教育内容が、単に学校組織の目的達成のためだけでなく、子どもを社会人として成長させるための機能と役割とを担っているとの社会的側面を同時に持つことが否定できないため、事実上国公私立を問わず、裁判所による公的判断基準と同様の判断基準を、処分に際して依拠せざるを得なくなっている側面があるように思われる。

察の対象としてきた教員の不祥事に対する処分の相当性の判断において、法律的観点以外の多種多様な観点や基準が入り込むことが、全体として、良く言えば「総合的かつ柔軟」、悪く言えば「曖昧かつ不安定」な結論と評価を導くことを、どのように考えていくべきであるかは、今後のさらなる課題として検討を続けていく必要があるものと言わざるを得ない。

第4章 PTAの法的地位と学校との相互関係

- 1 序 ---- 問題の所在
- 2 PTAに関する近時の裁判例
 - (1) 公立高校PTAの解散とPTA雇用職員の地位
 - (2) PTAへの加入意思の有無と保護者の活動との関係
 - (3) PTAからの脱会者とPTA活動との関係
- 3 PTAの法的地位の再検討
- 4 今後におけるPTAのあり方

1 序 ---- 問題の所在

学校教育の最も基本的な目的が、子どもの心身及び能力の健全な成長発達を目指すものであることについては、改めて論ずるまでもないと考えられる。そして、この基本的な目的を達成するためには、学校教育と家庭における保護者による子どもの養育とを、合理的に連動させることが極めて有益であること、及び、学校教育についても、保護者の関与を一切排除することは必ずしも適切でなく、むしろ、各保護者の有する子どもの養育に関する情報や見解を、合理的に学校教育に反映させることが有益であることも、学校ないし家庭において子どもの健全な成長を妨げることが強く懸念される事情⁹⁵が存在する場合でない限り、特に異論は生じないものと思われる。

もっとも、個々の保護者は、法律上も事実上も、自己の養育している子どもに特に深い関心を寄せることが通常であり、学校はこれと比べると、個々の子どもの成長発達と共に、学校全体としての教育効果の向上をも同時に目指す側面がある⁹⁶。このため、学校としては、個々の保護者が各々有する個々の子どもに関する情報及び見解の収集に加え、学校全体としての教育の具体的な推進に対しても、一般的な保護者としての立場からの見解を収集することが、必要かつ有益となってくる。また、学校教育を地域において支える社会体制が存在している方が、学校教育としての効果をより向上させる可能性があることは明らかであるから、地域において子供の成長発達に関心を寄せる各種の組織と合理的に連携を図ることも、一般論として望ましいものと考えられる。

以上のことからすれば、個々の保護者と学校との個別的な信頼関係が形成されていることのほかに、学校教育を保護者としての観点から支えるための組織が存在することは、学校教育にとって有益な効果をもたらすことが、十分期待できる筈である。現在ほぼ全ての学校において形成されているPTAないしこれに類する組織⁹⁷は、正に上記で述べた子供の健全な成長発達を目指して活動することが、基本的な目的と

95 このような事情の典型的なものとしては、家庭内において子どもに対する虐待が疑われることなどが挙げられる。

96 学校教育において目指されている子どもの成長発達の中には、子どもが社会人として活動していくための、集団の中における人間関係の良好な形成の訓練が半ば必然的に含まれており、この訓練と個々の子どもの学習能力の向上とが相まって、全人格的な成長発達が期待されることとなる。もっとも、学校としての教育効果の向上に関する評価は、多くの場合、それに参加している個々の子どもの評価に直結するというよりも、むしろ教育機関としての学校それ自体についての評価が行われ、個々の子どもに対する評価としては、かかる教育を学校において受けたことが間接的に影響を及ぼすに留まることも、しばしばあるものと思われる。この点については、特に若年者については個々の能力評価や人格評価を適切に下すことが必ずしも容易でないことも与り、いわゆる権威的な評価として、所属する学校に対する評価が間接的に個々の子どもに対する評価に対して反映される構造となっているため、子どもの個人としての能力や人格に対する評価に論理的に直結するものではないことに注意しておく必要がある。

97 周知のとおり、PTAの語義通りの組織は、保護者と教員との合同組織を指しており、保護者のみを以て組織される「保護者会」とは、理論的に区別すべきであるとの見解も成り立ちうる。また、卒業生等を中心として構成されるいわゆる「同窓会」については、構成員が現在学校において学校教育を受けているわけではないこと、及び、個々の構成員が学校とは別の組織に属し、学校とは異なる社会的地位ないし発言力を有していることが少なからずあることから、むしろ、理論的抽象的な当該学校の特徴ないし教育目的を遵守するために、学校に対する別種の関係を形成する存在となっている

されているものと考えて差し支えない。

しかしながら、近時においては、PTAの存在ないしあり方をめぐって関係者の見解が対立し、訴訟にまで至る事案も徐々に発生してきている。また、PTAの存在が学校教育の効果を向上させることが期待できる可能性があることのみから、PTAの法的地位及び関係者相互間の法律関係について、直ちに誰もが異論を挟まない解釈が論理必然的に導かれるわけではないため、この問題についての見解の対立は、理論的に未整理のまま、個別の議論が互いの存在を認めないまま錯綜するという、極めて問題となる状況を生じさせている。要するに、子どもの健全な成長発展を同じく願っている筈の関係者相互間で、PTAの存在ないしあり方に関する見解が激しく対立し、その結果として関係者の共通した目的である筈の子どもの健全な成長発展がかえって危うくなる虞があるという、極めて深刻な事態が生じかねないのが現状である。

本章では、以上のような問題意識を前提として、PTAの存在ないしあり方が問題となった近時の裁判例に関する分析を基に(2)、PTAの法的地位について改めて理論的な観点から検討を加え(3)、今後における望ましいPTAのあり方について、考えてみることにする(4)。

2 PTAに関する近時の裁判例

現在のところ、PTAに関する訴訟は必ずしも頻発しているわけではないが、これまで発生してきたいくつかの訴訟事案は、多くの学校ないしPTAにおいて同一ないし類似の問題背景を抱えていることが、強く推測されるものばかりである。以下では、概ね時系列に従って、PTAの存在ないしあり方が争われた事案を概観し、訴訟に到った問題背景について分析を加える。

(1) 公立高校PTAの解散とPTA雇用職員の地位

公立高校は、地方自治体の設置管理する公的機関の一種である以上、公立高校に関する業務については、条例による選任手続に従った常勤ないし非常勤の職員により行われなければならないため、PTAの行うべき業務の範囲と限界とが問題となってくる。公立高校のPTAに雇用されていた職員の労働条件をめぐる紛争に端を発して、PTAが解散する事態に到った、福島地白河支判平成19年7月10日平成19年(ワ)36号、及び、それに後続する事件としての、福島地白河支判平成20年11月11日平成19年(ワ)138号は、公立高校とPTAとの関係について考えるべき、典型的な事案といえることができる⁹⁸。

原告Xは、平成2年以降、被告公立Y高校PTAに事務員として雇用され、少なくとも本件の発生した平成18年度末頃まで、継続してPTA雇用職員の地位にあった者である。他方、Z1は、平成18年度のY高校PTA会長、Z2は、平成19年度の同PTA会長の地位にあった者である。

Y高校PTAは、生徒の保護者及び教職員を会員とする、権利能力のない社団であり、保護者と教職員とが協力して生徒の教育の完成を図り、その福祉を増進することを目的としていた。Xは、平成2年に、PTAの事務を行うことを業務内容として採用された後、雇用期間を1年単位とし、期間満了時には別に通知することなく退職とする旨の雇用通知書が交付されていた。しかしながら、実際には、Xの雇用は毎年更新され、その給与についても概ね毎年増額されており、勤務時間帯や服務規律についても、徐々に他の教職員と同じものとされていった。

平成17年4月のY高校PTA総会において、PTAの一般会計に占める職員費(Xの給与)の割合が高いのではないかと、生徒数が減るのに職員費を維持することが適切であるのか、との質問があり、PTA役員会は、他校におけるPTA雇用職員の勤務状況に関するデータ等を参照して検討を始めた。Y高校PTAの収入は、平成13年度以降減少傾向にあり、その中でXの給与の占める割合は、平成9年度で約33%であっ

ことが珍しくない。従って、学校が従来の体制ないし方針を改正しようとする場合に、最も消極的見解を示す傾向がある組織がいわゆる同窓会であることは、良く知られているものと思われる。

98 本件については、星野豊・月刊高校教育2010年7月号76頁参照。なお、当該原稿作成時において、判決文の引用につき正確を期するため、本件のX御本人から、両事件の判決文を提供していただいた。

たものが、平成18年度では約45%となり、平成19年度は約46%となる見込みであった。

Y 高校 PTA 役員会は、平成19年度以降、雇用職員をパート化する案に基づき、県や市の臨時職員の雇用条件を参考として、平成18年末頃、職員費を年間約171万円とする案を X に提示したが、これは、当時の X の年収約335万円と比較すると、大幅な減収となることが明らかであった。この後、同年度末に到るまで、X と Y 高校 PTA 会長 Z1 とは、X からの相談を受けた A 教職員組合をも交えつつ、数次にわたり雇用条件の交渉を行ったが、妥結には到らなかった。

平成19年3月30日、Y 高校 PTA は、Y 高校長 B を介して、本件雇用関係の終了に基づく業務の引き継ぎを依頼した。同年4月2日、X は Y 高校に入ろうとしたが、前記文書に基づき就労を拒否され、校内に立ち入ることができなかった。

X は、同年4月17日、Y 高校 PTA を相手取り、雇用関係上の地位にあることの確認と、給与の支払を請求した（36号事件）。これに対して Y 高校 PTA は、4月21日に開催された定期総会で訴訟への対応を議論したが結論が出ず、同年5月26日に開催された臨時総会において、PTA を解散するとの決議を行った。なお、同臨時総会では、応訴する、話し合いを試みる、等の案も検討されたものの、応訴については後の会員に経済的負担をかけるものであり、提訴されている以上話し合いは不可能である等の説明が、当時の会長 Z2 から行われた。

Y 高校 PTA は、前記決議に従って解散し、財産の分配が会員に対して行われた。また、X からの提訴にかかる36号事件について、Y 高校 PTA は、裁判所からの再三にわたる呼び出しにもかかわらず全く出廷せず、準備書面等も一切提出しなかったため、雇用関係上の地位確認、毎月約20万円の給与及び期末手当年間50万円の支払という X の主張を全て認める旨の判決が下され、控訴されることなく確定した。この後、X は、Z1 及び Z2 を相手取り、Y 高校 PTA が同人らによって解散され、X の賃金債権の行使を不可能ならしめた、と主張し、賃金相当額の損害賠償及び慰謝料を請求したところ、裁判所は Z1 と Z2 に対して連帯して約100万円を支払うよう命じた（138号事件）。

【36号事件】「Y 高校 PTA は、……口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。よって、請求原因事実を明らかに争わないものとして、これを自白したものとみなす。」

「記録によれば、Y 高校 PTA は、平成19年5月26日開催の臨時総会をもって解散の決議をしたとの事実を一応認めることができる。」「しかし、Y 高校 PTA は、……権利能力なき社団と認められるものであるから、民法73条の類推適用により、清算の目的の範囲内でお存続するものとみなすべきである。そして、本件訴訟が係属している以上、清算が完了したとはいえない。」「また、その代表者については、……明文の定めはなく、前記臨時総会により選任されたとの事実も認められないから、民法74条を準用して、解散時の代表者（会長）であると認められる Z2 が清算人になったというべきである。」

【138号事件】「Z1 が前訴〔36号事件〕における当事者本人でなかったとしても、その代表者ないしこれに準ずるものとして、前訴における既判力ある判断事項、すなわち前訴の口頭弁論終結時の事実関係を前提として、X が Y 高校 PTA に対し雇用契約上の地位を有すること、それに基づき一定額の給与等の支払いを請求する権利があることを争うことは、信義則に反し許されないというべきである。」

「① X の「継続」雇用は、毎年発議書が作成され、審議を経て決定されており、雇用条件（特に給与額）は毎年増減（概ね増加）されるなど、実質的な検討がなされている。」「② Y 高校 PTA の財産は会員が拠出する会費・入会金から成り立っており、……各年度内に支出が完了するものである。」「会員の大多数は、Y 高校の在校生の〔保護者〕であるから、1年毎にほぼ3分の1ずつが入れ替わり、必然的に3年前とは事実上別の構成になるといって差し支えなく、少なくとも3年前の会員らの意思決定により、現在の会員が拠出した年会費の用途が当然に拘束されるとするのは相当でない。」「そして、Y 高校 PTA が営利を目的とする団体でないこと……からは、会員が、人件費を含めた経費をできるだけ削減して、限られた会費収入を本来の事業になるべく多く回そうと考えることは当然かつ妥当なことである。」「③ Y 高校 PTA 会長職は、その任期が1年間で……法律上・建前上はともかく、通常の民間会社の社長のような強い指導力を有しているものではなく、会員の総意に反した決定をすることは事実上不可能に近い。」「④ 前記②及び③の事実は、X も当

然認識していたといえるから、本件雇用関係が、原則として更新されていくとの期待をXが……抱くことを正当化する事情は見当たらない。」

「Y高校PTAには、本来の事業に費やす費用を維持確保するため、支出項目の見直しを図る合理的理由があった。」「Y高校PTAが、Xに最初に示した平成19年度の雇用条件は、県の、22歳以上の臨時事務補助員の基本賃金額に準じるものであった。」「本件雇用関係はもともと1年間という期限の定めのある契約であることに加え、以上の、Y高校PTAには職員費を削減すべき事情があったこと、Y高校PTAの提示した当初案にも一定の合理性があり、Xの反対を受けてさらなる妥協案を提示して本件雇用関係の継続に努力していること、等の事情に鑑みれば、期間満了により本件雇用関係が終了したとの扱いをしたことは社会通念上相当であった」というべきである。

「本件雇用関係を期間満了により終了させた扱いには正当性があったものと認められる以上、……Y高校PTAの性質、目的からは、訴訟に要する人的経済的負担を回避するため、解散を選択してそれを実行することは、必ずしも賢明かつ好ましいものではないとしても、違法であるとまではいえない。」「他方、Y高校PTAが前訴で出廷しないことを選択した以上、欠席判決により敗訴することは必然であり、Y高校PTAの解散による清算事務が終了して本件雇用関係が終了するまでの間の、XのY高校PTAに対する賃金債権が発生することもまた必然である。Z1らは、清算にあたってその額を留保しておくべきであった。しかるに、Z1らは、あえてそれをせず、互いに意思を通じて、Y高校PTAの財産を会員に払い戻すなどして消滅させたものと認められる。」「これは、Xの賃金債権の行使を、故意ないし少なくとも重過失をもって事実上不可能ならしめたものとして、(共同)不法行為に該当する。」

「Xの本件雇用関係は、……Y高校PTAの解散により終了したというべきである。」「そして、本件雇用関係の消滅時期は、前訴が確定して給与の支払義務及び合計額が確定した時であると認める。」

本件両事件は、公立高校のPTAが、雇用職員の労働条件に関する紛争が生じたことから、解散を決議し、財産を払い戻した、との一連の事実について、その効力とPTA会長であるZ1らの責任とが争われたという、学校関係の訴訟としてはやや珍しい事案である。しかし、本件の背景には、少子化による生徒数の減少に伴うPTA財政状況の変化があり、この事情は本件のY高校PTAに特有なものではないと考えられるため、同種の紛争が今後生ずる可能性は、決して低くないものと思われる。

XがY高校PTAを相手取った36号事件については、Y高校PTAが一切の訴訟行為をしなかったため、いわゆる欠席判決により、Xの主張が全て認められている。これは、民事訴訟において、相手方の主張に対して必要な反論をしなかった場合には、真実であるか否かに関わらず、相手方の主張を全て認めたものとする取扱が、民事訴訟法159条で規定されているためである。Y高校PTAが、解散を決議するだけでなく、一切の訴訟行為を行わなかった理由は不明であるが、仮に解散して団体の実体がなくなってしまうと法的責任を免れると考えていたのであれば、極めて安易な判断をしたものと言わざるを得ない。138号事件で判示されているとおり、解散決議自体に合理性が認められたとしても、法的責任に基づく債務を負うことが予測される状況で財産を分配してしまうことは、相手方の債権行使に対する妨害を意味し、回収不能となった債権相当額の賠償をすべきこととなるのが明らかだからである⁹⁹。

他方、138号事件では、上記以外の争点については、基本的にZ1らの主張が認められ、雇用条件の削減要求や、本件雇用関係の終了については、合理性があったとされている。しかしながら、この判断を導くために裁判所が挙げている種々の理由は、およそ説得力があるとは言い難い。例えば、収支が単年度会計を原則としていることは、圧倒的多数の公的ないし私的な機関も同様であって、職員の地位が会計年度末で終了するか否かについては、別に考える必要がある。また、PTAの構成員が学年進行により大きく入れ替わるとしても、「構成員の変動に関わらず団体としての一体性を保っていること」が「権利能力のない社団」の要件である以上、前年度における団体としての決定が適法である限り、かかる決定に後年度の

99 但し、PTAの財産を不当に払い戻したことが責任の根拠であるとする、解散当時の会長であり、36号事件で清算人と認定されたZ2についてはともかく、前年度の会長であったに過ぎないZ1の責任を認めることは困難である。裁判所は、Z1が臨時総会で種々意見を述べ、Y高校PTAの解散に影響力があつた旨の認定をしているが、解散自体には違法性がないと判示している以上、Z1がPTA財産の配分を強行してXの債権行使を妨害するよう主導したとの認定があるのでない限り、Z1とZ2との共同不法行為が成立するとの判旨は、論理的に不可解なものというほかない。

構成員が拘束されることは、団体としての一体性が継続していることからして当然である。さらに、「民間会社の社長」であっても、団体の総意としての「総会」の決議に従わなければならないことは同様であり、ただ、社長が同時に大株主を兼ねている場合には、株主としての地位に基づく総会決議における主導権が発揮される可能性があるに過ぎないわけであるが、本件の裁判所がどのような「社長」を念頭に置いているかは定かでない。まして、Y高校PTAがXに提示した雇用条件削減案について、県の臨時職員として同種の賃金例があることは、Xの雇用条件を削減する正当化根拠としては薄弱過ぎる。すなわち、Xに支払われるべき賃金額は、Xの業務内容と職務遂行能力との兼ね合いにより決定されるべきものであり、具体的な業務内容の認定をせずに賃金額の合理性を判断することは、本来できない筈である。

従って、本件の解決のためには、裁判所が必ずしも明確に認定していない、Xの業務内容がどのようなものであったかについて検討する必要があるところ、訴訟記録によると、Xの雇用通知書は、Y高校PTA名義で作成され、Y高校PTA内規に従い、Y高校PTAの事務を行うものとして、Y高校PTAがXを雇用する旨が記載されている。しかしながら、少なくとも平成5年度から平成10年度にかけて、諸手当の一種として「学力検査手当」が挙げられており、これはいわゆる入試手当に相当するものようであるが、果たしてPTAの事務にそのような手当が発生する余地があるかについては、判断できる資料がない。また、平成15年7月17日付PTA役員会決定事項として、Xが産休を取得する際、当該期間中もXの給与を全額支払ってほしい旨の要望が審議され、当時のPTA会長から、「PTA事務のほか、学校事務も仕事しているのか」との質問がなされたことに対し、当時の事務長から、「証明書発行事務など、多々やっていたいています。」旨の回答があったことが記録されているほか、大要、「他の人を代わりに雇えないのか」「無理です。訓練に時間がかかる」等のやりとりがなされた後、結論として、Xの給与を産休中も全額支払うことが決定されている（乙46号証の33）。これらのことから考えれば、Xは、Y高校PTAにPTA事務を行うために雇用されたものであるが、事実上、Y高校の事務の一部を担当していたか、少なくとも補佐していた可能性が否定できないように思われる¹⁰⁰。

そうすると、前述のとおり、本件のY高校が公立高校である以上、その業務については条例で定められた常勤または非常勤の職員により遂行されなければならないことが、法律上問題となってくる。すなわち、公立学校の業務については、原則として職員がこれを遂行すべきであり、民間事業者に委託することが一般に合理的と考えられている業務（警備、食堂、清掃等）についても、委託のための契約を締結することが必要となる筈である。従って、本件において、Xが仮にY高校の業務の一部を担当ないし補佐していた場合には、Y高校を設置管理する地方自治体とY高校PTAとの間に、業務委託契約が存在していたか否かが問題となるわけであるが、この関係は記録上明らかでない¹⁰¹。

以上のとおり、本件におけるXとY高校との法律関係は、必ずしも単純明快なものではなく、仮に、Xが事実上地方自治体の業務の一部を担当ないし補佐していた場合には、当該地方自治体とXとの間で事実上の任用関係が生ずることとなるのか、あるいは、条例等の手続に基づかない以上任用関係は生ずることなく、業務を事実上遂行したことによる賃金相当額の補償のみが行われることとなるかについて、さらに解釈が分かれる可能性が高い。裁判所は、XがY高校PTAに「事務員として雇用された」とのみ認定し、具体的な業務の範囲については触れていないが、このような認定判断が、Xの雇用をめぐる問題の解決として妥当かについては、疑問の余地が大きいと言わなければならない。

このほか、訴訟手続としての観点からは、36号事件と138号事件とで当事者が一致していないため、そ

100 なお、裁判記録中にY高校PTAから証拠として提出されている、同県内各校のPTA雇用職員の勤務状況一覧の記載において、「証明書の発行」「事務の補助」等とされているものがあることからすると（乙11号証）、本件のように、PTA雇用職員が学校事務の一部を担当ないし補佐を行うことは、Y高校以外でも少なからず存在し、かつ現在でも継続して行われている可能性があると考えざるを得ない。

101 平成22年4月当時、県教育委員会に対する公文書開示請求を行った結果によると、同教育委員会は、「PTA雇用職員が学校の業務を事実上補助していたことが分かる資料」、及び、「PTA側と学校側で学校業務を担わせる内容の委託契約が結ばれていたことが分かる資料」に係る公文書については、「保有していません」と回答しており（福島県教育委員会「公文書不開示決定通知書」22教総32号）、Xと県との間には、少なくとも公文書を証拠とする明示の契約関係は締結されていなかったものと考えざるを得ない。

もそも36号事件で確定した判断が138号事件に影響すると考えるべきか、また、Y高校PTAが将来再結成された場合、本件両事件の判断がどこまで影響すると考えるべきかが、別途問題となる可能性が高い。

さらに、本件が発生する背景となったPTAの財政状況の変化についても、今後新たな議論が生ずる可能性がある。すなわち、これまでの慣行では、在校生である以上、保護者は特に異議なくPTAに加入し、特に異議なく会費等を支払う者が圧倒的多数であったと思われるが、そもそもPTAは保護者と教職員とが任意に結集して構成される団体の筈であり、特に規約等で制限されているのでない限り、脱退も自由に行える筈である、との見解を前提とすると、PTA会費として徴収される金員については、当時から推進されていた高校教育無償化制度の導入も与って、これまで以上に保護者の関心を集めることとなり、当該金員の使途やPTA自体の存在意義が改めて問い直される可能性も、決して小さくないと考えられる。

なお、138号事件については、XとZ1らとの双方から控訴がなされたが、平成21年3月11日、控訴審において、地裁が主文で示した範囲の金員をZ1らがXに支払うこと等を内容とする和解が成立し、事件自体は終結するに到っている(仙台高裁平成20年(ネ)501号)。

(2) PTAへの加入意思の有無と保護者の活動との関係

現在の各学校におけるPTAについては、その組織や活動について規制する法律等が特になく、理論的な位置づけも曖昧なまま現実の活動が行われていることが少なくないため、PTAの活動や組織に対して明確な異議が述べられた場合には、法律上の紛争に発展しやすい。公立小学校のPTAに対する保護者の入会意思の有無が争われた、熊本地判平成28年2月25日平成26年(ワ)992号¹⁰²は、PTAの活動の法律上の性格と保護者の活動との関係について改めて考えてみるための、典型的な事案といえることができる。

本件の原告保護者Xは、平成21年8月頃、養育する子A及びBと共に、本件公立Y小学校校区に転居し、AらはY小学校に転入した。本件の被告Y小学校PTA(以下、「Y小PTA」という)は、Y小学校に通う児童の保護者とY小学校の教職員とにより構成され、児童の福祉と会員の教養とを高めることを目的とする団体である。

Aらは、転入直後、転入手続に関する他の書類と共に、Y小PTAの発行に係る、「私たちのY小PTA」と題する冊子(以下、「本件冊子」という)を持ち帰った。本件冊子には、Y小学校に関する一般的な説明のほか、Y小PTAに関する一般的な説明、及び、Y小PTAの会則等が掲載されており、Y小学校の児童の保護者及び教職員が構成員となる資格を有すること、Y小PTAが任意団体であること、Y小PTAとしては構成員となる資格を有する者全員に加入を働きかけていること、本件冊子の配布を以て入会の了承をしていただくこととしていること、児童の卒業、転出等により退会となること、等が記載されていた。

Xは、AらがY小学校に転入して以降、平成23年3月頃までの間、Y小PTAが学校を介して児童らに配布した「PTA会費納入袋」との文字が印刷されている封筒に、PTA会費と同額の金員を入れ、Y小PTAに対して計9750円を支払った。また、Xは、平成23年度から25年度にかけて、計5回程、保護者により行われる防犯パトロールに参加した。

AがY小学校を卒業してC中学校に入学した平成23年4月、Xは、C中学校にはPTA会費の減免制度があることを知り、Y小PTAに対して会費の減免を申し入れたところ、前例がないため時間がかかるとの回答を得た。翌平成24年2月、XはY小PTAに対し、「PTA退会のお願い」と題する書面を差し入れ、平成23年4月以降についての会費の支払を行わないようになり、代わりに、月額150円をカンパの名目でY小PTAに支払うようになった。これに対してY小PTA会長は、平成24年3月末頃、Xに対して「PTA会費納入のお願い」と題する書面を交付し、同書面中で、XがY小PTAの会則の掲載された本件冊子を受領した以上、児童がY小学校に在籍している限りPTAは退会できないため、会費を納入してほしい旨を述べたが、約2年経過した後の平成26年2月半ば、書面により、Y小PTAが入退会自由の団体であることを認め、児童が在籍している限りPTAを退会できないとした部分を撤回して謝罪した。

本件は、以上の事実関係の下で、XがY小PTAに対し、XがY小PTAに入会した事実がないにもかか

102 本件については、星野豊・月刊高校教育2016年8月号92頁参照。

ならず、Y小PTAが会費を納入させたことが不法行為に当たる等と主張して、支払済の金員9750円のほか、慰謝料約19万円、計20万円の損害賠償の支払を求めた事案である。

裁判所はつぎのとおり判示して、Xの請求を棄却した。

「上記の経緯からすると、XはA及びBがY小に転入した当初、PTAが入退会自由の団体であることを認識しておらず、したがって、PTAには必ず入会しなければならない、あるいは、子どもが小学校に在籍することにより当然に会員となっているものと認識して会費を納入していたと認めるのが相当であり、遅くともY小に転入後、最初に会費を納入した時点において、XはY小PTAの会員となり、また、X自身も自らが会員であるとの認識を有していたというべきである。」そして、「本件冊子の交付、その後の会費納入袋の交付及び納入袋を使用した会費の納入という一連の流れからすると、Y小PTAが主張するとおり本件冊子の交付をもって入会の申込みと捉えることができるかはさておくとしても、会員ではないのに会費を納入する必要性も合理性も見出しがたいことに鑑みれば、遅くともXが会費納入袋を使用して会費を納入し、Y小PTAがこれを受領した時点において、XとY小PTAとの間で入会についての黙示的な申込みと承諾の合致があったものと認められる。」

「Xは、Y小PTAに会費を納入した時点において、PTAが学校とは別組織という認識がなく、会費は教材費等の校納金と同趣旨のものと認識していたと主張」するが、「Y小PTAの会費納入袋には「PTA会費納入袋」と明記されており、PTAという団体の会費であることは明白であって、」Xの上記供述は、「要するにPTAが当然入会しなければならない団体であり、会費は必ず支払わなければならないと誤信していたということを表しているに過ぎないというべきである。そして、仮にXが上記のように誤信していたとしても、Xが会員となっていなかったということにはならない。」

「また、Xは、平成24年2月にY小PTAに対し退会の申入れをしたことにつき、それまでも会員であることの認識はなかったが、他に適当な言葉が思いつかなかったために退会という言葉を使用したに過ぎないと供述する。しかし、Xの上記供述は、「XがY小PTAに提出した退会申入れの書面……には本来Xは会員ではないという趣旨の記載はまったく見当たらず、かえって、「個人的な経済的な理由でこちらの待ち時間切れとなりましたのでPTAは脱会させていただきます。私にとって年額¥4550の支払いはきびしいのだけで無く、行われている活動も何の役に立っているのかよくわかりません。」という、会員であることを前提とした表現しかなされていないことと整合しない。」

「以上によれば、XはY小PTAに入会していたと認めるのが相当」であって、Xの主張するY小PTAによる不法行為は、XがY小PTAの会員でなかったとの前提を欠く。また、Xが支払った会費がY小PTAの不当利得となるものでもない。

本件は、公立小学校PTAに対して保護者が提起した訴訟であり、Xの主張した「PTAによる強制加入」の問題に加えて、裁判所がPTAの法的地位についてどのような判断を下すかが、関係者から注目されていた事案であった。しかしながら、前記のとおり裁判所は、本件におけるXのY小PTAに対する「PTA会費納入袋」を使用したPTA会費相当額の金員を支払っていたこと、Xが防犯パトロールに参加していたこと、及び、XがY小PTAに対して「退会」の申入れをしたこと等の事実から、Xの主張の前提としての「XがY小PTA会員でなかった」との事実がない、と判断し、Xの請求を棄却したものである。

訴訟の中でどのような前提事実を基にどのような請求を行うかは、基本的に原告の自由な判断に委ねられる事項であり、また、民事訴訟の制度趣旨は、両当事者間で争いのある事実を証拠に基づいて認定し、原告の請求が法律上の正当性を有するか否かを判断することにあるから、裁判所の認定した事実とXの主張した前提事実とが異なるものとされた以上、本判決がPTAの法的地位に関する一般論に全く踏み込まなかったことは、少なくとも違法というわけではない¹⁰³。従って、裁判所の判決においてPTAの活動に関する判断を一般論として示させるためには、かかる一般論を訴訟における主要な争点とするほかなく、

103 実際、本件の事実関係からすれば、Xが、退会に際してY小PTAから不当な取扱いを受けた、と主張して慰謝料を請求していた場合には、裁判所の判断が本判決と完全に同一とはならなかった可能性があるように思われる。さらに、本件訴訟は、当初はY小PTAではなく、PTA会長個人を被告として提起されていたものであり、この点からしても、Xが本件訴訟を提起した実質的な原因は、Xの退会に際してのY小PTAの対応にあったと考えることが自然であろう。

具体的には、PTAの個々の活動それ自体の合法性を争うほかないであろう¹⁰⁴。

他方、本件を離れて一般論としてPTAと個々の保護者の活動との関係について考えてみると、両者の関係について法律上明快な説明を加えることには、意外に難しい部分がある。参考となりうる最高裁判例としては、県営住宅の居住者により構成される自治会から、一部の居住者が脱会することの可否が争われた事案である、最判平成17年4月26日平成16年(受)1742号があり¹⁰⁵、第1審以来各審級での判断が少なからず揺れ動く部分があったが¹⁰⁶、最高裁は、自治会からの脱会は個々の居住者の判断により自由に行うことができるけれども、県営住宅の賃貸借契約上、居住者は賃貸人である県との間で、自治会に共益費の管理を委ねる旨合意していたものであり、自治会費については支払う必要はないが、共益費については継続的に自治会に対して支払うべき旨を命じている。この最高裁判例からすると、個々の保護者がPTAから脱退すること自体は自由であっても、PTA会費相当額の支払をなお継続する必要がある、とされる可能性もないわけではないが、県営住宅自治会の場合と異なり、公立の小中学校における在学関係については、児童生徒の在籍に関する「契約関係」が学校と保護者との間に締結されているわけではないから¹⁰⁷、

104 現在の学校で行われているPTAの活動のうち、近い将来紛争が生ずる可能性がある局面としては、前項で示したPTA雇用職員が公立学校の業務の一部を担当していた場合のほか、PTAの支出により、公立学校の行事に関する費用、あるいは、施設備品ないし消耗品の購入が行われていた場合等が挙げられる。PTAにより行われる支出は、当該PTAの内部においては、当該PTAの規則に従い、意思決定機関の決議ないし承認を経ていさえすれば問題が生じないものであるが、それにより利益を受ける公立学校の側においては、公立学校のうち特定の学校のみに対する特定の目的を示した寄附を、当該公立学校を設置管理する公的機関の規則等の下でそのまま受け入れることができるかが、他の学校との公平の維持等の観点から、法律上の問題点として疑問が生ずることとなる。しかしながら、この公平さの問題を回避するために、多くの公的機関で行われている慣行に従い、かかる寄附が書類上特定の機関ないし特定の目的のための支出ということだけでなく、寄附受領者の裁量を広く認める目的無制限の寄附という形式を採ろうとすると、寄附を受けた公的機関側の裁量により、寄附者であるPTAの実質的意思と異なる学校ないし目的のために当該寄附が充てられる等、寄附者であるPTAの意思が実質的に反映されない事態が生ずる可能性が否定できない。この場合には、寄附者の実質的な寄附目的との関係で寄附自体の有効性が争われうるほか、寄附を受けた公的機関の行使した裁量の合法性ないし妥当性が、法律上争われる可能性があると思われる。

105 同事件に対する評釈として、鎌野邦樹・判評565号11頁(2006年)、前田雅子・地方自治判例百選(第4版)12頁(2013年)、中村肇・法の支配141号86頁(2006年)、塩崎勤・民事法情報230号82頁(2005年)、良永和隆・ハイローヤー254号66頁(2006年)、平野裕之・私法判例リマークス33号6頁(2006年)、星野豊・法時78巻11号90頁(2006年)がある。

106 第1審であるさいたま地判平成16年1月27日平成15年(ワ)1986号は、住宅自治会が民法上の組合に当たるとし、本件退会の申入れは自治会にとって不利益な時期における脱退であり、民法678条1項但書の「やむを得ない事由がある場合」に当たらないから、本件退会申入れは無効であるとして、自治会の請求を全部認容した。これに対して控訴審である東京高判平成16年7月15日平成16年(ネ)946号は、自治会は権利能力のない社団であるとして第1審の判断を変更したものの、結論として居住者の控訴を棄却した。すなわち、住宅自治会は、団地の入居者による共用施設の共同使用や、環境、防犯等における共通の利害関係を基盤として、入居者全員の協力により適切な対処を図ることを目的として設立されたものであり、自治会の会員は、共用施設の利用や良好な居住環境の確保等の公共的な利益を享受する一方、これらの利益の享受に対する対価として共益費の支払義務を負うほか、自治会を運営するために自治会費を負担するものであるから、原則として、特定の思想、信条や個人的な感情から自治会に対して退会を申し入れることは条理上許されない、とされたのである。ところが、当該退会者に同調して退会した他の居住者に対する別訴である東京高判平成16年5月26日平成16年(ネ)945号においては、住宅自治会は権利能力のない社団であるから、組合からの脱退に関する民法の規定を適用又は類推適用することは許されず、自治会の規約に退会を制限する規定もない以上、自治会からの退会は原則として入居者の自由であり、ただ、共益費については、本件団地の生活上共通の利益のために賄われる費用として、入居者が入居に際し自治会に対して共益費を支払うことを承諾したものと看做されるから、自治会からの退会にかかわらず、共益費の支払義務は消滅しない、とされ、自治会の請求を、退会時期以降における自治会費相当分につき棄却すべきであるとの判決が下された。要するに、全く同一事実の事案で、かつ、各当事者が各事件で全く同一の主張を行っていたにもかかわらず、高裁段階での判断が分かれる結果となっていたわけである。

107 これに対して、私立学校における在学関係や、国公立学校の中で入学選抜試験を実施し、入学希望者が当該学校に対して入学願書を提出するものについては、当該学校に対して児童生徒が入学する際に、学校と児童生徒ないし保護者との間に「在学契約」が形成されると考えられることから、前記の最高裁判例の判示が適用される可能性が十分高いものと考えて差し支えない。もっとも、この場合でも、公立小中学校における在学関係と、私立学校ないし入学選抜試験を行う学校における在学関係とで、PTAに関する法律構成を別に考えるべきであるのか、私立学校等における在学契約という構成を公立小中学校にも類推適用し、保護者が異議なく児童生徒を当該学校に入学させたことを以て、契約類似の法律関係が形成されたものとするべきであるのか、あるいは、学校と児童生徒ないし保護者との間に在学契約関係があるか否かにかかわらず、一般論として共通するPTAに関する法律構成を探究すべきであるのかについては、解釈が分かれるところである。本書では、PTAに関する法律構成についての議論が十分熟しているとは言えない現段階においては、在学契約ないしそれに類する法律関係というある意味で立論のしやすい法律構成に留まるのではなく、PTAに関す

PTAの活動に対する個々の保護者との関係については、なお考察を重ねる必要がある。

この点に関し近時主張されることが多い見解として、PTAについてはこれを規律する法律等がない以上、民法上の任意団体としての要件を充たすべきであり、保護者の入会については明示の意思表示を必要とすべく、児童生徒の在籍等とPTAとの入会を連動させることは「違法」である、というものがある¹⁰⁸。しかしながら、PTA活動に参加する個々の保護者の積極的な参加意識を高めるために、PTAの入会に際して明示の意思表示を求めることが望ましいと言うことはできても、入会意思の表示方法について特に規制する法律等がない現状においては、PTAの入会の意思表示を認定するための徴表としては、会費の支払、役職ないし負担の引受、意思決定機関としての総会等への参加、あるいは具体的なPTA活動への積極的参加ないし他の構成員との意見交換等々の事実も、「黙示の意思表示」を十分認定できる筈である。従って、明示の意思表示をPTAが入会に際して求めなかったことを以て「違法PTA」と非難することは、法解釈として誤りであるばかりでなく、学校教育上としての議論として観点からも、およそ生産的な議論とは言い難いように思われる¹⁰⁹。

そもそも、PTAの活動は、個々の保護者が自己の養育する児童生徒のみならず、保護者一般としての立場から、当該学校に在籍する児童生徒全般に対して、いわゆる「大人」からの配慮や支援を行うことを目的とした、公共的ないし社会的な活動として位置づけられるべきものと考えられる。これに対して、近時盛んに行われている議論のように、「完全な任意団体」としての性格のみを強調すると、当該団体としての活動は、構成員及びその養育する児童生徒のみを受益者とするものと理論上ならざるを得ないこととなるが、PTAをこのような「閉じた団体」として位置づけてしまうと、完全に私的な目的を有する団体である筈のPTAが、なぜ児童生徒全体の成長を目的として教育活動を行うべき学校内において活動を許容されることとなるかが、逆に根拠不明となってしまふ。従って、むしろ、憲法26条に規定された、子らに教育を受けさせる保護者としての義務の具体的内容として、保護者が任意に団体を構成して相互の協力により児童生徒の成長に貢献するための活動を行うもの、と考える方が、理論的な観点のみならず、現実の学校教育に対する有益性としても、望ましいものと思われる。他方、この観点に基づくならば、PTAに入会しているか否かによって、学校に在籍する児童生徒の保護者としての地位が変動することはない以上、「PTAの活動」として行われるものであっても、児童生徒の心身の安全を保護するための活動（防犯パトロールなど）や、学校教育を保護者としての立場から支援するための活動（式典時における児童生徒

る全ての学校に共通する法律構成の可能性を探究する価値がなお理論上あるものとの立場を採用したうえで、実験的であることを十分に認識しつつ、この後の議論を進めることとしたい。

108 かかる見解は、インターネット上のブログ等において、現行のPTAに対する批判的見解を展開する論者の中で強く支持されているものであり、これに対する反論は、現在までのところ必ずしも強く主張されていない。しかしながら、このような議論状況が生ずる原因は、圧倒的多数の学校においてPTAが存在し、かかるPTAの活動に対して、圧倒的多数の保護者は、不満を感じるか否かにかかわらず、必ずしも明確に異議を申し立てないことから、PTAの存在及び活動に関する法律構成が曖昧なまま、事実上PTAの活動が継続している点にあると言わざるを得ない。実際、PTAの活動により負担ないし不満を感じる者の圧倒的多数は、当該PTAに関与した保護者であるところ、かかる負担は児童生徒の卒業と共にPTAから退会することによって解放される結果となるから、「数年間の辛抱」として敢えて異議申立を行わない選択をする者が、大半であると思われる。従って、現段階においてPTAの活動に関する法律構成ないし活動の合法性ないし妥当性を議論する者は、多くの場合PTAに対する不満ないし批判を抱えている者となるわけであり、加えて、PTAの活動が支障なく行われている限り、PTAの活動の根拠と意義とについて理論的に説明する必要性を、PTA関係者が意識することは事実上ない可能性が高いこととなるから、インターネット上におけるPTAに関する議論は、全体的な傾向として、PTAに対する批判的な見解が主流を占める結果となるものと考えられる。

109 もっとも、本件におけるXの主張は、児童が小学校に在籍している限りPTAに参加すべきものと誤って信じていたXに対し、Y小PTAがかかるXの誤信を解くことなく、会費を請求して事実上入会させたことが違法である、とするものである。しかしながら、かかる主張が認められるためには、Xのかかる誤信がY小PTAの行為によって生じ、あるいは少なくともY小PTAの行為によって増幅させられたことを必要とするものと考えべきであり、Xに対してY小PTAがいわゆる信認関係上の義務を負うと考えることも困難である。そうすると、前述のとおり、本件におけるY小PTAの行為のうち、Xとの関係で問題となりうるものは、Xが退会の申入をしたことに対して、Xの子らがY小に在籍している限りPTAからは脱退できない旨を述べて、改めて会費を請求したことに対するものではない。そして、後にY小PTAは、かかる会費の請求等を撤回して謝罪しているわけであるから、結局、本件においてXが請求しうる法律上の請求権は、PTAから退会する旨の申入を行った後、Y小PTAがこれを認めて謝罪するまでの間における、精神的な不快感に対する慰謝料の範囲に留まらざるを得ないものと考えられる。

に対する記念品の贈答など)については、PTAに参加しない者やその養育する子を、当該保護者がPTAに参加していないことの一事を以て、直ちに排除することはできない、との考え方が導かれることとなるが、かかる解釈の妥当性についても、今後さらに検討する必要があるであろう。

本件はXによって控訴され、控訴審で和解協議が行われた結果、平成29年2月10日に、以下の内容による和解が成立した(福岡高裁平成28年(ネ)301号)。

- ① XとY小PTAは、Y小PTAが入退会自由な任意団体であることを相互に確認する。
- ② Y小PTAは、将来にわたって、Y小に在籍する児童の保護者に対して、Y小PTAが入退会自由な任意団体であることを十分に周知し、保護者がこれを知らぬままY小PTAに入会させられたり、退会を不当に妨げられたりすることのないように努める。
- ③ Xは、本件請求を放棄する。
- ④ XとY小PTAは、XとY小PTAの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- ⑤ 訴訟費用は、第1、2審とも各自の負担とする。

(3) PTAからの脱会者とPTA活動との関係

PTAが入退会自由な任意団体であるとしても、圧倒的多数の保護者が、自覚的であれ無自覚的であれPTAに加入している現状の下では、PTAに対する入退会、特にPTAからの退会に際して、相当程度の社会的な圧力ないしは働きかけが行われることは、想像に難くないところである。そして、かかる圧力ないし働きかけが、当該学校における全ての保護者に対してPTAへ加入させることを目的とするものである限り、退会の意思を示した保護者に対して退会を翻意させることのみならず、退会した後の保護者の行動に対して、再入会をするよう一定の影響力を及ぼす対応をPTAが採る可能性も、十分高いものと考えられる。他方、PTAが任意団体であり、加入者の多数決による意思決定を基礎として行動をする団体であることを前提とするならば、PTAの方針に対して公然と異を唱える保護者に対して、むしろ脱退を歓迎すると共に、その後におけるPTAの活動に対してPTA構成員でないことを理由に参画させないとする対応を採ることも、同様に生じうるところである。そして、かかるPTAの行動が、実質的な学校教育の一部として組み込まれている状況が存在する場合には、PTAに加入する保護者の子どもと加入していない保護者の子どもとの間で、学校教育上の取扱の差異が生ずることとなりかねず、かかる取扱の差異が法律上許容されるべきか否かが問題となってくる。

堺簡判平成26年9月19日平成26年(ハ)632号、及び、大阪地堺支判平成29年8月18日平成28年(ワ)1357号は、私立学校の保護者で構成される保護者会Yと、当該保護者会から退会した保護者Xとの間で、退会時における保護者会費の精算、及び、Xの子が参加した卒業式における記念品の贈呈等をめぐるYの行動が、保護者Xに対する不法行為となるかが争われたものである¹¹⁰。

Xは、子の入学と共にYに入会し、当初は、Yの役員等の職務を引き受ける等していたが、Yの運営方針に対して徐々に疑問を抱くようになり、Yからの退会を申し入れた。Yは、これに対して、基本的に退会を承諾すると共に、年度途中であるため精算が困難であるとして当該年度の年会費全額をXに返還したところ、Xは、Yに金員を返送し、必要経費を差し引いた会費の返還及び不法行為に基づく損害賠償を請求して提訴した。これに対してYは、会費の返還が必要であることについては争わず、不法行為についてのみ否認した。

堺簡裁(平成26年(ハ)632号)は、概要、以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。すなわち、必要経費を差し引いた会費の残額の返還が必要であることは両当事者に争いがなく、従ってXの計算による会費返還請求についてYは争っていない以上、その限りでXの請求は認容されるべきであり、不法行為については判断する必要がない。また、そもそも本件の経緯からして、XはYに対して自己の計算に

110 本件に関する評釈等はないようである。

基づき必要経費相当分のみを返還すれば足りた筈であり、訴訟を提起する必要があったか自体疑問が生ずるものであるため、訴訟費用についてはXに全額負担させる¹¹¹。

このようにして、XはYから退会したわけであるが、その後、各種の学校行事に際しての特別給食の費用負担や、卒業式における卒業生への花束ないし記念品の贈呈に関して、XとYとの間で対立が生じ、XはYに対して不法行為に基づく慰謝料を請求して再度提訴した（堺簡裁平成28年(ハ)310号）¹¹²。本件での最も主要な争点は、Xの子が参加した卒業式において、Yは、Yの費用負担で卒業生にコサージュを配布した際、Xの子に対しては、XがYの構成員でないことを理由として購入したコサージュを配布せず、Xからの費用負担の申出も拒絶し、コサージュの仕様についても教示しなかった、という事実が、YのXに対する不法行為、すなわち、Yの一連の行為が、Yを退会したXに対してYに再入会するよう圧力をかけているものと解釈され、あるいは、Xの子に対してのみYの調達した同一仕様のコサージュが配布されないことによって、Xとしては自己の子が周囲の生徒からいじめに遭うのではないかと懸念したことが、YのXに対する不法行為として慰謝料の対象となるか、であった¹¹³。

堺簡裁は、大阪地裁堺支部に事件を職権で移送し、移送を受けた大阪地裁堺支部は、次のように判示して、Xの請求を棄却した（平成28年(ワ)1357号）¹¹⁴。

「X主張の人格権ないし人格的利益を侵害したYの行為とは、X長女に対しY会員の子女である他の生徒と同じくコサージュ及び一輪花を交付しなかったという不作為であるから、不法行為の成立を認めることは、Yに対し、Y会員の子女でないX長女に対しコサージュ及び一輪花を交付すべき作為義務を損害賠償をもって強制することを意味する。してみると、Yは、自分らの子女である生徒につきコサージュ及び一輪花を交付することを意思決定したにもかかわらず、その自由が制約されることになるが、かかる制約を正当化する法令上の根拠がないことはもちろん、不作為の行為態様が悪質、悪辣であるなどといった事情もみられないのであって、法感情上も制約を正当化する根拠を見出しがたい。」「しかも、Yが会員の子女である生徒に対しコサージュ及び一輪花を交付することは、親が自分の子女の修了式を祝う関係にあるといえるのであり、他人の子女の修了式を祝うことが自発的にされるならばともかく、損害賠償をもって強制されるべき事柄とは考えがたい。」

「Xは、Yの前記行為がYへのXの加入を強制するものであり、契約の自由や、平穏な生活、子弟の安寧な学校生活という当然に保護されるべき利益を侵害した旨を陳述するが、これら各利益を侵害されたと抽象的にいうに止まるのであって、前記説示を左右するものとは解せられない。」

本件は、PTAを退会した保護者とPTAとの関係に係る裁判例と位置づけることが一応できるが、本件の事実関係や両当事者の主張を観察する限り、Xの請求に多少なりとも無理な部分があるとの感が否めな

111 周知のとおり、Xの請求が認容されつつ訴訟費用が全てXの負担とされることは極めて異例のことであり、本件訴訟の「筋の悪さ」を現しているものと評価せざるを得ない。本件については、Yは会費の返還が必要であること自体は認める旨の答弁をし、このことがXの請求を認容する理由とされたわけであるが、YはもともとXによる退会を拒否しているわけではなく、会費の返還も一応行っているわけであるから、Xが返金をして提訴してきたことに対し、必要金額を供託したうえで請求棄却を求めることも、可能であったものと思われる。このように、本件については、XもYも本人訴訟であり、法律の専門家に対して相談した形跡が双方とも窺われないことからして、本来なら和解により決着すべき事案であったものと思われるが、XとYとの見解が対立する不法行為請求が加えられていたため、和解による解決が困難であったのかもしれない。いずれにせよ、本件でXが「勝訴」したことは、その後の両当事者の関係に対して、かなりの程度の悪影響を及ぼした可能性があるものと考えられる。

112 なお、本件においては、Yのほか、学校の事務長が相被告として提訴されており、Xは、当該事務長がYの行動に関して学校を代表する者であると主張しているが、事務長はかかる地位に立っていることを全面的に否認しており、どのような事実に基づいてXがかかる主張を展開しているかについては、訴訟記録からは判明しない。

113 ちなみに、Xの子に対するコサージュの贈呈については、担任教諭がYからコサージュの仕様の概略を聞き、Xに対して伝えたことによって、Xが独自に調達したコサージュが渡されている。なお、Xには子が2人おり、下の子の卒業式においては、Xが学校に対して必要費用を預け、Yが調達したコサージュと同様の物がXの子にも渡されたようであるが、詳細については定かでない。

114 この判決に対してXは控訴・上告したが、控訴審である大阪高判平成30年1月25日平成29年(ネ)2223号は、ほぼ同様の理由を示して控訴を棄却し、最高裁も上告棄却・上告不受理決定をしたため（最決平成30年6月29日平成30年(オ)568号・平成30年(受)700号、本件の判断は確定した。

い。仮に、PTA（保護者会）が生徒の利益を保護者の立場から支援することを目的とする団体であるとすると、Xの主張するX及びXの子が学校教育上受けるべき利益は、他の生徒との相対的な平等を図るべき部分を含めて、あくまで学校に対する関係で成り立つものであり、PTAと保護者との関係を直接規律するものとは言えないからである。

実際、卒業式は、学校教育上の重要行事として学校が主宰するものであり、各生徒にコサージュを配布するか否かは、その資金源が個々の保護者であれPTAであれ、あくまで学校が決定するものと考えられるから、本件に関してXのとるべき行動は、学校に対してコサージュの取扱をどのようにすべきか相談し、学校の判断を仰ぐことであり、学校の判断としてコサージュの仕様が判明した以上、Xの費用で独自にコサージュを調達する結果となったことは、特段不利益には当たらないものと考えられるべきであろう。この点は、仮にPTAに相当する組織が複数存在し、各々の団体が独自にコサージュを調達してそれぞれの子に配布した状況を想定すれば明らかと言うべきである。

以上のことからすると、PTAはあくまで任意団体であり、学校の行う学校教育を保護者の立場から支援する立場に過ぎない以上、個々の保護者に対して学校教育上何かの権限を有しているわけでもなく、学校教育に関する義務や責任を負うとも言えないものと考えられる。従って、本件を含めて、PTAから退会した保護者がPTAに対して慰謝料を請求する余地があるとすれば、当該保護者がPTAの構成員でないことを理由とする不利益を、殊更当該保護者あるいは当該保護者の子に対して誇示したとか、PTAの主宰に係る各種の行事ないしは記念品等の費用に関して、当該保護者に対してのみ過剰な割合による負担を求めた場合等に、事実上限られるものと言うべきである¹¹⁵。

3 PTAの法的地位の再検討

これまで検討してきた裁判例からすると、PTAの法的地位については、国公立学校であると私立学校であるとを問わず、学校に子どもを通わせる保護者としての立場と、学校教職員としての立場との協力関係を形成することを目的とした、任意団体として位置づけることが、最も妥当なものと言えるであろう。

そうすると、他の任意団体あるいは任意組合に対する裁判例の解釈からして、PTAの意思決定その他に係る内部的規律は、原則として当該PTAの会則の定めによるものと考えられるべきであるし、脱退を制限する明示の規定がない限り、各構成員はいつでもPTAから自由に脱退できるものと考えられるべきである¹¹⁶。

他方、学校教育は、あくまで学校が行うものであり、PTAが学校教育に関与することがあるとすれば、学校からの明示の委託ないしは依頼があるか、保護者としての立場を学校との関係で批判的あるいは対立的に構成する必要がある状況が生ずるか¹¹⁷、いずれかであるものと思われる。従って、個々の生徒や保護者の学校教育上の利益については、あくまで当該生徒ないし保護者と学校との関係が法律上問題となるのみであり、PTAが当該生徒ないし保護者と学校との関係に対して関与することがあるとすれば、あくまで保護者一般の立場として、学校に対して全ての生徒ないし保護者の共通利益を図ることを申し入れる場合に限られるものと思われる。かかるPTAの役割は、多くの場合学校と個々の生徒ないし保護者との立

115 本件では、X親子に対して、Yの主宰に係る謝恩会招待の通知が誤って届き、XがYの構成員でないとして謝罪のうえ撤回されたという経緯があるようであり、このことに対してXが感情を害した可能性は否定できないように思われるが、Yが故意にかかる通知をしたことが証明されない限り、慰謝料請求が認められるまでには到らないものと思われる。

116 もっとも、この点は、改めて指摘するまでもなく、PTAに関する多くの論稿で既に主張されているところであり、ただ、かかる事実を構成員に対して明示しているか否かの差異が、PTAごとにあるのみであると思われる。なお、規約に特段の定めがない限り任意団体からの脱退が自由であるとの一般論については、前掲最判平成17年4月26日平成16年(受)1742号。

117 かかる状況の典型例としては、多くの生徒あるいは保護者に共通する学校教育上の利益が失われる場合、すなわち、何らかの事情によって十分な学校教育が行われていないことに対する学校からの説明ないし学校としての対応を多数の保護者が求める場合、多数の生徒ないし保護者を関係者とする学校ないし生徒の不祥事あるいは事件が生じたことに関して、学校からの説明あるいは学校としての対応を多数の保護者が求める場合、さらに、極端な状況であるが、学校が解散ないし閉校することにより爾後学校教育が行われなくなることに係る学校からの説明ないしその後の生徒の状況に対する配慮等を多数の保護者が求める場合等が考えられる。

場を比較した場合、学校が明らかに交渉力においても情報収集においても優っている状況を実質的には是正する可能性を有するものであり、学校と保護者との立場の違いを超えた、「子どもの成長」を多様な側面から図ることを期待させるものである。

但し、現在におけるPTAは、事実上個々の保護者の緩やかな集合体に過ぎず、かつ、個々の保護者の学校教育に対する考え方や学校との関係形成に係る基本的な姿勢が区々であることも与り、PTAと学校とが対立的な立場となることはほとんどないことが予測される。これは、学校が生徒に対して評価を下す立場にあり、特に生徒にとっては、自己の通学し卒業した学校が自己の「学歴」として自己の人格ないし能力評価の重要な徴表となることから、可能な限り学校との対立的な関係を避けようとする余り、多くの保護者の間で利害の一致を図ることが、事実上困難となるためであると考えられる。

従って、現在におけるPTAの中には、事実上学校の指揮命令に服する下部団体として位置づけられているものや、個々の保護者に対して事実上無償の労力提供を求めるための中間団体としてしか機能していないものが少なからずあり、かかるPTAの事実上の機能に対する個々の保護者からの不信や不満が、これまで検討してきた裁判例における当事者間の対立構造の重要な背景として存在しているものと思われる。もとより、PTAには構成員に対して法律上何かを強制する権限はなく、退会した保護者あるいは退会しようとする保護者に対して不当な不利益を与えることは許されないものであり、今後におけるPTAの活動をより健全かつ有意義なものとするためには、前述したPTAが自発的な保護者の集合体としての任意団体であるという原点に還って、活動の目的や方針について、改めてその時々構成員全員で議論することが必要であろう¹¹⁸。

4 今後におけるPTAのあり方

これまで検討してきたとおり、各家庭における生活様式や経済状態、学校の活動に対する基本的な考え方が単一でなくなっている現在では、従来のPTA活動を基礎づけてきた前提のうち、大抵の保護者が基本的に一致した考え方を持っている筈であるという部分がおよそ成り立たなくなっており、対立の仕方と事態の推移によっては、法的紛争が発生する虞も十分あることを、PTAの運営に当たって認識しなければならない。そのような状況の中で、今後におけるPTAのあり方と活動の方向性について考えるためには、以下の点に留意することが必要であると思われる。

第1に、PTAの活動と、学校の活動とは、理論上も事実上も、分離していく方が無難である。この点に関して、PTAに教員の参加が本当に必要であるか否か、あるいは、PTAの活動が学校の敷地内で行われ、学校の設備備品を事実上使用することに果たして問題点はないのかどうか、改めて検討する余地がある。もっとも、児童生徒の学校における学習環境の充実という観点からすれば、学校の活動とPTAの活動を完全に分離することは困難でありまた妥当でもない部分があるわけであるが、現在問題として指摘されているように、PTAの資金が事実上学校として行うべき活動を補完するために使用されたり、PTAが学校の指揮命令の下に学校教育の下部機関として機能したりする現象は、できる限り抑制される必要があるものと思われる。

第2に、今後のPTAにおいては、理論上も事実上も「任意」の団体として、その性格や行動原理を徹

118 PTAの活動に関して少なからず観察される傾向として、従前行われていた活動を、その経緯や現在における必要性を改めて検討することなく、単に「従前から行われていた」という理由のみで継続実施することが挙げられる。これは、かつてのPTAにおける決定ないし判断をある意味で尊重する結果として行われるものであるが、見方を変えれば、現時点における活動の方針決定の重要部分に関して、合理的な思考を停止させている感が否めない。PTAの構成員は、生徒の入学卒業によって相当数が入れ替わるものであり、従来から継続していた活動に現在においても意味があるか否かは、あくまで現在の構成員において検討されるべき問題であると考えられる。実際、昨年度行われていた活動について、開始経緯を調査したところ、昨年度から実験的に開始したものであることが判明した、ということは少なからずあり、一部の構成員による強力な主張に多数派が消極的に賛成したことによって、爾後当該活動が「慣行」から「伝統」との呼称を冠されて明確な理由なく継続していくことは、PTAに関する構造的な不信感を増幅させる結果となるだけであるように思われる。

底させる方が望ましい。具体的には、PTAとしての目的を明確にし、その目的や活動方針に明確に賛同する者の共同活動とすることが、本章で指摘してきた法律上の問題の大半を未然に防止する要因となることが期待できるものと思われる。もっとも、PTAがそのような意味で任意団体として活動する場合には、これも指摘したとおり、かかる活動を行う団体は必ずしもPTAだけではなくることが明らかであるし、また、これまでのPTAにおいて暗黙の前提とされてきた、児童生徒が当該学校を卒業あるいは転校することを以てPTA構成員が「卒業」という概念も成り立たなくなるわけであり、ある時点におけるPTAの決定がどの範囲まで後の決定に影響を及ぼすものと考えべきか等、新たな問題点が別途発生することが予測される。

第3に、上記2点の指摘とは別に、PTAの目的と学校の教育目的との接合点をなお模索することも、決して否定されるべきでない。現在では、学校の行う活動は良くも悪くも法律その他により様々な拘束を受けざるを得ない状況にあるわけであり、「学校」としての活動に制約を受けている部分に関して、児童生徒の成長に有益な活動を補完する役割をPTAが果たすことは、十分な意義があることが明らかである。もっとも、既に指摘したとおり、かかるPTAの活動が、学校の指揮命令を実質的に受ける下部組織であることには明らかな問題があるものと言わざるを得ず、また、任意団体としてのPTAが独自に設定する目的と学校の意図する活動の方針とが必ずしも一致していない場合には、具体的な状況の下における個別の必要に応じて、PTA以外のNPOないしボランティア団体との連携を学校が図ることにも、十分な合理性があるものと言うべきである。

以上を要するに、保護者の学校教育への支援あるいは参画においても、保護者が私人である以上、本人の自由な意思に基づいた行動であることが前提として必要であり、保護者を「保護者」とあるという理由だけで、本人の意思に関わりなく学校教育の中に取り込むことは、保護者が法律上子どもの成長に関して法的社会的に責任を負っていることを考慮したとしても、望ましくないものと言わざるを得ない。学校ないし学校教育に対する保護者の考え方は、今後ますます多様化することはあっても単一化されていく可能性は小さいものと予測され、今後におけるPTAの活動の方向性を考えるに際しても、「任意」であることを全ての出発点に置くことが、必須のものとなるように思われる。

第5章 大規模災害に関する学校と教員の責任

- 1 序 ---- 問題の所在
- 2 津波被害に関する学校の責任の成否
 - (1) 大震災時の被害に係る裁判例
 - (2) 津波の到来に係る予測可能性
 - (3) 津波に備えた対応方針の策定
 - (4) 避難経路と避難手順の合理性
 - (5) 児童生徒及び保護者側の判断
- 3 津波被害に関する学校の責任の構造
- 4 防災マニュアルの策定による法的責任の帰趨

1 序 ---- 問題の所在

東日本大震災は、その発生時刻が平日の午後であり、多数の児童生徒が在学あるいは下校中であったこと¹¹⁹、及び、その後到大規模な津波が到来したことから、学校の管理下において死傷する児童生徒が生じ、かかる被害に対する学校の責任の成否が、裁判において争われることとなった。

理論的には、大震災時において児童生徒が死傷した場合における学校の責任は、第1に、「学校の管理下において」児童生徒が死傷したか否か、第2に、かかる児童生徒の死傷に関して学校に「過失」があったか否か、によって判断される¹²⁰。しかしながら、この責任に関する2つの要件は、一見明快であるものの、現実の局面では、かなり大きく判断が分かれる性格を持ち合わせているものと言わざるを得ない。

すなわち、死傷した児童生徒が「学校の管理下」にあったか否かは、死傷した瞬間における当該児童生徒の行動に関する判断と責任が誰の権限にあったかという解釈に左右されるものであるところ、平時においても、登下校中の児童生徒の安全に係る責任が学校にあるのか保護者にあるのかが曖昧になりがちになることも与り、震災時の学校をして、児童生徒を一瞬でも早く保護者に引き渡して「学校の責任」を免れようとする動機を持たせることとなりかねない。そうすると、科学的あるいは社会的観点としての「児童生徒の安全の確保」と「学校の責任の発生可能性」とが必ずしも一致しなくなり、学校に対して法律上の責任を負わせる体制を構築することが、逆に児童生徒の安全を阻害する虞すら生じさせかねないという極めて不安定な状況について、どのような対処をすべきかが問題となる。

また、児童生徒の死傷に対して学校に「過失」があった否かの判断においては、相応の注意を学校が払っていれば児童生徒が死傷する筈がない以上、児童生徒の死傷に対して学校は原則として責任を負うべきであるとする、理論的な過失の判断構造とは大きく異なる議論が誘発される一方で、大震災時のようないわゆる「異常事態」にあっては、平時において払うべき注意と異なり、予め定められた対応指針に従って行動している限り、原則として学校を免責すべきであるとする、児童生徒の安全確保とはいささか次元の異

119 他方、大学生については、発生日が春期休業中であり、授業等がほとんど実施されていなかったことから、逆に、大学構内に所在していない学生が極めて多数に及ぶこととなり、大学生のうち半数以上が成人に達していること、かつ、小中高等学校等と異なり、学生の学内外における所在や行動について授業時を除いて大学が実質的に規制をかけていないことから、大学として学生の安全確認をどの範囲まで行うべきかが問題となった。大震災時における学校の安全確認に関する問題点については、星野豊「災害時の安全確認における学校の個人情報管理」筑波法政54号1頁（2013年）参照。

120 なお、法的責任の種別について厳密に議論しようとした場合には、学校の負うべき責任が在学契約に対する契約違反としての責任であるか、あるいは過失により他人である児童生徒を死傷させたことに基づく不法行為責任であるかが問題となるが、実務上の観点からすれば、証拠及び証明の観点からしてこの両責任を区分する必要性はそれほど高くなく、かつ、公立小中学校については児童生徒の在学関係が契約関係であるとは理論的には言えない以上、全ての学校について共通して適用できる理論構成としての不法行為責任ないし安全配慮義務違反を以て一般的な議論を展開して差し支えないと思われるため、この問題についてはこれ以上立ち入らない。

なる議論が展開されがちであることも否定できない。また、国公立といった学校の属性や、個々の教員あるいは児童生徒の能力により、具体的な状況における注意や判断に係る基準が異なってくるか否かも、理論的には明らかでない。

以上のとおり、大震災時における児童生徒の死傷に関する学校の責任を、一般的な学校事故における児童生徒の死傷に際しての学校の責任と、同次元あるいは同一の延長線上に位置づけることができるか否かについては、理論的にも実務的にも、改めて検討する必要性が高いものと言うべきである。

本章では、以上の観点を基に、東日本大震災時において津波により児童生徒が死傷したことに対する学校の責任が争われた裁判例を主な題材として、大震災を典型とする異常事態における学校の責任の構造を、捉え直して見ることとする。以下では、大震災に際して児童生徒が津波により死傷したことについて学校の責任が追及された事案を概説し、いくつかの理論的観点から、裁判所が判断の前提としたと考えられる「学校の責任」の構造について検討する(2(1)~(5))。そのうえで、かかる異常事態における「学校の責任」の構造的特徴と、今後における大震災への対処に関する学校の法的責任のあり方について考察し(3)、最後に、今後の裁判例における判断の動向として明らかに認められる防災マニュアルに関する法的責任の構造について、検討を加えることとする(4)¹²¹。

2 津波被害に関する学校の責任の成否

東日本大震災における津波被害に関する学校の責任については、下記のとおり5件の訴訟が提起されているが¹²²、各訴訟において具体的な争点とされた問題点が微妙に異なっていることも与り、全ての訴訟を通じて一貫した判断が下されているかについては、改めて検討を必要とすべき状況にある。

以下では、まず、時系列に沿って各裁判例における争点と判旨とを概観した後、各訴訟で争点とされた個々の問題点について、理論的観点をも考慮しながら、横断的に検討を加えることとする。

(1) 大震災時の被害に係る裁判例

(a) 仙台地判平成25年9月17日平成23年(ワ)1274号

本件は、高台に設置されていた私立幼稚園について、地震発生後、園児らを通園用のバスに乗車させて保護者の許に送り返そうとしたが、低地市街地から園へ戻る途中で津波が到来し、乗車していた園児5名が死亡したものである¹²³。遺族であるXらは、本件幼稚園の園長らが地震発生後に必要とされる情報収集を怠り、園バスを漫然と低地市街地へと向かわせたことにより園児らが死亡したものと主張した。これに対して本件幼稚園を経営する学校法人Yは、本件地震や本件津波を予見することは不可能であった等と反論した。

121 本章に関する初出論文は、星野豊「大震災時の津波被害に関する学校の責任」筑波法政71号(2017年)、星野豊「防災マニュアルと法的責任」筑波法政76号(2018年)の2件であるが、前稿と後稿との間に仙台高判平成30年4月26日判決が下され、それまで必ずしも明確でなかった防災マニュアルに関する学校関係者の法的責任が事実上議論の中心になることが明らかになった。このため、本書に収録する際には、両稿で分析検討の対象としていた裁判例の紹介を統合したうえで、大震災に関する学校の責任に関する全般的な分析検討を行った後、防災マニュアルに関する法的責任の分析検討を追加する形で議論を統合することとした。

122 このほか、同時期に提訴された事案として、銀行の従業員が、マニュアル及び支店長の指示に従い、建物屋上に避難したところ、大津波が到来して死亡したことに対し、従業員遺族が銀行に対して損害賠償を請求したものが(仙台地判平成26年2月25日平成24年(ワ)1118号)。裁判所は、本件避難はマニュアルに従ったものであること、建物屋上を超える大津波が到来することは予測できなかったこと等を判示し、遺族らの請求を棄却した。これに対して遺族らは控訴したが、控訴審は、同旨の理由を判示して控訴を棄却(仙台高判平成27年4月22日平成26年(ネ)92号)、最高裁は、上告棄却、上告不受理決定をし(最決平成28年2月17日平成27年(オ)1419号・平成27年(受)1773号)、第1審の判断が確定した。なお、この事件が提訴、審理判断された時期は、本文で検討の対象とする裁判例のうち、(b)事件とほぼ重なっている。

123 本件については、苗村博子・WLJ判例コラム16号(2013WLJCC016)(2013年)、星野豊・月刊高校教育2014年2月号80頁、河本毅・労経速2193号8頁(2014年)、村元宏行・季刊教育法181号120頁(2014年)、三木千穂・明治学院大学法科大学院ローレビュー20号67頁(2014年)がある。

裁判所は、次のとおり判示して、Y に対して、X らに約 1 億7600万円の損害賠償の支払を命じた。

「眼下に海が間近に見える高台に位置する本件幼稚園に勤める園長としては、午後3時2分過ぎ頃に本件小さいバスを高台から出発させるに当たり、たとえ本件地震発生時までにはいわゆる千年に一度の巨大地震の発生を予想し得なかったとしても、約3分間にわたって続いた最大震度6弱の巨大地震を実際に体感したのであるから、本件小さいバスを海沿いの低地帯に向けて発車させて走行させれば、その途中で津波により被災する危険性があることを考慮し、ラジオ放送（ラジカセと予備の乾電池は職員室にあった。）によりどこが震源地であって、津波警報が発令されているかどうかなどの情報を積極的に収集し、サイレン音の後に繰り返される防災行政無線の放送内容にもよく耳を傾けてその内容を正確に把握すべき注意義務があったというべきである。」

本判決に対して Y は控訴したが、平成26年12月3日、控訴審で下記の内容の和解が成立した（仙台高裁平成25年（ネ）382号）。

- ① 園と園長は遺族に対して心から謝罪し、防災体制が不十分だったことを認める。
- ② Y は X らに対し賠償金6000万円（750万円×原告8名）を支払う。
- ③ Y は同一敷地内で幼稚園・保育園等を運営しない。但し、別法人が経営を譲渡されて幼稚園等を運営する場合はこの限りでなく、その場合には、今回の事件と安全対策について万全の申し送りを行う。
- ④ 和解成立後、X らは幼稚園の敷地に対する仮差押を取り下げる。
- ⑤ 和解成立後、X らは園長の自宅の敷地に対する仮差押を取り下げる。
- ⑥ 訴訟費用は各自負担し、その他相互に権利義務はないことを確認する。

(b) 仙台地判平成26年3月24日平成23年（ワ）1753号

本件は、海岸から約1.5キロメートル離れた場所に設置されていた公立保育園について、地震発生後、園が自治体に対処を相談したところ、園内で待機するよう指示を受けたため、園内に待機していた間に津波が到来し、園児らが死亡したものである¹²⁴。遺族である X らは、本件地震発生後に本件津波が到来することは予測できた等と主張して、保育園を設置管理する Y 町に対し損害賠償を請求した。これに対し Y 町は、本件津波の到来は予測できなかった等と反論した。

裁判所は、次のとおり判示し、X らの請求を棄却した。

「本件避難指示の対象地域は、海浜及び津波浸水予測区域内であったというべきであり、本件保育所のあった場所を含むものではなかったから、本件避難指示の対象地域をもとに、Y 町において本件保育所について津波の被災の危険がある旨を認識していたことを導くことはできない。」「本件震災前に、県の第3次地震被害想定調査において作成された津波浸水予測図に示された津波浸水予測域にとどまらず、より広範囲に、津波発生時に避難を要する地域を定めていたところもあったが、その定めるところにおいても、Y 町の海岸線と同様に単調な弧を描く海岸線を有する地帯については、海岸線からおおむね約800メートルの幅の帯状の地域が定められていたにすぎないことから、浸水範囲が更に内陸に広範囲に拡大することを予測し得るとはいいい難いというべきである。」

本判決に対し、原告の1人である X が控訴・上告したが、控訴審は本判決と同旨を述べて X の控訴を棄却し（仙台高判平成27年3月20日平成26年（ネ）154号）、最高裁は上告棄却・上告不受理決定をしたため（最決平成28年2月17日平成27年（オ）1335号・平成27年（受）1671号）、本判決の判断は確定した。

(c) 仙台地判平成27年1月13日平成23年（ワ）1589号ほか

本件は、前記（b）事件と同一町内にあった自動車学校について、本件地震発生後に教習所内に待機し、

124 本件については、苗村博子・WLJ 判例コラム24号（2014WLJCC006）（2014年）がある。

自動車教習の再開を待っていた教習生らと従業員らが、津波が到来したことにより死亡したものである¹²⁵。遺族であるXらは、本件自動車学校において、概ね6メートルの大津波警報(第1報)と、10メートルを超える大津波警報(第2報)とを把握していた以上、本件津波の到来を予測することは可能であり、また、町の広報車等により避難指示が行われていたと主張して、本件自動車学校を経営する法人Yのほか、Yの取締役らに対しても損害賠償を請求した¹²⁶。これに対してYらは、本件津波の到来を予測することは困難であり、広報車による避難指示は確認できなかった等と反論した。

裁判所は、次のとおり判示し、Yに対して被害者1人当たり約7000万円の損害賠償を支払うよう命ずる一方、Yの取締役らに対するXらの請求を棄却した。

「大津波警報(第1報)に引き続き、予想される津波の高さを宮城県10メートル以上、福島県6メートルとする午後3時14分発令の大津波警報(第2報)が出されていた点についても、放送局によっては直ちに大津波警報(第2報)を報道していないところ、本件教習所の教官らにおいて上記大津波警報(第2報)が出されていたことを現に把握し、認識していたものとまで認めるに足る証拠はないから、同大津波警報(第2報)を知ったことを前提に、Y学校、専務、常務及び学校長に、更に情報を収集すべき義務があったということとはできない。」しかしながら、「学校長を含む教官らが津波警報(第2報)が発令された事実を知らず、テレビ報道等から本件教習所への津波の襲来を予期できなかったのだとしても、校舎外にいた学校長を含む教官らのうち少なくとも一部は、本件教習所の敷地内において、目の前で行われていた本件消防車による「津波警報が発令されました。中学校に避難して下さい。」と避難先まで特定し、本件教習所付近にいる者に対して避難を呼び掛ける広報を現実には聞いていたと推認されることからすれば、遅くともその時点において、本件教習所付近にも津波が襲来する事態を具体的に予期し得たものというほかない。」「そして、本件教習生らに対して安全配慮義務を負うY学校としては、目の前で行われていた上記広報を軽視し、あるいは無視することなく、履行補助者である学校長を含む教官らが知った情報を総合し、本件教習所に津波が襲来する可能性を予見して、速やかに上記教習生らを中学校等に避難させ、あるいは安全なルートを通して送迎先に送り届けるなどすべき義務を負っていたものというべきところ、当時、本件教習生らは送迎バスに乗車し、あるいはその付近にいたことからすれば、同教習生らを速やかに避難させることも十分に可能な状態にあったといえることができる。」従って、「Y学校には、本件教習生らに対する安全配慮義務違反が認められることとなる」。

「学校長らを含む教官らの少なくとも一部において、本件消防車が県道相馬亘理線を走行して津波警報が発令されたことを伝令し、避難を呼び掛けたことを聞いたことは認められるものの、専務〔、常務及び学校長〕自身において、上記広報を聞いたと認めるに足る証拠はないことからすると、専務〔、常務及び学校長〕が現実に認識した情報は、大津波警報(第1報)にとどまると考えられ、これを前提としたとき、本件教習所に津波が襲来する可能性を予見することまではできなかったというべきである。」また、「社長及び取締役は、本件地震発生当時、本件教習所に在籍していなかったところ、大津波警報が発令されたことや、防災行政無線や、町、消防や警察の車両による避難指示も聞いていなかった上、本件教習所に電話連絡をしても電話が通じない状況にあったのであるから、社長及び取締役において、情報収集した上、本件教習所に在籍する専務、常務及び学校長に避難指示すべき義務に違背したとはいえない。」

本判決に対して、Xらの一部とYとの双方が控訴したが、平成28年5月25日に、控訴審で教習生遺族らとYとの間で、下記の内容の和解が成立した(仙台高裁平成27年(ネ)69号)。

- ① 被害者らに一切の落ち度はないこと、学校も被災者であること、津波の予測は困難であることを含めた、事実経緯と和解の趣旨を、裁判所から説明。
- ② 解決金として、Yは被害者1人当たり50万円を支払い、Xらは、Yらに対するその他の請求及び保険会社への請求を放棄する。
- ③ Yは、マニュアルの不作成と適切な避難指示をしなかったことが、被害者らの死亡の一因であることを認める。

125 本件については、夏井高人・判例地方自治390号99頁(2015年)、星野豊・ジュリ1514号112頁(2017年)がある。

126 このほか、Xらは、Yが教習所施設及び教習に関して責任保険を締結していた保険会社に対しても、保険金の支払を求めたが、裁判所は本件被害に対して保険契約の適用はないと判示し、請求を棄却している。

- ④ Yは、被害者らの死亡の事実について陳謝し、心から哀悼の意を表す。
- ⑤ Y及びYの代表取締役は、今後自動車学校の経営を行わない。
- ⑥ 訴訟費用は各自負担し、他の権利義務はないことを確認する。

また、同年7月12日、従業員遺族らとYとの間でも、下記の内容の和解が成立した（事件番号は上記と同一）。

- ① 上記①と同旨。
- ② 従業員遺族は、Yらに対する請求を放棄する¹²⁷。
- ③～⑥ 上記③～⑥と同旨。
- ⑦ 本件自動車学校近くの県道沿いに、教習生ら、従業員、学校関係者らを含む犠牲者全員のために、慰霊碑を建立する¹²⁸。

(d) 仙台地判平成28年3月24日平成25年(ワ)822号

本件は、海岸から約1.2キロメートル離れた津波浸水予測地域とされていなかった場所に設置されていた公立小学校について、近隣住民らに避難場所として提供した体育館1階が津波により浸水し、避難者が死亡したこと、及び、校舎内で待機していた児童について、保護者ではなく近隣在住の他の保護者に引渡し、当該児童が津波浸水予測地域外にあった自宅まで送り届けられた後に、自宅付近で津波により死亡したことについて、各遺族らが学校を設置管理する市に対して損害賠償を請求したものである¹²⁹。

裁判所は、次のとおり判示し、体育館内で死亡した避難者については遺族らの請求を棄却する一方、他の保護者により自宅に送り届けられた後に死亡した児童については遺族らの請求を認容した。

「本件校長が午後3時52分までに入手し得た本件津波に関して発表されていた報道等の情報を前提としても、その情報の内容は、事前に想定されていた宮城県沖地震（連動型）の地震の規模や津波の高さ、それに伴って発令されることが予想された津波警報を超える内容ではなかったのであるから、本件校長において、本件津波が本件津波浸水予測図上の津波浸水域を超えて本件体育館に到達するという結果を具体的に予見し得たと認めることはできない。」「したがって、本件校長が、本件津波が本件体育館に到達するという結果を予見し得たにもかかわらずこれを予見せず、そのため、本件津波によって避難者が被害を被るという結果を回避するための適切な措置を採り得たにもかかわらずこれを採らなかったとは認められない。」

「校長が、本件地震の発生後、本件地震や本件津波に関する情報を迅速かつ適切に収集することを怠ったため、収集することができた情報等から本件児童を災害時児童引取責任者ではない他の保護者に引き渡すと本件津波に巻き込まれるという結果を予見し得たにもかかわらずこれを予見せず、そのため、本件児童の安全を確認しないまま他の保護者に本件児童を引き渡した結果、本件児童が本件津波に巻き込まれ、その生命又は身体に危険が及んだ場合には、本件校長に国家賠償法1条1項にいう過失が認められ、違法なものとして、市は、これによって本件児童に生じた損害を賠償する義務を負うものと解される。」そして、学校が現に行った情報収集は不十分なものであり、本件児童の引渡時においては、津波浸水予測地域に対して津波が到来することが予見可能であったものであるところ、本件児童の自宅自体は津波浸水地域に含まれていないものの、帰宅途中には低地が存在し、また、帰宅後に児童が津波浸水予測地域に移動する可能性もあった以上、「本件校長において、午後3時30分頃の時点で、本件児童を他の保護者に引き渡して本件体育館から自宅に帰宅させると、帰宅途中ないし帰宅後に本件津波に巻き込まれ、本件児童の生命又は身体に危険が及ぶという結果を

127 解決金については、裁判所からの和解案では30万円の支払が提案されていたが、従業員遺族の側が下記⑦に係る慰霊碑の建立費用をYらが負担することに配慮し、解決金を受領しない意思を表明したようである。

128 本件自動車学校の跡地それ自体は、県道に直接面しておらず、県道との間に防風林が設置される予定となっていて、県道を通る車から全く見えなくなることが予測されたため、遺族側が県道沿いに慰霊碑を設置することを提案し、地権者であるY側が、この提案を了解したようである。

129 本件第1審に対する評釈として、北村和生・法教434号57頁（2016年）、岩本浩史・法セ増刊（新判例解説 Watch）19号53頁（2016年）、千葉実・自治研究94巻10号138頁（2018年）がある。

具体的に予見することができたというべきである。」

この第1審判決に対して、体育館で死亡した避難者の遺族と市との双方が控訴したところ、控訴審である仙台高判平成29年4月27日平成28年(ネ)153号は、体育館で死亡した避難者に係る学校の責任については、第1審判決とほぼ同旨を述べて遺族の控訴を棄却したが、本件児童の保護者以外の者への引渡については次のように判示し、学校の過失による市の法的責任を肯定した¹³⁰。

「災害発生後に児童を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取り、引渡しができない児童については、学校において保護するものとされていることに加え、本件小学校は、大規模地震等の災害発生時に、責任をもって児童を引き取る者を災害時児童引取責任者として事前に登録する制度を設け、これを保護者に周知させ、その際配布した書面には、災害時児童引取責任者は、大規模地震その他の大規模災害等が発生した場合、学校からの連絡の有無にかかわらず本件小学校まで児童の引き取りを求め、それまでは児童を学校で預かる旨明記されていたことからすると、本件小学校における災害時児童引取責任者の登録制度は、大規模災害発生時における児童の保護者への確実な引渡しを実現し、もって児童の安全を図るために、あらかじめ保護者又は保護者から引取りを託された者を登録しておくことによって、災害時に保護者と直接連絡がつかない場合であっても、その者に当該児童を引き渡すことが保護者の意思に適うものであって、保護者に引き渡したのと同視し得るものであることを、本件校長又は引渡しにあたる教職員において、容易かつ明確に判断できるようにした制度といえることができる。」

「したがって、本件校長又は引渡しにあたる教職員が、保護者と直接連絡がとれて意思が確認できた場合など、災害時児童引取責任者として登録されていない者であっても、その者に引き渡すことが保護者の意に適うことが確認できたとか、その者に引き渡す方が、本件小学校において保護を継続するよりも安全であることが明らかであるといった特段の事情がない限り、災害時児童引取責任者以外の者に本件児童を引き渡してはならず、災害時児童引取責任者の引取りがない間は、本件小学校において責任をもって本件児童の保護を継続すべき義務を負っていたというべきであり、本件児童を保護者以外の者に引き渡したことには過失がある。」

この控訴審判決に対して、体育館で死亡した避難者の遺族と市との双方から、上告ないし上告受理申立がなされたが、最高裁は全てについて上告棄却・上告不受理決定をし、控訴審の判断が確定した(最終平成30年5月30日平成29年(オ)1019号、平成29年(オ)1020号、平成29年(受)1269号)。

(e) 仙台地判平成28年10月26日平成26年(ワ)301号

本件は、海岸から数キロメートル離れた、大型河川の近くに設置されていた公立小学校について、本件地震発生後、児童らを校庭で待機させていたところ、本件津波が到来し、教員及び児童ら70名以上が死亡したものである¹³¹。本件小学校は、海拔1メートル程度の位置にあったが、裏手には標高20ないし30メートル程度の小山があった。本件小学校の校長らは、地震が来た場合には裏山に避難することを話し合いつつあったが、具体的な避難計画の立案や、裏山の地権者との協議等は特に行われていなかった。

本件地震発生当日、校長は出張のため不在であり、在校していた教員らのうち大半の者が死亡しているため¹³²、当日において在校していた教員らが避難経路についてどのような協議をしたのかについては必ず

130 本件控訴審に対する評釈として、山村恒年＝森田崇雄・判例地方自治443号89頁(2019年)、星野豊・月刊高校教育2018年12月号92頁、片野正樹・行政関係判例解説平成29年196頁(2017年)、千葉実・自治研究94巻10号138頁(2018年)がある。

131 本件第1審に対する評釈として、堀井雅道・日本教育法学会年報47号44頁(2018年)、土屋明広・法社会学84号241頁(2018年)、三木千穂・海保大研究報告(法文学系)62巻1号121頁(2017年)、吉田勉・地方自治職員研修50巻3号26頁(2017年)、三上昭彦・季刊教育法193号124頁、戸部真澄・法七増(新判例解説 Watch)21号47頁(2017年)、星野豊・月刊高校教育2017年6月号84頁、三上昭彦・日本教育法学会年報47号153頁(2018年)、齋藤雅弘・消費者法ニュース119号139頁(2019年)、朝田とも子・法七47号121頁(2017年)、吉岡和弘・消費者法ニュース110号122頁(2017年)があるほか、多数のルポタージュや論評記事がある。

132 当日在校していた教員の中では、教務主任1名が生きているが、精神的な障害を発生しており尋問に耐えられない、との医師の診断書が裁判所に提出されており、同教員に対する証人尋問は、第1審でも控訴審でも実施されなかった。

しも明らかでないが、津波の高さからして、地震の発生後速やかに裏山に登って避難していれば、死亡者が出ることはなかった可能性が高いと考えられた。児童らの遺族Xらは、本件小学校を設置管理する市及び県に対して、在籍していた教員らが避難指示を誤ったことにより児童らが死亡したものと主張して、児童1人当たり1億円、合計23億円の損害賠償を請求した。

裁判所は、次のとおり判示して、市及び県に対して、合計約14億円の損害賠償の支払を命じた。

「巨大な本件地震の発生後、断続的に余震が続く中では、津波以外にも様々な地震関連災害の危険が懸念されるのであり、特に、裏山に関しては、平成15年に校庭まで土砂が押し寄せる崖崩れが発生していること、本件地震直前に東北地方にもたらされた大きな地震被害は、平成20年岩手・宮城内陸地震による土砂崩れや落石であったこと、本件地震の前日と前々日の2度の地震で、本件小学校の学区内で落石が生じ、斜面崩壊の危険が警戒されていたこと、本件地震後本件小学校に避難していた地域住民の中には、津波の危険より裏山の土砂災害の危険を強く懸念する者がいたこと、という事情があり、また、最初の地震の発生後も、なおそれより強い地震が発生する可能性があったのであるから、裏山への避難には、土砂災害により児童の生命身体が害される抽象的危険があったといわざるを得ない。」

しかしながら、その後、「広報車による呼び掛けに関しては、遅くとも午後3時30分頃までには、広報車が本件小学校の前を広報しながら通り過ぎて三角地帯に至り、それを聞いた教務主任が教頭に対して、「津波が来ますよ。どうしますか。危なくても山に逃げますか。」などと問い掛けていたものと認められる。」「このように、教務主任は、広報車による呼び掛けを聞いたものであるが、これは、ラジオによる県全般に関する情報などではなく、本件小学校に面した県道を走行中の広報車からの、津波が長面地区沿岸の松林を抜けてきており、本件小学校の所在地付近に現実の危険が及んでいることを伝えるものであった。」「そうすると、この時点で、本件小学校の教員は、「県内」という幅をもたせたものではなく、本件小学校の所在地を含む地域に対し、現に津波が迫っていることを知ったということができ、また、前記のとおり、本件小学校が所在する地区にかけては平坦で、特に川沿いには津波の進行を妨げるような高台等の障害物もない地形であり、本件小学校の標高も1ないし1.5メートル前後しかないことからすると、教員としても、遅くとも上記広報を聞いた時点では、程なくして近時の地震で経験したものと全く異なる大規模な津波が本件小学校に襲来し、そのまま校庭に留まっていた場合には、児童の生命身体に具体的な危険が生じることを現に予見したものと認められる。」

この第1審判決に対して、遺族らと市及び県との双方が控訴したところ、仙台高判平成30年4月26日平成28年(ネ)381号は、次のように判示し、第1審判決よりもやや多い約14億3000万円の損害賠償の支払を県と市とに命じた¹³³。

「本件津波ハザードマップは、平成16年報告に基づいて作成されたものであるが、平成16年報告において、地震被害想定調査結果の利用上の留意点として、同調査は主に宮城県が地震防災対策に活用する目的で行ったものであるため、市町村や防災関係機関が活用する場合には、この調査の性格を理解した上で活用していく必要があり、特に、対象が個別構造物になる場合には、同調査結果を概略の想定結果と捉え、より詳細な検討が必要であると指摘されていたにもかかわらず、本件津波ハザードマップの作成に当たり、上記留意点が考慮された形跡は窺われない。」「平成16年報告による地震被害想定調査結果は、あくまでも概略の想定結果に過ぎず、本件時点において、本件想定地震の地震動により本件堤防が天端沈下を起こし、そこから堤内地に北上川の河川水が流入して本件小学校を浸水させる危険があることを示唆する知見、谷地中付近よりも下流の北上川の右岸堤防が、堤防の両側から襲う津波の破壊力に堪えられずに破堤し、その場所から遡上した津波が堤内地に流入して本件小学校が浸水する危険があることを示唆する知見があったにもかかわらず、それらの重要な知見を捨象してなされた想定に過ぎないものであったといえる。勿論、地震や津波が発生した場合に起こり得るあらゆる自然現象を全て条件として設定した上で被害想定を行うことは不可能である。しかし、条件とし

133 本件控訴審に対する評釈として、米村滋人・論究ジュリ30号92頁（2019年）、村中洋介・自治研究95巻7号143頁（2019年）、星野豊・月刊高校教育2019年1月号96頁、三上昭彦・日本教育法学会年報48号193頁（2019年）、齋藤雅弘・消費者法ニュース119号139頁（2019年）、堀井雅道・季刊教育法198号108頁（2018年）、高橋真・法七増（新判例解説 Watch）24号77頁（2019年）、米村滋人・私法判例リマークス59号58頁（2019年）、朝田とも子・法学セミナー763号121頁（2018年）、鈴木秀洋・自治研究94巻7号108頁（2018年）がある。

て設定されなかった(捨象した)自然現象は、想定を行う際の条件から外されただけであり、自然現象として生じないことが科学的に確認されたわけではない。」「平成16年報告による地震被害想定調査結果に上記の各知見を総合すれば、本件小学校が本件津波浸水域予測による津波浸水域に含まれていなかったとしても、本件小学校が本件想定地震により発生する津波の被害を受ける危険性はあったといえる。」

「そうすると、本件小学校が本件想定地震により津波が発生した場合の避難場所として指定されていたことは誤りであったと評価されるべきである。」「市が、本件小学校を本件想定地震により津波が発生した場合の避難場所として指定するかどうか(本件小学校が本件想定地震により発生する津波によって被災する可能性があるかどうか)を検討するに当たっては、本件津波浸水域予測を概略の想定結果と捉えた上で、本件小学校の実際の立地条件に照らしたより詳細な検討が必要であったにもかかわらず、これをしなかった結果、本件想定地震により発生する津波による被災の危険性のある本件小学校が避難場所として記載される結果となったものである。」「しかも、本件小学校の立地条件、特に、本件小学校が、広大な水域面積を有する北上川の感潮区域と約200mの距離を隔てて隣り合っており、北上川の感潮区域と本件小学校の敷地とを隔てるものは、北上川の右岸堤防の存在のみであったことに照らせば、本件ハザードマップ中の洪水・土砂災害ハザードマップには、想定される浸水があった場合、本件小学校は避難場所として使用不可能であることが記されていたのに、本件津波ハザードマップ中には避難場所として使用可能と記載されていたことは、矛盾するものといえる。」

「市の公務員である校長等の過失の前提として津波被災の予見可能性が問われている本件において、上記のような市自身の過誤による避難場所指定の事実を、上記予見可能性を否定する事情として考慮することは相当ではない。ただし、災害発生時における避難誘導においては、児童生徒は教師の指示に従わなければならない、その意味で児童生徒の行動を拘束するものである以上、教師は、児童生徒の安全を確保するために、当該学校の設置者から提供される情報等についても、独自の立場からこれを批判的に検討することが要請される場合もあるのであって、本件ハザードマップについては、これが児童生徒の安全に直接かかわるものであるから、独自の立場からその信頼性等について検討することが要請されていたというべきである。」

この控訴審判決に対して、市及び県のみが上告及び上告受理申立をしたが、最高裁は上告棄却・上告不受理決定をしたため、控訴審の判断が確定した(最決令和元年10月10日平成30年(オ)958号・平成30年(受)1175号)。

(2) 津波の到来に係る予測可能性

前項で紹介した裁判例の判示を概観する限り、本件地震の発生それ自体、及び、その後における本件津波の到来それ自体については、予測可能性がなかったとするのが、裁判所の一貫した判断であると考えて差し支えない。実際、本件津波が到来した地域のうち多くは市街地であり、過去に津波の被害を受けたことがあったとしても、前回の被害からは相当の年月を経ていることが明らかである以上、少なくとも当該市街地が形成された当時においては、当該市街地に津波が到来する可能性は極めて小さいか、あるいは、大地震が発生した後に速やかに避難することによって、津波により死亡することはないと考えられていた可能性が高いものと思われる。そうでなければ、津波による被害に関する責任追及の範囲は、当該市街地の形成に際して、都市計画を立案し、あるいは個々の建築許可を付与した行政にまで及ぶものとなる筈であるが、現在の日本における都市計画の立案や建築許可に関して行政の責任が認められる場合がありうるのは、むしろ地震が発生した際における地盤の強度や、建物自体の倒壊の危険性に関する予測についてであって¹³⁴、どの地域にいつ地震ないし津波が発生するかということ自体の予測を、行政が行うことは不可

134 宮城県沖地震に際して造成地が陥没したことについて、行政の責任が否定された事案として、仙台地判平成4年4月8日昭和54年(ワ)532号。また、仙台地判平成8年6月11日昭和56年(ワ)1218号は、同じく宮城県沖地震に際して建物および地盤に被害があったことにつき分譲者である市の責任を否定したが、控訴審である仙台高判平成12年10月25日平成8年(ネ)308号は、建物及び地盤に関する瑕疵担保責任を認めて損害賠償の支払を命じ、市からの上告、上告受理申立に対して最高裁が上告棄却、上告不受理決定をしたため、控訴審の判断が確定している(最決平成14年9月26日平成13年(オ)203号・平成13年(受)186号)。なお、これらの事件では、宮城県沖地震に関して、当時における過去の地震の発生状況の統計的知見から、当該地震の震度が5であった6であったかによって、建物等の瑕疵に関する判断が事実上分か

能と考えられるためである¹³⁵。しかしながら、上記の裁判例の中では、地震の発生それ自体や津波の到来それ自体を事前に予測することではなく、地震の発生後において、必要な情報収集を学校が行わなかった結果、津波による被害を防止できなかったとして、学校の責任が問われたものが存在している。現実の訴訟における主張の中では、「津波の到来それ自体の予測可能性」と「必要な情報収集を行うことによって津波の被害を免れることができた可能性」とは、少なくとも原告遺族側の意識の上ではほとんど差異がないものであるが、上記の裁判例の中では、この2つの可能性に関する立論の違いが、学校の法的責任の有無を事実上左右している点には、十分注意しなければならない。

もっとも、各裁判所の判示を概観する限り、地震の発生後、津波の到来の危険性を一般論として予測すべきであることだけから、津波の到来に基づく被害について、学校の責任が全て認められているわけではない。すなわち、地震発生後において、ラジオ放送、防災無線、行政の広報車等による避難の指示や津波発生情報を、当該学校における責任者が具体的に認識したことによって、津波の到来に基づく被害に関する学校の責任を法律上認められることとなるわけであるが、特に大地震の発生直後においては、情報の収集手段が事実上限られたり、情報自体が錯綜あるいは混乱したりすることも、十分ありうる事が明らかである。このため、学校の責任の理論的基盤を、「地震発生後直ちに必要な情報収集を行うこと」とすべきか、あるいは、「地震発生後に得られた情報を基に適切な避難指示を行うこと」とすべきかによって、学校の責任の有無がさらに左右されることとなり、学校の責任に関する議論は、極めて複雑な構造を持つものとなるわけである。

(3) 津波に備えた対応方針の策定

前記のとおり地震の発生それ自体や津波の到来それ自体の予測を行う義務が学校になかったとしても、どの程度の津波が到来することによってどの程度の被害が生じうるかについては、津波の到来の有無に関わらず、学校において合理的に予測することが可能な筈である。そうすると、地震や津波の発生ないし発生の虞が高くなった場合に備えて、避難のための対応方針をできる限り具体的に策定しておくことは、地震の発生に際して必要な情報収集を行う義務とは別に、学校が平素より果たしておくべき義務と考えられる可能性がある。

しかしながら、現実には発生する震災の様子は、極端な場合震災ごとに異なるものであるから、全ての震災に通ずるような対応方針を具体的に策定することは事実上不可能であり、一般的抽象的な対応指針を設定したうえで、個々の状況に応じた現場の具体的な判断を尊重せざるを得ないものと思われる。また、一般論として、災害時における人の行動は、異常事態であるにもかかわらず、日常どおりの行動をしてしまいがちである。従って、震災被害を防止するための対応方針については、単に策定されただけでは震災が現実には発生した際に事実上役に立つことは期待できず¹³⁶、震災の発生を念頭に置いた「訓練」を繰り返すことによって、初めて震災時における「対応」として活かされることが期待できる、という性格があると言いうことができる¹³⁷。

れていた傾向があったが、その後において、震度7に相当する地震が複数回発生したことも与って、現在の裁判例では、この「震度5-6」基準は、ほとんど採用されていない。震度5-6基準の理論的な問題点については、星野豊「大震災時における生命保険の機能と社会的役割」筑波法政53号1頁（2012年）参照。

135 実際、この数十年にわたる地震学の数多くの研究に照らしても、正確な地震予知を行ったとされる成果は全く挙げられておらず、特に東日本大震災以降における地震発生の予測に到っては、「何年以内に所定の規模以上の地震が発生する確率は何パーセント以上」というように、およそ理論的に外れることがない表現しか用いられなくなっているのが現状である。

136 実際、上記で紹介した(a)の事案においても、幼稚園は通常どおりのコースを通過して園児らを保護者らの下に帰宅させようとしたものであり、当時園において作成されていた対応方針としての、震災時には園児らを園において保護者に引き渡すことをしなかったわけである。

137 特に、学校が被災する場合には、個人としての合理的判断が大人と同様には期待できない子どもが多数含まれていることが対応方針の前提となるわけであるから、対応の合理性について理論的観点を含めて説明すること以上に、具体的な震災の発生時において直感的に行うべき対応を、いわば「体で覚えさせる」ことが、必要かつ有益と考えられる所以である。

このように、震災発生時における対応方針としてのいわゆる「防災マニュアル」は、現実の避難行動に関してどこまで被害を防止できるかについてかなり不安定な要素がつきまとうものであるが、法的な責任の有無という観点から検討してみると、全く異なる性格を有している。すなわち、学校において、合理性のあるマニュアルが震災前に作成されており、かつ、かかるマニュアルの内容が児童生徒ないし保護者を含めた関係者に対して周知されていたのであれば、現実には震災が発生した場合には、当該マニュアルに従って行動している限り、原則として学校は法律上の責任を免れるという、極めて重要な性格を有するわけである。実際、事前に策定され関係者に周知されているマニュアルが、現実の震災に関して「一応の方針」に過ぎず、学校は個々の状況に応じた臨機応変の対応を図る義務が存在するものと前提すると、当該マニュアルを策定した意味自体が大きく減殺されてしまう。かつ、法的責任の成否に係る判断は、具体的な震災が発生し、関係者に損害や損失が生ずる結果となった後に争われることが通常であるから、理論的に最も望ましい行動指針と現実に行われた行動指針とが事実上比較されることにより、マニュアルを遵守したことが逆に学校としての義務違反を認定される実質的な理由となりかねず、マニュアルの合理性に対する信頼が、さらに崩れることとなりかねない。

以上のことからすると、理論的観点から学校の法的責任を考えようとする限り、学校が事前に策定した防災マニュアルが相応の合理性を有しており、かつ、かかるマニュアルが児童生徒ないし保護者に対して周知されているのであれば、現実の震災発生に際しては、学校としては策定したマニュアルに原則として従っていれば足り、むしろ、マニュアルとは異なる行動をしたことについて、個別の状況に基づいた合理的な理由が求められることとなる¹³⁸。もっとも、理論的な観点を徹底させるのであれば、震災発生前の段階で「合理性」を認められるマニュアルとは、要するに、過去の震災の経験から理論的に推測される「発生することあるべき将来の震災」に対する「理論的に望ましい対応」であるところ、「過去の経験から理論的に」将来において発生しうる震災の内容が「推測」できるものであるかは、なお説明を要するものと言わざるを得ない。実際、現実には発生した震災が、かかる予測に反するものであった場合、当該予測を行ったこと自体の「合理性」が、学校の法的責任の有無に関して、別途検証されざるを得ないであろう¹³⁹。

また、震災が発生した際に法的責任を問われる可能性がある学校自身が策定したマニュアルの内容について、第三者から検証を受けた場合果たして「合理性」が確保されていると考えられるか否かも、理論上実務上の双方から問題となりうる。しかしながら、マニュアルの本来の目的は、学校の法的責任を免れさせるためにあるわけではなく、不安定要素はつきまとうものの、やはり現実の震災において無用の被害を生じさせないためにある筈であるから、震災発生時における状況を最も詳細に把握することができる学校自身がマニュアルを策定することは、一般的な合理性があると考えられる。実際、法的責任の有無に関する判断は、前述のとおり震災に基づく損害等の結果が発生した後に行われるものであり、かつ、学校が策定したマニュアルは、学校自身の震災時における対応方針を明確に示すものであるから、当該マニュアルの内容が学校と関係者との間における契約内容として構成された場合に学校の責任を不当に免除あるいは軽減するものでない限り、学校自身がマニュアルを作成すること自体から、常に合理性に対する疑いが生ずると考える必要はないものと思われる。

なお、この点に関しては、前項において裁判例を概観したとおり、仙台高判平成30年4月26日平成28年(ネ)381号において、地震発生後の関係者の行動というよりも、事前に策定されていた防災マニュアルに対する信頼性が主な争点とされたわけであるが、同判決の判示については、理論上も実務上も、疑問の余地が拭えないと言わざるを得ないため、後記4において、改めて論ずることとした。

138 この考え方下では、学校の法的責任の成否に関して考慮すべき事情として、現実の震災における具体的な行動というよりも、防災マニュアルの策定、周知、訓練の実施という、震災前の学校の行動に対して焦点が当たる可能性が高い。このことは、後日において具体的な行動の立証が事実上難しくなりがちな震災時の行動ではなく、比較的立証が容易な震災前における行動を問題とすることにより、学校の責任を追及しようとする当事者にとっては、訴訟の追行に係る立証の負担を事実上軽減させる効果を有するものと考えられる。

139 実際、東日本大震災は、過去の地震から必ずしも明確に想定される規模ではなかったわけであり、現に(d)事件における避難者の遺族は、市が策定したマニュアルにおいて想定されている津波の規模が実際に到来した津波と著しく異なるとして、マニュアルに従った対応をした学校に過失があると主張していたものである。

(4) 避難経路と避難手順の合理性

学校がマニュアルを策定すること自体に関する問題点は前項で議論したとおりであるが、策定されたマニュアルの内容それ自体についても、理論的観点からは様々な問題が生じうる。東日本大震災においては、言うまでもなく津波による死傷者や建物その他の財産の毀損が大規模に生じたことが、最も顕著な損害ないし損失であり、前項で紹介してきた裁判例においても、津波の被害に対する学校の責任が問題とされているところである。しかしながら、大震災の発生時において、学校がどのような危難や被害を想定すべきであるかは、必ずしも一義的に定まるわけではない。実際、東日本大震災による被害が最も大きかった東北地方においては、海岸近くまで山が迫っている地形が少なからず存在した以上、津波以外の危難としては、山火事や崖崩れも同様に想定され得たところである。かつ、津波が到来した場合と、山火事が生じた場合とでは、避難経路や避難場所については、場合により正反対の行動が望ましいものとなるわけであり¹⁴⁰、どのような避難経路、避難手順が最も合理的であるかについては、理論上はともかく、実務上は明らかでないものと言わざるを得ない¹⁴¹。

もっとも、前記の(a)及び(d)事件第1審における判示を検討すれば明らかなおお、裁判所は、一般論として、より危険性が高いと考えられる場所に取って赴いたとの事情が存在する場合には、学校の責任を肯定する傾向にあるとすることができる。特に、(d)事件第1審においては、目的地である児童の自宅自体は津波浸水予測地域でなかったとしても、自宅までの経路に津波浸水予測地域が含まれている以上、児童を津波被害の危険に積極的に晒したものと評価が、学校の法的責任を肯定した理論的基盤となっていることは、十分注意すべきものと考えられる¹⁴²。

他方で、裁判所は、合理的なマニュアルに従った避難指示については、仮に結果として津波被害が生じた場合であっても、原則として学校の法的責任を免れさせるものと考えている可能性が高い。このことは、(a)事件において、幼稚園が策定したマニュアルを関係者に周知していなかったことを以て、幼稚園の責任を肯定する理由の一環として挙げていること、他方、(d)事件において、学校がマニュアルに従い、体育館への避難指示を行ったことについて法的責任を否定されていることから、十分推測できるものである。また、学校は、他の施設と比べても、数百人から千人単位での収容を可能とする設備を擁していることから、多くの自治体等によって避難所として指定されていることが少なからずあるが、学校設備の本来の目的と、震災時における避難所として指定されている理由とが、完全に次元が異なるにもかかわらず、学校が避難所として指定されていること自体から、学校として別次元の責任が生じかねないことに対して、どのような観点を以て対処すべきかが、近い将来、改めて問題となる余地が大きいものと思われる¹⁴³。

140 言うまでもなく、津波による被害を避けるためには、河川や海岸から直ちに離れ、かつ、できる限り高所に避難すべきであることから、山に登るのが最も合理的な避難手法ということとなるが、山火事が発生した場合には、火災の発生現場から直ちに離れ、かつ、火災による高温を避けるために河川その他の水場へと避難すべきであることから、大型河川に沿った場所に向かうことが最も合理的な避難手法ということになる。実際、前記の(e)事件において、学校が校庭における待機を続けさせた理由として考えられ得る事情としては、どのような危難がその後生ずるかについての予測に関して、関係者の見解が分かれたことが与っているものと思われる。

141 この点で、学校が震災時において行った対処について、法的責任を追及しようとする立場の立論においては、前述のとおり法的責任が後から判断される構造となっていることと相まち、大なり小なり結果論と評価される側面を有することが、否定できないように思われる。

142 但し、前記のとおり、(d)事件控訴審は、マニュアルに反して引取責任者以外の者に児童を引き渡したこと自体を以て、学校の責任を肯定している。ところが、後記4で検討するとおり、(e)事件控訴審判決では、逆にマニュアルに従った学校の責任を肯定したわけであり、現時点における裁判所の判断は、よく言えば臨機応変、悪く言えば場当たり的と評さざるを得ない状況に陥っているものと言わざるを得ない。これは、(d)(e)双方の事件が上告されたにもかかわらず、統一的な判断を下さなかった最高裁に、重い責任があると言わなければならない。

143 実際、設備を管理する責任を同時に有する学校としては、被災者への対応に際しても、設備の安全維持を管理に関する権限を合理的に行使しなければならないわけであり、個々の震災時において被災者に対する設備の開放をどの範囲まで行うべきであるか、また、学校の設備の安全性の欠如が原因となって被害が生じた場合における学校の責任のあり方については、一義的な解決を行うことが容易でないように思われる。

(5) 児童生徒及び保護者側の判断

震災が発生した場合において、学校が児童生徒に対して、どこまで行動を制約あるいは強制できる権限を有しているかについては、個々の児童生徒の発達段階に対する評価の問題が複雑に関係するため、極めて解決が困難となっている。

一般論として、震災時に児童生徒が死傷した事実に関して学校の責任が追及される理論的基盤としては、学校が当該児童生徒に対して合理的な避難手法を指示する権限及び責任を有すると考えられるからである。従って、逆に、学校の合理的な避難指示に対して、児童生徒が理由なく従わなかった場合には、当該児童生徒が仮に死傷したとしても、当該被害について学校は法的責任を免れるとすることが、合理的な解釈となると思われる。もっとも、以上の議論は、理論的観点から学校の権限と責任との均衡を図るものであるが、例えば、個々の震災における具体的な局面において学校がマニュアルに従わずに、当該状況に即したと学校において考えた独自の避難指示を行い、児童生徒がかかる学校の指示に従わずマニュアルに従った行動をして死傷した場合等を考えると、前述したマニュアルに従うことの合理性をも含めて、極めて複雑な議論を展開する必要が生ずることが避けられない。

また、児童生徒の発達段階に対する評価を、学校の責任との関係で連動させようとする、実務上はもとより、理論的観点からしても、さらに議論が複雑となる。すなわち、個々の児童生徒の発達は、年齢や学齢によって一律に論じられるわけではなく、かつ、平常時でなく異常事態における個々の児童生徒の能力を考える必要があることに加え、学校がかかる個々の児童生徒の能力を的確に把握しているか否かによっても、学校が負うべき責任の程度と範囲とが異なってくる可能性があるからである。また、以上の議論とは逆に、学校が児童生徒の行動を管理指導する権限は、個々の児童生徒が現に有する判断能力とは制度的に連動していないことからすると、学校の責任は一律に定められるべきであるとの解釈も、相当の合理性があると考えられる。

以上に対して、保護者の判断が介在した結果として、児童生徒が死傷した場合については、学校の責任が生じないことは、ほぼ確定した考え方であると言って差し支えない。子どもと保護者との法的関係からすれば、保護者には子どもに対する親権ないし監護権が帰属している以上、当該児童生徒の避難に関する判断と責任は、当該児童生徒が保護者に引き渡された時点で、原則として学校から保護者に対して移行するものと考えられるからである。もっとも、このように児童生徒が学校から保護者に引き渡されることによって学校の法的な責任が原則として問われなくなることは、逆に、現実の震災が発生した局面において、学校の判断を事実上誤らせるような誘因要素を包含していることに注意しなければならない。すなわち、学校としては、震災発生後における児童生徒に関する法的責任を免れるためには、要するに保護者に児童生徒を引き渡せば足りるわけであり¹⁴⁴、保護者への引き渡しを急いだ結果として、児童生徒の安全が損なわれる状況を招来させるような判断を行う危険性が、否定できないからである。

このほか、保護者と学校との関係における理論的な問題としては、震災発生時において学校が防災マニュアルに従って児童生徒の避難指示を行うことが、いわゆる在学契約あるいはそれに類する法律関係の一環として構成されうるか、という点が挙げられる。前記のとおり、学校が防災マニュアルを策定して関係者に周知すべきことは一般的に推奨されている以上、保護者の側も、震災発生時においては、周知された防災マニュアルに従って学校による児童生徒に対する避難指示が行われているものと予測する筈であるから、かかる防災マニュアルが保護者に周知されたことを以て、学校と保護者との間に当該マニュアルを遵守すべき契約上の義務が発生すると考えることは、学校の法的責任をある意味で明確にするものとな

144 極端な状況として、津波が到来する直前に児童生徒が保護者に引き渡された場合には、その直後に津波が到来して児童生徒が死傷したとしても、保護者への引き渡し完了している以上、学校には原則として法的責任がないこととなる。かかる状況の下で、なお学校の法的責任を追及しようとする場合には、単に学校の管理下において児童生徒が死傷したか否かのみならず、より抽象的に、児童生徒の安全を確保し続けたか否か、という観点を加える必要があるわけであり、前記(d)事件における第1審の判示は、かかる安全の維持確保を以て、学校の責任の基盤としているとも考えられる。しかしながら、前記のとおり、具体的な震災発生時において、どのような行動が児童生徒の安全を維持確保したと評価されるのか、逆に、どのような行動が児童生徒の安全を損なったと評価されるのかは、一義的に確定することが極めて難しいように思われる。

る¹⁴⁵。もっとも、防災マニュアルの遵守を契約上の義務として位置づけることについては、逆に、当該防災マニュアルの遵守が契約として果たして成立していたか¹⁴⁶、当該マニュアルの内容を遵守している限り、仮に児童生徒が死傷したとしても、学校は原則として責任を免れるのか、という新たな問題点が生じてくる。これらの問題点について、合理的かつ妥当な解釈を行うためには、学校の判断と保護者や児童生徒の判断とが交錯する状況において、学校の法的責任の前提となる「学校が震災時に負うべき法律上の義務」とは何かについて、改めて考察する必要があるわけである。

3 津波被害に関する学校の責任の構造

これまでの検討から明らかになってきたとおり、津波被害に関する学校の責任については、責任の前提となる理論的基盤がそもそも明確でないことに加え、責任が認められるに際しても、いくつかの次元の異なる議論がやや複雑に関係しているものと言うことができる。

第1に、学校の責任の理論的基盤として、一般的な議論では、児童生徒が「学校の管理下」にあることを以て、児童生徒が津波により死傷したことの責任を負わせる前提としているが、この前提は、逆に考えると、学校が震災発生時において、児童生徒を保護者に引き渡すことを最優先し、結果として児童生徒の安全が損なわれる虞を包含しており、また、児童生徒が保護者に引き渡された時点で学校の責任が消滅すると考えざるを得ないことから、同じく津波により死傷した児童生徒の間で、学校の責任の有無について不均衡が生じかねないものと考えられる。なお、この問題は、被災時に備えた学校への人的物的資源の充実によってある程度までは対応可能な部分があるが、学校ないし教員が個々の児童生徒の安全に係る全責任を長期間にわたって負い続けることには事実上限界があり、かつ、教員についてもそれぞれ家庭を典型とする各自の私生活がある以上、個々の教員の私生活上の利益を無視することも妥当ではないから、学校及び教員の責任の範囲をある段階で固定する解釈を行うことは、やむを得ないものと考えられる。従って、学校の管理下にあるか否かを問わず、学校には一般的に児童生徒の安全性の維持確保を行う義務が常に存在することを理論的な前提としたうえで、学校の責任が現実の震災の局面で過大になることを防止するため、学校が防災マニュアルを策定し、その内容について関係者に周知した場合には、当該マニュアルの内容が一般的な合理性を有している限り、当該マニュアルに従ったことを以て学校は法的責任を免れるものとする構成を、今後確立していくべきである。

第2に、前記のとおり、防災マニュアルの策定及び関係者への周知によって学校が法的責任を免れるためには、当該マニュアルの内容に一般的な合理性があることに加え、当該マニュアルの記載に従った訓練の実施や、定期的なマニュアルの検証及び改訂等が行われていることも、必要となるものと言うべきである。但し、かかる防災マニュアルの策定及び周知等によって、学校が震災時における法的責任を免れることを、契約上の責任として構成すべきか、あるいは、契約上の責任を越えた学校の児童生徒に対する安全配慮義務として構成すべきかについては、なお検討が必要である。また、この点に関して、学校が避難所として指定されたことにより、児童生徒以外の者が学校に避難してきた際に、学校がこれらの者との関係で、上記の防災マニュアルの内容に従った避難指示等の義務及び責任を「契約上」負うと考えるべきかについても、併せて検討が必要である。

第3に、防災マニュアルの策定、周知及び遵守が学校の責任を免れさせることの前提となる、当該防災マニュアルの合理性の検証についても、多様な観点からの再検討が必要である。前項で検討してきた裁判例の判示からすると、防災マニュアルに対するこれまでの評価においては、主に過去の当該場所における

145 実際、(a) 事件では、マニュアルの記載に反して園児を幼稚園に待機させなかったことが、幼稚園の責任を肯定する要素として考慮されているほか、(d) 事件控訴審においても、学校がマニュアルに反して本件児童を他の保護者に引き渡したことを以て違法とし、本件児童の死亡の原因となった津波の被害についても、学校において予見可能と判示している。

146 例えば、(a) 事件では、幼稚園はマニュアルを策定していたものの、それを保護者にも職員にも周知しておらず、このような場合に、果たして当該マニュアルの内容に従うものとする契約が成立していたか自体、定かでない部分がある。

被災経験を前提として、当該場所に待機すべきか他の場所へ避難すべきかの判断に関する合理性を判断してきた傾向が認められるが、この考え方は、従来経験していない内容の震災が発生した場合については、学校の責任を問うことが原則としてできなくなるという問題点がある。また、既に指摘したとおり、仮に震災の発生時期と規模に関する事前の予測が不可能であったとしても、発生した震災に関する規模と内容とを仮定して、生ずるべき被災内容と望ましい避難経路とを合理的に予測することは可能な筈である。従って、今後における防災マニュアルに関しては、過去の被災経験に基づいた合理性の判断に加えて、より理論的な観点から、震災の内容及び程度を抽象的に仮定したうえで、どのような状況においてどのような避難行動をすることが合理的であるかを検証していくことが、併せて必要となるものと考えられる。

なお、津波に関する学校の責任に限らず、一般に法的責任の検討が、事故ないし事件が発生した時に直ちに行われるものというよりも、むしろある程度の時間が経過し、状況が沈静化した後に行われることが通常であることからすれば、法的責任の成否が判断される際の前提ないし感覚と、被災時における前提ないし感覚との異同については、常に注意を払う必要がある。従って、今後における法的責任の検討に際しては、過去の経験から帰納される合理性の判断に加えて、理論的観点に基づく災害の予測を考慮要素として加えることが必要であり、かかる考慮を加えることによって、震災が発生した際に最終的な目的であることが明らかな児童生徒の安全の維持確保をより確実に図ることが、強く期待できるものと思われる。

4 防災マニュアルの策定による法的責任の帰趨

前述のとおり、(e) 事件控訴審である仙台高判平成30年4月26日平成28年(ネ)381号は、専ら防災マニュアルの信頼性を争点として設定したうえで、学校関係者の責任を肯定した。本件においては、第1審では防災マニュアルについては実質的な争点となっておらず、現場における教員らの情報収集に係る具体的な判断のみから法的責任が肯定されたのに対し、控訴審では、専ら事前の防災マニュアルの合理性のみが争点とされ、控訴審判決では、市が作成した防災マップにおける合理性には問題があり、かかる防災マニュアルを信用した校長らの判断には過失があったとの理由で、市と県の法的責任が肯定されている。

この控訴審判決は、要するに、防災マニュアルが整備されていたとしても、その合理性に問題がある場合には、現場における関係者は防災マニュアルを遵守したことによって法的責任を肯定される、というものであり、防災マニュアルと法的責任との関係としては、最も複雑な問題を扱ったものと言うことができる。かつ、本件における防災マニュアルについては、震災前から種々不備が指摘されていたとか、当該マニュアルを遵守した結果として死者等の被害が生じたことがあったというわけではなく、理論上の可能性を組み合わせた結果として、本件小学校の立地には安全上の問題があり得、かかる場所を避難場所として指定したこと自体に誤りがあったと判示する以上、理論上の可能性を以て防災マニュアルの合理性を判断し、かつ、かかる合理性の判断については、学校管理者である校長らが行うべきものと考えられる。

しかしながら、この控訴審判決の判断は、従来の裁判例との整合が理論的に図れなくなる可能性があるばかりでなく、実務上の妥当性に関しても、種々問題を含むものであると言わざるを得ない。

第1に、通学区域内に津波浸水予測地域があった場合、学校管理者が防災マニュアルを遵守した判断として合理的であるのは、児童を当該津波浸水予測地域に近づけないことであり、津波浸水予測地域から外れた場所に学校が位置しているのであれば、学校内に児童を留め、保護者に引き渡した後に保護者の判断に従って各家庭での行動をさせるべきである。しかしながら、同判決は、通学区域内に津波浸水予測地域がある以上、そこから連動して本件小学校も浸水の虞があるとの理論上の可能性を組み合わせることによって、その地域全体が津波により浸水する虞があることを学校管理者が予測すべきであったと判示するものであり、実務上の妥当性が強く疑われる判断であると言わざるを得ない。

第2に、本件小学校の立地からすれば、堤防が決壊した場合に学校が危険に晒されることは当然であり、従って問題となるのは、堤防が決壊する危険性の有無と程度に係る予測可能性であるところ、長期間にわたる降雨や台風の接近と異なり、突発的な地震により発生する津波に関する予測については、やはり防災マップによる津波浸水区域の範囲を基に予測することが合理的であると考えられる。しかしながら同判決

は、堤防が決壊した場合に学校が危険に晒される立地であったことから、学校に留まっていたことの危険性を学校管理者が予見すべきであったとするものであり、堤防決壊後における学校の危険性に関する議論と、堤防を越える津波が到来することの予測可能性の議論とを混同していると言わざるを得ない。

第3に、防災マップに記載された津波浸水予測地域の範囲に問題がある場合、法的責任を専ら追及されるべき者は、当該マップの作成者であって、かかる予測の合理性と妥当性が、当該マップの作成時点における情報と経験、知見を総合して行われる必要がある。また、学校管理者である教員は、基本的に学校教育の専門家であるに過ぎず、災害発生時における被害の範囲及び程度に予測については、一般的な知見を若干広範囲に有する「一般人」に外ならないことは、過去の最高裁判例における教員の責任の前提となる知見に関する判示からして明らかである（落雷の危険性に関する知見について、最判平成18年3月13日平成17年（受）76号参照）。従って、仮に防災マップに震災の範囲に係る予測を外した部分があったとしても、かかる防災マップに教員が依拠したことを以て合理的な判断を誤ったとする同判決の論理は、災害に関する予測を専門としない一般人に対して、防災に関する専門家でも困難であった極めて高度の予測をすることを事実上求めていると考えざるを得ず、教員の法的責任に関する過去の最高裁判例に照らしても、理論的な整合性を見出すことは困難であると言わざるを得ない。

以上のとおり、同判決は、災害発生時における各現場での行動に関する合理性の判断基準と、防災マニュアルの策定及び遵守に依拠した合理性の判断基準との差異を正確に認識することなく、結果として同校に待機していた多数の児童が死亡した事実という結果のみから、現場にいた管理者としての教員の責任を肯定したに等しいものであり、法的責任に関する判断としては、理論的な整合性から考えても実務上の妥当性から考えても、支持し難いと言うべきである。

しかしながら、この控訴審の判断が、上告不受理という形であれ最高裁で確定した以上、大震災が発生した場合における組織の法的責任の判断に際して、裁判所が防災マニュアルの策定とその実行状況とを極めて重視する傾向にあることは、疑いのないところと思われる。すなわち、大震災発生直後に下された判決の中には、震災発生時点において関係者がどのような行動をし、特にその後の災害発生の際に関する情報収集を行ったか否かが重要な争点となったことと相まち、防災マニュアルの策定及びその遵守については、付随的に検討されるに留まっていたのに対し、現在では、震災からしばらく時間が経った後に下された判決であることも与り、むしろ震災前にどのような防災マニュアルが策定され、どのような対応を行うことが組織として予測されていたかが、主要な争点とされるに到ったとすることができる。

もっとも、このような裁判例における主要な争点の変化それ自体は、理論的観点からすれば、必ずしも不合理であるわけではない。すなわち、大震災時においては、震災それ自体によって被災地では広範囲かつ大規模の混乱が生じ、通常の場合以上に関係者の具体的行動の適切性を、証拠を以て証明することが困難となる。そして、かかる状況においてもなお、後に証明することが最も容易な事実は、当該震災によって死者を典型とする被害が現実発生し、かつ、同一の震災の中でかかる被害が生じた場合と生じなかった場合とが双方あることに、実質的に限られることとなる。

そうすると、同一の震災において、死者の発生を典型とする被害の結果があったかなかったかが明確な事実として比較対象となる以上、被害の結果が生じたことそれ自体が、実質的に関係者の法的責任の存在を推測する理由となるという、いわば「結果論」としての責任が認定されることとなりかねず、これは法的責任の理論構造としては、明らかに問題があるものと言わなければならない。実際、震災時の具体的な状況は、震災ごとに全体的な傾向ないし動向が異なるのみならず、同一の震災の中でも、場所や時間、関係者の属性等に起因する諸事情により大きく異なる以上、最適な判断も状況ごとに当然異なってくる筈であるから、関係者の法的責任の判断を、生じた結果から推測していることに外ならず、当該時点において事実上選択不可能であった行動を、関係者に対して後知恵で強いる結果となりかねない。

これに対して、事前に策定された防災マニュアルの合理性の有無ないし程度と、関係者が震災発生時に当該マニュアルを遵守して行動したか否かによって法的責任を判断しようとすることは、実質的に、震災の発生に際してどのような行動をとるべきかが関係者の判断により事前に設定され、かかる設定された行動基準に従って関係者が行動したか否かを検証するものとなる。そうすると、震災後において関係者の法

的責任の有無ないし程度を立証ないし判断するに際しても、当該時点において関係者の取るべき行動基準をマニュアルに依拠して明確に立証することが可能となるのみならず、震災発生時における関係者の行動に対する評価に際しても、各震災における具体的な状況に対する関係者の知不知にかかわらず、策定されたマニュアルを遵守したか否かについて判断すれば足りることとなる。このように、防災マニュアル策定において将来の震災を予測したことの合理性の有無ないし程度、及び、震災発生時において当該マニュアルを関係者が遵守したか否かにより法的責任を判断するという理論構造は、法的責任に係る注意義務の履行の有無ないし程度の判断基準と理論的に親和性があるのみならず、具体的な事案における当事者の立証の負担を実質的に軽減するものであり、具体的な震災時における関係者の具体的な行動を個々の震災の状況との関係で評価する方法と比べて、はるかに合理性が高いものと考えられる。

以上のとおり、震災時における関係者の法的責任を判断するために、防災マニュアルの策定とその遵守とを基準とする考え方には、相当の合理性があると考えられる。但し、この考え方を貫徹しようとする場合、防災マニュアルを策定し、あるいは災害時において指揮命令を行う者は、防災マニュアルの本来の機能である筈の、災害時における関係者の生命等の安全の確保よりも、むしろ自己が追及されることあるべき法的責任の有無ないし程度に相当の関心を持たざるを得ないこととなり、その結果として、防災マニュアルの本来の目的が事実上後退し、関係者が防災マニュアルのみに依拠して行動した結果、事実上死者を典型とする被害が拡大する場合すら生ずることとなりかねない。そして、前記の考え方の下では、合理性のある防災マニュアルを遵守した行動については、原則として関係者の法的責任が追及されない以上、結果として被害が拡大したにもかかわらず、関係者が全て法的責任を免れるという状況が生ずるわけであり、この結果を社会的に容認すべきか否かが、問題として残るであろう¹⁴⁷。

結局のところ、今後における防災マニュアルの策定においては、誰が誰に対してどのような法的責任を引き受け、また、どの範囲から先については結果に対する責任を負わせないことを明確に意識しながら、防災マニュアルの本来の目的である災害時における関係者の安全確保を目指すことが必要となるものと思われる。その中では、特に、現場での管理及び具体的な指揮命令を行う者の具体的な行動に対する裁量の範囲と責任の範囲との均衡をどのように図るべきかが、理論上も実務上も重要な検討課題となる筈である。例えば、各現場における関係者の具体的な局面における行動については、適切に策定された防災マニュアルに従ったものである限り、原則として災害による被害に係る責任を免除すると共に、組織、地域ないし国家が、災害の結果に対する責任を法律上ないし事実上引き受け、状況に応じた賠償又は補償等を組織等が全体として行うことを制度として確立していくことが、法的責任の理論的な構造との整合性からも、現実的な災害時政策の妥当性からも、必要かつ有益であると考えられる。

147 この問題に対する1つの対応案としては、防災マニュアルの内容を相当程度概括化ないし抽象化し、各震災時の各現場における関係者の具体的な情報収集と判断とを優先させる、という考え方がありうる。しかしながら、この考え方は、大地震や津波を典型とする突発的な災害に対して、現場の関係者に極めて高度かつ冷静な判断能力を瞬時に求めることに外ならず、かつ、個々の震災の具体的な結果に係る法的責任を、各現場にあって具体的な判断を下した個々の関係者に原則として全て帰すると同時に、かかる責任の所在の反射的な効果として、当該関係者の所属する組織全体の法的責任を事実上免れさせる傾向を生じさせることが否定できない。この傾向は要するに、通常状況においては組織全体における指揮命令系統に従って行動すべきこととされている各現場の個々の関係者が、突発的な大震災の発生時に限って自己に全責任が原則として帰せられる高度な判断を求められるという、各現場における関係者にとって、やや承服し難い内容の法的責任を負わせるものであって、支持することが難しいものと言わざるを得ない。

第6章 学校と教員を攻撃する保護者への対応

- 1 序 ---- 問題の所在
- 2 学校ないし教員が保護者を提訴した裁判例
 - (1) 生徒の自殺と校長に対する殺人罪の刑事告訴
 - (2) 連絡帳を利用した教員への長文の批判と非難
 - (3) 教育委員会への処分要求と教員に対する暴行
- 3 学校と教員を攻撃する保護者に対する民事訴訟の実効性
 - (1) 学校及び教員に対する保護者の攻撃の特徴
 - (2) 教員個人の利益と学校の利益との相互関係
 - (3) 保護者に対する民事訴訟提起の効用と限界

1 序 ---- 問題の所在

現在の学校や教員は、かつての一般的感覚からすれば信じられない程に、保護者からの要望や批判を受けている¹⁴⁸。学校教育の目的は、言うまでもなく子どもの健全な成長と能力向上を図ることにあり、その目的を達成するためには、学校や教員と子どもとの間のみならず、学校や教員と保護者との間にも、学校教育に係る信頼関係が形成されていることが必要である。また、現在の学校教育に係る体制や環境は、予算不足から生ずる人員不足、学校を含む社会全体の構造変化等、様々な事情が与って、なお改良、改善の余地が多々あることも明らかである。さらに、法的な観点から学校教育を見た場合でも、学校と子どもないし保護者との間には、在学契約あるいはそれと社会実質的に類似する在学関係が形成されており¹⁴⁹、理論上、学校と子どもないし保護者とは契約ないしそれと社会実質的に類似した関係における対等な当事者である以上、子どもに対する学校教育に係る関係形成について要望を述べ、あるいは学校ないし教員に対する批判を加えることは、一方当事者あるいは当事者の代理人として当然のことであり、評価することが可能である。従って、学校や教員に対する要望や批判は、それが学校教育にとって必要あるいは有益なものである限り、学校や教員としても受け容れるべきであり、現に、ほとんど全ての学校では、保護者からの要望や批判に対しては、謙虚かつ真摯に聴く姿勢をとっているものと思われる。

しかしながら、近年問題となっている状況として、保護者が学校や教員に対して執拗かつ過剰な要望ないし批判を行い、その中には、要望や批判の範疇を超え、自己の利益を充たすための要求や、教員の人格や能力に対する一方的な非難等、学校や教員を保護者が「攻撃」しているとしか評価できないものが含まれているために、学校教育自体に支障が生じかねない場合が増加していることが挙げられる¹⁵⁰。前述した学校教育の目的からすれば、学校や教員が保護者からの要望や批判を受け容れるべきである理由は、かかる要望や批判が学校教育を向上させる可能性を有しているためであるから、学校教育に支障を生じさせる

148 但し、このことは、かつての学校や教員が、現在の学校や教員よりも優れていたことを全く意味しておらず、むしろ、建設的な要望や必要又は有益な批判に対しても、必ずしも十分な対応をしてこなかった可能性の方が高い。また、現在における学校や教員に対する保護者からの攻撃においても、学校や教員の側にも改善の余地がある場合も当然ありうるため、かかる攻撃を一律に不当なものとして排除することが難しくなっている側面があることが否定できない。

149 子どもの在学関係に係る法律構成については、私立学校及び受験により入学者の選抜を行う学校については、在学契約が成立しているのに対し、義務教育としての公立の小中学校については、全ての子どもに義務教育を受けさせるべしとの憲法上の要請の下に、行政上の措置として児童生徒の入学が許可され、保護者も子どもを通学させる公法上の義務を負っているものであるが、社会実質的な観点からすれば、学校教育の具体的側面において、両者を区別する必要性は、私立学校における具体的な教育目標の前提となる思想信条部分に起因する状況と、子どもを学校から「退学させる」という概念が義務教育としての公立小中学校には存在しないことを除き、ほとんどないものと思われる。

150 特定の保護者からの攻撃を受けることによる問題としては、学校や教員の業務に支障が生ずることのほか、当該保護者の子どもを含む児童生徒に対する教育内容全体に影響が及ぶ虞があることが、より深刻なものとして挙げられる。

虞のある要求や非難を受け容れる必要はなく、また、教員も人としての尊厳を有する個人である以上、理由のない非難を受けたり人格ないし能力を理由なく否定されたりした場合には、相応の対処をしてしかるべきである。そして、この対処として学校や教員がとるべき選択肢の中に、訴訟の提起を含む法律上の対処が含まれるべきことは言うまでもない。

しかしながら、現在までのところ、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起した事案は、ごくわずかな件数に留まっている。この理由として考えられるものとしては、第1に、学校教育においては原則として学校側に絶対的な裁量が留保されている以上、可能な限り学校としては教育上の対処に係る裁量を行って対応すべきであるとの前提が、学校を含む多くの者が暗黙のうちに支持している考え方であること、第2に、民事訴訟の提起を典型とする法律上の対処を行うことは、少なくとも当該保護者との関係では学校教育上のみならず、社会一般的な信頼関係も断絶することを事実上意味しており、学校教育上の信頼関係の形成が爾後期待できなくなることが懸念されること、そして第3に、仮に民事訴訟を提起したとして、果たしてその効果としてどのようなことが期待できるのか、特に、当該保護者がその後も学校を攻撃してくる事態を果たして防止することができるのか不明であること、が挙げられる。

これらの理由のうち、第1及び第2の理由については、後に第7章で詳しく論ずるとおり、学校や教員が社会の構造と規範とを子どもに教える立場にある以上、正統な権利や利益を守るために法的対処を行うことはむしろ適切であり、具体的にどの時点で法的対処に移行すべきかについては、学校と当該保護者との従前の信頼関係状況の推移と、他の子どもの教育に対する影響の程度を総合考慮することにより、学校及び教員の有する教育上の直観を含めて決断すべきこと、また、かかる対処とそれに到る経緯とを含めて学校の姿勢を子どもに見せることにより、問題に直面した場合における社会的対応の一種として子どもを教育することも必要であると考えられる。これに対して、上記の第3の理由については、個別の事案に対する個々の検討が行われているのみで、理論的観点を含めた総合的な検討がこれまでなされたことはなく、今後かかる事案は増加する可能性はあっても減少する可能性は小さいものと予測できるから、今後のあるべき方向性を含めて、改めて検討考察する必要がある。

本章では、以上に述べた観点を基に、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起した事案について分析検討を加え、学校トラブル全般に係る法的対処の実効性について、理論的観点を含めて考えてみることにする。以下では、まず、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起した事案について、個々の事案ごとに事実関係と裁判所の判断とを分析する(2(1)～(3))。そのうえで、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起する事態の前提となる保護者からの攻撃の特徴について検討するために、保護者が学校や教員を攻撃するに到る背景事情ないし原因、当該保護者が学校や教員を攻撃する態様、及びそれによって生ずる学校教育への影響について概観し、本章での議論の目的である、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起することの効果と実効性について考察する(3(1)～(3))。

2 学校ないし教員が保護者を提訴した裁判例

前述のとおり、学校や教員が保護者を提訴した裁判例は、これまでごくわずかしかが存在していないが、いずれも社会的にはかなり注目を集めたことも特徴的である。もっとも、学校あるいは教員が保護者を提訴するという事案の性格も与って、社会的な注目、特に報道機関による報道が一時的あるいは一方的であったり、学校や教員が保護者を提訴すること自体に対する興味本位や偏見が重なったりすることによって、事案全体に対する冷静な分析検討が、必ずしも十分に行われているわけではないことも、同時に指摘される必要がある。

以下では、①生徒の自殺に関して保護者と代理人弁護士が校長を殺人罪で刑事告訴したことに対し、校長が名誉毀損で提訴した事案、②連絡帳による保護者と学校との連絡事項欄に、保護者が教員に対する長文の非難を連続して記載したことに対して、教員が保護者を名誉毀損で提訴した事案、そして、③保護者が教育委員会に対して教員の処分を連続して要求した後、教員に対して暴行を加えたことに対して、教員が保護者を名誉毀損と暴行とで提訴した事案について、それぞれ事実関係及び裁判所の判断を概観する。

なお、各事案の解説における関係者の記号表記は、特に断らない限り、事案ごとに別人である。

(1) 生徒の自殺と校長に対する殺人罪の刑事告訴

学校で事故・事件が発生した場合、報道を含めた多くの見解が、当該学校における問題点の指摘や、学校関係者の責任追及へと向かう傾向があることは、ある程度予測されるところである。しかしながら、そのような問題点の指摘や責任追及が、学校関係者の名誉を毀損するような態様で行われた場合には、学校関係者の側が相手方に対して、損害賠償や謝罪広告等を求める権利があることも、法律上明らかである。長野地裁平成23年1月14日平成21年(ワ)140号は、学校関係者が事態の解決のために法律上認められる手段の必要性と相当性について考えてみるための典型的な事案といえることができる¹⁵¹。

原告Xは、A県立B高校の校長である。B高校は、運動関係で県下有数の強豪校であり、全国大会でも相当の成績を修めていた。

生徒Cは、平成17年4月、B高校に入学し、バレーボール部に入部したが、同年9月頃より不登校となり、同年12月上旬、自宅で自殺した。Cの母親であった被告Yは、Cの不登校がB高校の生徒を含む学校関係者のいじめによるものであると強く主張しており、Cが自殺する直前まで、バレーボール部関係者、学校関係者、教育委員会等に対して、調査、謝罪等を繰り返し求め、上記関係者ほか、Yを支援する県議をも含め、数次にわたる話し合いが行われていた。Xは、校長としてこの話し合いに対応し、このままではCの進級が懸念され、Cの登校を願っている旨の文書等を、Yに交付した。

Xは、Cが自殺したことに関して開かれた記者会見の席上、不登校及び自殺の原因について、いじめ等はなかったと認識していること、及び、Cは不登校となる前に複数回家出をしており、その原因はY及びCの家庭内での問題にあることを、報道関係者に対して述べた。

本件相被告Zは、業務経験30年を超える人権活動等で著名な弁護士であり、Xの上記記者会見の報道に接したことから、Yに対して、Yを支援し、訴訟代理人となることを申し出た。そして、Yは、Zを訴訟代理人として、A県、B高校バレーボール部関係者ら十数名、及びX個人を相手取り、損害賠償総計1億円余を求める訴訟（長野地裁平成18年(ワ)82号。以下、「前訴」という）を提起した。これに対して、B高校バレーボール部関係者らは、Yの理由のない非難攻撃によって平穏な生活を害されたとして、Yに対して損害賠償を求める訴えを別に提起し（長野地裁平成18年(ワ)363号。これに対するYからの反訴として、長野地裁平成20年(ワ)391号）、この訴えは前訴に併合審理された。前訴の第1審は、バレーボール部の上級生の1人がCの頭をハンガーで殴打したことに對して損害賠償1万円を認容し、それ以外のYの請求を全て棄却し、バレーボール部関係者からの訴えについては、1人当たり5万円ないし5千円の損害賠償を支払うようにYに命じた（長野地判平成21年3月6日）。Yは、この第1審判決に対して控訴したが、後に控訴を取り下げたため、第1審の判断が確定した（東京高裁平成21年(ネ)1802号ほか）。

Y及びZは、前訴の提起とは別に、Cがうつ病に罹患していたにもかかわらず、登校を強要したことが未必の故意による殺人に当たる等と主張して、Xを殺人罪で刑事告訴した。この際、Y及びZは、記者会見を開いて告訴状を報道関係者に公開したため、このことを新聞各紙が報道した。告訴を受けた検察は、数回にわたってXに事情聴取をした後、殺人罪に関しては罪とならないとの判断で不起訴としたが、この間、Xは、同窓会やPTAの会合等で説明を求められたり、多数の抗議非難の電話を受けたり、親族の結婚に際して先方から状況の説明を求められたりした。

また、Yは、Zと相談のうえで、Cの自殺に関する一連の状況についてブログを作成公表していた。この本件ブログには、前記の告訴状も掲載され、誰でも閲覧可能な状態に置かれていた。また、本件ブログでは、前訴に関する第1審判決の内容、及びこれに対する極めて批判的な見解が掲載されていた。

本件は、以上の経緯の下で、XがY及びZに対し、Y及びZがXを刑事告訴して記者会見を開き告訴状を公開したこと、及び、本件ブログに告訴状を掲載したことは、Xの名誉を毀損すると主張して、損害

151 本判決については、星野豊・月刊高校教育2014年6月号78頁、高中正彦・自由と正義66巻11号37頁（2015年）がある。また、本件と前訴とを含む一連の事件の経緯についてのノンフィクション・ルポタージュとして、福田ますみ『モンスター・マザー ---- 長野・丸子実業「いじめ自殺事件」教師たちの闘い ----』（新潮社、2016年）がある。

賠償600万円、及び、D新聞紙上と本件ブログ上とに謝罪広告を掲載するよう求めたものである。

裁判所は、次のように判示して、損害賠償165万円に加え、新聞紙上における謝罪広告の掲載を命じた。

「本件告訴のうち、殺人罪に係る事実経過について、①Xにおいて、Cがすぐにでも自殺するような精神状態にあったと認識し、かつ、自殺を予見することは極めて困難であったこと、②Xには、Cを殺害する動機など存在しなかったこと、③本件各通知書面等は、XないしB高校関係者らが、Cの進級の可否を心配し、その善後策を検討する趣旨で送付したものと認められること、④12月3日の話し合いは、Xが部下に命じて実施されたものではない上、Yも、Cが本件高校に登校することには賛成していたことの各事情が認められる。」したがって、「Xが、本件告訴状記載の方法によって、Cを殺害したなどとは到底推認することはできない。かえって、Xは、Cが早期にB高校に登校するようになり、穏便に問題が解決することを真に願っていたものと容易に推認することができ、Yもこれに応じて、双方ともCの元気な本件高校への復帰を願っていた。そうすると、本件告訴のうち殺人罪に係る告訴は、事実と反する内容であった」というべきである。

Yらは、「12月3日の話し合いの状況を録音したテープの内容を本件告訴の前に予め精査していないほか、Yらにおいて、Xないし教育委員会等に対し、Xによる記者会見での摘示事実の根拠について問い合わせるなどの調査を行ったと認めるに足りる証拠もない。これらの事情によれば、Yらは、本件告訴等に係る各摘示事実が真実であるかについて、基本的な調査ないし検討さえ尽くしていないものといわざるを得ず、「本件告訴等に係る各摘示事実が、いずれも真実であるとか、Yらにおいてこれを真実と信ずべき相当の理由があったものといえないことは明らかである」。

「Yらが捜査機関の捜査を求めるのであれば、本件告訴だけをすれば足りるところ、Yらは、それ以上に、Yらによる本件記者会見によって、マスコミに対し、校長であるXが生徒を自殺に追い込んで殺害したなどという告訴内容を説明し、それを記事にすることを容認していたし、さらに、本件ブログでも、本件告訴の内容をインターネット上でも公開している。Yらがこれらの手段を取ったことにより、違法な本件告訴内容は、不特定多数の者に広く知れるところとなった。その結果、Xは、本件告訴によって捜査機関から捜査を受けるなどの煩雑さ以上に、本件告訴内容が知れ渡ることによって多大な精神的損害を受けるに至っているのである。そして、新聞報道等を受ける者及び本件ブログの読者が不特定多数にのぼることからすれば、……本件告訴に対する不起訴処分、その新聞報道、長野地裁における民事訴訟事件での勝訴判決、その新聞報道、係る判決の本件ブログでの掲載といった、Xの名誉等を回復する事後的な事情があったとしても、それだけで、Xが失った名誉等が回復しきれものではない。そして、その回復の措置としては、Y1らに対して主文掲記の各謝罪広告の掲載を命じる必要がある。「なお、Xは、本件ブログにも謝罪広告を掲載するよう請求するが、D新聞は、A県内において広く購読されている新聞であるから、これに謝罪広告を掲載すれば、Xが失った名誉等の回復の措置としては十分というべきであり、本件ブログに謝罪広告を掲載するまでの必要性は認められない。」

本件は、最高裁まで争われたが、控訴審、上告審は共に本判決の判断を支持し（東京高判平成23年12月14日平成23年(ネ)1671号、最決平成25年10月3日平成24年(オ)724号・平成24年(受)872号)、本判決の判断は確定した。

(2) 連絡帳を利用した教員への長文の批判と非難

学校教育が、学校関係者と子ども及び保護者との信頼関係で成り立っていることは、改めて言うまでもないことであるが、この信頼関係が失われた場合に、どのような対処を行うべきか、その場合の対処として法的手段を用いることが、事態の「解決」にとってどのような影響を与えるかが問題となる。さいたま地熊谷支判平成25年2月28日平成22年(ワ)556号は、保護者と教員ないし学校との間で信頼関係が失われた結果、最終的に教員個人が保護者を提訴する事態として報道の対象となった事案である¹⁵²。

原告Xは、平成3年より公立学校の教員として勤務する者であり、平成22年当時、本件小学校の3年生である児童Aの担任であった。被告Y1及びY2（以下、一括して「Yら」ということがある）は、A

152 本件に関する評釈として、粟野仁雄ほか・季刊教育法178号32頁（2013年）、星野豊・月刊高校教育2014年3月号84頁、筵井順子＝門松真由・季刊教育法189号84頁（2016年）がある。

の保護者である。

Yらは、行事の際におけるAと他の児童とのトラブルへの対応や、テストにおける採点、Aへの対応を中心とした日常のXの教育指導に関してXに不信感を抱くようになり、平成22年6月以降、本件訴訟が提起された頃に到るまで、①市教委に対して相談を持ちかけたり、②学校と家庭との間の連絡のために用いられていた連絡帳に、断続的に、長文の非難、抗議ないし謝罪を求める文章を書いてAに持参させたり、③給食の片付けの際にXがAに暴行を加えたと主張して警察署に被害相談に赴いたりするなどした。また、Yらは、Aにも内緒でAに録音機を設置し、授業状況を録音したところXの授業や指導に問題があることが判明したと主張して当該録音の反訳書を提出しているが、裁判所からの当事者尋問において録音の具体的な方法を明かさなかったため、証拠としての信頼性に関して裁判所から疑問が示されている。

この間、本件小学校の校長Bは、Xに対しては、「モンスター・ペアレントに負けてはならない」として担任を交代することを後述する翌年1月下旬まで行わず、教頭、学年主任、及び市教委担当課長らに対して本件連絡帳の記述への対応を協議するほか、PTA役員らに事態の概要を示し、話し合いによる解決等を試みたものの、いずれも功を奏することなく、BとYらとが直接話し合う機会も結局設けられなかった。

本件は、Xが個人として、Yらによる本件連絡帳の記述や市教委ないし警察への相談において、自己の名誉が毀損されたと主張して、Yらに対し、慰謝料500万円の支払を求めた事案である。Yらは、本件は教育内容に関わる話し合いにより解決がなされるべきものであり、裁判所で法律上の判断を行うことになじまないとして、訴えを却下すべきである等と主張した。

なお、本件訴訟提起後、Yらによる本件連絡帳への記載はしばらくして行われなくなったが、翌平成23年1月下旬頃、新聞や週刊誌が相次いで、主にYらからの情報提供に基づくとしつつ、本件事案の概要や本件提訴に到る背景について記事を公表した。本件小学校は、これらの記事に対して取材に応じず、何も意見を述べなかったが、これらの記事が公表された直後に、Aの担任をXから他の教員へと交代させた。裁判所は、次のように判示して、Xの請求を棄却した。

「教育現場の問題は、それが教育内容そのものの問題（例えば、教育方法の適否）でないとしても、本件学校や市教委が、児童や父兄を交えて、話し合い等の方法により解決することが望ましいことは、いうまでもない」が、本件は、「教育内容そのものの問題ではなく、Yらの行為による名誉毀損等を問題とするものであって、これについて、訴訟により一定の結論を出すことや、本案判決により紛争を解決することができないとはいえない。」

Yらによる本件連絡帳の記載は、「Xが、計算テストにおけるAの解答を消して不正解としたという事実を指摘するものであるところ、……Xが、故意に職務上許されない行為をしたと指摘することが、Xの社会的評価を低下させるものであることは、あまりにも明らかである。」しかしながら、「名誉毀損が成立するためには、それが公然と行われる必要がある」ところ、「本件連絡帳そのもの、あるいは、本件連絡帳の写しを目にしたといえる者は、Xのほか、B校長、教頭、学年主任及び市教委」担当課長程度であり、これらの者や学校関係者は、「本件各書き込みの内容について、地方公務員法34条1項の守秘義務を負う」から「本件各書き込みの内容が、みだりに伝播するとは考えにくい。」また、PTA役員については、「本件連絡帳の写しそのものを回覧させたことはなく、……本件連絡帳にひどいことが書かれているということ報告した程度……であるから、PTA役員らに対し、本件各書き込みの具体的内容までが伝わったとみることはでき〔ず〕本件各書き込みの具体的内容が、それ以上に伝播するおそれもなかったことになる。」「このように、本件連絡帳への書き込みによって、未だ「公然」と名誉を毀損したとはいえない」から、「本件連絡帳への書き込みによる名誉毀損の成立は、認められない。」

また、本件書き込みは侮辱に当たるものではなく、また、市教委や警察への相談が、Xの名誉を毀損するものということではできない。

本判決に対しては、敗訴した当事者であるXは、控訴等を行わなかったが、全面勝訴した（従って控訴上告する理由や実益がない）筈であるYらが、本件訴訟は本来却下されるべきであったとさらに主張

して控訴及び上告し、いずれも不適法として却下及び上告状却下されている（東京高決平成25年4月23日平成25年(ネ)1874号、東京高決平成25年5月15日平成25年(ネオ)414号）¹⁵³。

(3) 教育委員会への処分要求と教員に対する暴行

教員が教員である以前に人である以上、保護者、場合によっては児童生徒といえども、教員に対して暴行を加えた場合には、かかる暴行が教員側による挑発を原因とするものでない限り、厳格な法的対処がなされてしかるべきである。もっとも、既に見てきたとおり、教員と保護者との間で民事訴訟が提起されれば、かかる事態そのものに対する興味本位の視線が社会全体から集中するほか、当該保護者の養育する児童生徒が継続して学校に在籍していた場合における一般的な教育上の指針に対する影響を無視することも困難であるため、現実には被害に遭った教員が、当該事実に対して刑事あるいは民事で告訴することは、被害の実数と比べてかなり少ないように思われる。横浜地判平成26年10月17日平成23年(ワ)5188号は、保護者が教員に対して暴行を加えたこと自体について損害賠償の支払を命じた、典型的な事案である¹⁵⁴。

原告Xは、公立小学校の教員であり、被告Y1及びY2（以下、一括して「Yら」ということがある）は、本件小学校に子Aを通わせている保護者（Y1が母親、Y2が父親）である。Xは、本件小学校において、Aが授業中に大声で私語をしたり、他の児童との間で頻繁に問題行動を行ったりしていたことから、他の児童を丸太から引っ張り下ろした際などに、Aの体を叩いて指導することがあった。これについてAは、Yらに対し、他の児童と比較して自分ばかりが厳しく叱られ、叩かれることもある等と述べたため、YらはXに対して事実関係を確認することなく、本件小学校あるいは本件小学校を設置管理する教育委員会に対して、担任の交代あるいはAのクラス替えを強く要求した。教育委員会とYらの話し合いは、深夜に及ぶこともあったが、この際、Y2は、Xについて、「二重人格である」等と発言した（以下、「本件発言」という）。

一方、Y1は、本件小学校の校長らにもクラス替えを要求したが拒絶されたため、自ら教室に入ってAの机を隣のクラスに移動させようとし、これを制止したXに対して、頭部を殴打する等の暴行を加えた（以下、「本件暴行」という）。Y1は、本件暴行のため警察に逮捕されたが、後に起訴猶予処分となった。

本件は、XがYらに対して、本件暴行に基づく治療費及び慰謝料、及び、Yらが教育委員会における話し合いの中でXの名誉を毀損する発言をしたことに基づく慰謝料、合計約430万円を請求したものである。また、Yらも、Xに対し、Xの体罰を含む指導によってAが学校を休まざるを得なくなった等と主張し、慰謝料を請求する別訴を提起した（横浜地裁平成24年(ワ)1655号）。

【判旨】 請求一部認容（Y1について約100万円、Y2について5万円認容）。

「①Xは、Aが授業中に大声で私語をしたり、級友に対して問題行動を起こすことがしばしばあったことから、Aに対する注意の回数が増えて行き、厳しく注意するようになったが、それらは全て、Aに対する生徒指導の範疇での相当な注意であったと認めることができること、②しかしながら、Aは、Xが他の児童に比べてAのみが一方向的に厳しく叱られていると受け止めて、その不満をYらに話したこと、③Yらは、Aの一方向的な説明を聞いて、その真相をXに直接確認することはしないまま過剰に反応し、教育委員会に対してAへの懲戒処分を求めると共に、本件クラスの担任を替えるかAをクラス替えすることを執拗に要求したこと、④XとしてはAがXの生徒指導により辛い思いをしているのであれば謝りたいとの意向を有し、またY1らに対しても直接説明をしたいと希望していたが、Yらにおいて、Xと話し合

153 さらに、本件訴訟が確定した後、今度はY1らがXや校長Bらを相手取って、公務員による機密漏洩等を主張して国家賠償請求訴訟を提起したが、第1審から最高裁までY1らの請求は棄却されている（さいたま地熊谷支判平成29年10月23日平成25年(ワ)418号（評釈として、石井正人・民事判例18号104頁（2018年）がある）、東京高判平成30年9月19日平成30年(ネ)344号、最決令和元年6月4日平成31年(オ)239号・平成31年(受)293号)。また、本件自体についても、高裁の決定が違法であるとして、準再審の申立てが行われているようである（東京高裁平成30年(ム)104号）。以上のことからすると、教員が訴訟を提起することによって、保護者との間における対立関係が常に収束するわけではなく、逆に極めて長期にわたる係争関係が続くこととなる虞もあるわけであり、訴訟の提起を相当慎重に行う必要があることを、事実上意味しているように思われる。

154 本件に関する評釈等はないようである。

いをする事は拒んだこと、⑤Aとしては、Xが叱り方を変えるのであれば登校したいと希望していたが、かかる希望についてはYらの受け入れるところではなかったこと等の事実が認められるのであり、これらの事実からすれば、Aの休学は、Yらの要求を通すための手段としてなされたものであり、Yらの意思によるところが大きいと認めるのが相当である。」

「本件発言は、Aの指導方針に関し教師たるXを批判ないし非難するものであるところ、Y2は、Aからの伝聞のみを根拠として、Xと直接協議してAの供述の真偽を判断することもないままに、執拗に自らの要求を通すべく数時間にもわたり教育委員会に居座り、Xが差別、暴行を加える不当ないし違法な指導を行う人格的に問題のある教師であると発言しているから、かかる発言は、教師としてのみならず人間の本質というべき事柄についてXをいたづらに批判ないし非難しているというべきであって、人格攻撃に当たる侮辱的な発言であり、Xが教師として受任すべき批判ないし非難の限度を超えて、Xの名誉感情を毀損する違法な行為であったと認めるほかなく、Y2は、これによってXが被った損害を賠償する責任を負うというべきであり、慰謝料5万円を認容する。」

「Y1が、平成20年12月10日午前8時45分頃、Y1が廊下に出した机をXが教室内に戻したことに激昂し、本件教室内に侵入して同教室の黒板前にいたXに近づき、「うちの子をこんなふうにしてやったんでしょ」などと言いながら、Xの左側頭部を右手の拳で強く上から下に向かって1回殴打したことは」前記認定のとおりであり、Xの損害として、通院慰謝料50万円、休業損害約35万円、請求関連費用約5万円、弁護士費用約10万円を認容する。」

本判決に対しては、双方当事者とも控訴しなかったため、確定している。また、YらがXを提訴した別訴については、本判決と同日に請求棄却の判断が下され、こちらも第1審で確定している。

3 学校と教員を攻撃する保護者に対する民事訴訟の実効性

前項で概観してきた裁判例は、ある意味で極端なものばかりとの印象もないではない。しかしながら、学校ないし教員が保護者を提訴することを検討せざるを得なくなる状況は、現実に提訴までには至らなかった事案の存在を推測すると、より微妙ないし潜在的なものを含めて多数あるものと思われる¹⁵⁵。従って、以下では、理論上実務上双方の観点から、学校と教員を攻撃する保護者にはどのような特徴があり、かつ、学校と教員との間における利益状況にどのような差異があるかを検討したうえで、本章での議論の目的である、保護者に対して学校ないし教員が民事訴訟を提起することの実効性はどの程度あるのかを考察する。

(1) 学校及び教員に対する保護者の攻撃の特徴

前項で見えてきた裁判例に共通する保護者の特徴を考えると、①極度の権威主義、②極度の自己中心性、③要求や行動における極度の粘着性、④攻撃対象が専ら教員個人に対する人格的側面となる傾向、の4点を挙げることができる。

第1に、学校や教員を攻撃する保護者の多くは、自己の正統性を相手方よりも上位の権威の存在に求め、組織あるいは制度上の指揮命令関係ないしは権限関係を利用して、自己の要求を実現しようとする事が窺われる。従って、学校に対してであれば校長を筆頭とする管理職、学校外であれば教育委員会、場合によっては地方自治体の首長等に対して、陳情、報告、嘆願等様々な名目で自己の正統性を訴えることによ

155 例えば、教員が刑事告訴された長野地判の例から考えてみても、当事者が証拠の収集を含めた全ての訴訟活動を自身の費用で行わなければならない民事事件と異なり、刑事事件の場合には、公的機関である警察や検察が強制力を持って捜査を行うため、犯罪の証拠等が確保される可能性が高くなり、併せて相手方に対する心理的圧迫を加える効果がある。このため、学校関係でのトラブルにおいても、学校関係者が暴行、傷害、強制わいせつ等を理由に刑事告訴されることは、実はそれ程珍しくなく、結果としてこれらの告訴はほとんど全て不起訴となり、学校関係者が不当性を感じつつも、相手方を名誉毀損で告訴するまでには到らないのが、実情であると思われる。その点で前記長野地判は、Xに対する告訴が殺人罪という衝撃的な内容であるにもかかわらず、事前の調査が極めて不十分であったこと、及び、YとZが記者会見を開いて報道関係者に告訴状を公開し、当該事実が報道される可能性を積極的に高めたことから、Xが我慢の限界に達したものと考えられる。

り、学校ないし教員に対する攻撃が行われることとなる¹⁵⁶。その点で、裁判所は、学校組織とは別次元の組織ではあるものの、紛争解決の正統性に関して絶対的な権威であることが明らかであり、学校に直接関係する権威が保護者の主張の正統性を認めない場合には、保護者が学校関係機関全てに対して攻撃を加えるために頼る新たな権威として、裁判所を選ぶことが十分に考えられる。そして、かかる状況における裁判手続の利用については、当該保護者は「話し合いを行うための仲介」としての機能を裁判所に求めているわけではなく、「権威としての命令」として自己の要求を実現させようとする以上、和解よりも判決を求める傾向が強くなるものと考えられる。その他、学校ないし教員に対して社会的な圧力がかかることを期待して、保護者が事案をマスコミに宣伝したりする傾向は既に見られるところであり、保護者が自己に関する事案をインターネットで拡散して賛同や支持を募ることも、今後増加していくものと思われる¹⁵⁷。

第2に、学校や教員を攻撃する保護者の圧倒的多数は、外形的な言辞がどのようなものであるかにかかわらず、自己のことしか関心がないことが通常であり、極端な場合には、自己の子どもの利益を無視してでも、保護者自身の利益を図ろうとすることがある。このような傾向は、子どもがまだ幼少であって、他人が置かれた状況と自己の置かれた状況との比較を基に保護者を批判する能力が身につけていない状況で特に生じやすいものであるが、通常の成長過程を辿れば批判能力が身につけていく筈である年齢に子どもが達していたとしても、それまでの家庭内での養育ないし生活によって、他人の置かれた状況と自己の置かれた状況との比較検討が様々な理由により阻害されていた場合や、他人の置かれた状況と自己の置かれた状況との異同を事実として認識すること自体はできても、自己の置かれた状況をより望ましいものあるいは高次に属するものとの価値観が形成されていた場合には、子どもの側から保護者に対する批判は行われることがなく、むしろ保護者の指示あるいは期待どおりに行動する傾向が生ずることとなる¹⁵⁸。この点で、学校ないし教員としては、教育の対象である子ども自身の人格的成長を、保護者がどのような者であるかにかかわらず行う必要があるわけであり、かつ、かかる保護者は学校ないし教員を攻撃する建前として、自己の子どもの保護ないし利益を前面に出すことが少なくない以上、学校ないし教員が保護者に対して強硬な態度に出ることが難しいという、現状の問題の基盤を構成していると言える¹⁵⁹。

第3に、学校や教員を攻撃する保護者の行動段階においては、自己の要求がかなえられるまで、同一の内容の要求を執拗に継続することが少なからずあり、若干でも要求がかなえられると、そのことを理由ないし根拠として次の要求を行うという特徴が、かなり明確に観察できる。これは、当該保護者にとって、具体的に提示している要求がかなえられることを通じて、自己の要求の全てを相手方である学校が常に受け容れるという状況を形成させ、学校を実質的に支配することが本来の目的となっているためである。そして、かかる保護者にとっては、具体的な要求内容がかなえられるか否かは、学校が自己の支配下にあるか否かの徴表としての意味しか有しておらず、自己の要求した具体的内容以外の結論に落ち着くことは、自己の目的と異なる結果となることを意味している。従って、当該要求がかなえられるまでは極めて長期間あるいは長時間にわたって要求行動が行われる反面、個々の要求行動の内容が他の内容へと変遷するこ

156 実際、前項で見た事案では、いずれも保護者は教育委員会に対して自己の主張や要求を頻繁に行っているほか、長野地判では、前訴の提起前に、YがA県知事に対して、B高校でいじめがあるので対応して欲しい旨を頻繁に申し入れていたようである。同事件に関する前訴提起前を含めた事案全体の詳細については、福田・前掲書注151参照。

157 前項でみてきた事案で言えば、さいたま地熊谷支判ではYらが提訴された後に、マスコミに対して提訴された事実を公表し、当該裁判自体が広く報道されて多くの者に知られるところとなった。また、長野地判に関しては、Yが作成したとされるブログにおける情報発信を信じて自己の感想を付加することにより、実質的に学校や教員、あるいは校長Xに対する批判ないし非難を表明する見解が、少なからず発信されている。この傾向は、福田・前掲書注151によって、訴訟記録の調査と多数の関係者へのインタビューを含む詳細な取材結果が公表されるまでの間、むしろインターネット上における多数の見解として事実上共有されていたものである。

158 但し、この点に関して、前項でみてきた裁判例における記録からは、当該保護者の子どもが常に保護者の指示どおりに行動していたとは必ずしも認定されておらず、むしろ、長野地判では、CがYから離れることを意図しており、A県教委やB高校はCからの相談を受けつつ、母子分離の準備を進めていたようである。福田・前掲書注151参照。

159 場合によっては、かかる保護者が前面に出す建前として、学校教育一般における有用性や、当該学校の児童生徒全員の利益になるような事情を掲げることも考えられる。しかしながら、かかる事情については、当該保護者の子ども、あるいは当該保護者自身の利益に直接間接に連動することが少なからずあるため、学校としては、一般論として有用性の高い要求ないし主張であったとしても、直ちに受け容れることが困難であるのが実情と思われる。

とはなく、学校側がより保護者にとって有利となるような代替案を提示したとしても、当初自己が提示した具体的要求の受け入れのみを主張することが珍しくない。このため、学校ないし教員にとっては、明確な理由を示して拒絶をし続け、一切の妥協案や代替案を示さない態度を堅持することが、かかる保護者からの攻撃に対する事実上最も効果的な防御方法となるわけである¹⁶⁰。

第4に、保護者の学校や教員に対する攻撃の具体的内容については、事実に基づく客観的評価というよりも、多くの場合、特に個人としての教員に対する人格的な攻撃が事実上中心となることが少なくない。前項で見てきた裁判例でも、訴訟提起に到るまでの間に保護者から受けた言動に対して、当該教員個人に対する人格的な攻撃が多数含まれていたことから、教員側が保護者の行動を止めさせ、あるいはかかる行動に対する法的責任を追及したものと考えて差し支えない。この特徴に着目すると、前述した保護者からの要求をひたすら拒絶し続けるという対処方法は、教員個人に対する人格攻撃が、その間継続、場合によっては激化するという点で、少なくとも人格攻撃の対象とされた教員にとっては精神的に多大な打撃を受けることが想像に難くない。従って、教員が個人として民事訴訟を提起してでも保護者の攻撃を止めさせようとする自体には、相当の理由があると考えられる。

以上を要するに、学校や教員を攻撃する保護者の特徴については、裁判例における事実関係及び判旨から観察することができる行動の傾向から考える限り、相当に高い確率で、保護者の学校に対する実質的支配を行うための状況を形成させることが本来の目的となっており、そのような関係の形成を望むことの主要な基盤は、保護者自身の人格的特徴に由来するものと考えて差し支えない。そうすると、学校が子どもに対する教育を行うための機関であって、保護者の人格的特徴については何の責任も権限もないことからすれば、学校や教員を攻撃する保護者を相手に、本来必要となる子どもに対する教育の時間を削って対応しないし対処する必要が生じていること自体、明らかに学校の機能を越え、あるいは学校の本来の目的に反するものと言わなければならない。

(2) 教員個人の利益と学校の利益との相互関係

前述のとおり、学校や教員を攻撃する保護者において、攻撃の事実上の中心が、個人としての教員の人格攻撃となる傾向があり、保護者による攻撃が長引けば長引くほど、教員個人の精神的負担が重くなる虞があることからすると、学校と教員個人との利益の異同についても、併せて検討しておく必要がある。

教員個人と学校との関係については、特に教員個人に認められる業務上の裁量の範囲が近年縮小する傾向が見られ、代わって学校という組織としての一体性が強調される傾向が、社会全体として生じている。この点は、教員のそれぞれ有している個性が学校教育の中でそれ程大きく影響しなくなることを事実上意味しており、特に公立学校においては、どの教員が担当するかによって教育内容に大きな差異が生じない結果をもたらすことが一般的に期待できるため、公立学校における児童生徒間の平等性に関する一般的な要請に基本的に合致するものである。また、特に職務経験年数の少ない教員にとっては、より経験年数の長い同僚教員からの事実上の指導や助言を受けることにより、業務の遂行を通じた教員としての能力の向上を期待することができるとの効用を有するものであるため、原則としては肯定的に評価すべきである。

しかしながら、学校や教員を攻撃する保護者への対応という点に絞って考えると、教員の裁量が小さくなって組織としての学校の一体性が強調される傾向の中では、学校の利益と教員の利益との相互関係については、若干複雑な考慮を要する部分が新たに生じている可能性があると言わなければならない。すなわち、一般的な事業において、個々の担当者の裁量を小さくし、組織としての一体性を強調する考え方の中では、具体的な担当業務の内容が個人の業績評価と直接連動している場合でない限り、全ての業務について誰が担当するか自体も、組織における業務分担に係る権限に委ねられるものである。従って、仮に顧客と担当者との間で何らかの問題状況が生じ、顧客が担当者個人を攻撃する事態に到った場合には、当該担当者を速やかに当該業務から交代させ、当該顧客と爾後直接対峙させない状況を形成することが合理的な

160 実際、学校教育上の具体的な措置をとるかとはならないかは学校ないし教員側の裁量に属することが通常である以上、学校ないし教員としては、かかる保護者への対応に係る時間と労力とを掛けて要求を拒絶し続けるか、かかる保護者に対して民事訴訟を提起して当該行動自体を止めさせるかとの間で、事実上選択肢が存在していることとなる。

対応となる筈であるし、顧客との間における問題状況の解決それ自体を専門に担当する部署を設置することも、組織全体の管理体制としては、通常のことと思われる。

これに対して、学校と教員との関係においては、教員の裁量が実質的に小さくなり、組織としての学校の一体性が強調される傾向が生じている現在においても、保護者が学校ないし教員を攻撃する事態が生じた場合、かかる問題に対応する専門の部署が設置されていることは、ほとんどないのが実情である。加えて、かかる保護者の学校に対する具体的な要求内容の典型例が、担当者としての教員の交代自体であることが少なくない以上、教員の配置を保護者の要求に従って直ちに変更することは困難であり、何よりも、当該保護者の子を含めた児童生徒に対する教育効果に対する影響を無視することも相当でない。そうすると、教員の側にしてみれば、自己の裁量が少ない以上、集団的な協議や検討に具体的対応を委ねなければならない一方で、攻撃してくる保護者に対して主に対応する必要性は継続するという、およそ精神的負担という点では望ましくない状態に、否応なく置かれることとなる。

また、組織としての学校の一体性が強調される状況の下では、個々の教員の利益の総和が学校の利益と完全に一致するとは限らない以上、学校が組織としての対応を決定する過程で、個々の教員の利益に実質的に相反する対応を採用することは、理論上も実務上も生じてくる筈である。まして、学校や教員を攻撃する保護者の数は、徐々に増加しつつある傾向があるとはいえ、保護者全体の数から見れば未だごく少数に留まっていることも明らかである以上、組織としての学校と個々の児童生徒ないし保護者との間で直接問題が生じた場合についてはともかく、教員個人と保護者との間で問題の端緒が生じた場合については、当該教員個人にその原因がある可能性があるとの見方が学校の内外を問わず生じてくることも、なお否定できないものと言わなければならない。

そうすると、教員個人としては、組織としての学校が決定した対応に関して、自己の意思のみを以て実現できる範囲が事実上限定されざるを得ないことが明らかである以上、個人として行うことが可能な対処、すなわち、自己を原告とし、保護者を相手方とする民事訴訟を提起して、当該問題に関して第三者として公平な判断を下すことが十分に期待できる裁判所の判断を仰ぐ、という手段を模索せざるを得ないわけであり、この点からも、教員個人による保護者に対する民事訴訟の提起には、相当の理由があるものと考えて差し支えないように思われる¹⁶¹。

もっとも、教員が個人として裁判を受ける権利が保障されていることと、教員が組織としての学校の一員であることとは別次元の問題であり、保護者に対して教員が個人として民事訴訟を提起することそれ自体に対して、学校の内外を問わず、消極的な見解が生ずることは、かなり高い確率で予測される。従って、理論上はともかく実務上は、教員が個人として保護者を提訴する場合とは、①保護者から提訴されたことに対する実質的な反訴として訴えを提起する場合、②何らかの理由で事実上組織としての学校からの支援が期待できない場合、及び、③退職後である等、組織としての学校の一員でなくなった場合、に限られてくるものと思われるところ、前項で見てきた裁判例は、いずれも、これらの場合に典型的に該当するものと考えて差し支えない。

(3) 保護者に対する民事訴訟提起の効用と限界

これまでの検討からすると、学校や教員を攻撃する保護者に対して民事訴訟を提起することの効用については、次のように考えることができる。

第1に、学校や教員を攻撃する保護者については、かかる保護者の目的が学校に対する実質的支配状況

161 これに対して、学校が組織として対応する過程で保護者に対する民事訴訟を提起する場合には、個々の教員の利益が学校の保護者に対する提訴によって脅かされる危険性は、当該事案に関して教員個人の見解が組織としての学校の判断と異なっていた場合を除いて事実上存在しないため、組織としての管理体制の下で個人としての行動を個々の教員が制約されることはあり得ても、ここで検討している学校の利益と教員個人の利益との相互関係については、特段問題は生じないものと思われる。なお、この場合における個々の教員の役割は、事実関係の確認と自己の立場からの陳述を以て事案の対処の補助をすることであるが、教員が組織としての学校の一員であるとの認識が、未だ社会全体に完全に共有されているとは必ずしも言えないのが現状であり、例えば事故や事件の内容について証言を必要とされる場合に、学校の対応と別に教員個人に対する批判や非難が生じることは、しばしば観察される現象である。

を形成することであって、かつ、かかる目的が当該保護者の人格的特徴を基盤とするものと考えられる以上、かかる保護者への対応に過剰に時間や労力を割かれることは、子どもに対する教育を行うための機関である学校の本来の目的から外れるものと考えざるを得ない。従って、話し合いによる事態の進展が一定時間内に認められない場合において、当該問題について第三者であることが明らかな裁判所の判断を仰ぐことは、理論上も実務上も合理的なものと考えられる¹⁶²。

第2に、学校や教員を攻撃する保護者の攻撃対象が、教員個人の人格攻撃を事実上中心とする傾向があるとすると、学校の利益とは別に、人格を攻撃対象とされた教員個人の利益を守るために、当該保護者に対する民事訴訟の提起は、相当の効用を有することが期待できる。特に、学校の利益と教員個人の利益とが必ずしも完全には一致せず、学校が組織として決定した対応が教員個人の利益に配慮しないものであった場合、当該教員個人が民事訴訟を提起して自己の利益を保護することを求める必要性は、極めて高いものと言うべきである。

第3に、学校や教員を攻撃する保護者の存在と、それに対する学校及び教員の対応の正当性を主張するための手段としての観点から考えた場合にも、民事訴訟記録が当事者以外の第三者を含めて一般に公開される点において、民事訴訟の提起は相当の効用を有するものと考えられる。個々の子どもの教育効果とそれに関する保護者と学校及び教員との関係は、当該子ども及び保護者に関する強度のプライバシーに属しており、かかる状況を他の保護者や第三者に伝えること自体、法律上別途問題となる可能性が高いものであるが、民事訴訟については当該事件の記録を誰でも閲覧できることが原則とされており（民事訴訟法91条）、学校や教員の置かれた状況と正当性を、法律に触れることなくして第三者に知らせることが、必ずしも不可能でなくなってくる¹⁶³。

しかしながら同時に、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起することの効用には、次に述べるような限界があることも明らかである。

第1に、全ての民事訴訟に共通する点として、現行法における民事訴訟の構造上、関係する事実の全てが明らかになるとは限らず、かつ、裁判所の判断も、法律上の問題点のうち、当事者間で争いのある部分に限られることは、学校や教員が保護者を提訴した場合も同様である。また、第三者が民事訴訟記録を閲覧することによって学校や教員の置かれた状況を知ることができるとしても、それによって当該第三者がどのような見解を抱くこととなるかは、当該第三者自身の判断に委ねられていることも当然である。

第2に、前項で見てきた裁判例についても言えることであるが、現在でもなお、学校や教員が保護者を提訴することに対して、「教育者としての資質」というおよそ無関係の次元での消極的な見解が示される可能性は少なからずあり、民事訴訟を提起した結果、かえって学校や教員の側が、社会全体からの無形の圧力を受ける虞があることは否定できない。この点については、そもそも学校や教員が保護者を提訴した

162 学校で生徒が負傷した事故に対し、保護者が話し合いにほとんど応ずることなく損害としての要求額を上昇させてきたことに対し、学校が自己の責任の範囲の確認を求めて提訴した事案である、東京地判平成26年5月13日平成25年(ワ)34084号参照。同事件については、星野豊・月刊高校教育2016年4月号84頁がある。

163 もっとも、裁判例では、特定人との間で訴訟が係属中であることを、自己の政治活動上の広報紙で公開したことが不法行為となること判示したものがある（岐阜地大垣支判平成22年3月25日平成20年(ワ)253号、及び、その控訴審である名古屋高判平成23年3月17日平成22年(ネ)496号。同事件は最高裁による上告棄却・上告不受理決定により確定した。最決平成24年3月2日平成23年(オ)1251号・平成23年(受)1399号)。また、自己を当事者とする民事訴訟について、相手方の提出した分を含めて訴訟記録を全てインターネットで公開することが不法行為を構成するか否かについては、民事訴訟記録が誰でも閲覧可能であることとの関係で見解の対立があり、原告である相手方の住所氏名等の個人情報部分を含めて、被告が一切の資料をインターネットで公開したことが不法行為となるか否かが争われた裁判例では、審級ごとに微妙に異なる判示がなされている（京都地判平成29年4月25日平成27年(ワ)2640号は、住所の公開は不法行為となるが、訴訟記録の公開を理由に氏名については公開可能と判示し、その控訴審である大阪高判平成29年11月16日平成29年(ネ)1441号は、訴訟記録の閲覧とインターネットにおける公開とは実質的に公開される範囲が異なる等として、住所氏名を公開したことが共に不法行為となると判示している。なお、同事件は最高裁による上告棄却・上告不受理決定により確定した。最決平成30年5月10日平成30年(オ)334号・30年(受)416号)。従って、本文で述べた民事訴訟提起の効用としての、「第三者に状況等を知らせる」ことの実質的な意味は、第三者の側が積極的に学校ないし教員の置かれた状況を知りたいと考えた場合に、双方の主張を中心とした訴訟記録を原則として閲覧可能であるという点にあり、この点は、マスコミ報道やインターネット上の言論に何らかの偏りがあるか否かを含めて、第三者がより客観的な情報を集めることができるという、事実上の効用と考えることができる。

事案自体が極めて少なく、第三者からの興味本位の見解を引き出しやすいことが考えられるが、かつて、教員個人に広範な裁量が教育上認められていたことと、「教員個人の人格」が現在でもなお学校教育の実質的な基盤として位置づけられていることの影響も、少なからずあるように思われる。

第3に、前項で見てきた裁判例については、学校や教員が保護者を提訴した場合、保護者が従前続けていた学校や教員に対する攻撃行動は少なくともそのままでは継続されていないものの、民事訴訟という相手方に対して自己の主張を自由に展開することができる場が設定されることとなるため、保護者からの学校や教員に対する攻撃は、実質的には訴訟が係属している間継続する点も無視できない。すなわち、前述のとおり、民事訴訟提起の効用として、教員個人に対する人格的攻撃への対処としての効果が期待できるとしても、民事訴訟が係属する間、訴訟における主張が行われたり、訴訟に関する事実等が公開されたりすることを通じて、教員個人に対する保護者からの人格的攻撃は継続していくわけである¹⁶⁴。このような状況が、果たして当該教員の精神的利益に望ましいものであるかは、何とも言えないように思われる。

以上のとおり、学校や教員を攻撃する保護者に対して、学校や教員が民事訴訟を提起することには、理論上は相当の合理性や効用が認められる可能性がある一方、かかる効用が、学校に対する社会全体からの風評や、教員個人の精神的利益にとって果たしてどのような効果をもたらすかについては、かなり不安定要素が大きいことも否めない。しかも、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起することが極めて少ない現状にあっては、提訴した学校や教員はいわば「完全勝利」しなければ第三者からの信頼を事実上獲得できない可能性すらあるわけであり、このような事情が、学校や教員にとって、民事訴訟の提起を躊躇させる大きな理由となっているものと考えられる。

民事訴訟を社会の中でどのようなものと位置づけるべきかについては、論者により大きく見解の分かれるところであるが、少なくとも、理由のない被害を受けた者が、加害者に対して民事訴訟を提起するという選択肢を躊躇せざるを得ないことは、社会正義の観点から望ましいこととは言い難い。また、かつてと異なり、学校における人間関係に係る観点は、いわゆる「教えを乞う」ことを基盤とする実質的な「上下関係」から、人と人との対等な「契約関係」ないしそれと同等のものへと変化しているわけであり、かかる観点の変化からも、自己の要求を常に相手方に受け容れさせて相手方を支配しようとすることを目的とする行動は、それが保護者であれ、学校や教員であれ、断じて許容されるべきでない。

以上を要するに、学校や教員を攻撃する保護者に対して民事訴訟が提起されることは、学校教育にとって「異常事態」であるとしても、その前提となる本来の学校教育上の人的関係のあり方については、「教員も人間である」という当たり前の前提に立ち還って、学校や教員と保護者及び児童生徒との関係を、改めて考察し直していくことが必要である。他方、法律上の対処として教員が民事訴訟の提起を選択しようとする場合において、当該民事訴訟の提起によって教員が実質的に意図している保護者からの攻撃、特に教員個人に対する人格的攻撃を止めさせるために、現行民事訴訟上どのような課題があり、どのような制度改正あるいは制度設計が必要となるかについては、他の訴訟類型における同種の問題状況との比較検討を含めた総合的な考慮が必要となるため、将来の課題とせざるを得ない。

164 かつ、裁判である以上、明らかに事実に反することを知って行われたのでない限り、訴訟上の主張や言動について名誉毀損等が成立する可能性は、訴訟外の言動と比較した場合、著しく限定されることとなるから、民事訴訟が提起されてしまうと、ある意味で保護者からの教員個人に対する人格的攻撃は、一層激しくなる可能性すらないではない。

第7章 教育的対処から法的対処に到る転換点

- 1 学校トラブルへの法的対処の必要性
- 2 教育的対処と法的対処との比較検討
- 3 教育的対処から法的対処への転換点

1 学校トラブルへの法的対処の必要性

これまでの本書における検討から考えても、学校において様々な種類の様々な規模のトラブルが日常的に発生している現状は、残念ながら周知となっているものと言わざるを得ない。そして、かかるトラブルの中で最も複雑かつ解決困難なものが、裁判を典型とする法的紛争に発展していることも、否定できない現状である。かかる現状を前提とするならば、学校トラブルへの対処において、学校の本来の役割ないし機能である学校教育の延長としての教育的対処と共に、あるいは教育的対処に代えて、法的対処を行わなければならない場合があることについては、改めて検討する必要があるように思われる。

もっとも、どのような状況が生じた場合に、教育的対処と共に、あるいは教育的対処に代えて、法的対処を行うことが必要となるかについては、現在までのところ、必ずしも明確な基準が示されていない。また、後述するとおり、教育的対処と法的対処とでは、それぞれの対処における具体的な行動のみならず、その前提ないし基盤となる考え方それ自体に大きな差異が存在するため、そもそも学校として行うべき対処の一環として法的対処が果たして適切なものと言えるのか、また、トラブルが発生した場合に、学校ないし教員が法的対処を自ら行うべきであるかが、そもそも問題となってくる¹⁶⁵。

しかしながら、上記のような問題を考慮したとしても、やはり学校トラブルに対して法的対処を行うべき必要性は、少なくとも現在においては否定されるべきでない。その理由は、以下に述べるとおりである。

第1に、学校が子どもに対して行う教育の目的の中には、社会における規律と正義とを様々な形で子どもに自覚させること、及び、子どもが社会人として成長していく過程において、かかる規律と正義とを自ら実現することにより、社会の担い手の一人となるように成長させることが含まれている。そして、かかる規律と正義とを自ら実現するためには、社会の中で発生したトラブルの解決に対して積極的な対応をとらないことは、必ずしも望ましいこととは言えず、利用可能な手法ないし手段を自ら適切に用いて対処することが必要であり、かかる対処のうち最も重要なものの1つとして法的対処が位置づけられていることは、改めて言うまでもないものと思われる。そうすると、学校で発生したトラブルに対しても、利用可能な手法ないし手段の一つとして、法的対処を適切に行うことによって事態の解決を図ろうとすることは、子どもに対する重要な教育実践として、積極的に位置づけられるべきである。

第2に、学校における教育は、原則として、子どもを各家庭から学校の支配領域へと登校させることによって行われるものである以上、学校は各家庭及び子どもに対して、学校における学習のための各種の環境を整備することについて、教育上の責務のほか、法律上の責任をも負っている。従って、学校の中でトラブルが発生した場合に、学校がかかるトラブルに対して合理的な対処を行うことができないという事態は、学校が各家庭及び子どもに対して負っている教育上の責務及び法律上の責任に反するものであり、このうち特に法律上の責任を全うするためには、発生したトラブルに対して法的対処を行うことが、半ば必

165 実際、教員を含めた学校関係者の多くは、必ずしも法律上の知見を豊富に有しているとは限らず、具体的な対処に係る行動が、常に適切であることの保障が期待できない場合が少なからずあり得る。また、社会の中で他人の法律上の紛争への対処を業として引き受ける弁護士等の専門家が存在することを併せ考えるならば、学校において発生したトラブルといえども、法的対処については法律の専門家に委ねられるべきであり、学校ないし教員として自ら行うべき対処としては、学校ないし教員の本来の業務である学校教育の延長としての教育的対処に特化すべきであるとの見解も、一定の説得力を持つと言えなくはない。

然的に求められるものと考えられる。

第3に、後に詳述するとおり、学校ないし教員が学校教育において通常行っている教育上の対処においては、関係者相互間における人対人としての信頼関係の構築及び深化が基本的な前提となっているところ、学校でトラブルが発生した場合において、かかる信頼関係をトラブルの相手方との間で構築及び深化させることが果たして常にできるものであるか、また、かかる信頼関係の構築ないし深化の試みに際して、学校ないし教員が不当に傷付けられ、理由のない被害を受ける虞が本当はないのかについては、少なくとも現状生じている各種の学校トラブルの実例を観察する限り、極めて怪しいものと考えざるを得ない¹⁶⁶。従って、学校トラブルへの対処においては、教育的対処と法的対処とを合理的に使い分けることによって、学校ないし教員が人として有すべき尊厳や利益を適切に保護することを目指すべきであり、かかる合理的な使い分けは、学校関係者全体の信頼関係の構築及び深化に関する、より望ましい結果をもたらすことを、十分に期待できるものと考えられる。

本章では、以上に述べた観点を基に、学校において生じたトラブルへの対処において、教育的対処と法的対処との合理的な使い分けが、どのような状況の下に行われるべきか、また、教育的対処と法的対処との使い分けは、どのような理論的観点に基づいて行われることによって、合理性及び妥当性を獲得することができるかについて、実験的な考察を試みることにする。以下では、まず、教育的対処と法的対処とが、基本的な考え方及び対処のための具体的な行動に関して、どのように異なっているかを確認した後、教育的対処と比較した場合における法的対処の意義と機能とについて検討を加える(2)。そのうえで、教育的対処から法的対処への合理的かつ妥当な転換を図るための理論的観点を提示し、かかる観点に従って、教育的対処から法的対処への転換が行われるべきと考えられる状況を列挙する(3)。

2 教育的対処と法的対処との比較検討

前述のとおり、学校で発生した各種のトラブルについて、法的対処を行うべき必要性があることを前提としたとしても、具体的なトラブル発生に際して、学校としてまず何をしなければならず、また、何を行ってはならないか、という現実の状況に対する行動の方向性は、「法的対処」の必要性それ自体からは、必ずしも明確に示されるわけではない。これは、法的対処の具体的な目的となる学校の「法的責任」の有無を判断することが、最終的に裁判を経て裁判所により判断されるという制度的構造を持つものであり、かつ、かかる裁判所の判断あるいはその解説を行う各種の書籍や言説が、専ら具体的事案に対して第三者としての立場から判断を行う裁判所としての観点に立った、「客観的」かつ「公平妥当」な「権威的見解」を示すだけであることに、実質的な原因がある。

すなわち、学校で生ずるトラブルの中で、裁判により学校の法的責任が争われる事態に到る場合の典型例は、学校がトラブル発生時における対処を実質的に誤り、当事者ないし関係者との間に存在していた信頼関係を破壊してしまったために、当事者間での話し合いによる解決が功を奏さず、結果的に訴訟によって法的責任の有無を裁判所に判断してもらう必要性が生ずる事態にまで到り、さらに、訴訟の途中においても両当事者が法的責任の有無を徹底的に争い、和解等を含む話し合いによる解決に到ることがなかった、と評価せざるを得ない場合である。そうすると、当事者ないし関係者間におよそ話し合いの余地が存在しなくなってしまった事案に対する「客観的」かつ「公平妥当」な判断ないしはそれに基づいた権威的見解の集積が、学校において発生する全てのトラブルへの「法的対処」に対してどこまで参考となりうるかは、定かでないものと言わなければならない。

また、裁判は、制度上の建前としては、当事者間で現に争われている事項に対する法的解釈に基づく判断を示すものであり、かかる法的解釈に基づく判断によって、その後当事者間でどのような関係が形成されることとなるかは、裁判が行われる目的とは次元が異なる問題として位置づけられている。しかしなが

166 近時の学校トラブルに関する裁判における1つの傾向として、学校の設置管理者ないし経営主体が訴えられるのではなく、むしろ個々の教員のみ法社会的責任を追及しようとする事案が徐々に増えていることが観察されており、今後慎重に検討する必要がある。本書第1章参照。

ら、学校で発生する各種のトラブルにおいては、学校と当該トラブルの当事者ないし関係者とが、トラブルの発生後、あるいは裁判の終結後においても、学校教育を典型とする各種の人的社会的関係を継続していかねばならない場合が多く、かつ、かかる場合におけるトラブルの当事者ないし関係者の中には、かなり高い割合で、児童生徒を典型とする子どもが含まれている。従って、学校トラブルへの「対処」において考慮すべき点としては、現に発生したトラブル自体に対する法的解釈に基づく判断自体の適切性のみならず、当該トラブルの当事者ないし関係者間における信頼関係を、トラブル発生後においてもなお維持すべきことについての対処ないし配慮も挙げられるべきである。

以上の点を念頭に置きつつ、学校トラブルへの教育的対処と法的対処とを比較してみると、以下に述べるとおり、これら2つの対処においては、その前提や対処の実質的な目的において、大きな差異が存在することが否定できない。

第1に、法的対処においては、教育的対処が実質的な前提として考えられる「関係者における信頼関係の構築ないし深化」が、そもそも前提とされていない¹⁶⁷。実際、法的対処において、訴訟の終結等を事実上の目的として相手方と「信頼関係」を形成する必要が生じた場合であっても、かかる「信頼関係」の前提及び基盤については、教育的対処における当事者ないし関係者間における「信頼関係」の前提ないし基盤とは、およそ異質なものと考えられる¹⁶⁸。また、自己の主張の展開に際してどの程度の「証拠」が必要であるか、あるいは、主張ないし証拠をどのような状況の下でどのように提示していくかという具体的な局面における行動についても、教育的対処と法的対処との差異は明らかなものと言うべきである。

第2に、法的対処において行われる法的解釈に基づく判断は、ある固定した時点について下されるものであり、その後において当事者ないし関係者間にどのような関係が形成されていくこととなるかは、少なくとも当該訴訟ないし判断の目的とは必ずしも一致しない¹⁶⁹。実際、法的判断が下された後に当事者ないし関係者間に形成される関係について、仮に法的に問題となる状況が再び生じた場合に、かかる状況に対して再度法的解釈に基づく判断が下されるべきであり、法的解釈に基づく判断がある固定した時点に対するものに留まること自体は、制度の目的にむしろ合致するものと言うことができる。これに対して、教育的対処においては、子どもが教育を受ける過程において常に成長する存在であることが対処の基本的な前提とされており、かつ、教育を行う学校ないし教員の側も、子どもが成長することによって自らの進歩発展を遂げていくこととなる。従って、かかる教育対処における時間に対する考え方は、ある固定した時点のみに着目するのではなく、常に当事者ないし関係者の状況が変化し続ける、いわば「時間の流れ」に着目していると言うことができる。

第3に、法的解釈に基づく判断が下される場合には、事案が複雑であればあるほど、両当事者の主張及び関連する証拠は、必然的に膨大なものとならざるを得ず、これに応じて、判断を下す裁判所等の側においても、相応の時間をかけて判断のための準備作業を行う必要性が生じてくる。従って、法的解釈に基づく判断においては、前記のとおり判断の対象となる時点が固定しているのみならず、当該判断の対象となる時点は、判断が具体的に下される時点よりも必ず過去のものとなることが特徴である。この点も、子どもの将来における成長を最終的な目的として、子どものみならず学校ないし教員の側も常に成長し続ける

167 むしろ、法的対処においては、現在の裁判において訴訟当事者間の対立構造が制度的に採用されている以上、裁判において自己の主張が認められることは、相手方の主張の全部又は一部を否定することに直結するから、訴訟の相手方を「敵」とみなさざるを得ない立場に置かれているわけである。

168 もっとも、ここでいう「信頼関係」の定義は、必ずしも一義的なものではなく、例えば、当事者ないし関係者間において「信頼関係がある」との感覚が共有されていることが本質であるか、あるいは、当事者ないし関係者の主観にかかわらず、ある一定の関係性が穏やかに保たれている事実が継続していることを以て「信頼関係」が存在すると考えることとなるのかは、なお議論の必要性が大きい。この点については、本書において議論している基準ないし観点のさらなる前提ないし基盤となるものであるため、今後の大きな課題として考察検討を継続していきたい。

169 これは、法的判断の構造上、ある固定された時点において形成されていた当事者ないし関係者間における関係に対して、法的解釈に基づく評価が下され、必要に応じて法的観点からして問題のある部分が是正されるべき旨が命ぜられること、言い換えれば、法的判断の対象とされた時点から法的判断が現実の下された時点までの間に法的に問題のある状況が継続していたことが確認され、法的判断の対象となった時点に遡って当該問題となる状況が是正されるべき旨が命ぜられることを以て、法的判断の本来の目的が貫徹される、と考えられるためである。

ことを前提ないし基盤としている教育的対処と比べた場合、法的対処と教育的対処との大きな差異を形成していると言うことができる。

以上指摘してきたとおり、教育的対処と法的対処との間には、その前提ないし目的の点から見ても、具体的な対処が行われる時間の捉え方においても、大きな差異があると言わなければならない。従って、学校トラブルの発生に際して、教育的対処を行うべきか、法的対処を行うべきかは、それぞれの対処において具体的にとるべき行動のみならず、それぞれの対処における前提ないし基盤となるべき、当事者ないし関係者間における信頼関係の位置づけの仕方や、具体的対処のために検討すべき時間の捉え方自体が、そもそも異なっていることに注意すべきである。実際、現実の局面においては、トラブルの対処のために必要あるいは適切と考えられる具体的な行動が、法的対処と教育的対処とで事実上正反対となることも、必ずしも珍しくないものと思われる。

そうすると、現実的にトラブルの対処に当たることとなる学校ないし教員が、具体的に発生した事態に対して適切な行動をとることができるためには、個々の状況の下で明確かつ妥当な判断を教員が誤りなくできるような合理性と妥当性を持った基準を、策定すべき必要があることは明らかである。かつ、かかる基準においては、具体的なトラブル状況として限界的な事案が生ずる可能性が存在する以上、法的対処をとることが合理的かつ妥当であるとされる典型例を示すことだけでは十分でなく、かかる基準自体の前提ないし基盤となるべき、合理性及び妥当性を有した理論的観点が必要となると言うべきである。

3 教育的対処から法的対処への転換点

これまで検討してきたとおり、学校トラブルへの対処としての教育的対処と法的対処においては、対処における具体的な行動のみならず、その前提ないし基盤となる考え方自体に、大きな差異があることができる。しかしながら同時に、教育的対処においても法的対処においても、対処の最終的な目的が学校トラブルの解消ないし解決にあることは、疑う余地がなく明らかである。従って、具体的な事態の対処においては、それぞれの対処の意義と機能とに着目した、合理的な使い分けが行われてしかるべきである。

学校の本来の業務である学校教育の基本指針と、学校教育の具体的な担い手である教職員の能力特性から考えると、教育的対処と法的対処とを比較した場合、教育的対処の方が、日常の業務内容あるいは学校教育の前提ないし基盤となる考え方に、より合致する部分が多いことは明らかである。従って、学校が具体的なトラブルの発生に際して、まず教育的対処を以て臨むことを検討し、可能な限り教育的対処を継続しようとする事自体は、当該トラブルへの対処における合理性のみならず、トラブル発生後における当事者ないし関係者間の人的社会的関係の継続という観点からも、望ましいものと考えられる。

そうすると、次に検討すべき課題は、教育的対処から法的対処に転換すべき時点がいつであり、どのような状況ないし事実が生じたことを以て転換の判断を行うべきかの基準を、合理的かつ妥当な理論的観点に基づいて、具体的事例と共に提示する点にある。そして、これまでに発生してした各種の学校トラブルの構造及び事案の特性からすると、以下の基準に従うことが、合理的かつ妥当であると考えられる。

第1に、教育的対処の前提ないし基盤となっていたのは、当事者ないし関係者間の信頼関係の構築及び深化であるから、かかる信頼関係が何らかの事情で決定的に失われ、回復される見込がないことが明らかに認められる場合には、当事者ないし関係者間における信頼関係の存在を前提ないし目的としない法的対処の方が、教育的対処と比べてより合理的かつ妥当な対処となる筈である¹⁷⁰。

第2に、学校教育の前提ないし基盤となる信頼関係の対象となる当事者ないし関係者の範囲については、必ずしも具体的なトラブル発生時における当該トラブルの当事者ないしその重要関係人のみに限られる理由はなく、当該学校において学校教育を受ける立場にある全ての子どもやその保護者を含む、広範な

170 この点で、前項で議論した教育的対処と法的対処との前提ないし基盤の差異については、むしろ、具体的なトラブル発生時における、対処方法を選択するための判断に際して、合理性かつ妥当性を持つ基準として機能する可能性が高いと言うことができる。

「学校関係者」を念頭に置く必要があると言うべきである¹⁷¹。

第3に、当事者ないし関係者間の信頼関係が失われる事態の中には、具体的な事故ないし事件の発生によって回復し難い被害が当事者ないし関係者に生ずる場合のみならず、学校の本来の機能ないし役割である学校教育の実施及びその効果が果たせなくなる虞があることも、当然含まれてしかるべきである。なお、この点に関して、発生したトラブルの当事者、場合により当事者以外の第三者が法的対処を強く志向した場合について、これを以て教育的対処の前提ないし基盤となる信頼関係が失われたものと考えらるべきかについては、当該当事者等の意思と客観的な状況との関係次第で、議論が分かれる可能性があることは否定できない。しかしながら、現行法制度の下では、全ての国民が、法的解釈に基づく裁判所の判断を受ける憲法上の権利を有する以上、少なくとも発生したトラブルの当事者が法的対処を強く志向した場合には、かかる志向自体を法的に是正する余地はないから、かかる場合において、教育的対処を学校が維持する必要性は相当程度小さくなると考えられる。また、当事者が法的対処を志向する限り、当該当事者のその後における行動は、学校との信頼関係の構築及び深化と相容れない可能性が高い。以上のことからすれば、法的対処への転換が必要となる局面の1つとして位置づけることが、妥当であると考えられる。

第4に、当事者ないし関係者間に信頼関係を構築及び進化させる必要性が他の場合と比べて比較的小さく、学校教育の一環として考えた場合でも、望ましい法的関係を含む社会関係のあり方を子どもに対して教育する必要性が高いと認められる事項については、具体的なトラブルの発生に際して教育的対処によること自体がそもそも合理的でも妥当でもなく、直ちに法的対処を以て臨むことが必要と考えられる。

第5に、教育的対処と法的対処との比較検討において、前提ないし基盤に係る考え方の差異の1つと考えられた、具体的対処を行うに際しての時間の捉え方の把握についても、教育的対処から法的対処への転換に関する観点として、考慮することが合理的かつ妥当であると思われる。前述のとおり、法的対処においては、ある固定した時点について、法的解釈に基づく判断を以て、法的に問題とされる状況を是正することに特徴がある。従って、学校トラブルへの対処としても、常に時間の流れに従って当事者ないし関係者が成長し変化していくことを前提ないし基盤とする教育的対処方針が、かえって当事者ないし関係者間の関係を悪化させる虞があるのであれば、敢えてある時点を固定したうえで、法的解釈に基づく判断を以て問題となる状況を法的に是正した後、再び教育的対処を行うために、時間が常に流れる状況へと還すことが、合理的かつ妥当な場合もある筈である¹⁷²。

以上の議論に基づいて改めて考えてみると、学校トラブルが発生した場合において、教育的対処から法的対処への転換を行うべき具体的な状況ないし事実としては、次のような場合が典型例として挙げられる。

第1に、発生したトラブルの当事者ないし関係者に人身上の被害が及ぶことが懸念される場合には、かかる懸念が具体的な被害となってしまった場合、当該被害者との間における信頼関係が決定的に失われることが明らかであるから、躊躇なく法的対処への転換を行うことが必要である。

第2に、学校の本来の機能ないし役割である学校教育の円滑な実施が損なわれ、当該トラブルの当事者ないし関係者以外の子どもの学習に支障が生ずることが懸念された場合にも、学校教育の円滑な実施を期待する子ども及び保護者との間における信頼関係を失わせる虞が高いわけであるから、具体的な状況を冷静に見極めつつ、法的対処への転換を行うことを検討する必要がある。

171 学校トラブルが生じた場合、学校関係者の主要な関心が、かかるトラブルの沈静化に向けられることは当然であるが、学校教育を受けている子どもたちは、当事者ないし関係者以外の者がむしろ多数であることが珍しくなく、全く問題を生じさせない多くの子どもたちの学習環境と権利とを確保することが、当該トラブルの沈静化と同等あるいはそれ以上の重要性を持っていることを忘れてはならない。

172 この観点は、比喩的な側面があることは否定できないものの、トラブルの発生に際して当事者ないし関係者間における信頼関係が失われ、教育的対処により期待される効果が生じなくなる虞が高くなった場合に、法的対処への転換の必要性和合理性とを説明するための、理論的観点の1つとなるものと考えられる。また、実務上の妥当性としても、学校トラブルの渦中に置かれた当事者ないし関係者にとって、裁判所を典型とする第三者による法的解釈に基づく判断が下されることは、自己の意見や立場が異なる観点から検証されることを意味しているから、自己の意見及び立場をより客観的かつ冷静に捉え直す機会として、説明することが可能である。

第3に、教育的対処の前提ないし基盤となっているものが、当事者ないし関係者間における信頼関係の構築及び深化である以上、この信頼関係が当事者ないし関係者によって破壊された場合、具体的には、これまでに構築ないし深化の努力を払ってきた信頼関係を明らかに害する行動がなされた場合や、当事者ないし関係者間で試みてきた検討ないし協議を一方的に覆す行動がなされた場合には、法的対処への転換を検討することが合理的かつ妥当と言うべきである。

第4に、前述のとおり、当事者ないし関係者が法的対処を強く志向した場合に、これを以て信頼関係が失われたと評価すべきであるかについては解釈が分かれる可能性があり、具体的な状況に応じた慎重な検討が必要であるが、少なくとも、当事者が法的対処を強く志向し、教育的対処を拒絶していることが明らかの場合、具体的には、弁護士等の代理人を同席させて法的対処を求める旨を明確に告げてきた場合等には、法的対処を以て臨むことが、むしろ合理的かつ妥当であると考えられる。

第5に、学校教育の目的の中に、社会における法的社会的関係のあり方を子どもに教育することが含まれている以上、例えば金銭の受渡等、法的関係を以て当該関係が完結すると評価できる場合には、教育的対処を無理に試みず、端的に法的対処を以て臨む方が、合理的かつ妥当な場合がある筈である¹⁷³。

以上のとおり、本書では、学校で発生したトラブルへの教育的対処と法的対処との差異について、その前提ないし基盤となる観点に遡って考察することにより、かかる前提ないし基盤に係る考え方の差異こそが、具体的なトラブルに対する合理的かつ妥当な対処を選択する基準として機能する可能性があること、及び、教育的対処と法的対処との前提ないし基盤に係る差異のうち、時間に関する捉え方の差異に着目することによって、教育的対処から法的対処への転換が合理性かつ妥当である理由を説明できることを、それぞれ理論的に示唆すると共に、現実が発生したトラブルについて、教育的対処から法的対処へと転換すべき状況ないし事実を、実務上の参考となるよう、典型的な局面として整理し提示するものである。

もとより、現実が発生する学校トラブルへの対処においては、当事者ないし関係者の人格の根幹部分を含めた広範囲に及ぶ要素が考慮対象とされたうえで、相当切迫した状況の下に具体的な対処が選択されざるを得ないわけであり、かかる対処の結果に対する評価も、教育的対処として見た場合と法的対処として見た場合とで、交錯する可能性が否定できない。また、本書で提示した観点や基準は、他の理論的観点の可能性を理論的に排除できているわけではなく、また、限界事例が多々あることが明らかに予測できるものであり、なお実験的な性格が高いことが明らかである。

従って、今後の研究において、より合理性及び妥当性を有する実務的基準をさらに探求すると共に、全てのトラブルの解決に対して合理性かつ妥当性を維持できるような理論的観点の確立を目指して、なお一層努力を続ける必要があることも、また明らかと言うべきである。

173 かかるトラブル例の典型として、給食費を典型とする学納金の未納の問題や、生徒間において犯罪が敢行された場合における対処が挙げられるが、かかる事態に対しては、公費の徴収機関や警察機関等との連携を含めた、合理的な法的対処が必要とされる場所である。

本書の結論 ---- 学校トラブルへの法的対処の意義

本書においてこれまで検討してきたとおり、学校教育における各局面でのトラブルは、誰の行動が直接の原因となったかということに事実上関わりなく、何らかのきっかけによって必ず生じうることを、今後は前提としなければならないことが明らかである。また、学校及び教員としては、かかるトラブルが生じうることを予め想定したうえで、事前の検討と準備とをしなければならず、かかる検討や準備を怠ったことそれ自体が、後に発生したトラブルに関する法的責任が追及される理由とされかねない状況にあるといえることができる。なお、かかる状況に対して、学校がこれまで行ってきた教育的対処のみでは、学校や教員の責任を免れることができないことはもとより、子どもに対する教育上の観点からも、問題を生じさせる虞があることも、改めて認識されなければならない。

かかる状況の下において、法的対処を一定の要件と条件の下に行行使することは、学校や教職員の利益を適正妥当に図ることができるのみならず、トラブルの当事者でない他の子どもが安全な環境の下で学校教育を受ける機会を確保できることを同時に意味しており、かつ、かかる学校としての対応は、子どもたちに対して、社会の構造と正義の実現の方法とを教育する一環を構成するものと言うべきである。また、学校トラブルが法的に対処され、かかる対処の一環としての裁判で争われる限り、現代の日本においては、法的対処における秩序が、法的のみならず社会的にも適正に維持されることを期待して差し支えなく、従って、学校及び教職員は、本来の専門領域である児童生徒に対する学校教育に関して、改めて自己の能力と個性とを十分に発揮できることができるようになる筈である。

但し、これも本書で議論したとおり、ごく最近の傾向としては、法的対処に適合する筈の事案が裁判により解決されることなく、むしろ政治的社会的な運動の手法をとって、一部の者の意向を事実上反映した立法が不用意に制定されること等により、学校を取り巻く環境が不安定なものとなりかねない状況が生じつつあることが懸念される。しかも、かかる立法においては、目的が極めて明確に設定される割に技術的な不備が残されたまま成立してしまうことが少なくないため、かかる技術的な不備を原因として、特定の者が自己の法的地位を都合よく設定して強引に法的権利を行使することを抑制できなくなる一方、当該立法が本来救済することを目的としていた筈である者を事実上孤立させることにより、立法自体の目的が見失われてしまう危険が伴っていることも、併せて指摘しておかなければならない。しかしながら、上記のような立法が成立して法体系の一部として存在している状況の下であっても、上記で指摘した問題点の発生を事実上防止する必要はより一層高まるわけであり、かかる立法にどのような技術的不備や目的の不安定性があるかについて、改めて理論的観点と実務的観点の双方から検証を加え、手続保障と証拠保全に配慮した、より適切な立法へと修正していくことが可能となるよう、解釈上の努力をすることが必要である。

学校教育は、次世代の育成という観点のみを取り上げても、元来政治的な関心を引き付けやすいものであり、また、学校教育を現に受けている子どもの大半が有権者でないことから、子どもの教育を受ける権利ないし利益を実効的に確保することは、意外に困難な部分が多いことは否めない。だからこそ、子どもが教育を受ける機会を適正に確保すると共に、教職員が自己の能力と個性を適切に発揮できる環境の保障が改めて必要となる筈であり、学校トラブルへの法的対処は、その意味でも、今後において学校教育を適切に遂行していくために、必要不可欠の手法となるものと考えられる。

(完)

【著者紹介】

星野 豊（ほしの・ゆたか）

1968年 東京生まれ

現 在 筑波大学准教授

筑波法政叢書（筑波法政別冊）第1号

Special Series on Tsukuba Journal of Law & Politics, Volume 1.

学校トラブルと法の役割

The Role of Legal Perspective for Resolving the Troubles on School

発行 令和2年（2020年）3月16日

著者 星野 豊

HOSHINO, Yutaka

編集者 筑波法政学会

発行者 筑波法政学会

The Tsukuba Society of Law & Politics,

The University of Tsukuba, Japan

〒305-8571 茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学人文社会系内

電話（029）853-4008（法学専攻事務室）

印刷者 株式会社 イ セ ブ

〒305-0005 茨城県つくば市天久保2-11-20, printed in Japan.

©星野 豊, 2020.